

平成28年第 4 回定例会会議録

平成28年 第4回菊池市議会定例会会期日程表（会期18日間）

月 日	曜日	区 分	日 程
12月 5日	月	本 会 議	開会宣告・開議・会議録署名議員の指名・会期の決定・決算特別委員長報告・質疑・討論・採決・議案上程・提案理由説明
12月 6日	火	休 会	議案調査
12月 7日	水	休 会	議案調査
12月 8日	木	休 会	議案調査
12月 9日	金	本 会 議	質疑・委員会付託・一般質問
12月10日	土	休 会	（市の休日）
12月11日	日	休 会	（市の休日）
12月12日	月	本 会 議	一般質問
12月13日	火	本 会 議	一般質問
12月14日	水	本 会 議	一般質問
12月15日	木	委 員 会	常任委員会 （総務文教 第1委員会室） （福祉厚生 第2委員会室） （経済建設 第4委員会室）
12月16日	金	委 員 会	常任委員会 （総務文教 第1委員会室） （福祉厚生 第2委員会室） （経済建設 第4委員会室）
12月17日	土	休 会	（市の休日）
12月18日	日	休 会	（市の休日）
12月19日	月	休 会	議事整理
12月20日	火	休 会	議事整理
12月21日	水	休 会	議事整理
12月22日	木	本 会 議	委員長報告・質疑・討論・採決・閉会宣告

平成 28 年 第 4 回 菊池市議会定例会会議録（目次）

12月5日（月曜日） 本会議	頁
1. 議事日程第1号……………	21
2. 本日の会議に付した事件……………	22
3. 出席議員氏名……………	24
4. 欠席議員氏名……………	25
5. 説明のため出席した者の職氏名……………	25
6. 事務局職員出席者……………	25
7. 開 会……………	26
8. 開 議……………	26
9. 日程第1 会議録署名議員の指名……………	26
10. 日程第2 会期の決定……………	26
11. 日程第3 決算特別委員会の報告・質疑・討論・採決……………	27
12. 日程第4 総務文教常任委員会所管事務調査の報告……………	38
13. 日程第5 総務文教常任委員会・福祉厚生常任委員会・経済建設常任委員会 視察研修報告……………	41
14. 日程第6 議案第100号から議案第121号まで一括上程・説明……………	48
15. 日程第7 議案第122号から議案第126号まで一括上程・報告・質疑 ・討論・採決……………	59
16. 日程第8 報告第22号 上程・報告・質疑……………	61
17. 日程通告 散会……………	62
 12月6日（火曜日） 休 会	
12月7日（水曜日） 休 会	
12月8日（木曜日） 休 会	
 12月9日（金曜日） 本会議	頁
1. 議事日程第2号……………	65
2. 本日の会議に付した事件……………	65
3. 出席議員氏名……………	65
4. 欠席議員氏名……………	66
5. 説明のため出席した者の職氏名……………	66
6. 事務局職員出席者……………	66

7. 開 議	67
8. 日程第1 質疑	67
9. 日程第2 委員会付託	72
10. 日程第3 一般質問	73
(1) 城 典臣君質問	74
「熊本地震からの復興状況は」	74
○経済部長 松岡千利君答弁	75
○市民環境部長 倉原良則君答弁	75
(2) 城 典臣君質問	76
「林業振興について」	76
○経済部長 松岡千利君答弁	77
城 典臣君質問	77
○経済部長 松岡千利君答弁	80
城 典臣君質問	80
○市長 江頭 実君答弁	81
(3) 城 典臣君質問	82
「高齢者の交通事故について」	82
○総務部長 小川秀臣君答弁	82
城 典臣君質問	83
○市長 江頭 実君答弁	83
城 典臣君質問	83
○市長 江頭 実君答弁	84
城 典臣君質問	84
○総務部長 小川秀臣君答弁	85
休 憩	85
開 議	85
(1) 大賀慶一君質問	85
「道路の復旧について」	86
○建設部長 樋川博久君答弁	87
大賀慶一君質問	87
○建設部長 樋川博久君答弁	87
○経済部長 松岡千利君答弁	88
大賀慶一君質問	88
○建設部長 樋川博久君答弁	88

(2) 大賀慶一君質問	88
「道路の改良について」	89
○建設部長 樋川博久君答弁	89
大賀慶一君質問	89
○建設部長 樋川博久君答弁	90
大賀慶一君質問	90
○建設部長 樋川博久君答弁	90
大賀慶一君質問	91
○市長 江頭 実君答弁	91
(3) 大賀慶一君質問	91
「台湾との交流について」	91
○経済部長 松岡千利君答弁	92
休 憩	93
開 議	93
大賀慶一君質問	93
○市長 江頭 実君答弁	94
大賀慶一君質問	95
○市長 江頭 実君答弁	96
昼食休憩	97
開 議	97
経済部長 松岡千利君発言の申し出	97
(1) 泉田栄一郎君質問	97
「観光戦略について（菊池一族のルーツ）」	98
○教育部長 大山堅四郎君答弁	99
○経済部長 松岡千利君答弁	100
泉田栄一郎君質問	101
○経済部長 松岡千利君答弁	102
泉田栄一郎君質問	103
○市長 江頭 実君答弁	103
(2) 泉田栄一郎君質問	104
「田島工業団地について」	104
○経済部長 松岡千利君答弁	105
○建設部長 樋川博久君答弁	106
泉田栄一郎君質問	107

○建設部長 樋川博久君答弁……………	107
(3) 泉田栄一朗君質問……………	107
「食品ロスについて」……………	108
○経済部長 松岡千利君答弁……………	108
休 憩……………	109
開 議……………	109
(1) 出口一生君質問……………	109
「合併以後の人口について」……………	110
○政策企画部長 坂口啓介君答弁……………	110
○健康福祉部長 木原雄二君答弁……………	111
出口一生君質問……………	111
○市長 江頭 実君答弁……………	112
(2) 出口一生君質問……………	113
「企業誘致の現状について」……………	113
○経済部長 松岡千利君答弁……………	113
出口一生君質問……………	115
○経済部長 松岡千利君答弁……………	115
○市長 江頭 実君答弁……………	116
(3) 出口一生君質問……………	116
「職員の市内居住について」……………	116
○総務部長 小川秀臣君答弁……………	117
出口一生君質問……………	118
○市長 江頭 実君答弁……………	118
(4) 出口一生君質問……………	118
「奨学金制度の充実・拡充について」……………	119
○教育部長 大山堅四郎君答弁……………	120
出口一生君質問……………	120
○教育部長 大山堅四郎君答弁……………	121
出口一生君質問……………	121
○市長 江頭 実君答弁……………	122
11. 日程通告 散会……………	122

12月10日(土曜日) 休 会

12月11日(日曜日) 休 会

12月12日（月曜日） 本会議	頁
1. 議事日程第3号	125
2. 本日の会議に付した事件	125
3. 出席議員氏名	125
4. 欠席議員氏名	125
5. 説明のため出席した者の職氏名	126
6. 事務局職員出席者	126
7. 開 議	127
市長 江頭 実君発言の申し出	127
8. 日程第1 一般質問	127
（1）松岡 譲君質問	127
「地方債借入について」	127
○総務部長 小川秀臣君答弁	128
松岡 譲君質問	129
○総務部長 小川秀臣君答弁	130
松岡 譲君質問	131
○総務部長 小川秀臣君答弁	131
（2）松岡 譲君質問	131
「合併特例債について」	131
○政策企画部長 坂口啓介君答弁	131
松岡 譲君質問	131
○政策企画部長 坂口啓介君答弁	132
松岡 譲君質問	132
○政策企画部長 坂口啓介君答弁	132
松岡 譲君質問	132
○総務部長 小川秀臣君答弁	133
（3）松岡 譲君質問	133
「中期財政計画について」	133
○総務部長 小川秀臣君答弁	133
松岡 譲君質問	133
○政策企画部長 坂口啓介君答弁	133
松岡 譲君質問	134
○建設部長 樋川博久君答弁	134

松岡 譲君質問	134
○教育部長 大山堅四郎君答弁	135
松岡 譲君質問	135
○総務部長 小川秀臣君答弁	136
松岡 譲君質問	136
○総務部長 小川秀臣君答弁	137
休 憩	137
開 議	137
(1) 水上隆光君質問	137
「人口問題と国道325号沿いの旭志地区の開発について」	137
○市民環境部長 倉原良則君答弁	138
○経済部長 松岡千利君答弁	139
水上隆光君質問	139
○経済部長 松岡千利君答弁	139
○農業委員会事務局長 上田譲二君答弁	140
水上隆光君質問	140
○経済部長 松岡千利君答弁	141
水上隆光君質問	141
○経済部長 松岡千利君答弁	141
水上隆光君質問	142
○市長 江頭 実君答弁	142
(2) 水上隆光君質問	142
「英語教育について」	143
○教育長 原田和幸君答弁	143
水上隆光君質問	144
○教育長 原田和幸君答弁	145
水上隆光君質問	145
○教育長 原田和幸君答弁	145
水上隆光君質問	146
○教育長 原田和幸君答弁	146
水上隆光君質問	147
○教育長 原田和幸君答弁	147
水上隆光君質問	147
○市長 江頭 実君答弁	148

(3) 水上隆光君質問	148
「公費解体について」	148
○市民環境部長 倉原良則君答弁	149
(4) 水上隆光君質問	150
「道の駅旭志のトイレについて」	150
○建設部長 櫛川博久君答弁	151
昼食休憩	151
開 議	151
(1) 平 直樹君質問	152
「給食について」	152
○教育部長 大山堅四郎君答弁	153
平 直樹君質問	154
○教育部長 大山堅四郎君答弁	154
平 直樹君質問	155
○教育部長 大山堅四郎君答弁	156
平 直樹君質問	156
○教育部長 大山堅四郎君答弁	157
平 直樹君質問	157
○教育部長 大山堅四郎君答弁	159
○市長 江頭 実君答弁	159
(2) 平 直樹君質問	160
「本市のイベントについて」	161
○政策企画部長 坂口啓介君答弁	162
平 直樹君質問	164
○政策企画部長 坂口啓介君答弁	165
平 直樹君質問	165
○政策企画部長 坂口啓介君答弁	166
平 直樹君質問	166
○市長 江頭 実君答弁	167
休 憩	169
開 議	169
(1) 工藤圭一郎君質問	169
「人口減少対策について」	169
○政策企画部長 坂口啓介君答弁	170

工藤圭一郎君質問	170
○政策企画部長 坂口啓介君答弁	171
(2) 工藤圭一郎君質問	172
「移住定住の促進について」	172
○政策企画部長 坂口啓介君答弁	173
○経済部長 松岡千利君答弁	173
工藤圭一郎君質問	174
○政策企画部長 坂口啓介君答弁	175
○経済部長 松岡千利君答弁	176
(3) 工藤圭一郎君質問	176
「総合支所について」	176
○総務部長 小川秀臣君答弁	177
9. 日程通告 散会	178
12月13日(火曜日) 本会議	頁
1. 議事日程第4号	181
2. 本日の会議に付した事件	181
3. 出席議員氏名	181
4. 欠席議員氏名	181
5. 説明のため出席した者の職氏名	182
6. 事務局職員出席者	182
7. 開 議	183
政策企画部長 坂口啓介君発言の申し出	183
8. 日程第1 一般質問	183
(1) 岡崎俊裕君質問	183
「国内友好都市・姉妹都市について」	183
○政策企画部長 坂口啓介君答弁	184
(2) 岡崎俊裕君質問	185
「海外の友好都市について」	186
○政策企画部長 坂口啓介君答弁	186
(2) 岡崎俊裕君質問	188
「名誉市民について」	188
○政策企画部長 坂口啓介君答弁	189
岡崎俊裕君質問	190

○市長 江頭 実君答弁	190
休 憩	191
開 議	191
(1) 猿渡美智子さん質問	191
「交通ネットワークの充実について」	191
○政策企画部長 坂口啓介君答弁	192
猿渡美智子さん質問	193
○政策企画部長 坂口啓介君答弁	193
猿渡美智子さん質問	194
○政策企画部長 坂口啓介君答弁	195
猿渡美智子さん質問	196
○政策企画部長 坂口啓介君答弁	197
(2) 猿渡美智子さん質問	197
「女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画について」	197
○総務部長 小川秀臣君答弁	198
猿渡美智子さん質問	199
○総務部長 小川秀臣君答弁	200
猿渡美智子さん質問	200
○総務部長 小川秀臣君答弁	202
○市長 江頭 実君答弁	203
猿渡美智子さん質問	203
○総務部長 小川秀臣君答弁	204
猿渡美智子さん質問	205
○教育長 原田和幸君答弁	205
昼食休憩	205
開 議	206
(1) 東奈津子さん質問	206
「就学援助制度の改善について」	206
○教育部長 大山堅四郎君答弁	207
東奈津子さん質問	208
○教育部長 大山堅四郎君答弁	208
東奈津子さん質問	209
○教育長 原田和幸君答弁	211
(2) 東奈津子さん質問	211

「子どもの医療費助成について」	212
○健康福祉部長 木原雄二君答弁	212
東奈津子さん質問	212
○市長 江頭 実君答弁	214
(3) 東奈津子さん質問	214
「新総合事業（要支援者サービス移行）について」	215
○健康福祉部長 木原雄二君答弁	216
東奈津子さん質問	216
○健康福祉部長 木原雄二君答弁	217
東奈津子さん質問	218
○市長 江頭 実君答弁	220
休 憩	221
開 議	221
(1) 樋口正博君質問	221
「斑蛇口湖周辺の活性化と整備方針について」	221
○教育部長 大山堅四郎君答弁	222
○建設部長 樋川博久君答弁	223
樋口正博君質問	223
○教育部長 大山堅四郎君答弁	224
○市長 江頭 実君答弁	224
9. 日程通告 散会	229

12月14日（水曜日） 本会議	頁
1. 議事日程第5号	233
2. 本日の会議に付した事件	233
3. 出席議員氏名	233
4. 欠席議員氏名	234
5. 説明のため出席した者の職氏名	234
6. 事務局職員出席者	234
7. 開 議	235
8. 日程第1 一般質問	235
(1) 柁原賢一君質問	235
「奨学金制度について」	235
○教育部長 大山堅四郎君答弁	236

柁原賢一君質問	236
○教育部長 大山堅四郎君答弁	237
柁原賢一君質問	239
○教育部長 大山堅四郎君答弁	239
柁原賢一君質問	240
○教育部長 大山堅四郎君答弁	241
(2) 柁原賢一君質問	241
「マンモグラフィーの設置について」	241
○健康福祉部長 木原雄二君答弁	241
柁原賢一君質問	242
○健康福祉部長 木原雄二君答弁	242
柁原賢一君質問	243
○市長 江頭 実君答弁	244
(3) 柁原賢一君質問	244
「バイオマス発電等について」	244
○市民環境部長 倉原良則君答弁	244
柁原賢一君質問	246
○市民環境部長 倉原良則君答弁	246
柁原賢一君質問	247
○市民環境部長 倉原良則君答弁	249
柁原賢一君質問	249
○市長 江頭 実君答弁	249
休 憩	250
開 議	250
(1) 木下雄二君質問	250
「竜門ダム市町村交付金の基金創設について」	250
○総務部長 小川秀臣君答弁	251
木下雄二君質問	251
○総務部長 小川秀臣君答弁	251
木下雄二君質問	252
○市長 江頭 実君答弁	252
(2) 木下雄二君質問	253
「小水力発電について」	254
○市民環境部長 倉原良則君答弁	254

(3) 木下雄二君質問	255
「徳永耳鼻科医院跡ふれあいセンターについて」	255
○健康福祉部長 木原雄二君答弁	256
木下雄二君質問	257
○市長 江頭 実君答弁	257
(4) 木下雄二君質問	258
「菊池市の文化財について」	258
○教育部長 大山堅四郎君答弁	258
木下雄二君質問	259
○市長 江頭 実君答弁	260
(5) 木下雄二君質問	260
「水迫地区の活性化について」	261
○市民環境部長 倉原良則君答弁	261
(6) 木下雄二君質問	263
「小川基金の奨学金への活用について」	263
○市長 江頭 実君答弁	264
(7) 木下雄二君質問	264
「行財政改革について」	264
○総務部長 小川秀臣君答弁	265
木下雄二君質問	266
○総務部長 小川秀臣君答弁	266
木下雄二君質問	266
○市長 江頭 実君答弁	267
昼食休憩	268
開 議	268
(1) 荒木崇之君質問	268
「菊池市の公共施設について」	268
○総務部長 小川秀臣君答弁	269
荒木崇之君質問	269
○総務部長 小川秀臣君答弁	270
荒木崇之君質問	270
○総務部長 小川秀臣君答弁	272
荒木崇之君質問	274
○市長 江頭 実君答弁	275

(2) 荒木崇之君質問……………	277
「菊池まるごと市場の運営状況について」……………	277
○経済部長 松岡千利君答弁……………	278
荒木崇之君質問……………	279
○経済部長 松岡千利君答弁……………	279
荒木崇之君質問……………	280
○市長 江頭 実君答弁……………	281
荒木崇之君質問……………	282
○市長 江頭 実君答弁……………	282
休 憩……………	285
開 議……………	285
9. 日程第2 議案第127号及び議案第128号 上程・説明……………	285
休 憩……………	287
開 議……………	287
議案第127号及び議案第128号 質疑・委員会付託……………	288
10. 日程通告 散会……………	288
12月15日(木曜日) 常任委員会(総務文教・福祉厚生・経済建設)	
12月16日(金曜日) 常任委員会(総務文教・福祉厚生・経済建設)	
12月17日(土曜日) 休 会	
12月18日(日曜日) 休 会	
12月19日(月曜日) 休 会	
12月20日(火曜日) 休 会	
12月21日(水曜日) 休 会	
12月22日(木曜日) 本会議	頁
1. 議事日程第6号……………	291
2. 本日の会議に付した事件……………	291
3. 出席議員氏名……………	291
4. 欠席議員氏名……………	292
5. 説明のため出席した者の職氏名……………	292
6. 事務局職員出席者……………	293
7. 開 議……………	294
8. 日程第1 各常任委員長報告	

・総務文教常任委員長報告	294
・福祉厚生常任委員長報告	296
・経済建設常任委員長報告	299
・委員長報告に対する質疑	302
討 論	302
(1) 東 奈津子さん討論	302
(2) 猿渡美智子さん討論	304
(3) 平 直樹君討論	305
採 決	306
9. 日程第2 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について	308
10. 追加議事日程(第6号の追加1)	309
追加日程第1 議員提出議案第1号 上程・説明・質疑・討論・採決	309
追加日程第2 意見書案第4号 上程・説明・質疑・討論・採決	310
追加日程第3 議事第8号 予算決算常任委員会委員の選任について	312
11. 閉 会	313

第 1 号

1 2 月 5 日

平成 2 8 年第 4 回菊池市議会定例会

議事日程 第 1 号

平成 2 8 年 1 2 月 5 日（月曜日）午前 1 0 時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 決算特別委員会の報告
質疑・討論・採決
- 第 4 総務文教常任委員会所管事務調査の報告
- 第 5 総務文教常任委員会・福祉厚生常任委員会・経済建設常任委員会視察研修報告
- 第 6 議案第 1 0 0 号 菊池市債権管理条例の制定について
議案第 1 0 1 号 菊池市特別養護老人ホームあり方検討委員会条例の制定について
議案第 1 0 2 号 菊池市立泗水幼稚園移譲先事業者選定委員会条例の制定について
議案第 1 0 3 号 菊池市支所設置条例及び菊池市公告式条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 1 0 4 号 菊池市議会議員及び菊池市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 1 0 5 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 1 0 6 号 菊池市税条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 1 0 7 号 菊池市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 1 0 8 号 菊池市菊池ふれあいセンター条例を廃止する条例の制定について
議案第 1 0 9 号 菊池市菊池体育センター条例及び菊池市勤労青少年ホーム条例を廃止する条例の制定について
議案第 1 1 0 号 平成 2 8 年度菊池市一般会計補正予算（第 8 号）
議案第 1 1 1 号 平成 2 8 年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 1 1 2 号 平成 2 8 年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第

1号)

議案第113号 平成28年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)

議案第114号 平成28年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)

議案第115号 平成28年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)

議案第116号 平成28年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計補正予算(第2号)

議案第117号 平成28年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)

議案第118号 平成28年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算(第1号)

議案第119号 平成28年度菊池市水道事業会計補正予算(第3号)

議案第120号 公の施設の指定管理者の指定について

議案第121号 公の施設の指定管理者の指定について

まで一括上程・説明

第7 議案第122号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

議案第123号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

議案第124号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

議案第125号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

議案第126号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

まで一括上程・説明・質疑・討論・採決

第8 報告第22号 専決処分の報告について(庁用車車両事故)

上程・報告・質疑



本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 決算特別委員会の報告

質疑・討論・採決

日程第4 総務文教常任委員会所管事務調査の報告

日程第5 総務文教常任委員会・福祉厚生常任委員会・経済建設常任委員会視察研修報告

日程第6 議案第100号 菊池市債権管理条例の制定について

議案第101号 菊池市特別養護老人ホームあり方検討委員会条例の制定に

- について
- 議案第 1 0 2 号 菊池市立泗水幼稚園移譲先事業者選定委員会条例の制定について
- 議案第 1 0 3 号 菊池市支所設置条例及び菊池市公告式条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 1 0 4 号 菊池市議会議員及び菊池市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 1 0 5 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 1 0 6 号 菊池市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 1 0 7 号 菊池市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 1 0 8 号 菊池市菊池ふれあいセンター条例を廃止する条例の制定について
- 議案第 1 0 9 号 菊池市菊池体育センター条例及び菊池市勤労青少年ホーム条例を廃止する条例の制定について
- 議案第 1 1 0 号 平成 2 8 年度菊池市一般会計補正予算（第 8 号）
- 議案第 1 1 1 号 平成 2 8 年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 1 1 2 号 平成 2 8 年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 1 1 3 号 平成 2 8 年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 1 1 4 号 平成 2 8 年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 1 1 5 号 平成 2 8 年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 1 1 6 号 平成 2 8 年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 1 1 7 号 平成 2 8 年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 1 1 8 号 平成 2 8 年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 1 1 9 号 平成 2 8 年度菊池市水道事業会計補正予算（第 3 号）

議案第 1 2 0 号 公の施設の指定管理者の指定について

議案第 1 2 1 号 公の施設の指定管理者の指定について

まで一括上程・説明

日程第 7 議案第 1 2 2 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

議案第 1 2 3 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

議案第 1 2 4 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

議案第 1 2 5 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

議案第 1 2 6 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

まで一括上程・説明・質疑・討論・採決

日程第 8 報告第 2 2 号 専決処分 of 報告について（庁用車車両事故）

上程・報告・質疑



出席議員（20名）

1 番	平	直 樹	君
2 番	東	奈津子	さん
3 番	坂 本	道 博	君
4 番	水 上	隆 光	君
5 番	出 口	一 生	君
6 番	猿 渡	美智子	さん
7 番	松 岡		讓 君
8 番	荒 木	崇 之	君
9 番	柁 原	賢 一	君
1 0 番	工 藤	圭一郎	君
1 1 番	城	典 臣	君
1 2 番	大 賀	慶 一	君
1 3 番	岡 崎	俊 裕	君
1 4 番	水 上	彰 澄	君
1 5 番	泉 田	栄一朗	君
1 6 番	森	清 孝	君

17番	樋口正博君
18番	木下雄二君
19番	山瀬義也君
20番	境和則君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	江頭実君
副市長	木村利昭君
政策企画部長	坂口啓介君
総務部長	小川秀臣君
市民環境部長	倉原良則君
健康福祉部長	木原雄二君
経済部長	松岡千利君
建設部長	櫛川博久君
七城総合支所長	榎田邦昭君
旭志総合支所長	野口進也君
泗水総合支所長	山本幸一郎君
財政課長	中村喜範君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	徳永孝博君
市長公室長	上田俊介君
教育長	原田和幸君
教育部長	大山堅四郎君
農業委員会事務局長	上田譲二君
水道局長	古田浩敏君
監査事務局長	松永隆則君

事務局職員出席者

事務局長	徳永裕治君
事務局課長	倉原安浩君
議会係長	松原憲一君
議会係	新永晶子さん

午前１０時００分 開会

○

○議長（森 清孝君） 全員起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

ただいまの出席議員は２０名です。定足数に達していますので、ただいまから平成２８年第４回菊池市議会定例会を開会します。

○

○議長（森 清孝君） ここで日程に先立ちまして、諸般の報告をいたします。

１０月１７日、天草市において、第２６２回熊本県市議会議長会が開催され、副議長と出席いたしました。九州市議会議長会への提出議案等について審議をいたしました。

次に、１１月１６日には、全国市議会議長会産業経済委員会が東京都で開催され、出席しました。

次に、監査委員から、平成２８年１０月分までの一般会計、特別会計並びに企業会計に関する例月出納検査報告がっておりますので、ご報告を申し上げます。

なお、詳細については、事務局に備えつけの書類により、ご承諾いただきたいと思います。

以上で、諸般の報告を終わります。

○

午前１０時０１分 開議

○議長（森 清孝君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○

日程第１ 会議録署名議員の指名

○議長（森 清孝君） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第８８条の規定により、水上彰澄君及び樋口正博君を指名します。

○

日程第２ 会期の決定

○議長（森 清孝君） 次に、日程第２、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期につきましては、議会運営委員会におきまして、本日から１２月２２日までの１８日間とすることに結論を見ておりますが、これに

ご異議はございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森 清孝君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月22日までの18日間と決定しました。

○

日程第3 決算特別委員会の報告

○議長（森 清孝君） 次に、日程第3、決算特別委員会委員長より、議案第86号から議案第96号までの11議案について、審査結果の報告がっておりますので、これを議題とします。

決算特別委員会の審査の経過及び結果について、委員長の報告を求めます。

決算特別委員会委員長、泉田栄一郎君。

[登壇]

○決算特別委員会委員長（泉田栄一郎君） 皆さんおはようございます。決算特別委員会委員長報告をさせていただきます。

決算特別委員会の審査の経過並びに結果について、ご報告いたします。

9月定例会で当委員会に付託されました議案は、議案第86号、平成27年度菊池市一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第96号、平成27年度菊池市水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてのまでの11案件でございました。

9月15日に委員の皆さんと、決算の意義と考え方や、審査において配慮すべき点などを確認しました。あわせて執行部の説明の要領についても統一したものになるよう協議を行ったところです。

審査は、10月4日から7日までの4日間の日程で、執行部の説明を求めながら慎重に進めてまいりました。

27年度の決算額は、一般会計及び九つの特別会計をあわせると、歳入で46億2,892万7,000円、歳出で455億1,248万8,000円となっております。

また、水道事業会計におきましては、収益的収入が4億9,606万8,000円で、収益的支出が3億9,619万3,000円、資本的収入が2億3,391万5,000円で、資本的支出が4億7,348万円となっております。

それでは、会計ごとに主な質疑や意見等について報告いたします。

初めに、議案第86号、平成27年度菊池市一般会計歳入歳出決算について申し上げます。

まずは、国際友好都市交流事業について、委員から、中学生の派遣は行っているのかとの質疑に、執行部より、今年度まで4年連続して実施できていない。理由と

しては、政治的な問題で、韓国と北朝鮮の外交問題と口蹄疫などで中止せざるを得なかったとの答弁がありました。

さらに、委員から、国際情勢で人材育成という目的で中学生の派遣が連続してできないのであれば、派遣先を英語圏ゾーン内へ向けるとか検討すべきではないかとの質疑に、予算の面も含め検討していきたいとの答弁がありました。

次に、市民広場再整備計画について、委員から、議会への報告は何度かあっていると思うが、今現在どのような状況なのかとの質疑に、執行部より、市民広場については、昨年度ゾーニングについて概略設計はできている。バスターミナルや駐車場、子どもの遊び場、食事処、騎馬像の位置等に関し、市民検討委員会を開催し、今年度に基本設計を作成するとの答弁がありました。

次に、ふるさと納税について、委員から、増額となっているのは寄附がそれだけふえたためであると思うが、返礼品となっているのは菊池の農産物だけなのか、商業・工業製品は含まれているのかとの質疑に、執行部より、返礼品は農産物に特化しているのではなく、昨年度40種類だったものを今年度は約80種類にふやしている。内容についても、市内で製造されている菓子類や酒類などの加工品も含まれているとの答弁がありました。

次に、庁舎整備について、委員から、なるべく下請は地元業者を入れてもらうよう議会からも言っているが、何者入っているのかとの質疑に、執行部より、業者の地域貢献提案書により、地元の資材、材料をなるべく使うよう申し出があっている。下請については7者入っているとの答弁がありました。

さらに、生涯学習センターの入札について、委員から、地元優先ということで、ジョイントベンチャーを組んで、地元を育てるという入札制度に最初はしたはずであるが、入札業者が1業者しかなかったから、その入札方法を変えたのはなぜかとの質疑に、執行部より、菊池のAクラス業者、経審点1,700点以上の九州内に本店、支店、営業所がある業者ということで、JVのみ一般競争入札をお願いした。菊池のAクラス業者が7者ということになり、入札があったのは1者のみとなった。条件付一般競争入札の事務取扱要綱第15条により、1者のときには入札を取りやめている。一般的に入札取りやめ、不調等があった場合については、予定価格及びその仕様書の見直しを行うのか、条件参加要件の緩和、どちらかを選択することになっているため、参加要件の緩和を行ったところ、該当する業者が17者という形になった。そういう条件で、1回目より多く参加する機会を与えるというような状況で入札を行ったということである。開札日では、一応単体のみであった3者が応札をしているとの答弁がありました。

次に、学校におけるICT環境整備事業について、委員から、IT機器を使った

教育を進めるということで、9, 800万円程度使っているが、子どもの勉強意欲の向上なのか、学力の向上なのか、学校の先生の負担が軽くなったのか、どのような効果があったのかとの質疑に、執行部より、26年度、27年度の2カ年事業で導入し、これをいかに活用していくかを今年度と来年度に向けて進めているところであるとの答弁がありました。

次に、文化会館について、委員からの使用料及び賃借料の850万円については、契約はあと何年残っているのかとの質疑に、執行部より、文化会館用地の賃借契約期間は昭和53年4月1日から平成50年3月31日まで、60年の契約となっており、本年を含めるとあと22年あるとの答弁がありました。

次に、市税の滞納分について、委員から、収納率は上がっていると思うが、市税に関しては5億5,000万円の収入未済額があるが、今後どのように回収していくのか、取れない場合は不納欠損の判断はどうなっているのかとの質疑に、執行部より、収入未済額については、預金調査、財産調査を行い、回収している。取るべきと判断したときは差し押さえも実行している。支払いが可能かどうかについては、徴収マニュアルに従い、家族状況の調査を行い、それぞれの事情を個別に分析、分類しながら回収に取り組んでいるとの答弁がありました。

次に、一般廃棄物収集運搬委託業務の随意契約について、委員から、固定的な考えではなく、総合的に点検を行っているのか、それとエコ・ヴィレッジ旭の修繕費1億1,100万円の内容はどうなっているのかとの質疑に、執行部より、随意契約の理由としては、経済性の確保より業務の確実な遂行、家庭ごみの収集運搬に関し、施設、人員、業務の経験を有し、区域の熟知をしている等の理由から随意契約を行っている。エコ・ヴィレッジ旭の修繕費は、定期修繕工事で1億1,455万8,800円、突発性の事故に対する修繕工事111万9,704円であるとの答弁がありました。

次に、農地移動適正化あっせん事業の実績について、委員から、農地の中間管理機構、新しい法律ができて、耕作放棄地等の状況は変わったのかという質疑に、執行部より、農地中間管理事業として本市も取り組んでいる。中間管理機構を通して貸し付け配分をするものであるが、中山間地区は借り手がおらず、実態として耕作放棄地の解消には結びついていないとの答弁がありました。

次に、土木費について、委員から、予算の流用が特に多いように感じるが、通例的なことなのか、予定の範囲内であるのかとの質疑に、執行部より、工事設計の段階で、見えない部分の構造物等が上がってきた場合に、かなり予算が不足する段階が生じる。補正予算が要求できる時期であれば、補正予算で要求するが、工期が迫り、地元にも迷惑をかけられないような場合に、予算の範囲内でほかの事業から流

用しているとの答弁がありました。

次に、樋門管理の流用については、委員から、個人もしくは消防団等で管理委託されていると思うが、管理費はもともと定額で年次契約だと思うが、なぜ流用をしなければならないのかとの質疑に、定額的な契約分と、大雨豪雨のときの出水時期におきます特別な出水作業が発生した場合にプラス分が出てくるとの答弁がありました。

次に、道路橋りょう維持費の委託料の不用額について、委員から、今まで減額補正とか対応されているが、大きい不用額が出ているのはどうしてかとの質疑に、執行部より、不用額が大きくなるのは橋梁の点検業務の委託で、年内に発注できれば減額補正が可能になるが、諸事情により入札の時期がずれ、年度末に竣工時期が迫り、変更が生じた場合の予算として残している。不用額が大きいのは、何千万の事業に対し1割程度を残すためであるとの答弁がありました。

次に、市営住宅について、説明では1, 199戸と言われたが、市営住宅数は1, 200戸ではなかったのかとの質疑に、執行部より、住宅用の管理戸数1, 199戸につきましては、昨年までの管理戸数は1, 230戸になっており、朝日東団地を31戸解体したので、現在1, 199戸になっているとの答弁がありました。

さらに、住宅使用料の未収金6, 300万円について、今後、どのように回収をしていくのか、目標を立てているのかとの質疑に、執行部から、毎年変動曲線の把握をしている。5年ほど前からはだんだん減額になっているが、今年度は若干ふえている状況であるので、督促、催促等をきちんとやっていくというところで進めている。裁判による強制退去を24年度まで実施していたが、退去された方が事故に遭われるというような不幸な出来事等があり、県から配慮するよう通知が流れた以降は一旦中断しているが、未収金がふえていくようであれば、裁判等も含め対応していきたいとの答弁がありました。

次に、隈府中央線の整備について、委員から、長引いているが、用地買収など個人交渉を含めて対応していかないと解決できないのではないかと質疑に、執行部より、一括移転が必要なので、寺や墓地の所有者との交渉について調整中であるとの答弁がありました。

次に、地籍調査について、委員から、全体の何%くらい終わって、いつごろ終了するのかとの質疑に、執行部より、全体の64.2%が終了し、残りが88平方キロメートルほどで、山間地も残っているので、20年以上かかるのではないかと質疑がありました。

次に、生活保護について、委員から、生活保護を受けられている方の推移について質疑があり、執行部より、平成27年4月1日現在355世帯492名、平成2

8年4月1日現在360世帯493名で、横ばいであるとの答弁がありました。

次に、委員から、「菊愛会輝なっせ」の建設について、事業費、補助率はどうなっているのかとの質疑に、総額が1億4,100万7,000円で、国庫補助金が5,975万6,000円で42.4%、県補助金2,987万8,000円で21.2%、市補助金が250万円で1.8%となり、補助率の合計は65.4%との答弁がありました。

次に、保育園の保育料について、委員から、770万円の未収金があるが、その前の年度はどうなっているのか、回収についてはどのように対応しているのかとの質疑に、執行部より、25年度末が1,620万7,700円で、昨年度が912万3,930円で年々減ってきている。回収については、随時督促、二、三年前から本人から契約書を取り、了承の上で児童手当から差し引きしているとの答弁がありました。

次に、健康推進について、委員から、健診の受診料はどうなっているのか、目標値はあるのか、医療費は何%減らすという目標を掲げているのかとの質疑に、執行部より、受診率は、22年度31.9%、23年度31.9%、24年度30%、25年度32.4%、26年度30.3%と横ばいで、特定健診率の目標値としては、平成31年度に41%を目標としている。医療費削減については、数値目標はないとの答弁がありました。

さらに、菊池は人口透析の患者さんが多いと言われているが、原因はあるのかとの質疑に、執行部より、透析の原因としては、腎不全という形でしかわかっていない。高血圧や糖尿病からくる腎疾患の方がふえてきている。5万人規模の自治体と比べると本市は多いほうであるとの答弁がありました。

次に、経済部関係について、委員から、菊池基準の認定者が397人とあるが、目標数値はあるのか、龍龍館の改修工事5,000万円の内訳はどうなっているのかとの質疑に、執行部より、菊池基準の最終目標は1,300戸の農家を考えている。龍龍館の改修工事自体は、設備、空調、調理器具を含んだ金額が4,600万円で、残りは管理委託料で、設計委託料で総額5,000万円であるとの答弁がありました。

次に、委員から、森林整備事業委託料として6,399万1,300円、間伐の委託料が計上されているが、この間伐により得られる収入があるのではないのかとの質疑に、執行部より、間伐材の売り払い収入として3,129万275円と、市有林育林事業として2,621万5,612円が1年おくれで収入とされるとの答弁がありました。

さらに、委員から、ほとんど市の持ち出し分がない形で1,300ヘクタールの

市有林が管理できるなら、今後の管理のために若手後継者の育成と、災害防止を含めて広範囲に整備を進めるべきではないかとの意見がありました。

次に、議案第 87 号、平成 27 年度菊池市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算については、質疑はありませんでした。

次に、議案第 88 号、平成 27 年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算については、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第 89 号、平成 27 年度菊池市介護保険事業特別会計歳入歳出決算については、委員から、返納金について、有限会社コスモスの定額分とほかの返納金はどのようにになっているのかとの質疑に、執行部より、有限会社コスモスについては、介護タクシーで毎月 5 万円の返納をしている。そのほかに医療法人本田会という県内 8 カ所にまたがり過誤納を行っており、菊池市は 26 万 2,748 円となっているが、訴訟費が 1 回目で 15 万円程度かかるため、弁護士と相談し、各市町の訴訟の動向を見守っているとの答弁がありました。

次に、議案第 90 号、平成 27 年度菊池市簡易水道事業等特別会計歳入歳出決算については、委員より、補正予算の 1,100 万円については、繰入金なのか、人件費なのかとの質疑に、一般会計繰入金ということで説明したが、人事異動に伴う人件費であるとの答弁でした。

次に、議案第 91 号、平成 27 年度菊池市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算については、委員より、収入未済額の 4,700 万円について、回収の見込みはどのように考えられていますかとの質疑に、執行部より、内訳は、現在分 641 万 3,810 円、過年度が 4,128 万 4,892 円である。この過年度分については、市内ホテルの過年度の未収金で、平成 21 年度に裁判が終わっており、回収ができないものである。裁判後 10 年間は不納欠損として落とすことができないとの答弁でした。

次に、議案第 92 号、平成 27 年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算については、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第 93 号、平成 27 年度菊池市地域生活排水事業特別会計歳入歳出決算については、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第 94 号、平成 27 年度菊池市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算については、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第 95 号、平成 27 年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算について、委員から、主要施策の中で、全体の利用者が 1,763 名減ったということになっているのはどういうことかとの質疑に、執行部より、通所介護の 1,200 名減については、年々利用者数は減少している。原因として考えられるのは、

開所当時は市内にデイサービス事業を実施している事業者は3カ所だったが、現在は31カ所に増加し、利用者が分散しているのが原因ではないかとの答弁がありました。

次に、議案第96号、平成27年度菊池市水道事業会計利益の処分及び決算については、委員から、水道使用料の滞納の対応はどのように行っているのかとの質疑に対し、執行部より、徴収事務については業者に委託して行っている。納入がない場合は督促状を出し、それでも入らない場合は催告書を出して、それでも入らない場合は給水停止を行っている。収納対策は積極的に行っていきたいとの答弁がありました。

執行部へ債権整理簿の提出を求め、市税、分担金及び負担金、保険税、使用料及び手数料等、多くの費目で滞納が発生しており、不納欠損処分、滞納処理状況について報告がありました。

今回、提言として報告していますが、委員より、税負担の公正公平の観点から、徴収については、さらなる努力を求める意見が出されました。

付託された議案の審査後に、中小企業振興基本条例に係る審査を行い、財政課より、工事関係における近年の元請状況及び下請状況の説明を受け、質疑を行いました。

委員から、職員が中小企業振興基本条例の趣旨を理解して、地元に還元するという意識を持ってほしいとの質疑に対し、執行部より、担当課の意識向上と市外元請業者に啓発を進めていきたいとの答弁がありました。

最後に、討論・採決を行いました。

議案第86号から議案第95号につきましては、討論もなく、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

議案第96号につきましては、討論もなく、原案のとおり可決、認定すべきものと決定しました。

採決後に、委員会として、次の項目について提言として意見を集約しましたので、申し添えます。

1、一般会計及び各特別会計において、予算流用及び予備費からの充用が多く、安易に行われている。当初予算計上において精査した上での計上であったのか。次年度以降は、予算の適正な執行に努めるべきである。

2、税金を初め住宅使用料等について、多額の収入未済額が残っている。今までの徴収方法では滞納額が減らないと考える。税の公平公正の観点から数値目標を掲げ、新しい手法等具体的に決め、各課連携しつつしっかりと取り組み、徴収率向上を目指してほしい。また、機会あるごとに議会に報告を求める。

3、平成27年度においても、時間外手当の支給が1億円を超えている。主要施策の執行に伴うものと思うが、保育士・調理師など専門性の高い職種も含め、嘱託職員の継続年数の見直しも含め、臨時職員の増加等も鑑み、総合的な人員を再度検討すべきである。

4、市民広場再整備計画については、基本計画において市の活性化になるような実効性のある計画を示し、市民への説明を行うべきである。

5、本市は広大な市有林を保有しているが、現状は林業に対して専門性の欠如が見られた。今後は林業行政に対ししっかりとした方向性を示し、専門職の育成及び適正な管理を行い、さらなる林業振興に努めるべきである。

6、中小企業振興基本条例の理念に基づき、本市が発注する工事等について、下請まで行き渡るように絶えず知恵を出し、議会に報告すること。

加えて、菊池市独自の主観的要素を評点とする格付を行うべきである。

7、次年度より、決算書と一緒に添付資料の中に債権整理簿をつけ加えること。

以上、申し述べました提言事項のほか、委員会審査を通じて各委員からの指摘や意見を踏まえ、今後の行政執行に十分反映することを願います。

議員各位におかれましては、当委員会の決定のとおり、速やかにご賛同を賜りますようお願い申し上げ、決算特別委員長報告といたします。

以上で終わります。

○議長（森 清孝君） 以上で、決算特別委員長の報告を終わります。

ただいまの決算特別委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 清孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第86号から議案第96号までの11案件について、討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

東奈津子さん。

〔登壇〕

○2番（東 奈津子さん） 皆さんおはようございます。議席番号2番、日本共産党、東奈津子です。議案第86号、平成27年度菊池市一般会計歳入歳出決算、議案第87号、平成27年度菊池市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算、第88号、平成27年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算、第89号、平成27年度菊池市介護保険事業特別会計歳入歳出決算について、不認定の討論を行います。

まず、議案第86号、平成27年度菊池市一般会計歳入歳出決算の認定について、

不認定の立場で討論を行います。

理由の一つは、平成27年度の決算の内容が、市民の暮らし、福祉を守るという自治体本来の役割を果たし得ていないという点です。安倍政権の経済政策アベノミクスが始まって4年がたちますが、働く人の賃金はこの3年間で年額17.5万円も減り、家計消費は実質13カ月連続、前年比マイナスが続いています。こういう状況の中で、市民の暮らしは厳しいものがあります。しかし、子どもの医療費の助成や生活保護者への対応、高過ぎる国保税への対応など、市の財政運営は市民の厳しい暮らしの願いに応えるものにはなっていません。一方で、財政調整基金には新たに7億円以上繰り入れを行って、市民の納めた税金が本来使われるべきところに使われていません。こういう財政運営は改めるべきです。

理由の二つ目は、部落解放同盟への直接的な補助金を含めた関連予算についてです。毎年の決算認定で述べていますが、特定の団体に不適切な額の補助金を支出し続けるというのは、部落差別を逆に固定化するものであると考えます。過去5年間の部落解放同盟の補助金の推移を調べましたが、この間の指摘もあって、27年度は前年比ではマイナスとなっていますが、それでも600万円を超える金額は不公平であり、適切な金額ではないと判断します。

理由の三つ目は、マイナンバー関連予算についてです。制度の問題点は、この間の討論で述べてきましたので、繰り返しません。11月28日付の熊日新聞では、「個人カード不人気、取得利点少なく」と大きな見出しで報じられ、住民からは必要性を感じられない、行政からはシステム改修や拡充費への費用がかかり過ぎとの普及低迷の現状が報道されていました。問題点も指摘され、費用の面でも疑問の声が上がっているような支出はすべきではありません。

理由の三つ目は、生活保護費の扶助費が前年度比でマイナスの支出となっていることです。27年度予算の討論でも扶助費の減額について指摘をいたしました。暮らしの実態が厳しさを増す中で、生活保護は国民の生存権を守る最後のとりです。市民の暮らしの実態に合った予算の執行を求めます。

以上をもって、議案第86号、平成27年度菊池市一般会計歳入歳出決算について、不認定の討論とします。

次に、87号、27年度菊池市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算についての不認定の討論を行います。

ここ数年間の据え置き努力や、国による低所得者への軽減措置は図られていますが、菊池市の国保税に対する市民の負担は限界にきています。市民の暮らしを考えるならば引き下げに踏み切るべきです。市民が払える国保税に引き下げるべきです。一般会計のところでも述べましたが、財政調整基金は70億円を超えました。

この基金をわずかに活用すれば、1世帯当たり1万円の引き下げは十分可能です。

市民の暮らしの状況を踏まえ、今後の速やかな対応を求め、不認定の討論とします。

次に、88号、平成27年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算について、不認定の討論を行います。

後期高齢者医療制度は、年齢で区切り、高齢者を別枠の医療保険に強制的に囲い込み、負担増と差別医療を押しつけるという大きな問題のある制度です。また、平成29年度から、国は本則に戻すということで、保険料の大幅な負担増が予想されます。現行の2倍から10倍となる人が出てきます。低年金、低所得者を狙い撃ちにした負担増が待ち受けています。一日も早くこのような制度は廃止し、高齢者が安心して医療を受けることができる制度に転換すべきであることを述べ、不認定の討論とします。

次に、89号、平成27年度菊池市介護保険事業特別会計歳入歳出決算について、不認定の討論を行います。

平成27年度から第6期が始まり、本市においても介護保険料の値上げとなりました。27年度決算では、保険料の収入未済額は前年度比でふえている状況が明らかになりました。その理由として、保険料の値上げが影響していることは十分に考えられます。

菊池市が独自に市民の負担軽減を行い、拡充を行うべきであることを述べ、不認定の討論とします。

以上です。

○議長（森 清孝君） ただいま議案第86号、議案第87号、議案第88号、議案第89号に対する反対討論がありましたので、議案第86号、議案第87号、議案第88号、議案第89号に対する賛成者の発言を許します。

猿渡美智子さん。

[登壇]

○6番（猿渡美智子さん） おはようございます。ただいま東議員から、議案第86号、平成27年度菊池市一般会計歳入歳出決算の不認定の討論がありましたが、その中で、解放同盟の補助金に対する意見がございましたので、その点について、賛成の立場で討論をいたします。

11月に行われました熊本県人権教育研究大会に出席してきましたけれども、その基調提案の中で、2013年3月29日、熊日新聞に掲載された市民の方からの投稿をちょっと紹介します。菊池市、無職、男性73歳となっております。抜粋して読みます。「実は、小学4年生の孫娘が、先日、同級生から、あそこから先は

同和地区だから行かないほうがいい、つき合わないほうがいいと言われたというんです。熊本に来たころも差別が多いのに驚かされましたが、余り変わっていないようです」というような投稿が菊池市の男性から寄せられていました。２０１３年のことです。

また、挨拶文の中にこういうことが書いてありました。昨年３月に公表された人権に関する熊本県民意識調査報告書によると、部落の人との結婚に関する設問でも、親として反対、認めないが３５．１％、反対があれば結婚しないが１８％という数字が述べられていました。差別の現実がまだまだ厳しいということを物語っている数字だと思います。こういう差別の実態があるときに、部落の人たちが顔を上げて前を向いていくためには、やはり学習と連帯の機会を設けることは欠くべからざることであり、そのことに対する補助金が行政から支払われるということは当然のことと考え、賛成の討論といたします。

以上です。

○議長（森 清孝君） 議案第８６号から議案第８９号について、ほかに討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 清孝君） これで議案第８６号から議案第８９号に対する討論を終わります。

ほかに討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 清孝君） これで討論を終わります。

これより採決します。

ただいま討論がありました議案第８６号、議案第８７号、議案第８８号、議案第８９号及び議案第９６号を除き一括採決します。

お諮りします。議案第９０号、議案第９１号、議案第９２号、議案第９３号、議案第９４号、議案第９５号、以上の６案件については、決算特別委員長の報告は原案のとおり認定であります。

決算特別委員長の報告のとおり認定することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 清孝君） 異議なしと認めます。よって、以上の６案件については、決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、議案第９６号について、原案のとおり可決、認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 清孝君） 異議なしと認めます。よって、議案第96号については、決算特別委員長の報告のとおり可決、認定することに決定しました。

次に、討論がありました議案第86号、議案第87号、議案第88号、議案第89号については起立により採決します。

お諮りします。議案第86号について、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（森 清孝君） 起立多数です。よって、議案第86号は原案のとおり認定することに決定しました。

次に、お諮りします。議案第87号について、原案のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（森 清孝君） 起立多数です。よって、議案第87号は原案のとおり認定することに決定しました。

次に、お諮りします。議案第88号について、原案のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（森 清孝君） 起立多数です。よって、議案第88号は原案のとおり認定することに決定しました。

次に、お諮りします。議案第89号について、原案のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（森 清孝君） 起立多数です。よって、議案第89号は原案のとおり認定することに決定しました。

—————○—————

日程第4 総務文教常任委員会所管事務調査の報告

○議長（森 清孝君） 次に、日程第4、総務文教常任委員会の所管事務調査を議題とします。

総務文教常任委員会から、委員会の閉会中の継続審査並びに調査について、所管事務調査の報告の申し出があつています。

お諮りします。本件については、申し出のとおり所管事務調査の報告を受けることにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 清孝君） 異議なしと認めます。よって、総務文教常任委員会の所管事務

調査の報告を受けることに決定しました。

総務文教常任委員長、荒木崇之君。

[登壇]

○総務文教常任委員長（荒木崇之君） 総務文教常任委員会における閉会中の所管事務調査について報告をいたします。

ことし7月にオープンしました菊池市営菊池プールの井戸ポンプについて、8月18日と11月12日に調査を行いました。

まず、8月18日の所管事務調査の内容について報告します。

菊池市営菊池プールは、旧菊池プールが築50年以上経過していたため、建てかえを行いました。その際、菊池プールの給水につきまして、旧菊池プールと同様に、プールの水槽内の水については井戸水を使用し、シャワー・トイレ等の水については上水道の水を使用するということになっていましたが、実際には井戸水を引き上げるポンプが現在故障し、全て上水道を使用しているとの情報が入ってきました。しかし、プールを担当している教育委員会及び社会体育課からは、ポンプの故障についての報告はありませんでしたので、委員会を開催し詳細な説明を受けました。

菊池プールの竣工検査は3月24日に実施されたところですが、検査時に水槽内に水をためる必要があったため、竣工検査の10日ほど前に井戸水をくみ上げようとしたところ、何らかの原因でくみ上げポンプのブレーカーが落ち、ポンプが作動しなかった。平成26年10月から平成28年の3月までの期間、ポンプを稼働しておらず、故障の原因として考えられることはさびつきによるものではないかとの説明がありました。

ポンプの修理を9月補正予算での対応を考えていたところ、熊本地震により修理の対応ができなくなり、さらに地震の影響で、ポンプの被害が拡大していないかとのおそれも生じているとのことであります。早急に業者と協議し、井戸のケーシングに影響があっていないかの調査を行ってからポンプの修理を行うこととなり、調査の結果については委員会へ報告するとのことでした。

委員より、前の総務文教委員会で、入札する前にプールの説明があり、ちょうど進入口のところに水中ポンプがあるため、このポンプはかなり老朽化しているので、新しく掘り直したほうがいいのではないかと指摘したが、執行部からは、まだ耐用年数が残っているので大丈夫ですという答弁であった。委員から、工事の間で点検ぐらいはするべきではなかったのか。もしポンプに異常があれば、ポンプの位置を真ん中から隅へ移動したほうがよいのではないかと指摘しているはずだとの意見に対し、執行部から、プール改築する前の夏までは何ら問題なく使っていた。耐用年数も七、八年残っているので、経費削減のための計画であった。結果的に稼働し

なかったことについては反省しているとの答弁がありました。

さらに、委員から、ポンプの位置に合わせて、現在建設中の隣接する生涯学習センターとの距離感が生まれた。その問題は前の委員会でもずっと協議されていたし、一般質問もされている。ポンプの位置に合わせる形で現状の位置に新しい市営プールができた。その中心となったポンプが故障して使えないとは非常に問題である。何でもっときちんと調査した上でつくらなかったのか疑問であり、それほど指摘されていたポンプであるなら、点検管理には緊張感をもって対応すべきであったとの意見がありました。

また、委員から、ポンプが使えないから上水道を使用しているとのことだが、光熱水費等の予算は大丈夫なのか。ポンプを引き上げるときに引き上がらないということはないのかとの質疑に対し、執行部から、光熱水費等の予算は、地震によりオープンの時期が延びたこともあり、現予算で大丈夫ではないか。ポンプの引き上げができなかった場合、それに対応するための予算が必要になってくるかもしれないとの答弁がありました。

次に、11月12日の質疑内容について説明します。

まず、執行部から、委員会に報告するために複数の業者に打診し、事前調査という業務委託を受注した場合について協議したところ、今回は熊本地震等の影響もあり、井戸のケーシングの閉塞やポンプの引き上げについては、実際にクレーン等でつり上げてみないと確実にはわからないということで、業者としても報告書に責任が持てないということで、事前調査は現時点ではできないとの説明がありました。

委員から、基本的には業者のほうで事前調査できないという方向である。今度、12月補正で予算計上されるということだが、積算基準はどういった形で出てくるのか。クレーンでつり上げてみなければわからないということであるなら、場合によっては大幅な予算の計上が必要になるのではないのかとの質疑に対し、執行部より、業者から修繕見積もりを参考に設計書を作成する。さまざまな理由で引き上がらなかった場合は、今回の補正予算では不足することも予想されるとの答弁がありました。

委員から、シーズンも終わって何カ月もたって、今回説明されたのが、やりませんでしたというのは、前回の委員会において、早急に調査するという答弁と合わないのではないのか。できる期間があるのにやらなかったというのは、執行部としていかがなものかという質疑に対し、執行部より、水中ポンプが上がるか、上がらないかという点については、実際、引き上げてみないと報告書の作成ができない状況であった。調査するだけで相当な金額がかかるので、二重の支払いになる。実際に何もなかったら修繕費の支払いだけで済むので、経費を削減するため、今回は修繕で

対応することにしたとの答弁がありました。

さらに、委員から、最悪のことを考えた場合、修繕ができなかったらどのようなケースが考えられるかとの質疑に対し、執行部から、最悪、ポンプが引き上がらなかった場合には、新たに井戸を掘り直すといったところも想定されるのではないかと答弁がありました。

執行部におかれましては、今後は、調査の結果や修理の方向性を委員会にも議会にも密に報告し、早急に菊池市営菊池プールのポンプの修繕に対応されることを指摘して、総務文教常任委員会の所管事務調査報告といたします。

○議長（森 清孝君） 以上で、総務文教常任委員会の所管事務調査の報告を終わります。

ここで5分間休憩します。

—————○—————

休憩 午前10時56分

開議 午前11時03分

—————○—————

○議長（森 清孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

—————○—————

日程第5 総務文教常任委員会・福祉厚生常任委員会・経済建設常任委員会委員会視察研修報告

○議長（森 清孝君） 次に、日程第5、常任委員会の行政視察報告の件を議題とします。

総務文教常任委員会、福祉厚生常任委員会及び経済建設常任委員会が実施した行政視察の報告を求めます。

総務文教常任委員長、荒木崇之君。

[登壇]

○総務文教常任委員長（荒木崇之君） 総務文教常任委員会視察研修について、去る11月16日から11月18日までの2泊3日の日程で、委員6名、事務局1名、執行部1名、計8名により、神奈川県秦野市、同じく神奈川県大和市へ視察研修を行いました。

その研修内容については、お手元の報告書をご参照ください。

総務文教常任委員会視察研修報告書

閉会中の総務文教常任委員会視察研修について、ご報告を申し上げます。

去る11月16日から11月18日までの2泊3日の日程で、委員6名、事務局

1名、執行部1名、計8名により、神奈川県秦野市、同じく神奈川県大和市へ視察研修を行いましたので、その研修内容について申し上げます。

初めに、神奈川県秦野市（はだのし）ですが、今回の研修の目的は、秦野市が進める、「公共施設更新問題に対する取り組み」であります。いわゆる「ハコモノ」の維持管理に関する問題であります。

日本では、昭和40年代から50年代にかけて、経済成長の波に乗り、あらゆる公共施設が集中的に整備されてきました。近い将来、これらの公共施設が一斉に更新の時期を迎えようとしています。整備していた時期とは異なり、経済成長も止まり、高齢者は増え、人口も減少していきます。このような状況の中で、地方自治体の財政状況は年々厳しさを増し、すべての公共施設を良好な状態で維持していくことはできなくなります。

この問題は、「公共施設の更新（老朽化）問題」と呼ばれる社会問題となっていますが、秦野市は、いち早くこの問題に危機感を抱き、平成20年4月に企画総務部内（当時）に特命の組織である「公共施設再配置計画担当」を設置し、現在は、「公共施設マネジメント課」として、公共施設の再配置に取り組まれています。

また、秦野市は、「公共施設白書」を公表し、公共施設に関するコスト情報を明らかにしました。少子高齢化社会を迎え、厳しい財政状況が続くことが予測される中で、市民と行政が、ともに公共施設の将来のあるべき姿を議論していく必要があると考えたからです。

研修は、菊池市の財政状況、公共施設の状況、人口密度など多様なデータを基に秦野市と比較する形で行われ、様々な角度から菊池市の現状分析や将来における問題点まで詳細な説明を受けました。

本市の公共施設の多くは、現在「長寿命化計画」により、整備が進められていますが、更新問題は繰り返しやってきて、安易に長寿命化に頼ろうとすれば、後世代の負担をさらに重くすることも考えられます。

公共施設の更新問題は、全国的な問題でもあります。菊池市がおかれている現状を分析し、問題の把握と課題を抽出し、市民への啓発を推進しながら行政と市民全ての人が危機感を共有しなければなりません。

公共施設更新問題は、これまでのつくるための議論から、無くすための説明が必要になってきているのかもしれない。

次に神奈川県大和市の研修について報告します。

小・中学生の学力を向上させようと、地域の助けを借りて放課後に補習授業を取り入れる自治体が、首都圏に広がっています。

名付けて現代版の「寺子屋」で、神奈川県大和市が2014年度から「放課後寺

子屋やまと」を立ち上げました。

これは地域の子どもの学力を底上げする新たな取り組みで、学校と保護者、地域の連携により実施されているもので、寺子屋で対応するのは教職員OBで構成するコーディネーターと教員免許を持つ学習支援員です。学校教育の経験や知識が豊富な地域の知識が豊富な地域の人材が児童一人ひとりに寄り添い、質問や分からないところなど、状況に応じて支援を行なっています。また、希望する児童なら誰でも参加できる仕組みとなっており、受講料は無料となっています。

開催日は学校の空き教室を利用して平日の週3日、授業終了後から午後5時に行い、試験的に6校で1年間実施した上、15年度からは市内19校のすべての小・中学校で開催されています。

「寺子屋やまと」は正規の授業ではなく、学習塾でもありません。自ら進んで学習する習慣を児童に定着させようと、地域が協力して自主学習の場を提供しているものです。基礎学力を高めるには学習習慣を身に付けさせることがまず重要だと判断し、それを実現する手段として「寺子屋」事業が具体化したものであります。ですから、「寺子屋やまと」では、国語・算数いわゆる読み書きそろばんを、子ども達が自分のペースで学習するという方針であります。

事業の効果としては、学校間の学力の差が埋まってきたということでありました。

本市におきましても、児童の学力向上を図るため、児童の要望、保護者のニーズを把握し、菊池市独自の学力向上の方策を見出さなければならないと感じたところであります。

以上で、総務文教常任委員会の研修報告といたします。

菊池市議会議員 森 清 孝 様

平成28年12月5日

総務文教常任委員長 荒木 崇之

以上で、総務文教常任委員会の報告といたします。

○議長（森 清孝君） 次に、福祉厚生常任委員会委員長、柁原賢一君。

[登壇]

○福祉厚生常任委員長（柁原賢一君） こんにちは。福祉厚生常任委員会の視察研修報告を申し上げます。

当委員会の視察研修を去る10月24日から10月28日までの2泊3日の日程で行いました。研修場所は東京都稲城市、神奈川県川崎市及び横浜市内で、参加者は委員6名全員と、事務局1名、執行部1名の計8名です。

詳細については添付資料をご参照ください。よろしくお願いします。

福祉厚生常任委員会視察研修報告書

福祉厚生常任委員会の視察研修について報告申し上げます。

当委員会の視察研修を、去る１０月２４日から１０月２６日までの２泊３日の日程で行いました。研修場所は東京都稲城市、神奈川県川崎市及び横浜市で、参加者は委員６名全員と、事務局１名、執行部１名の計８名です。

まず、２４日の稲城市では、「介護支援ボランティア制度」について研修しました。この制度は、通常のボランティア制度と違い、ボランティア活動をする人の介護予防が目的となっています。その仕組みとしては、介護支援ボランティア制度に登録した６５歳以上の高齢者に対して手帳を配布し、各種ボランティアの実施後にスタンプを押し、一人当たり年間ポイント最大で５，０００円を交付するものです。市内各地の公民館で盛んにグループ活動を行うなど、稲城市はボランティア活動が盛んな土地柄であり、まず６５歳以上の高齢者に制度の説明を行い、そこから徐々に口コミで広がっていったそうです。

菊池市においても、高齢化が進むにつれて医療費も増大することが見込まれるため、これからは病気の未然予防に取り組んでいくための、一つの参考になると感じました。

次に、２５日の川崎市では、「大気・土壌・水質汚染等に関する研究、調査」について研修しました。１９７０年代に、高度経済成長に伴う公害が社会的問題となったことから研究所が発足し、各種調査・研究・情報発信等を通じて、大気汚染・水質汚濁の改善・啓発活動等に長期的に取り組まれています。川崎市では上水道の利用がほとんどではありますが、地下水における硝酸性窒素の濃度が基準値を超えるところもあるそうです。一部の地域では地下水を飲料用として使用しているため、住民に対して調査した数値を示しながら、地下水を飲料用として使用しないように指導を行っているそうです。地下水汚染については、発生源の特定は非常に難しいため、指導を行いながら、上水道の普及を図ることが現実的な施策であるとのことでした。

ひとたび地下水が汚染されると、元に戻すためには相当の時間を要するため、市民の健康を一番に考えるのなら、浄水器設置等の暫定的な措置を図ると同時に、長期的な改善への取り組みが必要であると感じました。

次に、２５日の午後から２６日にかけて、横浜市で「保育士の確保及び待機児童の解消へ向けた取り組み」について研修し、かながわ保育士・保育所支援センターで視察を行いました。

現在、菊池市においては待機児童の問題はありませんが、保育士の確保は急務であるため、関連のあるこの２つの項目について研修を行いました。

全国的に保育士の不足が問題となっていますが、その解消に向けた取り組みの一つとして、保育士の処遇改善に取り組んでおられます。給与における横浜市独自の上乗せ部分を設定されており、長く勤めれば勤めるほど段階的に加算され、それが園の運営費の増加につながり、ひいては保育士の処遇改善につながっていく仕組みとなっています。また、国の設定よりも長期に渡って加算率が上昇するように設定されています。

待機児童の解消に向けた取り組みについては、株式会社による認可保育所の設置・運営の許可、土地と法人のマッチング、各種預かり保育の連携、保育・教育コンシェルジュの設置、横浜保育所を利用する方の所得に応じた補助等、様々なメニューを用意して取り組んでおられます。これらの取り組みにより、平成２２年には全国ワーストだった待機児童数が、平成２５年にはゼロとなる成果を挙げておられます。

かながわ保育士・保育所支援センターは、県と近隣の４市で共同経営されており、保育士不足の解消に向けて、潜在保育士の復職のためのマッチングを行っておられます。復職したい方はフルタイム勤務は好まず、園はフルタイム雇用を希望する傾向が強いため、マッチングが非常に難しくなっており、成果としては、約５，０００人の求人に対して約３００名のマッチングが実現しています。保育士を確保するためには、大都市圏だけでは対象者が不足するため、地方にまで活路を求めているということでした。

菊池市においても、今後は、都市圏に向かって人を吸い上げられる状況が出てくることが予想されるため、介護支援においても、保育士の確保においても、近隣の市町村と連携して不足面をカバーし、広域的に取り組んでいくことも検討すべきではないかと感じました。

以上、福祉厚生常任委員会の視察研修の報告といたします。

菊池市議会議員 森 清 孝 様

平成２８年１２月５日

福祉厚生常任委員長 柁原 賢一

○議長（森 清孝君） 次に、経済建設常任委員会委員長、岡崎俊裕君。

[登壇]

○経済建設常任委員長（岡崎俊裕君） おはようございます。経済建設常任委員会の視

察研修についてご報告申し上げます。

当委員会では、１０月２５日から１０月２７日の２泊３日の日程で、委員６名全員と事務局１名、執行部１名の計８名により、宮城県の石巻市の「まちなか再生計画」及び宮城県仙台市の「農商工連携の推進（６次産業化）」について視察研修を行いました。

研修の詳細につきましては、報告書のとおりでございますので、ご参照いただきたいと思います。

経済建設常任委員会視察研修報告書

経済建設常任委員会の視察研修について報告申し上げます。

当委員会は、１０月２５日から１０月２７日の２泊３日の日程で、委員６名全員と、事務局１名、執行部１名の計８名により、宮城県石巻市の「まちなか再生計画」及び宮城県仙台市の「農商工連携の推進（６次産業化）」について視察研修してまいりました。

まず、石巻市の「まちなか再生計画」につきましては、中心市街地活性化基本計画の商業施設整備等に特化した計画として位置付けてあり、重点的に取り組む再生まちづくりの方向性を示すものです。

この計画は、まちづくり会社等による商業施設の整備に対する支援等を通じて、市民生活を支える商業機能の回復とともに、まちのにぎわいを取り戻し復興の加速化を図ることを目的としています。

街の魅力向上のために次の三つのことに取り組んでいます。

一つ目が石巻らしい魅力ある街並みづくりとして、マンガ文化や川湊としてのロケーションなど地域資源を生かした空間づくりと、商店街やエリアごとの性格を抽出し、まちのイメージを構成していくことで、来街者がまち歩きを楽しめるよう、回遊性の創出と街並み・歩行空間の形成を進めています。

二つ目が賑わい再生に向けた取り組みとして、「防災」「にぎわい・商店街経営」「食」「アート」「生活・医療・福祉」「情報発信」「アクセス」の七つのプロジェクトから構成されるソフト面のまちづくり計画で、まちを楽しむ様々な仕掛けを民間主導で進めています。

三つ目が中心市街地の特性を生かした各種イベントの実施で、まちづくりに取り組む団体を中心に新たなイベントが企画・運営され、中心市街地は多様な交流を生み出す場所としての魅力が高まっています。

以上の取り組みにより、まちの魅力は向上しているようですが、「中心市街地を保つには、そこに住むこと、後継者がいること、自分たちの街なかで自分たちの買

い物を全部すること。この三つが守られなければ、中心市街地の活性化は難しい」と言われていたことが印象に残りました。

本市の中心市街地の現状から、まちなかの再整備が望まれています、官民一体となったまちづくりの取り組みが大変参考になりました。

次に、仙台市の「農商工連携の推進（6次産業化）」につきましては、東日本大震災で仙台市東部の農地は壊滅的な被害を受け、その復旧・復興ということで農商工連携により生産するだけではなく付加価値を付けた農業で収益を上げようと始まりました。

農商工連携推進としての主な事業は、フードビジネスマッチング支援事業と新商品等開発支援事業があります。

フードビジネスマッチング支援事業とは、新商品開発のために、農林漁業者はどのような農産物や水産物が豊富にあるのか、商工業者であれば自分がどのような技術を持っているかをお互いに出し合い、それをホームページに公開することによって、マッチングを図っていくものです。実際に会場を設けて農林漁業者と商工業者に来ていただき、連携を図るためにマッチングフェアも開催しています。

新商品等開発支援事業は、農林漁業者と商工業者が連携し、新商品開発の事業の計画を提出して、審査会で認められた場合、補助対象経費の2分の1以内（上限100万円）を助成するものです。平成22年にスタートし、今までに20件の商品が開発されています。

しかし、農商工連携による新商品開発については、取り組む事業者の掘り起こしが課題となっているようで、外郭団体の産業振興事業団と組んで、仙台市内の業者だけではなく周辺部も含めて、企業訪問をしてニーズを捉えているそうです。

また、6次産業化推進では、農業者は6次産業化といっても何をやったらいいのかわからないということもあり、一番大切なのが人材育成ということで、6次産業化プロデューサー育成塾を開設しています。農閑期に8回程度開催し、6次産業化の基礎知識を習得するため、食品衛生法から加工や販売のノウハウ等の研修を行います。受講後に、新商品を作られた方や農家レストランを始められた方がいて成果が出ているようです。他にも専門家派遣事業、機材導入・マーケティング等支援事業により6次産業化を進めています。

本市でも儲かる農業の取り組みを進めていますが、機材導入支援などのハード面だけでなく、人材育成などソフト面の支援の充実など、きめ細かな対応が必要だと感じたところです。

以上、経済建設常任委員会の視察研修の報告といたします。

菊池市議会議員 森 清 孝 様

平成28年12月5日

経済建設常任委員長 岡崎 俊裕

以上、経済建設常任委員会の視察研修の報告といたします。

○

日程第6 議案第100号から議案第121号まで一括上程・説明

○議長（森 清孝君） 次に、日程第6、議案第100号から議案第121号までの22議案を一括議案とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 改めまして、皆様おはようございます。

皆様ご存じのとおり、本市で開催されました米・食味分析鑑定コンクール国際大会におきまして、菊池米が国際総合部門におきまして、見事2年連続で金賞を受賞いたしました。これまでの農家の方々のご努力と、議会を初めとする関係諸機関のご支援、ご協力のたまものと、感謝、御礼を申し上げるところでございます。

また、このような大きな大会を成功に導いた全ての職員と関係の皆様、心より敬意と感謝の意を表したいと思っております。本当にありがとうございました。

さて、本日、平成28年第4回菊池市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては本会議にご出席をいただき、まことにありがとうございます。

本定例会の会期につきましては、先ほどご決定をいただきましたように、本日から12月22日までの18日間の日程でご審議をお願いするものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、ただいま上程されました議案第100号から議案第121号につきましてご説明申し上げます。

議案書1ページからになります。

議案第100号から議案第102号につきましては、市の債権管理の一層の適正化等を図るための「菊池市債権管理条例の制定」、地方自治法の規定による附属機関の設置に伴う「菊池市特別養護老人ホームあり方検討委員会条例の制定」及び「菊池市立泗水幼稚園移譲先事業者選定委員会条例の制定」の新規制定案3議案でございます。

議案第103号から議案第107号につきましては、総合支所の支所化に伴う「菊池市支所設置条例及び菊池市公告式条例の一部を改正する条例」、公職選挙法

施行令の一部を改正する政令の施行に伴う「菊池市議会議員及び菊池市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例」、新たな附属機関の設置に伴う「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」、関係法律の改正に伴う「菊池市税条例の一部を改正する条例」及び「菊池市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」の条例改正案5議案でございます。

議案第108号及び議案第109号につきましては、老朽化により施設を廃止するための条例廃止案2議案でございます。

議案第110号、「平成28年度菊池市一般会計補正予算（第8号）」につきましては、4月の人事異動に伴う職員人件費の組み替えのほか、歳出の主なものとしたしまして、国民健康保険事業特別会計繰出金1億702万4,000円、畜産クラスター事業補助金1億9,832万円、中山間地域所得向上支援対策事業補助金1億800万円、平成28年熊本地震各区見舞金3,634万円、災害廃棄物処理業務委託料7億3,039万8,000円、被災家屋等解体・撤去支援事業として、行政解体分に係る工事請負費5億7,323万6,000円、自主解体分に係る事業負担金6億6,925万9,000円、被災農業者向け経営体育成支援事業補助金8億4,240万円など、総額31億5,458万3,000円を追加するものでございます。

議案第111号から議案第119号につきましては、各特別会計及び水道事業会計の補正予算でございます。

各事業費の確定に伴う補正及び4月の人事異動に伴う職員人件費の組み替えなどが主な内容でございます。

議案第120号及び議案第121号につきましては、「ふるさと創生市民広場」及び「隈府一番地複合施設」の指定管理者の指定について、地方自治法の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

以上、内容の詳細につきましては、この後、総務部長が説明をいたしますので、慎重ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（森 清孝君） 総務部長、小川秀臣君。

[登壇]

○総務部長（小川秀臣君） 皆様おはようございます。それでは、議案第100号から議案第121号につきまして、一括して説明させていただきます。

まず、議案書の1ページをお開きください。

議案第100号、菊池市債権管理条例の制定についてでございます。

市の債権管理の一層の適正化を図り、公平公正な市民負担の確保と健全な行財政運営に資するため、債権管理に関する事務に必要な事項を条例で定めるもので、あけて2ページから5ページが制定する条例案でございます。

2ページ目の第1条に目的、第2条に市の債権、強制徴収債権及び非強制徴収債権の用語の定義、第3条に他の法令との関係として、市の債権の管理に関する事務の処理について、法令等に特別の定めがある場合を除くほかは、この条例によることとしております。

第5条に台帳の整備、第6条から第8条に督促、督促手数料及び延滞金の徴収に関し定めることとしております。

3ページの第9条から4ページの第15条までは、滞納処分、強制執行、履行期限の繰り上げ、債権の申し出、徴収停止、履行期限の特約及び免除など法令に基づく各手続を整理しております。

第16条は債権の放棄として、債権回収の結果、以下の各号に該当し、事実上徴収が不可能と判断される非強制徴収債権について、債権放棄ができることを定めることとしております。

なお、この条例は、平成29年4月1日から施行することとしております。

ただし、第7条の督促手数料及び第8条の延滞金の規定については、周知期間を考慮し、平成30年4月1日から施行することとしております。

次に、7ページをお願いいたします。

議案第101号、菊池市特別養護老人ホームあり方検討委員会条例の制定についてでございます。

地方自治法の規定により、執行機関の附属機関の設置を条例で定めるもので、あけて8ページが制定する条例案でございます。

つまごめ荘のあり方（運営形態）に関する事項を調査審議するため設置する、菊池市特別養護老人ホームあり方検討委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものでございます。

なお、この条例は、公布の日から施行することとしております。

次に、9ページをお願いいたします。

議案第102号、菊池市立泗水幼稚園移譲先事業者選定委員会条例の制定についてでございます。

同じく、地方自治法の規定により、執行機関の附属機関の設置を条例で定めるもので、あけて10ページから11ページが制定する条例案でございます。

泗水幼稚園の民営化に当たり、移譲先事業者を選定するため設置する、菊池市立泗水幼稚園移譲先事業者選定委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるもの

でございます。

なお、この条例は、公布の日から施行することとしております。

次に、13ページをお願いいたします。

議案第103号、菊池市支所設置条例及び菊池市公告式条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

総合支所の支所化に伴い、関係条例の一部を改正するもので、あけて14ページが改正する条例案でございます。

名称を「総合支所」から「支所」に改めるものでございます。

なお、この条例は、平成29年4月1日から施行することとしております。

次に、15ページをお願いいたします。

議案第104号、菊池市議会議員及び菊池市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

公職選挙法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、条例の一部を改正するもので、あけて16ページが改正する条例案でございます。

消費税増税を踏まえ、選挙運動用自動車の使用及び通常はがき等の作成の公営に要する経費に係る限度額が引き上げられたことに伴い、選挙運動用自動車及び燃料並びにビラ・ポスターの作成に係る公費負担額の改正を行うものでございます。

なお、この条例は、公布の日から施行することとしております。

次に、17ページをお願いいたします。

議案第105号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

議案第101号、特別養護老人ホームあり方検討委員会、議案第102号、泗水幼稚園移譲先事業者選定委員会の設置に伴い、条例の一部を改正するもので、あけて18ページが改正する条例案でございます。

各附属機関の委員報酬の項を加えるものでございます。

なお、この条例は、公布の日から施行することとしております。

次に、19ページをお願いいたします。

議案第106号、菊池市税条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律の一部改正に伴い、条例の一部を改正するもので、あけて20ページから23ページが改正する条例案でございます。

市内に住所を有する者が、外国の金融機関から受け取る利子及び配当などの、特例適用利子及び特例適用配当について、これを有する者に対し、分離課税により前

年中の利子及び配当に係る所得金額に対する税額を、市民税の所得割として課すというものでございます。

改正内容といたしましては、附則第20条の次に、20ページ下段から22ページの附則第20条の2の1条を加えるものでございます。

また、それに伴い、条番号にずれを生じますので、所要の整理を行っております。

なお、この条例は、平成29年1月1日から施行することとし、その他必要な経過措置を定めることとしております。

次に、25ページをお願いいたします。

議案第107号、菊池市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

先ほどの議案第106号と同じく、関係法律の一部改正に伴い、条例の一部を改正するもので、あけて26ページから27ページが改正する条例案でございます。

特例適用利子と特例適用配当の額を国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含めることとするものでございます。

改正内容といたしましては、附則第16項の次に、附則第17項及び第18項の課税の特例2項を加えるとともに、項番号のずれを整理しております。

なお、市税条例と同様に平成29年1月1日から施行することとし、その他必要な経過措置を定めることとしております。

次に、29ページをお願いいたします。

議案第108号、菊池市菊池ふれあいセンター条例を廃止する条例の制定についてでございます。

老朽化により施設を廃止するに当たり、条例を廃止するもので、あけて30ページが廃止する条例案でございます。

なお、この条例は、平成29年1月1日から施行することとしております。

次に、31ページをお願いいたします。

議案第109号、菊池市菊池体育センター条例及び菊池市勤労青少年ホーム条例を廃止する条例の制定についてでございます。

同じく、老朽化により施設を廃止するに当たり、条例を廃止するもので、あけて32ページが廃止する条例案でございます。

なお、この条例は、公布の日から施行することとしております。

次に、33ページをお願いいたします。

議案第110号、平成28年度菊池市一般会計補正予算（第8号）でございます。

あけて34ページをお願いいたします。

今回の補正は、予算総額に31億5,458万3,000円を追加し、補正後の

予算総額を歳入歳出それぞれ４１７億４，０３１万円とするものです。

まず、歳入について、事項別明細によりご説明いたします。

４６、４７ページをお願いいたします。

３枠目の款１４国庫支出金、項１国庫負担金、目１０災害復旧費国庫負担金２億６，６７０万円の減額は、熊本地震に伴う市道杉生阿蘇線など国庫補助災害復旧事業に係る測量設計等委託料及び工事請負費の設計額等の確定による国庫負担金の減額でございます。

４枠目の款１４国庫支出金、項２国庫補助金、目４衛生費国庫補助金９億５，８２６万１，０００円の増額は、災害廃棄物処理事業及び被災家屋等解体撤去支援事業等に係る国庫補助金でございます。

最下段の款１５県支出金、項２県補助金、目５農林水産業費県補助金、節１農業費補助金の上から４行目、経営体育成支援事業費補助金６億５，５２０万円の増額は、熊本地震により農業用施設などの復旧・撤去等に係る補助金でございます。

４８、４９ページをお願いいたします。

１枠目の節２畜産業費補助金１億９，８３２万円の増額は、畜産クラスター事業に対する補助金でございます。

同じく、節３農地費補助金８，４００万円の増額は、菊池市土地改良区が実施します大代堰ほか２地区に係る用水路改修及び自動転倒ゲート等整備に対する補助金でございます。

５枠目の款１８繰入金、項３基金繰入金、目２７庁舎建設基金繰入金９，３７６万９，０００円の増額、及びページをめくっていただきまして、５０、５１ページ、１枠目の款２１市債、項１市債、目２総務債の１行目、合併特例事業債５，５２０万円の減額は、当初予算に計上しております森林管理事務所関連の用地購入費の財源を合併特例事業債を減額し、庁舎整備基金へ組み替えるものと、新たに駐車場用地として購入を予定しております、生涯学習センター建設用地南側の民有地の用地購入費のために基金を繰り入れるものでございます。

同じく、目７土木債７，４５０万円の減額は、道路橋りょう新設改良事業の合併特例事業債及び辺地対策事業の見直しに伴う地方債の減額でございます。

同じく、目１０災害復旧債、節４衛生施設災害復旧事業債１８億３，７９０万円の増額は、今回の熊本地震に伴う災害廃棄物処理事業及び被災家屋等解体・撤去支援事業等に係る国庫補助金を充当した残額に対し、災害復旧事業債が充当可能となったことによるものでございます。充当率は１００％で、元利償還金の９５％に対し交付税措置がございました。

ページを戻っていただきまして、４８ページ、５枠目の款１８繰入金、項３基金

繰入金、目1財政調整基金繰入金につきましては、災害復旧事業債等を見込んだことにより、3億9,382万9,000円の減額となっております。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

52、53ページをお願いいたします。

2枠目の款2総務費、項1総務管理費、目7財産管理費、節17公有財産購入費3,130万円の増額は、生涯学習センター建設用地南側の民有地を新たに駐車場用地として購入するための公有財産購入費でございます。全額、庁舎建設基金繰入金にて措置するものでございます。

54、55ページをお願いいたします。

2枠目の款2総務費、項2徴税費、目2賦課徴収費、節23償還金利子及び割引料2,500万円の増額は、法人事業所などの決算確定等に伴い、中間納付されていた法人住民税等の還付でございます。

56、57ページをお願いいたします。

3枠目の款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、節28繰出金1億702万4,000円の増額は、国民健康保険事業特別会計に係る一般被保険者療養給付費及び高額療養費等の増に伴う繰り出しでございます。

同枠の目3障がい者福祉費、節20扶助費1,727万円の増額は、菊池圏域における新たな障がい児通所施設開設により、利用日数が必要量確保できるようになったことに伴い、利用者増となったことによるものでございます。

最下段の款3民生費、項2高齢者福祉費、目1高齢者福祉費、ページをあけていただきまして、59ページの節19負担金補助及び交付金のうち、1行目の後期高齢者医療広域連合負担金1,689万6,000円の増額は、平成27年度の市町村療養給付費負担金確定に伴うものでございます。

60、61ページをお願いいたします。

1枠目の款3民生費、項4生活保護費、目2扶助費2,876万円の増額は、生活保護に対する医療扶助並びに救護施設入所者増に伴う施設委託事務費でございます。

62、63ページをお願いいたします。

1枠目の款5農林水産業費、項1農業費、目6畜産業費1億9,832万円の増額は、畜舎等整備に係る畜産クラスター事業、及び今回の熊本地震被害に係る畜産経営の再開や体質強化のための規模拡大、並びに機能向上を図るための熊本版畜産クラスター事業に対する補助金でございます。この事業に対する市の負担はございません。

同じく、目8農地費、節13委託料972万円の増額は、企業誘致に伴う花房台

地区造成工事に係る設計業務委託料でございます。

同じく、節１９負担金補助及び交付金１億８００万円の増額は、菊池市土地改良区が実施します大代堰ほか２地区に係る用水路改修及び自動転倒ゲート等整備に伴う補助金でございます。

補助基本額の７０％を県補助金として受け入れ、市負担の２０％とあわせて事業主体の土地改良区へ補助するものでございます。

６４、６５ページをお願いいたします。

最下段の款７土木費、項２道路橋りょう費、目２道路橋りょう新設改良費８，１１２万３，０００円の減額は、県事業の合志川橋かけかえ工事の遅延による上高江久米線道路改良事業の取り下げ、及び塚原若木線道路改良工事の用地交渉困難等による工事請負費の減額などによるものでございます。

６８、６９ページをお願いします。

１枠目の款８消防費、項１消防費、目５災害対策費３，６３４万円の増額は、平成２８年熊本地震により、共助の重要性が再認識され、今後の災害に強いまちづくりを進め、各行政区等の復旧・復興につなげるための見舞金でございます。

７０、７１ページをお願いいたします。

４枠目の款１０災害復旧、項２衛生災害復旧費、目１衛生災害復旧費１９億８，１５３万円の増額は、災害等廃棄物処理事業費補助金の環境省査定結果によるものでございます。

主な内容は、節１３委託料の災害廃棄物処理事業委託料７億３，０３９万８，０００円、節１５工事請負費（被災家屋等解体・撤去支援事業等）５億７，３２３万６，０００円、節１９負担金補助及び交付金の被災家屋等解体・撤去支援事業（自主解体）負担金６億６，９２５万９，０００円でございます。

最下段の款１０災害復旧費、項３公共土木施設災害復旧費、目２現年度補助災害復旧費２億４，７９１万１，０００円の減額は、熊本地震に伴う市道杉生阿蘇線など国庫補助災害復旧事業に係る測量設計等委託料及び工事請負費の設計額等の確定による事業費の減額でございます。

７２、７３ページをお願いいたします。

１枠目の款１０災害復旧費、項４農林水産災害復旧費、目１農林水産災害復旧費、節１９負担金補助及び交付金８億４，２４０万円の増額は、熊本地震に伴う農業用施設等の復旧・撤去に係る、被災農業者向け経営体育成支援事業補助金でございます。

補助基本額の７０％を県補助金として受け入れ、市負担の２０％とあわせて、被災した農業者へ補助するものでございます。

最下段の款 13 予備費、項 1 予備費、目 1 予備費 2, 105 万円の減額は、今回、平成 28 年熊本地震各区見舞金を予算計上するに当たって、第 2 回定例会（6 月議会）において予備費へ修正のあったものを減額するものでございます。

その他、今回の補正において、本年 4 月の人事異動に伴う職員人件費の組み替えを行っております。

それでは、38 ページに戻っていただきたいと思います。

第 2 表、繰越明許費でございます。

熊本地震に伴い、年度内の事業完了が見込めない地籍調査補助事業、公営住宅ストック総合改善事業、住宅管理費及び公共土木施設災害復旧事業並びに農林水産施設災害復旧事業について計上いたしております。

39 ページから 41 ページは、第 3 表 債務負担行為補正でございます。

地方自治法第 234 条の 3（長期継続契約）及び菊池市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例に該当しないもので、年度当初より業務開始しなければならないものなど、事前に事務を進める必要がある業務並びに施設の指定管理委託等について計上いたしております。

42 ページをお願いいたします。

第 4 表、地方債補正でございます。

合併特例債事業及び辺地対策事業の見直し並びに災害廃棄物処理事業等に係る災害復旧事業が主なものでございます。

次に、79 ページをお願いいたします。

議案第 111 号、平成 28 年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）でございます。

あけて 80 ページをお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額に 2 億 5,430 万 7,000 円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 83 億 1,251 万 7,000 円とするものでございます。

内容といたしましては、一般被保険者に係る療養給付費及び高額療養費の増に伴う増額補正が主なものでございます。

83 ページをお願いいたします。

年度当初より業務を行う必要があるもので、事前に事務を進めるために債務負担行為として設定しているものでございます。

次に、95 ページをお願いいたします。

議案第 112 号、平成 28 年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）でございます。

あけて 96 ページをお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額に６５万５，０００円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ５億３，３８１万３，０００円とするものでございます。

内容といたしましては、平成２７年度の保険料還付金が確定したことによる増額補正が主なものでございます。

次に、１０３ページをお願いいたします。

議案第１１３号、平成２８年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算（第２号）でございす。

あけて１０４ページをお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額に７，６６６万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ５億５，４７２万７，０００円とするものでございます。

内容といたしましては、要支援者に対する介護予防事業費の増及び平成２７年度の事業費確定に伴い、国、県への返納金等が発生したことによる増額補正が主なものとなっております。

１０７ページをお願いいたします。

年度当初より業務を行う必要があるもので、事前に事務を進めるために債務負担行為として設定するものでございます。

次に、１１７ページをお願いいたします。

議案第１１４号、平成２８年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）でございす。

あけて１１８ページをお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額から９，３１５万８，０００円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ９億５，１５２万円とするものでございます。

内容といたしましては、浄水センター建設工事委託料の確定による減額補正が主なものでございます。

１２１ページをお願いいたします。

年度当初より業務を行う必要があるもので、事前に事務を進めるために債務負担行為として設定するもの、及び浄水センター建設工事委託料の確定による地方債の補正でございす。

次に、１２９ページをお願いいたします。

議案第１１５号、平成２８年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）でございす。

あけて１３０ページをお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額に７８万２，０００円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ５億６，０５６万８，０００円とするものでございます。

内容といたしましては、4月の人事異動に伴います人件費の補正となっております。

次に、137ページをお願いいたします。

議案第116号、平成28年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第2号）でございます。

あけて138ページをお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額に1,313万5,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,800万5,000円とするものでございます。

内容といたしましては、合併浄化槽設置工事の増加に伴う増額が主なものとなっております。

141ページをお願いいたします。

地方債補正につきましては、熊本地震により市内13カ所の合併処理浄化槽施設被害が災害復旧事業の該当となったことによる追加及び合併浄化槽設置工事の増加に伴う変更でございます。

次に、151ページをお願いいたします。

議案第117号、平成28年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）でございます。

あけて152ページをお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額に99万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ3億7,532万円とするものでございます。

内容といたしましては、処理場関係経費及び平成27年度消費税及び地方消費税確定による増額補正となっております。

次に、159ページをお願いいたします。

議案第118号、平成28年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第1号）でございます。

あけて160ページをお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額から334万2,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ7億2,731万5,000円とするものでございます。

内容といたしましては、4月の人事異動に伴います人件費の減額補正となっております。

161ページの第2表 債務負担行為は、年度当初より業務を行う必要があるもので、事前に事務を進めるため、設定するものでございます。

次に、169ページをお願いいたします。

議案第119号、平成28年度菊池市水道事業会計補正予算（第3号）でござい

ます。

あけて１７０ページをお願いいたします。

今回の補正は、第２条の収益的支出におきまして、水道事業費用を９８９万３、０００円減額し、総額を６億１、９９４万９、０００円とするものでございます。

４月の人事異動による人件費の減額補正が主なものでございます。

次に、１７５ページをお願いいたします。

議案第１２０号及び議案第１２１号は、公の施設の指定管理者の指定について、地方自治法の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

まず、１７５ページの議案第１２０号は、菊池市ふるさと創生市民広場の指定管理者の指定でございます。

団体名、期間は、記載のとおりでございます。

次に、１７７ページの議案第１２１号は、菊池市隈府一番地複合施設の指定管理者の指定でございます。

団体名、期間は、記載のとおりでございます。

以上、議案第１００号から議案第１２１号の説明といたします。よろしく願いいたします。

○議長（森 清孝君） 以上で議案の説明を終わります。

—————○—————

日程第７ 議案第１２２号から議案第１２６号まで一括上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（森 清孝君） 次に、日程第７、議案第１２２号から議案第１２６号を議題とします。

本案については、地方自治法第１１７条の規定にかかわる議員は除斥する必要があるが、関係する議員はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 清孝君） 関係する議員なしと認めます。

提出者の提案理由の説明を求めます。

市長、江頭実君。

〔登壇〕

○市長（江頭 実君） それでは、ただいま上程されました議案第１２２号から議案第１２６号の人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、ご説明申し上げます。

議案書１７９ページからになります。

現在、本市の区域におきましては、１４人の委員の方々が法務大臣の委嘱を受け、

人権擁護活動に従事されております。その中で、5名の委員の方々が平成29年3月31日をもって3年間の任期が満了いたします。

今回、その後任の候補者の推薦につきまして、熊本地方法務局長より依頼がありましたので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。

推薦に当たっては、人権擁護委員法の規定により、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある者とされております。

十分検討いたしました結果、これまでの委員としての経験と実績から、任期が満了する5名の委員の方々を、再度、委員として推薦いたしたく、ご提案申し上げるものでございます。

まず、議案書179ページ、議案第122号、菊池市今の石原克子氏、181ページ、議案第123号、七城町辺田の徳永良子氏、183ページ、議案第124号、七城町林原の牧美代志氏、185ページ、議案第125号、旭志麓の上野恵理子氏、187ページ、議案第126号、泗水町永の永田源彦氏、それぞれの方々の経歴につきましては、各議案の裏面に記載のとおりでございます。

いずれの方々も、これまでの経歴を通じて人権問題に関しての理解と認識が豊富な方々であります。今後も積極的に人権擁護活動に取り組んでいただけるものと確信し、推薦するものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（森 清孝君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 清孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第122号から議案第126号については、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。ご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 清孝君） 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続いて審議します。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 清孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。

採決は、一議案ずつ起立により行います。

お諮りします。議案第122号について、原案のとおり適任とすることに賛成の

方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(森 清孝君) 起立多数です。よって、議案第122号は適任とすることに決定しました。

お諮りします。議案第123号について、原案のとおり適任とすることに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

○議長(森 清孝君) 起立多数です。よって、議案第123号は適任とすることに決定しました。

次に、お諮りします。議案第124号について、原案のとおり適任とすることに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(森 清孝君) 起立多数です。よって、議案第124号は適任とすることに決定しました。

お諮りします。議案第125号について、原案のとおり適任とすることに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

○議長(森 清孝君) 起立多数です。よって、議案第125号は適任とすることに決定しました。

次に、お諮りします。議案第126号について、原案のとおり適任とすることに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

○議長(森 清孝君) 起立多数です。よって、議案第126号は適任とすることに決定しました。

—————○—————

日程第8 報告第22号 上程・報告・質疑

○議長(森 清孝君) 次に、日程第8、報告第22号を議題とします。

提出者の報告を求めます。

総務部長、小川秀臣君。

[登壇]

○総務部長(小川秀臣君) それでは、報告第22号につきましてご説明いたします。

議案書189ページをお願いいたします。

報告第22号、専決処分の報告についてでございます。

地方自治法の規定により、議会において指定されている事項について専決処分い

たしましたので、報告するものでございます。

あけて190ページが専決第24号、専決処分書で記載のとおり、車両事故による損害賠償に係る額の決定について専決処分したものでございます。

事故発生日は平成28年4月20日で、相手方は記載のとおりでございます。

事故の概要は、つまごめ荘デイサービス利用者の送迎時に、利用者宅から市道へ出たところで、相手方車両と出会い頭に衝突し、相手方を負傷させ損害を与えたものでございます。

本件事故は、さきの第3回定例会におきまして、対物賠償に係る専決処分について報告を行ったところでございます。

今回、対人賠償に係る額の決定について報告をするものでございます。損害賠償の額は117万8,954円で、その他決定事項は記載のとおりでございます。

以上、報告第22号の説明といたします。

○議長（森 清孝君） 以上で、報告を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 清孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

お知らせします。会議を来る9日午前10時から開き、質疑、委員会付託及び一般質問を行います。議案に対する質疑を行う方は、事務局備えつけの様式により、その要旨を具体的に記載し、あす6日の正午までに事務局に提出をお願いいたします。

本日はこれにて散会します。

全員起立をお願いします。

（全員起立）

お疲れさまでした。

○
散会 午前11時53分

第 2 号

1 2 月 9 日

平成28年第4回菊池市議会定例会

議事日程 第2号

平成28年12月9日（金曜日）午前10時開議

第1 質疑

第2 委員会付託

第3 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 質疑

日程第2 委員会付託

日程第3 一般質問

出席議員（20名）

1 番	平	直 樹 君
2 番	東	奈津子 さん
3 番	坂 本	道 博 君
4 番	水 上	隆 光 君
5 番	出 口	一 生 君
6 番	猿 渡	美智子 さん
7 番	松 岡	讓 君
8 番	荒 木	崇 之 君
9 番	柁 原	賢 一 君
10 番	工 藤	圭一郎 君
11 番	城	典 臣 君
12 番	大 賀	慶 一 君
13 番	岡 崎	俊 裕 君
14 番	水 上	彰 澄 君
15 番	泉 田	栄一朗 君
16 番	森	清 孝 君
17 番	樋 口	正 博 君
18 番	木 下	雄 二 君

19番 山瀬 義也 君
20番 境 和 則 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	江 頭 実 君
副 市 長	木 村 利 昭 君
政策企画部長	坂 口 啓 介 君
総 務 部 長	小 川 秀 臣 君
市民環境部長	倉 原 良 則 君
健康福祉部長	木 原 雄 二 君
経 済 部 長	松 岡 千 利 君
建 設 部 長	櫛 川 博 久 君
七城総合支所長	榎 田 邦 昭 君
旭志総合支所長	野 口 進 也 君
泗水総合支所長	山 本 幸一郎 君
財 政 課 長	中 村 喜 範 君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	徳 永 孝 博 君
市 長 公 室 長	上 田 俊 介 君
教 育 長	原 田 和 幸 君
教 育 部 長	大 山 堅四郎 君
農業委員会事務局長	上 田 譲 二 君
水 道 局 長	古 田 浩 敏 君
監 査 事 務 局 長	松 永 隆 則 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	徳 永 裕 治 君
事 務 局 課 長	倉 原 安 浩 君
議 会 係 長	松 原 憲 一 君

○議長（森 清孝君） 全員、起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

○

午前１０時００分 開議

○議長（森 清孝君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○

日程第１ 質疑

○議長（森 清孝君） それでは、日程に従いまして、日程第１、質疑を行います。

ここで、申し合わせ事項について申し上げます。質疑は、一括質疑として３回までとなっています。質疑は、提出議案に対して疑義をただすものであり、一般質問と違って自己の意見を述べることはできません。

発言の通告があつておりますので、質疑を許します。

平直樹君。

[登壇]

○１番（平 直樹君） おはようございます。それでは、通告に従いまして質疑をさせていただきます。

議案第１０３号、菊池市支所設置条例及び菊池市公告式条例の一部を改正する条例の制定について、七城、旭志、泗水総合支所は、平成２９年４月１日から、七城、旭志、泗水支所と変更されるとありますが、この日から本庁・支所方式となるのですか。また、これまでの機能も変わるのでしょうか。

二つ目に、議案第１２０号及び議案第１２１号、公の施設の指定管理者の指定について、指定の理由は何でしょうか。また、公募はされたのでしょうか。

○議長（森 清孝君） 総務部長、小川秀臣君。

[登壇]

○総務部長（小川秀臣君） 皆様おはようございます。それでは、平議員の質疑にお答えいたします。

総合支所につきましては、今回の条例案に記載のとおり、平成２９年４月１日から名称を「総合支所」から「支所」と改め、その日から変更となるものです。

また、その機能につきましては、最終報告書に記載しておりますとおり、総務・市民・税務・健康・福祉部門は、支所において、これまでどおり引き続き業務を行います。

また、企画・建設部門につきましては平成29年4月1日から、環境・経済部門につきましては平成30年4月1日から事務の拠点は本庁に集約しますが、市民の方がご利用になれる申請等の受け付け、相談、証明等に関する事務については、これまでどおり支所をご利用いただけるところです。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 経済部長、松岡千利君。

[登壇]

○経済部長（松岡千利君） おはようございます。まず、私のほうから120号につきましてお答えさせていただきます。

菊池夢美術館を含みます菊池市ふるさと創生市民広場は、平成29年度・30年度に市民広場再整備事業によりまして、工事が施工される予定となっております。このことから、公募によって指定管理者を選定する状況にはないというふうに判断をいたしまして、今回は非公募によりまして、現在の指定管理者でございます菊池温泉観光旅館協同組合を指定管理候補者としまして、今回、上程をしたものでございます。

以上です。

○議長（森 清孝君） 教育部長、大山堅四郎君。

[登壇]

○教育部長（大山堅四郎君） おはようございます。それでは、引き続き、教育部の提案の議案第121号についてご説明をしたいと思います。

隈府一番地複合施設の指定管理についてお答えをさせていただきますが、公募につきましては、平成29年度からの4期目の指定として7月から公募を行い、応募団体は議案記載の1団体となっております。

その後、10月に指定管理候補者選定委員会を開催し、菊池市公の施設の指定管理の指定に関する条例に規定する選定基準に照らして審査をした結果、指定管理者として妥当という結果を得て選定をされましたので、議案提出に至っております。

なお、1期目及び2期目につきましては、非公募で選定をしておりましたが、3期目以降は公募といたしております。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 次に、猿渡美智子さん。

[登壇]

○6番（猿渡美智子さん） おはようございます。議案第101号、菊池市特別養護老人ホームあり方検討委員会条例の制定について質問いたします。

議案書8ページの第3条、委員会の構成のところ、（1）関係機関及び関係団

体の代表者とありますが、もう少し具体的に言いますと、どのような機関や、どのような団体を想定されているのか、お尋ねします。

また、家族会の代表が入られるということですが、何名入られるのか、お尋ねします。

最後に、地域といいますか、市民を代表する立場の方が入られるのかどうか。

以上、3点についてお尋ねします。

○議長（森 清孝君） 健康福祉部長、木原雄二君。

[登壇]

○健康福祉部長（木原雄二君） おはようございます。猿渡議員の質疑にお答えをいたします。

まず、委員会の構成につきましては、6人以内といたしまして、つまごめ荘の家族会、区長または民生委員、特別養護老人ホームを経営いたします法人、熊本県の関係機関、高齢者福祉団体、学識経験者を想定しているところでございます。

次に、家族会の代表につきましては1名、委員として依頼することを想定しております。

また、地域の代表につきましては、区長または民生委員に依頼することを考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 猿渡美智子さん。

[登壇]

○6番（猿渡美智子さん） 2点再質問いたします。

民営化ありきの検討会ではないというようなお話を以前に聞いておりましたので、その前提に立ちますときに、民営化に肯定的な人ばかりであってはならないと思いますし、反対に、否定的な立場の人ばかりではいけないとも思いますが、そのような点、市としてはどのように配慮をされるのかということを1点。

それから、家族会の代表がお一人ということを今お聞きしましたが、家族会の入所者さんは120人もいらっしゃいますので、意見を一人で代表するということはなかなか難しいかとも思いますが、複数入ってもらうということはできないかどうか、お尋ねします。

○議長（森 清孝君） 健康福祉部長、木原雄二君。

[登壇]

○健康福祉部長（木原雄二君） まず、委員会の構成につきましては、民営化ありきではない、公平な立場から審議していただくことが大変重要でありますので、委員として選出していただく関係機関及び関係団体へは、本委員会の趣旨を十分説明し、

ご理解をいただいた上で依頼することとしております。

また、委員会のメンバーに家族会の代表を複数名できないかにつきましては、委員会を構成いたします他の関係団体からも同じく1名ずつの推薦依頼を予定しているところでございます。そして、人数については、意見の偏りをなくすことにより委員会全体の均衡を保つことを考慮しておりますので、ご理解をよろしく願いたします。

以上でございます。

○議長（森 清孝君） 次に、東奈津子さん。

[登壇]

○2番（東 奈津子さん） おはようございます。議席番号2番、日本共産党、東奈津子です。

議案第100号、菊池市債権管理条例の制定について、議案第101号、菊池市特別養護老人ホームあり方検討委員会条例の制定について、質問いたします。

まず、議案第100号、菊池市債権管理条例の制定について質問いたします。

1点目に、この条例の第7条、8条の制定によって、今まで督促手数料と延滞金の規則がなかったために徴収されていなかったもので、本条例の制定によって新たに徴収の対象となるものは何でしょうか。

二つ目に、第10条の制定によって、生活保護費返還金や奨学金等の各種貸付金も強制執行等が可能となるのでしょうか。

以上、2点をお聞きします。

2番目、議案第101号、菊池市特別養護老人ホームあり方検討委員会条例の制定について質問いたします。

先ほど猿渡議員の質問にもありましたが、改めてこの検討委員会の設置の目的についてお聞きします。この検討委員会は民営化を前提とした設置なのでしょうか。

以上、質問いたします。

○議長（森 清孝君） 総務部長、小川秀臣君。

[登壇]

○総務部長（小川秀臣君） それでは、議案第100号の債権管理条例の中で、まず最初に、新たに徴収の対象となるものということでございますけれども、菊池市債権管理条例第7条及び第8条の制定により、新たに督促手数料及び延滞金を徴収することとなる債権は、老人福祉施設措置費負担金、児童福祉施設運営費負担金、児童手当返納金、児童扶養手当返納金、生活保護費返納金、国民健康保険事業特別会計の一般被保険者返納金、介護保険事業特別会計の介護報酬の過誤請求に伴う返納金となります。

また、督促手数料は既存条例に基づき徴収しておりますが、新たに延滞金を徴収することとなる債権は、地域生活排水処理事業特別会計の排水処理施設使用料となります。

もう1点目の奨学金等、各種貸付金も強制執行が可能となるかというご質問でございますけれども、第10条「強制執行等」を制定することにより、生活保護費返還や奨学金等の各種貸付金も強制執行等が可能となるかとのお尋ねですが、地方公共団体の債権につきましては、税の滞納処分の例により差し押さえ・換価などの強制徴収ができるものと、滞納処分が自力で執行できないため、裁判所への手続を経て強制執行等をする必要があるものに分けられます。

本条例では、強制徴収ができる債権を「強制徴収債権」、できない債権を「非強制徴収債権」と定義づけております。

お尋ねの生活保護費返還金や奨学金等の各種貸付金につきましては、「非強制徴収債権」となりますので、強制執行等による対応をすることとなります。

そもそも強制執行等につきましては、地方自治法等関連法令に定めのあるものであり、今回の条例制定により新たに可能となるものではございません。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 健康福祉部長、木原雄二君。

[登壇]

○健康福祉部長（木原雄二君） 検討委員会設置の目的についてでございますが、今回の条例制定につきましては、民営化を前提として検討委員会を設置するものではなく、公平な立場から審議をしていただくため、外部有識者や家族、関係機関等により構成する外部検討委員会を設置するものでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 総務部長、小川秀臣君。

[登壇]

○総務部長（小川秀臣君） すみません、先ほどの新たに徴収することとなる債権の中に生活保護費返還金を「返納金」というふうに答弁しましたので、「返還金」の間違いでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（森 清孝君） 東奈津子さん。

[登壇]

○2番（東 奈津子さん） 議案100号の2番目のところで再質問をいたします。

今、部長の答弁で、奨学金等の貸付金、いわゆる非強制徴収債権は、今までも関連法等があり、今回、改めてのことではないという旨の答弁でありましたが、それでは、なぜ改めて条文化をされたのでしょうか。この条文化の目的、理由をお聞か

してください。

○議長（森 清孝君） 総務部長、小川秀臣君。

[登壇]

○総務部長（小川秀臣君） 東奈津子議員の、改めて条文化したかというところでございますけれども、今回の債権管理条例につきましては、全ての本市における債権に関するものを適正に処理するためということで条例制定しているものでございますので、全てのものに対して適用できるような形をとるための条例制定でございます。以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） これで質疑を終わります。

○

日程第２ 委員会付託

○議長（森 清孝君） 次に、日程第２、委員会付託を行います。

議案第１００号から議案第１２１号までについては、お手元に配付しております議案付託表のとおり、それぞれ所管の各常任委員会に付託します。

各常任委員会は、付託されました案件を十分審査いただきますようお願いいたします。

平成２８年第４回菊池市議会定例会議案等付託表

付託委員会	議案番号	件 名
総 務 文 教 常任委員会	議案第100号	菊池市債権管理条例の制定について
	議案第102号	菊池市泗水幼稚園移譲先事業者選定委員会条例の制定について
	議案第103号	菊池市支所設置条例及び菊池市公告式条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第104号	菊池市議会議員及び菊池市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第105号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第109号	菊池市菊池体育センター条例及び菊池市勤労青少年ホーム条例を廃止する条例の制定について
	議案第110号	平成28年度菊池市一般会計補正予算（第８号）
	議案第121号	公の施設の指定管理者の指定について

付託委員会	議案番号	件 名
福 祉 厚 生 常任委員会	議案第101号	菊池市特別養護老人ホームあり方検討委員会条例の制定について
	議案第106号	菊池市税条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第107号	菊池市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第108号	菊池市菊池ふれあいセンター条例を廃止する条例の制定について
	議案第110号	平成28年度菊池市一般会計補正予算（第8号）
	議案第111号	平成28年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
	議案第112号	平成28年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
	議案第113号	平成28年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
経 済 建 設 常任委員会	議案第118号	平成28年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第1号）
	議案第110号	平成28年度菊池市一般会計補正予算（第8号）
	議案第114号	平成28年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
	議案第115号	平成28年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
	議案第116号	平成28年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第2号）
	議案第117号	平成28年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
	議案第119号	平成28年度菊池市水道事業会計補正予算（第3号）
	議案第120号	公の施設の指定管理者の指定について

日程第3 一般質問

○議長（森 清孝君） 次に、日程第3、一般質問を行います。

ここで申し合わせについて申し上げます。

質問の順序は通告順です。質問時間は、答弁を含めまして60分以内です。通告

事項以外の質問並びに関連質問はできません。質問は一問一答となっています。

発言の通告がっておりますので、これより順次質問を許します。

初めに、城典臣君。

[登壇]

○11番（城 典臣君） おはようございます。本年、最後の議会となりました。4月の熊本大地震から、梅雨の降雨、また、夏の猛暑等々、自然災害に悩まされた2016年が終わろうとしております。被災されました皆様の心中はいかばかりかとお察し申し上げます。一刻も早い復旧・復興が望まれるところであります。来年こそすばらしい年でありますようお願いながら、一般質問をさせていただきます。

熊本地震からの復興状況はということでお聞きしたいと思います。

まず第1点目に、菊池溪谷内の現状と復旧状況についてお聞きします。

2点目に、解体作業による各種のトラブルが予想されるが、トラブルに対して市は対策を検討されているのか、お聞きいたします。

3点目に、災害ごみに対し、再生支援の内容についてお聞きしたいと思います。

まず、1点目の菊池溪谷についてお聞きいたします。

菊池溪谷、菊池阿蘇スカイラインは、12月中には片側通行ができるまで復旧しているようで、関係者も喜んでおられるのではないかと思います。しかし、溪谷内の惨状や復旧状況などは伝わってきませんので、次の2点についてお聞きしたいと思います。

現在の菊池溪谷内の状況はどうなっておりますでしょうか。

2点目に、来年の観光シーズンに溪谷内へ立ち入られるのか。

以上、2点についてお聞きしたいと思います。

次に、解体作業のトラブルに対する市の対応についてお聞きします。

本市でも公費での解体が本格的に行われているものと思いますが、新聞報道では「熊本で解体「もう嫌」、多重下請トラブルで業者悲鳴 復興妨げ」、このような見出しで、熊本市や益城町の解体作業現場の現状が掲載されておりました。内容は、自費解体で県外の下請業者に対する作業賃金未払いでトラブル、業者も受難だが、被災者の生活再建への影響も懸念されるというものでありました。

そこで、お聞きしますが、菊池市内も自費解体でそのようなトラブルがあったか。また、今後は公費の解体が本格化しますが、トラブルに対しての対処は想定して、対処する体制はできているのか、お聞きします。

3点目に、搬入される災害ごみに対して何らかの財政支援はないのか、9月議会一般質問でお聞きしましたが、回答が出ましたので、本議会場内での回答をお聞きし、市民の皆様にも周知したいと思いますので、内容をお示しいただきたいと思いま

す。

以上、3点について質問いたします。

○議長（森 清孝君） 経済部長、松岡千利君。

[登壇]

○経済部長（松岡千利君） まず1点目の溪谷の状況についてお答えをさせていただきます。

菊池溪谷は、熊本森林管理署によりまして、現在、復旧作業が進められておるところでございます。状況につきましては、左岸側の九州自然歩道内の落石、それから倒木の除去、河川へ流入しました流木や土砂の除去及び広河原の下流の大規模な土砂崩落箇所への復旧作業が進められております。

今後の見込みでございますけれども、熊本森林管理署に確認をいたしましたところ、来年3月末を目標に、現在のところ、全力を尽くして復旧作業に当たっているということでございます。

以上です。

○議長（森 清孝君） 市民環境部長、倉原良則君。

[登壇]

○市民環境部長（倉原良則君） おはようございます。私のほうから、2点目、3点目についてお答えいたします。

まず、2点目の熊本地震で被災した家屋の解体、いわゆる公費解体につきましては、特に自主解体というご質問でございますが、議員が心配されておられますような、多重の下請構造が生じたり、工事の遅延や不払い、そのようなトラブルは報告をされておりませんし、また、相談もないことから、本市では発生していないものというふうに考えております。

また、特に本市におきましては、地場産業への発注が多かったり、被害が大きかった自治体よりも比較的解体棟数が少なかったということからも、そういうのが発生しないのではないかとこのように考えております。

もし、自主解体において、そのような事態が発生した場合は、既に支払いが完了して、その領収書をもとに公費補助の申請をされるということから、市としては、その対応は非常に難しいかなというふうに考えております。

また、行政解体でも同じようなトラブルが発生すること考えられますが、そのような場合については、業者へ当然書面契約等も行っておりますので、その辺の契約の徹底を促すなど、適正な指導に努めてまいりたいというふうに考えております。

3点目の環境保全協力金の徴収をすることになった経緯についてお答えをいたします。

本来であれば、市外自治体からの一般廃棄物の搬入につきましては、菊池市環境保全協力金要綱に基づきまして協力金を徴収するところでございますが、今回は熊本地震という災害廃棄物という特殊な事情によりまして、協力金は免除をしてきたというところでございます。

しかしながら、熊本地震による発生から7カ月以上が経過し、想定を超える廃棄物の量が搬入されることになりました。また、搬入の長期化によりまして、搬入経路に当たる市道等に多数の大型車両が往来するため、周辺の住民の日常生活での不便や事故等の不安を強いられているということに加え、道路の損傷が激しく、維持補修等の経費を本市が負担し続けるということになりました。

このようなことから、議員からも要望されておりましたとおり、民間処理施設がありますことで、環境整備等に負担を負うことになる本市へ公的支援を国へ求めていくことは、非常に重要なことであるということから、熊本県と協議しながら環境省のほうへ要望を行ってきたところでございます。

その結果、去る10月28日に市長が環境省の九州地方環境事務所へ直接要望に行かれた際に、「搬出する各自治体が負担する協力金は災害廃棄物の処理経費として補助対象とする」という回答をいただいたところです。

このことを受けまして、搬出する自治体等へ協力金徴収の趣旨説明を行いまして、平成28年11月1日より、処理施設の周辺整備及び環境施策の財源に充てることを目的に、災害廃棄物1トン当たり1,000円の協力金を徴収することとしたところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 城典臣君。

[登壇]

○11番（城 典臣君） 最後のほうの協力金のことで、私も、この前、柏地区のほうにちょっと三日ほど行く機会がありましたので行っていますと、まだまだ相当登ってきております。こういう、まだ今からどれぐらい続くんだろうという思いがしますのですよね、そういう決定をしていただいたことはよかったと思います。よろしく願いしておきたいと思います。

次に行きます。林業振興についてお聞きしたいと思います。

初めに、市は、所有します1,200町の市有林の将来の像をどのように描かれているのか、お聞きしたいと思います。

そこで、市が所有されている山林で、保安林と保安林以外の面積とその割合について、数値を示していただきたいと思います。あわせて、植林して何年たっているか、年数を示してください。そして、現在の市有林の管理状況と今後の森林振興策

があればお示しいただきたいと思います。その回答を聞いて、私の考える市有林の将来像を提案したいと思います。

○議長（森 清孝君） 経済部長、松岡千利君。

[登壇]

○経済部長（松岡千利君） 本市が管理しております市有林でございますけれども、全体で約1,200ヘクタールということになっております。この内訳を申し上げますと、杉、ヒノキ、松などの針葉樹が全体の90%で、残りの約10%はクヌギ等の広葉樹というふうになっております。この市有林のうち、60%に当たる面積で約730ヘクタールが保安林ということになっております。

管理の状況でございますけれども、現在、国、県の造林事業補助金などを活用しまして、間伐や下刈り等の施業を実施しておるところでございます。

具体的な内容につきまして、今年度につきましては、林内下刈りを約70ヘクタール、それから、防火線等下刈りを約2万9,000メートル、搬出間伐を約60ヘクタール実施しているところでございます。

今後でございますが、現在策定を進めております市有林の森林経営計画に基づきまして、適正な森林の管理を行い、水源涵養、地球温暖化防止、さらには土砂災害防止など、森林の多面的機能を十分に発揮できるよう努めていきたいというふうに考えております。

○議長（森 清孝君） 城典臣君。

[登壇]

○11番（城 典臣君） では、私なりにですね、林業を事業と捉えた場合の将来を考えますと、山林は、今言われましたように、水源涵養、また、酸素の供給、森林の持つ癒しの効果、建設建築材料にと、その他にも森林の持つ重要性ははかり知れないと考えております。そして、それは採算に合うか合わないかで多く左右されるという思いがします。今の林業は、事業として成り立つかといえば、成り立っていないでしょう。木材を何十年も育ててきて、売却したはよかったが、木材単価が安くて、植林して山をつくるお金も残らない。伐採期は来ても売るに売れないといった、売ったはよかったが単価が安く、本当に山にできないということで、放置されるということが起きているんじゃないかと。それでどうなるかというと、土砂崩れや山の崩壊などが発生して問題になります。

昔は、昔といいますか、今考えますと30年前までぐらいだと思いますけど、木材単価が高かったためにですね、植林して山をつくることができたんですね。今の単価ではとても無理。今、伐採期が来ている木材は、その単価が高かった、採算が合った時代に植林した木材がですね、現在、伐採期を迎えているということです。林

業というのはそれだけ長い時間を要する事業であります。親から子に、子から孫に引き継がれる途方もない時間と、労力と、資金が必要な事業です。それを考えると、その当時の人たちも、現在、林業がこのような事態になっているということを誰も想像していなかったのではないのでしょうか。ですから、これから林業の将来が明るいのか、また、暗いのか、誰にも将来のことはわかりません。ただ、言えるのは、今後、林業で市の財政に負担をかけるのではなく、稼げる林業を目指さなければならないということではないのでしょうか。

今年10月の決算特別委員会終了後に、総括意見、指摘事項を委員より出させていただきました。その中の一つの意見として抜粋ですが、「現状は林業に対し専門性の欠如が見られ、今後の林業に対し、しっかりとした方向性を示し、専門職の育成、適正な管理を行い、さらなる林業振興に努めるべきである」と執行部に対して指摘しました。

この指摘を踏まえて、林業に対して私の考えを述べたいと思います。

先ほど、市の回答では、現在、市有林は伐採期を、数値は聞いていませんね、何年かということは聞いていませんですね。多分来ていると思います、伐採期がですね。近い将来、木材を処分する時が来るとは思います、その際、処分した後、その山を造成して、杉苗、ヒノキ苗などを植えつけ、5年から8年、育成状態によっては変わりますが、下刈りをやっていかないとはいけません。そして、除伐、間伐、枝打ちと、成林になるまでは続けなければなりません。ということは、売却した資金を木材の育成に投資していかなければならないということでもあります。結局、例を挙げれば、1ヘクタールの山ですね、成林になるまで幾らかかると尋ねましたところ、1ヘクタールで300万から400万、成林になるまでかかるそうです。結局、補助金が出たとしても、木材を育てるには全然お金が、売却したお金では足りないと思います。じゃあ、このまま何もせず、放置すればいいかという話かもしれませんが、どこかの時点では売却して、植林する時が来るとは思います。そう考えると、何のために山に投資してきたのか、このままでは林業振興に全然つかながっていないと考えます。

今から話をする事業は、私は30年ぐらい前に聞いて知っていたんですが、林業が事業として成り立たなくなった現状を見てですね、この事業を話す時が来たんじゃないかと感じましたのでお話ししたいと思いますけれども、より多くの木材の売却益を得て、市民の皆さんに還元できる林業振興策を提案したいと思います。

少し大げさな話になりますが、国の機関にですね、国立研究開発法人森林総合研究所森林整備センターという機関があります。昭和31年、森林開発公団として設立されております。事業の意義としましては、水源林造成事業で、森林・林業基本

計画の中で、公的な関与による森林整備を伴うものとして位置づけられており、生活に不可欠な水源涵養、国土保全に大きく役立っております。現在、全国で約47万ヘクタールの水源林を造成しているようです。この機関と契約をするんですね。将来にわたって森林整備をそこをお願いするんです。という提案です。

流れとしましてですね、造林地所有者、市と造林者、その作業をやっていく人たちと造成費負担者、これは先ほど申しました森林整備センター、この三者が共同して森林を造成する事業です。最長で約80年間、森林整備センターが管理して、その後、木材を売却する時点で、所有者、市が40%、作業体、作業をされる人たちが10%、作業負担者、森林整備センターが50%の配分をされるという仕組みです。こういう配分のやり方でやっていきます。最長80年ですが、途中、50年経過した時点でどうするかを検討するそうです。売却するかどうかを話し合っ

ただ、これが、一つ問題が保安林は対象外なんですね。保安林以外の森林が対象です。森林全体の40%、464ヘクタールが菊池市の森林の対象になるかと思

います。契約した場合はですね、契約したら保安林にするのが条件です、今度は。になっております。

現在、ちょっと聞いたところでは、今、市がやっているのがですね、市は森林整備事業として6,399万ほど間伐委託料として出されております。間伐して得られる収入が3,129万ほど、補助金が2,600万ほど入ると。それは27年度の決算で報告されておりますが、補助金をもらっても650万ほど赤字になっておるわけですね。間伐補助金も出さなくて、選伐して森林整備センターと契約すればですよ、市の持ち出しは何もないわけですよ。なおかつ、選伐した木材のお金は入ってくるという提案です。ですから、100万あった場合、経費としては、10万ぐらいはいろいろな調査とかなんとかでかかると思います。あと90%は手元に残ると思います。それで、森林の持つ役割を考えればですよ、保安林として契約しますからですね、その意味からも理に適ったことじゃないかと私は思います。

そして、今の間伐をやっていますけど、この間伐はですね、列状間伐といってですね、5メートル切ったら、3メートルを置いて、また5メートルという、縦に切っていく。こういう間伐のやり方をやっています。これは結局、いい木は育たない。前みたいに、間、間を抜いて、悪い木から取っていくというやり方ではないです。結局、そういう悪い木をのこして、本当に間伐してあるのは長崎県の太良町ってありますけど、ここはそういうふうでやっております。でも、そのやり方が悪いと私は言っているんじゃないんです。今、そうやらないと間伐材が出て、その材価に合った作業賃等の相場が崩れるもので、今、そういうやり方をしないとお金にならな

い。ですから、それはそれでいいんですけどもですね。でも、私はそれよりも、間伐するのではなくて、年間計画で木材を立ち木のまま、立木処分と言っています。立木処分していったほうがいいんじゃないかという提案でございます。

例えば、年間10ヘクタールずつ売却したとします。46年かかるわけですね。20ヘクタールですと23年かかる。20町歩では23年かかるという事業ですね。その都度、森林整備センターと契約していけば、将来、未来の人たちにすばらしい森林が提供されるんじゃないかと思います。将来、森林法もどう変わるかは誰にもわかりません。未来の人たちに託すしか私はないと思います。ですから、今、我々がどういうふうな手を打つかが大事じゃないかという思いで、今、話をさせていただきましても、執行部は今の話を聞いてどういう思いをされたか、お聞きしたいと思います。

○議長（森 清孝君） 経済部長、松岡千利君。

[登壇]

○経済部長（松岡千利君） 先ほどの質問の中での市有林の樹齢につきましてはですね、ちょっと数字を持っておりませんので、後ほどまたお答えさせていただきたいと思っています。申しわけございません。

2点目のご提案につきましては、水源林造成事業のことだと思います。事業主体がどこだとか、事業の内容につきましては、ただいま城議員さんのほうから具体的にご説明がありましたので、省かせていただきますが、その中で、土地の状況、現況が無立木地、いわゆる木が生えていない土地であったりとか、人工植林による造成を行う必要がある5ヘクタール以上の土地であるとかいうふうなことで聞いておりますので、そのような条件を満たす土地があるのかとか、いろんな面で調査が必要かと思っています。

これもご説明の中にありましたけれども、分収林契約が80年という非常に長きにわたるわけですが、基本的には持ち出しが要らなくて、その分収林は収益はいただくことができるというような事業の内容だというふうに私どもも理解しておりますので、非常に有意義だというふうには考えております。市としましても、ただいま申し上げましたように、経費の負担が発生しないということから考えますと、調査・検討をしていく必要があるんだというふうには捉えております。

以上でございます。

○議長（森 清孝君） 城典臣君。

[登壇]

○11番（城 典臣君） 執行部のほうも、その機関に、熊本にありますけど、その整備センターに行かれたということでお聞きいたしました。話をしっかり聞いてき

ていただいているようでございます。

私は市有林について言いましたけど、民有林も、市はやっぱ、今言われました5ヘクタール以上あればですね、そこと契約できますので、民有林をお持ちの皆さんにもですね、こういうことがあるということで周知していただきたいという思いがします。さまざまな問題があると思うとですよ。その後継者の問題でも、材価が安いけん、うちはもうそのままにしておくとか、いろんな問題があると思いますけども、こういう仕組みがあるということをお知らせするのも、市の大事なることかなという思いがしますので、その辺を民有林所有者の人たちにもお知らせいただければと。また活性化していくんじゃないかなという思いがします。

それと、一番問題にまたなるとするのは保安林ですよ。保安林が今あるけども、その保安林を、木材を売ったとしても、その後はまた必ず二、三年のうちに植えないかんでしょう。山にする。この後、結局、またお金が発生するわけですね。結局、また持ち出しが出てくるということであります。ここはもうとても悩ましい話であります。

先ほどは、売却したら、その保安林にする。矛盾したような話ですけども、そちらはそちらでお金になった後の話ですからいいんですけど、保安林はですね、結局、ずっとお金が発生するということです。ですから、これはもう本当に、将来、重荷にならないようなことを市も検討すべきじゃないかなという思いがしております。

それで、先ほど言いました指摘事項の中に、専門職育成とか、高度な専門性を持たせて、林業の将来を真剣に考えてくださいということで、提案、提言しておりますけども、これを市長はどのように捉えておられるのか、最後に市長にお聞きしたいと思います。

○議長（森 清孝君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 改めまして、おはようございます。今、城議員のほうからは、林業に対する中で、とりわけ保安林に対してのアイデアを今いただいたわけでございます。

今、お伺いしたお話というのは、大変長期にわたるお話でございますけども、この市の経費の負担も発生しませんし、保安林を整備していく中で、菊池の自然あるいは水の涵養等にもつながっていく話かと思っておりますので、有益な事業でないかというふうに感じたところでございますので、前向きに検討してまいりたいというふう考えた次第でございます。

以上です。

○議長（森 清孝君） 城典臣君。

[登壇]

○11番（城 典臣君） 先ほども言いましたように、80年と50年、ここでは誰もいない話ではございますので、誰にもわからない話ですけども、今、市民の皆さんがいい夢があったほうがいいということでお話ししたところでございました。しっかり検討していただきたいと思います。

それでは、次に行きます。高齢者の交通事故についてお伺いします。運転免許証の自主返納と高齢者の事故防止について、お聞きしたいと思います。

運転免許証の自主返納事業について、議員当選して、初めての平成22年6月議会で質問させていただきました。あれから6年半たちました。質問した当時も高齢者の事故について報道もあってはいましたが、今のように、連日、高齢者の事故の報道はされていなかったように思います。それでも、今から問題になるのではないかという思いはしましたので、免許証の自主返納事業について、あのとき、お話をさせていただきました。とにかく市独自の特典をつくって、高齢ドライバーの免許証の自主返納を促す努力をしませんかという質問をしました。

その当時、高齢者のドライバーの方が返納されるのが年に1人ぐらいという回答でした。これは警察のほうに聞かれてからの話でした。当時、私は55歳でした。現在61になりました。全ての人が年を重ね、少しずつ運転技術が鈍るようになり、悲惨な交通事故を連日報道されますと、人ごととは思えません。行政が先導して事故防止に努めていただきたいので、お聞きしたいと思います。

そこで、年間、菊池警察署管内で何人の高齢者が免許証の自主返納をされているのか、また、地域別でどうなのか、お聞きしたいと思います。

あわせて、平成22年の質問に対してのお答えがですね、免許証の自主返納を、今後、県や県警、関係機関、市役所内の関係部署と協議したいと、今後の検討課題とさせていただきたいという当時の総務部長がお答えになりました。その後、検討は本当にされているのか、お聞きしたいと思います。

以上、1回目の質問です。

○議長（森 清孝君） 総務部長、小川秀臣君。

[登壇]

○総務部長（小川秀臣君） それでは、城議員のご質問にお答えいたします。

自主返納の状況ということだったかと思いますが、運転免許証の自主返納の状況でございますけれども、菊池警察署に確認しましたところ、平成26年が58名、27年が86名、計144名となっております。これは菊池警察署に直接返納された方の数であり、免許センターに返納された方もいらっしゃるかと思いますので、実際はこの数字より多いものと思われます。

また、内訳別として、１４４名の方の地区ごとの内訳につきましては、菊池地区 ７９名、七城地区 ２０名、旭志地区 ９名、泗水地区 ３６名となっており、さらに菊池地区の内訳としましては、隈府 ４１名、河原 ５名、水源・水迫で返納された方はおられません。それから、龍門 １名、迫間 ３名、菊之池 ２４名、花房 １名、戸崎 ４名となっております。

それから、答弁の後に検討されたかということでございますけれども、市内のほうで高齢者の事故防止については大変危惧しているところでございまして、今後、それに向けた直接的な対応ということではございませんけれども、警察署と連携しながらですね、交通事故防止の講習会でありますとか、そういったものに取り組んできたところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 城典臣君。

[登壇]

○１１番（城 典臣君） 今の内訳を聞けばですよ、やっぱり山間地の人たちの返納があってないじゃないですか。便利な人たちはですね、そういうふうで返納しても余り支障はないかもしれませんけども、今聞けば、水源も、水迫も、龍門は１人ということで、やっぱりどうしても車が要するという事情じゃないかと思います。

そこで、先日、姉妹都市であります宮崎県の西米良村が免許証の自主返納事業を始められました。報道もされておりましたけども、そこに１２月１日、西米良祭に市長も出席されました。そのとき、黒木村長と自主返納事業の話をしてくださいとお願いしましたが、話をされましたか。話をされたのであれば、菊池市もそのような事業が必要で、独自の対策を打つ考えは持たれたか、お聞きしたいと思います。

○議長（森 清孝君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） せんだって、西米良村を１２月１日にお邪魔した際に、その前夜で懇親会の席等でお話を伺いました。１４万４，０００円のタクシー補助金を出すというお考えでありまして、そのお考え方等を聴取してきたところでございます。

以上でございます。

○議長（森 清孝君） 城典臣君。

[登壇]

○１１番（城 典臣君） お考えを聴取してきてですね、どう思われたかをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（森 清孝君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 失礼しました。西米良村の場合はですね、集落が点在して、それぞれの川の主流のまた奥にあるとか、あるいは、山の上に離れているとかいうことで、タクシーを使った場合に、片道で6, 000円ぐらいする距離があるらしいんですよ。タクシーも1台しかないといったふうな、非常にちょっと特殊な環境の中でいろいろとご判断をされたということなので、お考え方自体は何って、そういう背景であるかということ承知したわけですけども、そういったことは念頭に置きながらですね、それが私どものほうで応用ができるのか、できないのか、そういったことも含めて、検討はこれからということでございます。

以上です。

○議長（森 清孝君） 城典臣君。

[登壇]

○11番（城 典臣君） 今から検討されるということでありますので、しっかり検討していただきたいと思います。

なかなか返納するのが難しい人にはですね、車に後づけできる安全装置があることをお知らせすることも大切じゃないかと思います。ブレーキとアクセルの踏み間違いで起きる事故とか、年間6, 448件、死亡54名が起きて、悲惨な事故につながっております。アクセルとブレーキの踏み間違いが一番あるようですけども、一つでもなくすために、以前、市長に質問しました。この問題、市長に聞いたときは3回目ぐらいでしたかね。そのとき、ワンペダルを話しました。実際、自分でもその装置をつけてきておりましたので、市長に運転していただいたら一番わかると思い、していただいて、感想を一般質問の中でお聞きしましたら、怖かったと素直なお答えで、結局、その一言で片づけられてしまいました。非常に残念な思いをした思いがあります。

最近はですね、安全装置にもワンペダルとか、ストップペダルとかも出てきております。余りお金をかけずに、持っている今の車で取りつけられて、安価でできるという装置があるということを皆さんに周知することも大切じゃないかと思います。今さらお年寄りの人がですよ、安全装置のついた高い車とか、新車なんかを高齢者が手を出すとか、余り考えられないと思うんですね。それで、今ある車につけられる。そういう装置があるということをですね、体験会なり、安全運転講習会なり、開こうという考えはないかをお聞きしたいと思いますね。

前回の質問したときの答えはですね、1業者の製品販売につながるような行為はいかがなものかという回答がありました。今度は、また、いろんな業者がありますが、1業者でもありませんし、補助金を出しませんかという話でもない。体験を

高齢者の皆さんにしていただけませんかというお話で、免許証の自主返納事業とあわせてですね、こういう話をさせていただきました。

それと、ちょっとさっき言い忘れましたけど、自主返納事業に係る財源は、先ほどお話ししました林業の振興策で、センターと協定していけばですよ、そういうお金が浮いてくる。そのお金をそういう事業に使っていただくと。そこまでちょっと考えたんですけどね、私はですね。ですから、あわせて、その今の質問と、自主返納は市長が検討すると言われましたので、今言いました安全装置についての答えをお聞きしたいと思います。

○議長（森 清孝君） 総務部長、小川秀臣君。

[登壇]

○総務部長（小川秀臣君） それでは、城議員の安全装置についてというところで、ワンペダルにつきましては、普及率がまだ現在は低い状態でございますけれども、不透明な点もございますので、さまざまな機会、先ほどの講習会等も含めまして、情報収集するなど調査をする必要があるというふうに考えております。

最近の自動車が、先ほど議員のほうからもありましたように、自動ブレーキなど安全運転をサポートするための装備も充実してきております。しかし、運転の仕方というのもありますので、そういった高齢者向けの安全運転の啓発等に努めていきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 城典臣君。

[登壇]

○11番（城 典臣君） しっかり検討していただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（森 清孝君） ここで5分間休憩します。

○

休憩 午前11時04分

開議 午前11時10分

○

○議長（森 清孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、大賀慶一君。

[登壇]

○12番（大賀慶一君） 皆さんこんにちは。議席番号12番の大賀慶一でございます。ことしも早いものでございまして、残すところ20日余りとなりました。来るべき新しい年が、災害のない安心して生活できる年になりますことと、熊本地震からの

一日も早い復旧・復興を心からお祈りするばかりでございます。

それでは、通告に従いまして一般質問を行いたいと思います。

まず初めに、道路の復旧についてお尋ねをいたしたいと思います。

あの熊本地震から既に間もなく8カ月になります。県内においては、先月やっと全ての避難所が撤収されましたが、被災者の方々の今後の生活のめどは全く立っていないのが現状ではないかと思っております。本市におきましても、少しずつではありますが、復旧・復興が着実に進んでいるところでございますが、まだまだ復興への道のりは長く、厳しいものがあると思っております。我々議員といたしましても、執行部と一丸となって、今後も覚悟をもって、一日も早い復旧・復興に向けて取り組まなければならないと思っております。

そのような中で、先月、11月27日の熊日の新聞の報道によりますと、熊本県が菊池阿蘇スカイライン、県道45号を12月中に仮復旧するとの方針が明らかにされました。闇の中に一筋の明かりが見えたようで、また、復興が着実に進んでいることを私は実感いたしました。本市の産業や観光の復興にとりましても、大きな第一歩ではないかと思っております。特に本市の観光の目玉であります菊池溪谷の復旧への展望が、わずかではありますが開けたと思っております。

現在、阿蘇方面への通行は、ミルクロードにより大きく依存しております。日によっては大変な渋滞も起きておりますし、これからの冬場の凍結や積雪も大変心配をされております。そのような中で、仮復旧とはいえ、菊池阿蘇スカイラインの復旧は、本市のみならず、阿蘇・大分方面へ新たな通行が確保されたということで、県内外からも大きく期待をされていると思っております。

そこで、菊池阿蘇スカイラインの仮復旧について、2点お伺いをいたしたいと思います。

まず1点目に、これまでに今月の仮復旧について、道路を管理する県との協議はあったのか。あれば、どのような内容であるのかをお尋ねしたいと思います。

次に、2点目に、現在、菊池・阿蘇方面へは、先ほども申しましたが、ミルクロードから赤水線のルートがほとんどでございますが、震災前には1日4,000台の車両の通行があってございましたが、現在は5倍の1日2万台の通行があっているということでございます。そのような中で、これから先の積雪や凍結、あるいはまた、大規模な事故によりまして、ミルクロードが数日間でも使用できなくなった場合を考えまして、市としてはそのことを想定されておりますか。また、その影響で、当然菊池阿蘇スカイラインへの車の流れ込みもふえてくると思いますので、市におきましては、その想定がなされておりますか、お尋ねしたいと思います。

また、仮復旧により、沿線の隈府地区や、あるいはまた、交通量が大幅に増加し

渋滞が非常に考えられると思っております。執行部は可能性としてどのように考えられるか。

以上、2点をお伺いしまして、1回目の質問といたします。

○議長（森 清孝君） 建設部長、櫛川博久君。

[登壇]

○建設部長（櫛川博久君） おはようございます。まず、お尋ねにお答えしたいと思います。

菊池阿蘇スカイラインにつきましては、被災当初より県との情報交換と復旧協議を行ってきており、菊池市としては菊池溪谷という重要な観光資源につながる道路でありますし、幾度となく早期復旧の要望を行ってきたところでございます。

今回、熊本県が12月中に片側通行の仮復旧をさせるとの方針を明らかにされておりますが、この件につきましては、目標時期として現在も報告を受けているところでございます。

次に、ご心配されております菊池阿蘇スカイラインの開通に伴う交通混雑に対してでございますが、阿蘇へ抜ける新たな路線となるために、市としましても、混雑が発生するのではないかというふうに、可能性はあるというふうに承知しているところでございます。

以上、お答えします。

○議長（森 清孝君） 大賀慶一君。

[登壇]

○12番（大賀慶一君） 私は、この仮復旧にせよ、菊池阿蘇スカイラインがつながったということは、本市としても、大変今後の産業発展のためにも、また期待が持たれると思っております。特に、先ほど部長も申されましたが、本市観光の目玉であります菊池溪谷の復旧に大きな効果が出るのではないかと思います。この菊池阿蘇スカイラインの仮復旧で、溪谷の復旧は早まるのかについて、1点目、お伺いしたいと思います。

2点目に、先ほど申しましたが、隈府地区を中心にですね、周辺の交通渋滞時の緩和対策は考えておられるのか。

その2点について、お答えをお願いしたいと思います。

○議長（森 清孝君） 建設部長、櫛川博久君。

[登壇]

○建設部長（櫛川博久君） まず、2点目のほうからですね、関連でございますので、先にお答えさせていただきたいと思えます。

菊池阿蘇スカイライン及び接続します国道387号につきましては、県の管理道

路であるため、対応策につきましては県との協議になりますが、市としましても経済効果を踏まえた上で、菊池観光物産館やメロンドームなど近隣の道の駅への誘導も含めまして、案内看板等の設置によって交通量の分散を有効にしたいと考えております。

以上、お答えします。

○議長（森 清孝君） 経済部長、松岡千利君。

[登壇]

○経済部長（松岡千利君） 県道４５号の仮復旧といいますのは、非常に菊池溪谷の復旧・復興につきましてですね、非常に大きな要因を持っていると思います。

先ほど城議員のほうにも答弁させていただきましたけれども、溪谷内の状況につきましては、現在、森林管理署で全力を挙げて復旧作業に取り組んでおられます。見込みとしましては、来年の３月までは終わるというような情報を現在のところいただいておりますので、期待をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（森 清孝君） 大賀慶一君。

[登壇]

○１２番（大賀慶一君） 再々質問で、菊池阿蘇スカイラインと溪谷の全面的な復旧はいつごろになるかということをお伺いしたんですけども、今、溪谷につきましては、部長のほうからご答弁がありましたので、菊池阿蘇スカイラインの全面復旧といいますか、その見込みとして、どれくらいの時期が考えられますか、建設部長にお伺いしたいと思います。

○議長（森 清孝君） 樋川博久君。

[登壇]

○建設部長（樋川博久君） これも県のほうからお聞きした内容になりますが、今、３カ所崩壊をしております、真ん中の被災部分が非常に大規模な崩落をしているようで、そこに時間がかかっているというふうなお話でございました。来年のシーズンまでには何とか間に合わせたいというふうに言っておられましたけれども、場合によっては、完全な復旧は９月までかかるのではないかというお話も聞いているところでございます。

以上、お答えします。

○議長（森 清孝君） 大賀慶一君。

[登壇]

○１２番（大賀慶一君） いずれにしても、これはもう皆さん、既にご承知でございますが、この菊池阿蘇スカイライン、本市の観光の目玉でございます菊池溪谷、

これは本当に本市の産業にとりましても重要なことですので、県との協議あるいはまた国との協議の中で、早く復旧されることを心から望んでおりますので、どうか執行部の皆さん、よろしくお願いしたいと思います。

次に、道路の改良について伺いをいたしたいと思います。

1 点目に、中原森北 2 号線の改良についてお尋ねをいたします。

この改良につきましては、昨年の 9 月議会で私も質問をいたしました。その後、路面の補修が約 50 メートルほど行われました。また、ポットホルの補修も行われました。それ以降はなかなか手つかずの状況でございます。

この道路は、県道菊池赤水線から旭志鹿本線を横断しまして、国道 325 号を結ぶ道路であります。現状では本当に路面の状態が悪くてですね、センターラインや、もう外側線もほとんど消えております。梅雨期などには穴がほげますし、本当に住民の方も、私は心配されていると思っております。また、並行して走ります排水路がですね、大きな排水路でございまして、2 メートル以上ありますし、深さも 2 メートルほどあります。また、そこに、排水路にガードレールがほとんどないという状況でございます。毎年数台は転落している話を聞いております。昨年の建設部長の答弁では、距離が非常に長いので、28 年度からはガードレールの設置を含めて改善をしたいとのお答えでございましたが、まだ現状ではそのような改善がなされておられません。今後、どのような改善策を検討されておりますか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（森 清孝君） 建設部長、樫川博久君。

[登壇]

○建設部長（樫川博久君） それでは、今のお尋ねにお答えしたいと思います。

中原森北 2 号線と森北線の改良につきましては、平成 27 年第 3 回定例会においてもお答えをしておりますけれども、新規の改良工事として取りかかるのが、早期の着工が困難な状況でございます。舗装の補修や転落防止柵などの設置など、維持工事の中で対応させていただきたいと、現在のところ考えております。

なお、隣接する森北 1 号線につきましては、ご承知のとおり、現在改良工事を行っております、今年度中には事業を完了する予定でございます。

以上、お答えします。

○議長（森 清孝君） 大賀慶一君。

[登壇]

○12 番（大賀慶一君） これはもう全面改良じゃなくてですね、やはり今、部長申されましたように、安全施設の設備とか、私はそれでいいんじゃないかと思っております。まずは本市の予算もありますことだし、そういう安全面をまず最初に行って

いただければと思っております。

それから、2点目でございますが、今、森北線につきましては、これは改良を私は昨年の議会でも申し上げました。非常にこの道路が、近年、妻越泗水線が泗水まで本当にきれいにつながりましたので、それへのアクセス道路といいますか、使用する道路ということですね、近年、非常に交通量がふえております。その道路の状況で、非常に起伏も激しく、曲がりも多く、大型農耕車両が通りますので、非常に住民の皆さんも危険を感じて通行されている状況でございます。

そこで、この前、昨年の9月議会でも答弁をいただきましたが、部長のほうからは、全体的な整備計画の中で着工していきたいとのお答えでございましたが、今後、その見込みであります、どのように考えておられますか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（森 清孝君） 建設部長、櫛川博久君。

[登壇]

○建設部長（櫛川博久君） 見込みについてお尋ねでございますけど、現在のところはですね、まだ計画を具体的に煮詰めておりませんので、現在のところ、お答えすることはできない状況でございます。

○議長（森 清孝君） 大賀慶一君。

[登壇]

○12番（大賀慶一君） 再質問をしたいと思います。

この森北2号線沿いに、現在、昨年も申し上げましたが、コッコファームさんが温泉施設を備えた農村公園を計画されて、今、造成中でございます。昨年の質問の中で、部長は、その計画は認識はしておるが、具体的な相談は行われていないということでした。先日、コッコファームさんのほうにお尋ねをしましたところ、来年の秋には完成したいということでした。温泉と遊具等を備えた農村公園ということで、オープンすればですね、この道路に急激な交通量の増加が私は心配されるのではないかと思っております。今後、この二つの市道につきましては、事故に対する安全対策が必要になってくると思っております。その点、どのように考えておられますか。また、その後、コッコファームからの問い合わせといいますか、ご相談はあったのでしょうか。それについてお答えをお願いしたいと思います。

○議長（森 清孝君） 建設部長、櫛川博久君。

[登壇]

○建設部長（櫛川博久君） コッコファームによります農村公園の建設計画につきましては、既に耳にしておるところでございますけれども、今おっしゃいましたように、

具体的な建設計画、周辺整備も含めてですね、相談があっておりません、現在のところですね。

お尋ねのとおり、もしもそういう計画が具体的に上がりました時点でですね、最も適切な方法をそこでいろいろ検討したいというふうに考えております。

以上、お答えします。

○議長（森 清孝君） 大賀慶一君。

[登壇]

○12番（大賀慶一君） そういう具体的なお話があった時点で、安全策について、特に取り組んでいただきたいと思います。

最後に、市長にお伺いをしたいと思います。このコッコファームは、農村公園事業につきましては、本市の地域活性化の私は原動力の一つではないかと思っております。本市の農産物の販売や、観光客の増加にも大きな相乗効果があるのではないかと考えております。そこで、アクセス道路でもあります中原森北2号線、また、1号線、森北線の改良には、ぜひ本市としてもですね、積極的に取り組んでいただきたいと私は考えておりますが、市長はどのようなお考えでしょうか、お答えをお願いします。

○議長（森 清孝君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 大賀議員からお尋ねの温泉施設の計画については、テーマと概要のみを聞いておる程度でございまして、どのぐらいのお客様数を想定されているかといったような詳細なところはまだ全く聞いておりませんので。しかしながら、もしこれが現実のものとなりますとね、私どもとしても、新しいタイプの集客施設ということで、大変期待はしているところでございます。詳細がわかってきましたら、それに対して適切な判断、対応をしていきたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（森 清孝君） 大賀慶一君。

[登壇]

○12番（大賀慶一君） ありがとうございます。ぜひそういう詳細がわかりましたら、市のほうでもですね、しっかりと協議をされて、取り組んでいただきたいと思います。

続きまして、3点目に、台湾との交流についてお伺いをいたします。

私たち菊池市議会議員14名は、菊池市と台湾の友好を推進する議員の会というのを昨年結成いたしました。今回、その中の有志議員7名と、市の商工会長、観光協会参与、七城「菊池源吾に学ぶ会」会長ほか5名の総勢14名で、11月7日か

ら9日にわたりまして、2泊3日の予定で台湾を訪問することができました。今回の訪問は、江頭市長がトップセールスで、菊池川流域の菊池市、山鹿市、玉名市、和水町の首長と、高雄市でのイベントに参加するタイミングに合わせて、目的の大きな一つでございます台湾宜蘭市を親善訪問することでありました。

宜蘭市は、皆さん、既にご承知かと思えますけれども、菊池一族がそうであると言われます、西郷隆盛の長子・菊次郎が日本統治時代に宜蘭県の知事でありまして、当時、頻繁の水害に苦しんでいた住民を大堤防を構築して救ったということにより、現在でも多くの市民の皆さん方に尊敬をされており、記念碑や記念館までつくられております。我々としては、そのようなつながりのある宜蘭市との友好親善・交流を図りたいとの思いでございました。

また、台北市では、そのとき、台北国際旅行展が開催されており、本市も山鹿市とともに一つのブースに出展をして観光のPRを行ってございました。その職員を激励することもできました。また、滞在中は、福岡市の台湾弁事処の処長の計らいで、台湾の外務省でございます亜東協会主催の懇親会や、対外貿易発展協会あるいは交通部観光局の幹部の方々とも貴重な意見の交換の場を設定していただき、大変有意義な2泊3日の研修でございました。台湾の皆さんの日本人に対する信頼と友好を肌で感じることができました。

そこで、台湾との交流について、5点について伺いをいたしたいと思えます。

1点目に、市長は、今回、菊池川流域の連携で、観光客誘致のためにトップセールスで高雄市を訪問されました。また、途中で我々と合流して宜蘭市を親善訪問していただきました。大変ハードなスケジュールで、お疲れさまでございました。今回の両市を含めた台湾訪問について、どのような印象を持たれたのか、率直なご意見をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（森 清孝君） 経済部長、松岡千利君。

[登壇]

○経済部長（松岡千利君） まず、私のほうから、ただいまご質問のありました5点の内容についてですね、概要をまず答弁させていただきたいと思っております。

まず、1点目の先月の台湾訪問につきましては、議員からもご紹介がございました熊本県北観光協議会、これは菊池市、山鹿市、玉名市、和水町の3市1町と熊本県で、高雄市を訪問させていただいたところでございます。本市からは江頭市長と私が参加をさせていただいております。高雄市では、高雄市長及び市政府、それから旅行社を4社、そして、交流協会を訪問させていただきまして、交流を深めてきております。

旅行社への訪問では、本市観光に関する提案に対しまして、菊池溪谷、そして、

メロン、さらには人力車、こういったものに多くの質問をいただきました。とても大きな関心を持たれたというふうに感じておるところでございます。その中でも、大手旅行社とは、県北エリアを中心としました旅行商品の計画はもう既に進み始めておりまして、インバウンド戦略が具体化したということで、成果があらわれてきたんじゃないかというふうに考えております。

それから、2点目の宜蘭市との関係でございますが、ここはもう議員さん方とも一緒にさせていただきました。江市長との会談を通じまして、西郷菊次郎との強いご縁を実感することができたものでございます。さらに、江市長は音楽によりますまちづくりを進められたということでもありまして、本市の進める癒しの里きくちに通ずるものを強く感じて共感したものでございます。

3点目の西郷菊次郎を含めました菊池一族のつながりに関しましては、ことしの秋まつりにおきまして、国内の菊池一族にゆかりのある自治体との交流を深めております。菊池一族にゆかりのある宜蘭市と本市では、以前より大賀議員を初め交流が進んでおりますので、本市が核となり、宜蘭市と菊池一族にゆかりのある国内の各自治体が、広域的な交流関係をつくっていければというふうに考えております。

○議長（森 清孝君） 暫時休憩します。

○

休憩 午前11時37分

開議 午前11時38分

○

○議長（森 清孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

大賀慶一君。

[登壇]

○12番（大賀慶一君） これは私の手違いでございまして、大変失礼いたしました。最初に5点を述べていかなければいけなかったのですが、1点目についてお伺いをしたところです。そこで、5点について、今、1点目を伺いましたので、あと2点から5点まで質問をいたしたいと思います。

2点目に、我々の大きな目玉でございました宜蘭市を市長とともに訪問することができました。また、松岡部長も同行していただきまして、とても江市長との友好的ムードの中で会談をすることができました。そのときの感想はどのように考えられますか、お尋ねをしたいと思います。

3点目に、市長は、今、遠野市・龍郷町・西米良村など、菊池一族ゆかりの地との連携による本市のまちづくりを提唱されて取り組んでおられますが、今後、この台湾宜蘭市も含めた取り組みで、より幅広い連携ができると思いますが、どのよう

に考えておられますか、お尋ねをいたします。

4点目に、私はことしの3月の一般質問で、本年秋に台北で国際旅行博が開催されるので、本市にも、今、インバウンドを取り組むためにも、この旅行博にぜひ出展をしていただきたいという提案をいたしました。今回、その旅行博に早速出展していただきまして、ありがとうございました。今回、私たちもその会場を訪れ、スケールの大きさと、有料でありながら入場者の多さにびっくりしました。会場ですっかりと仕事をしておられました本市の職員に伺ったところ、期間中に38万人の入場者があったということでした。今回の旅行博に出展いただいて、どのような成果があったのか、お尋ねをいたしたいと思います。

5点目に、先ほども述べましたが、今回の台湾訪問は、台湾の宜蘭市や亜東協会を初め関係各機関の皆様方と有効的な意見交換ができました。私たちとしても満足のいく結果でありました。本市のPRも少しはできたかと思っております。これもひとえに、台北福岡弁事処の戎処長以下、職員の方々の取り計らいによるものでございまして、そこで、今後ですね、台北福岡弁事処との連携を深めていく必要があると思いますので、ぜひ市長には連携を深めていただきたいと思います。市長はどのようにお考えでしょうか。

以上、5点についてお伺いをいたしたいと思います。

○議長（森 清孝君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 先日の台湾訪問について、感想並びに私の考えということでございますが、まず1点目、先日台湾を訪問した際の印象あるいは感想ということでございますが、私、実は台湾は初めて訪問いたしましたけども、耳にしておりました大変親日的であるということはですね、想像以上に確認をできた旅でございまして、日本への関心も高く、日本文化に対する期待といったものも非常に強く感じたところでございまして、こうしたことを切り口にすれば、観光という意味で、大変私どもにとってもですね、よい固定客になる可能性が非常に高いというふうに感じましたところでございます。

それから、宜蘭市長との会談での感想でございますけども、大賀議員ほか皆様がこれまで交流を築いていただきましたおかげで、大変友好的な雰囲気の中でお話をさせていただきまして、菊次郎と、その菊池一族あるいは菊池市とのつながりというのを、市長さんが新しい市長さんでもありましたので、その場でご理解いただきまして、そういうことであつたのかというふうな深いご理解をいただくことができたというふうに思います。大変親近感が増したのではないかとこのように思います。

特に、台湾を観光戦略として、これから攻めていく上ですね、そうしたふうな

過去のつながりがあるということは非常に強みでありますので、大いに観光戦略の切り口として生かしていきたいというふうに考えております。

それから、台湾の高雄市は、逆に山鹿市さんが既に交流があるわけですので、もう大歓迎を受けましてですね、こうしたところも広域でつながりながら、それぞれの友好関係を生かして観光につなげていくということが非常に有効だというふうに感じました。

それから、菊池一族への反映という考えでございますけれども、これはもう将来的にはですね、ぜひ進めていきたいことだというふうに思いますが、まずは取っかかりとして、菊池のほうを向いていただくということを具体化していきたいと思えます。まずは一つずつ進めていきたいと考えているところです。

それから、台北国際旅展のほうは、高雄市との旅程の関係で、私は直接は見ておりませんけれども、先ほど一部、部長が触れましたように、大変多くの来場者が来て、本市の観光PRを行うことができたと同時にですね、旅行社60社弱との商談の中で、いいプロモーションができたというふうな報告も受けております。

また、私自身は、高雄の旅行社を4社訪問しまして、菊池川流域の首長さんと一緒に行ったわけですが、質問の大半が、これは菊池市に関することですのでですね、大変手応えを感じました。次に向こうのほうからですね、菊池川流域で具体的な旅程案をプレゼンしてくれというふうなお話までいただいたのは、大きな成果であったというふうに考えております。

それから、台北の戎弁事処長さんには、今回の訪問に際しましても大変温かいご配慮をいただいております。また、これまでも菊池との間、あるいは九州との間を非常に促進していらっしゃいます。今後とも、この弁事処とのパイプをますます深めていきたいと思っておりますし、それに際しましては、これまでの議員の皆様のご尽力を今まで以上にまたお願いをしたいというふうに考えています。

以上でございます。

○議長（森 清孝君） 大賀慶一君。

[登壇]

○12番（大賀慶一君） ありがとうございます。市長にも大変確実な状況といいますか、それをつかんでいただいたようでございます。

また、そこで、再質問をしたいと思えます。

ぜひ来年以降もですね、台北で行われます旅展に本市もまた継続して出展をしていただきたいと思っております。また、その中で、そのほかに台湾とのつながりをつくりながら、本市の先ほど市長も申されました文化的な交流といいますか、白龍、あるいはまた、松囃子、それからまた、地域の神楽等の伝統文化の交流を進めてい

ただきたいと思っております。市長のご見解を伺いたいと思います。

2点目に、私たちは、今後、本市とのゆかりのある宜蘭市との市民レベルの交流をぜひ進めていきたいと考えております。同行していただきました商工会あるいは観光協会、菊池源吾に学ぶ会の皆さん方も、今回の訪問で非常に宜蘭市との交流に期待をされております。今後、市のほうからも支援をしていただければと思いますが、市長はどのようにお考えでしょうか。

3点目に、福岡弁事処からは、本市に戎処長以下、たしか4回以上、本市を訪問されております。本市としましてもですね、市長が時間の都合がつかますならば、台湾の弁事処の年間的な行事にもぜひ出席をしていただいて、弁事処との交流をしっかりと深めていただければと思っておりますが、いかがお考えでしょうか。

以上について、ご質問をいたします。

○議長（森 清孝君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） まず、来年の旅展への考え方ということでございますが、今回わかったのはですね、非常に台湾の方々は、ある意味、いい意味で食欲にいろんなものを見たいということで、大体1カ所の滞在時間が長くて1時間なんですね。ですから、より魅力的な旅とするためには、一つの市町村という考えよりはですね、広域連携といったふうな考えのほうが効果的だというのが、今回、訪問団の一致した意見でございましたので、来年の件につきましては、この流域の市町村であるとか、あるいは熊本県とよく協議をして、効果を見きわめながら、前向きに検討したいというふうに思っております。

それから、2点目に、文化あるいは人の交流ということのご質問でございますけれども、台湾の方々が、まさしくこうした文化とか、あるいは人との触れ合いということを旅の重要なポイントの一つとしていらっしゃるというふうに感じましたので、こうしたことも極力促進していきたいというふうに考えております。

それから、弁事処さんとの交流に関しては、もうおっしゃるとおりでございますので、これまでも、こちらのほうを奥様と一緒にご訪問された際にもお話をさせていただいたり、こちらからも訪問させていただいたりしておりますけれども、そういうふうな機会をもう時間の許す限り、最大限活用していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（森 清孝君） 大賀慶一君。

[登壇]

○12番（大賀慶一君） 市長の前向きなお考えで、私たちも安心いたしました。今後、

市民レベルの交流から、商工会さんあるいは観光協会さんあたりと連携しながら、市民レベルの交流をぜひ活発にしていきたいと考えております。今後、またそういう目で、市長のほうも、執行部のほうもしっかりと私たちの支援をしていただければと思って、私の質問を終わります。

○議長（森 清孝君） ここで昼食等のため、暫時休憩します。

午後の会議は、午後 1 時から行います。

○

休憩 午前 11 時 50 分

開議 午後 零時 57 分

○

○議長（森 清孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで発言の申し出がありますので、これを許します。

経済部長、松岡千利君。

[登壇]

○経済部長（松岡千利君） 午前中の城議員のご質問の中での市有林の樹齢についてですね、お答えできませんでしたので、ここで回答させていただきます。

市有林には、市内外 40 カ所以上の団地があるわけですが、それぞれ、植栽の時期につきましては、もうばらばらということでございます。その中で、樹種につきましては、杉とヒノキが大半を占めております。杉につきましては、約 90 % 以上が標準伐採齢である 40 年以上経過しておると。それから、ヒノキにつきましては、約 70 % 以上が、同じく標準伐期齢である 45 年以上というふうになっております。

以上です。

○議長（森 清孝君） 次に、泉田栄一郎君。

[登壇]

○15 番（泉田栄一郎君） 皆様こんにちは。それでは、一般質問をさせていただきます。

先ほど、大賀議員から台湾との交流推進について質問が来るりましたが、質問の中で重複するところがあるかと思えますけれども、よろしくお願いします。

私も今回の台湾の研修のほうに同行させていただきました、一言感想を述べさせていただきます。

私は、今回、三度目の宜蘭市訪問になりました。過去 2 回の訪問では、菊池一族と宜蘭県知事であった西郷菊次郎の関係性を訴えてまいりました。今回は菊池市の市長がかわったのと同時に、時を同じくして、宜蘭市も 47 歳の若い市長にかかわら

れておられました。今回も西郷菊次郎のルーツが菊池であることを訴えてまいりましたが、改めてそのことを認識されたような印象がありました。しかし、非常に感触はよく、興味を持たれ、来年は菊池市に訪問したいという意向を話されておりました。今後の交流に期待をしているところでございます。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

今回の台湾宜蘭市に訪問したときに強く感じたことでありますが、西郷菊次郎のルーツが菊池一族の末裔であることが余り知られていないということでもあります。日本人でも西郷隆盛といえば、ほとんどの人が鹿児島がルーツと思っています。私たち菊池市民でもそのことを知らない人がいるようでもあります。私たち菊池市民はもっと深く掘り下げて、菊池一族の末裔であることを学び、広く周知していく必要があるのではないかと考えています。市として、西郷隆盛のルーツが菊池市にあるという検証と、それをどのように市民及び国内外に広く周知していくか、その考えがあるか、質問をします。1点目です。

次に、西郷隆盛が流刑された先、奄美大島龍郷町では「菊池源吾」と名前を変え、地元の「愛加那」と結婚し、一男一女を設けられました。その男子が後の台湾宜蘭県知事になった「西郷菊次郎」ということであります。実際、宜蘭県では西郷隆盛よりも菊次郎のほうが知られております。

ここでは西郷菊次郎の生涯について少し紹介をさせていただきたいと思います。

西郷隆盛と愛加那さんの長男として生まれ、幼少期を奄美大島で過ごされますが、9歳のときに西郷本家に引き取られます。そして、12歳でアメリカへ留学し、3年余りの月日を過ごします。そして、帰国して3年後、17歳のときに西南戦争に薩軍の一員として参戦、そして、高瀬（玉名市）の戦いのときに銃弾を右足に受けて、それで、右足を切断するという、そして、義足をしながら生活をされていたということです。

西南の役後、外務省に入り、米国公使館や本省で勤務をされます。そして、日清戦争で日本が台湾を取得し、1895年に台湾に転じ、34歳で台湾総督府参事官心得を命じられる。その後、台北県支庁長、そして、次に初代宜蘭庁長、今の県知事のことであります。

西郷隆盛の哲学は、敬天愛人を忠実に実行し、住民と同じ目線で行動をともにされたと言われています。敬天愛人とは、天を敬い人を愛する博愛の精神だということで、それをもとに行動をされたということです。

台湾では、河川工事、農地の拡大、道路の整備、農作物の収穫増加政策等、そして、教育の普及など非常に多岐にわたって政治を行われております。その中でも偉業たるものは、1年5カ月余りの日数と延べ74万人の人員と巨額の費用を投じて、

1. 7キロメートルを整備し、これが西郷堤防と呼ばれるものであります。この西郷堤防によりまして、毎年氾濫を起こしていた地域がそれがなくなり、住民は非常に感謝をして、西郷菊次郎の記念碑を建立したということであります。日本人の中で最も台湾で貢献した人ということの一人が西郷菊次郎ですけれども、もう一人、八田與一という人がダムをつくり、その人も尊敬されておられます。

そして、宜蘭庁長を5年半で退かれ、その後、明治37年に京都市長、それを7年余り務められて、その後、鹿児島に帰り、島津家鉾山館長に命じられ8年余りされた。そして、最後に病気、心臓麻痺で68歳で亡くなられたという生涯であります。

なぜ、これを言わせていただいたかといいますと、この西郷隆盛、そして、菊次郎が菊池一族の血を引いているということで、紹介をさせていただきました。

現在、菊池市は龍郷町との姉妹交流を結んでいます。龍郷町は宜蘭市と10年前に映画作成のときに一回だけ交流があったと聞いております。その後は一回も交流はないということでありました。今後は龍郷町と連携をとりながら進めていけば、内容のある交流が発展していくと思っております。市としてはどのように考えているか、質問をします。

以上、2点を質問させていただきます。

○議長（森 清孝君） 教育部長、大山堅四郎君。

[登壇]

○教育部長（大山堅四郎君） それでは、泉田議員のご質問にお答えをさせていただきます。

西郷隆盛並びにその子である菊次郎と菊池一族のルーツについて、また、現在の周知についてというご質問だったかと思えます。先ほど泉田議員のほうから詳しく説明がありましたので、重複する部分もございますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

明治維新の功労者の中でも最も重要な一人として知られる西郷隆盛のルーツにつきましては、諸説ございますが、菊池市初代則隆（のりたか）の子正隆（まさたか）が七城町西郷地区に居を構えたことが、西郷家の始まりと言われております。西郷家は江戸時代に入り、第26代九兵衛が薩摩の島津家に仕えたとされ、隆盛は32代目に当たり、西郷氏が居を構えていたとされる増永城跡には、徳富蘇峰の書による「西郷南州先生祖先発祥之地」の石碑が建立されております。

隆盛は低い身分ながら、藩主島津斉彬に才能を見出され、幕末は斉彬の命を受けて、京を初め各地で活動をしていましたが、安政の大獄により奄美大島の龍郷町に潜住を命じられました際に、「菊池源吾」と名乗っております。この変名は勤皇の

志を持っていた隆盛が、中世に天皇家に忠節を尽くした菊池一族が自分のルーツだとの誇りをもって名乗ったものではないかと思われます。

隆盛は、お話のとおり、龍郷町で島の女性「愛加那」と結婚し、一男一女をもうけておりますが、長男には「菊次郎」、長女には「菊子」と名づけていることから、菊池一族に対する尊敬の念は大きなものであったと推測することができます。隆盛の子菊次郎は隆盛とともに、お話のとおり、西南戦争に参加し、後には外交官となり、その後、さきの大賀議員のお話にもございましたが、台湾の宜蘭庁長や京都市長を務めました。

それから、国内外の周知もということでございますが、まずは市民への周知といたしまして、増永城は、菊池十八外城のひとつであり、市指定の文化財として、史跡内には説明板を設置するとともに、広報はもとより、文化財冊子やパンフレットにも掲載をして、さらに、菊池川流域の自治体で構成しています「肥後古代の森」事業では、平成27年度の史跡めぐりバスツアーに増永城をコースに組み入れるなど、また、あわせてホームページの拡充ということで、周知に努めてきているところでございます。

西郷隆盛が菊池氏の末裔であることは、市民の皆様に歴史への親しみを持っていただくよい機会ではないかと考えております。

これからも、市民を初め多くの方々への周知に努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 経済部長、松岡千利君。

[登壇]

○経済部長（松岡千利君） あわせて、2点目の西郷菊次郎と台湾との関係を観光戦略と、特に龍郷町との連携というご質問だったと思います。

先月の台湾訪問の際、本市から友好訪問団とともに台湾の宜蘭市を訪問させていただきました。西郷菊次郎を初め菊池一族との深いご縁を改めて感じたところでもございます。

先ほど、大賀議員にもお答えしましたとおりでございますが、台湾は非常に親日的でございまして、日本への関心も高いことから、まずはお互いの訪問をスタートして、菊池一族などの歴史や文化、こういったものなどに理解を深めて、交流を進めることで、観光戦略につなげていければというふうに考えております。

あわせて、ご質問にありました、西郷菊次郎の生誕地でもございます龍郷町さんとは、積極的な情報交換を図りながら、そして、今後も連携して交流を進めていければというふうに考えております。

以上です。

○議長（森 清孝君） 泉田栄一郎君。

[登壇]

○15番（泉田栄一郎君） まず最初の検証でございますけれども、これだけ菊池源吾という名前を名乗って、西郷隆盛がこのルーツを誇りに思っただけで、やはりこの検証をもっと市民、そして、県内外に広めていく努力をされていくと、またいろんな角度で広がっていくと思いますので、ぜひ周知をお願いしたいと思います。

そしてまた、龍郷町でございますけれども、龍郷町はやっぱり菊次郎さんがお生まれになったところということで、やはりこれを抜きにしてはできないと。やはり今言われましたように、連携をしっかりととりながらやっていただければ、本当に深みのあるものにつながっていくと思っておりますので、ぜひよろしくお願いします。

次の再質問ですけれども、2018年（平成30年）にNHK大河ドラマが「西郷どん」と書いて、「西郷（せご）どん」というのが放送されるということが決まったということをお聞きしました。千載一遇のチャンスであると思っております。

大河ドラマの最後にゆかりの地の紹介が必ずあります。現在放映中の「真田丸」も私もいつも見ておるんですけれども、この地である上田市が注目を集めて、観光客が200万人以上を突破したというお話も聞いております。また、ほかのNHK等の「ブラタモリ」とか、「鶴瓶の家族に乾杯」とか、そういう各地をめぐる紹介の番組もあります。こういう番組で菊池を捉えていただければ、大きな観光戦略につなげていけるのではないかと考えております。それで、どういうふうにか大河ドラマを菊池市が観光戦略につなげているのかの質問の1点目をさせていただきます。

次に、今後は、海外向け観光戦略のためのインバウンド費用を予算化する必要があると思っております。一つは、コミュニケーションに対応する経費として、海外からの訪問、また、受け入れ時の通訳の費用、そして、旅行会社との連携・調整にかかわる翻訳の費用など。そしてまた、二つ目に、訪問者、招待者の交流会等の費用やお土産代等でございます。過度なことは避けるべきではありますけれども、必要不可欠な費用だと思っております。これらインバウンド戦略費用を予算化する考えはあるか、質問をさせていただきます。

今、着地型観光戦略が話題を集めています。これは地域の人々が、地域の資源を生かして付加価値の高い体験型プログラムを提案し、観光客を呼び込む戦略であります。地域の文化を発信し、みずからの生活の質を高めるという意味合いも含まれております。

例えば、例を挙げますと、私が以前、自分の専門であります造園ですけれども、台湾の造園業者の人たちを何度か日本で研修をさせ、連れてきた思い出があります。そして、日本の造園技術者との交流会や、庭園見学等の勉強をして、大変喜ばれておりました。

去年は、福岡の台湾弁事処の人たち、代表が、菊池市のイデベンチャー体験をされました。うちの議員の代表と一緒に回っていただきましたけれども、大変興味を持たれ、もう一度来たいと言われておりました。

最近では、台湾のお菓子づくりの団体が菊池市のお菓子屋さんと交流をされたと伺っております。そのほか、農家民泊体験や日本文化の紹介、日本の伝承料理等、温泉、農業と、いろいろあります。観光するだけの旅行ではなく、現地で体験ができる着地型観光戦略をどのように考えているか、質問します。

以上です。

○議長（森 清孝君） 経済部長、松岡千利君。

[登壇]

○経済部長（松岡千利君） それでは、最初に、NHKの大河ドラマについてお答えいたします。

NHK大河ドラマ「西郷どん」につきましては、11月17日に、江頭市長と森議長が東京のNHKのほうに要望に行かれております。

要望活動の内容をご紹介をさせていただきます。

1点目は、先ほど議員からもご紹介がありましたけれども、「西郷どん」の本編後に、毎回放送される数分間の「ゆかりの地紹介」コーナー、これに奄美で名乗った「菊池源吾」という名の由来として、菊池市を取り上げていただきたいということ。

それから、2点目は、「西郷どん」のテレビ特番やホームページでの特集などにおきまして、西郷家と菊池一族について取り上げていただきたいということ。

3点目に、「西郷どん」本編ロケ地として、菊池市を活用していただきたいという内容でございます。

今後も、市議会とも連携を図りながら、要望活動を継続していきたいというふうに思っております。

それから、2点目の戦略的な経費につきましてですが、いろいろご提案をいただきまして、ありがとうございました。

多言語での対応とか、あるいは、旅行社とか、商談会における季節ごとの提案などをメール等行う際も、翻訳とか通訳、こういうのは非常に必要不可欠であって、一般の観光客にも欠かせないツールでございます。

さらには、市民交流には欠かせないおもてなしの費用、こういうのも大事と思われますので、文化や社会・風土の違う外国の方への対応ということでもありまして、検討をさせていただければと思っております。

それから、3点目の着地型観光についてでございます。これにつきましてもいろいろご紹介をいただきました。和菓子づくり体験、それから、フルーツやシイタケ狩り、農作物収穫体験、イデベンチャー、さらには造園関係など、いろいろご紹介いただきましたけれども、既に観光協会のほうで取り組んでおるところでもございますが、さらに力を入れて進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（森 清孝君） 泉田栄一郎君。

[登壇]

○15番（泉田栄一郎君） 12月8日の熊日の記事でございますけれども、九州へ外国の人が来られての数が292万人を超えたというような記事が載っておりました。その中で、韓国が最も多く、11.1%増の96万4,108人、そして、台湾が23万756人、そして、中国が15万5,192人という数で、非常に地震の後、海外の方もまた復活されて来られているということをお聞きしていました。これからはやはり海外の人を呼び込むインバウンドが非常に重要になってくるのではないかと思っております。そういう意味で、このNHK大河ドラマというのをうまく活用していただいて、頑張っていただければと思います。さらにプッシュをお願いしたいと思っております。

それと、二つ目に、予算化でございますけれども、やはり今まではそれぞれの担当または職員の方、それぞれが実費で出していた部分もあるとちょっと伺いました。最低必要な部分というのはやはり予算化をしていただいて、これから観光戦略の一つとして考えて、検討していただければと思っております。

着地型についても、それぞれの皆さんのアイデアを結集しながら、菊池市ならではの着地型をつくっていただければと思っております。

最後に、市長にお聞きします。宜蘭市と西郷菊次郎のつながり、また、台湾との関係、こういうものの観光戦略をどうお考えか、再度、お聞きしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（森 清孝君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 菊池一族並びに宜蘭市を活用した観光戦略はいかがということのご質問だと思いますが、先ほど大賀議員のご質問にもお答えしたとおりでございますけれども、今回、台湾を訪問しまして、親日感情というものと、それから日本文

化に対する理解、関心の高さというものを感じたところでございます。今後、大変私どもにとっても優良な固定ファンとなる可能性が非常に大きいというふうに考えております。とりわけ今回の宜蘭市長表敬訪問で、菊池とのつながりということに非常に関心を持っていただきましたので、こうした切り口を非常に有効に活用しながらですね、台湾との幅広い観光戦略につなげていきたいというふうに考えている次第でございます。

以上です。

○議長（森 清孝君） 泉田栄一郎君。

[登壇]

○15番（泉田栄一郎君） 次の質問に入りたいと思います。田島工業団地についてでございます。

田島工業団地の企業誘致が14年ぶりに決まり、大変うれしく思っております。この間、数回にわたり質問をさせていただき、企業がもし来ないならば、用途変更の提案もさせていただきました。このたび、JA熊本経済連が農産物の物流基地として、また、救急ばんそうこう大手の阿蘇製薬が本社機能を移転させることになりました。会社の概要、敷地面積、工事の着工時期、完成時期、また、雇用予定等々、現状と計画をまず1点目に質問をさせていただきます。

次に、工事が着工して建設が始まると、工事車両や、現場で働く人たちの車両等、交通量がふえることが考えられます。完成後も従業員の通勤車両や物流車両等も多くなってまいります。付近には泗水西小学校や田島保育園があり、さらに高齢者も多く、地元の住民がおられ、大変心配しているところでございます。熊本菊鹿線ですが、現在も朝夕ラッシュで、村の人たちが横断ができなくて、地域の住民の人たちの悩みの一つになっております。このことは私が議員になってからずっと課題になっているところです。その道路がさらに混雑する可能性があります。今後、工業団地にかかわる車両の安全確保をお願いしたいのですが、どのようになっているか、周知をされているか、質問をさせていただきます。

その前に、議長のお許しをいただきましたので、パネルを紹介させていただきます。

[パネルを示す]

○15番（泉田栄一郎君） この田島工業団地でございますけれども、三つの大きな区画になっておりまして、阿蘇製薬が入るところ、そして、経済連が入るところ、そして、まだ売れていないところ、高圧線が走っているところ、この三つがございます。そういう中で、あと1区画が残っているという状態で、有効面積が5.3ヘクタール残っているというような状態でございます。今後、この1区画をどう攻めて

いくのか。そしてさらに、ここにつながる道路等の安全面等をお知らせしていただきたいと思っております。よろしくお願いします。

○市長（江頭 実君） 経済部長、松岡千利君。

[登壇]

○経済部長（松岡千利君） ただいまご紹介のありましたように、田島工業団地3区画に対しまして、2社の企業と進出協定を締結することができました。改めて感謝を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

それでは、2社の企業進出概要につきまして、お答えさせていただきます。

平成28年9月27日、熊本県経済農業協同組合連合会と事業所の新設に関する進出協定を締結させていただきました。

田島工業団地の東側に、先ほど写真も出しましたが、C区画へ進出され、土地面積約2万2,000平方メートル、建築面積約4,479平方メートルを予定されております。内容としましては、平置式低温倉庫を建築予定でございます。着工時期は平成29年1月を予定されております。この倉庫に保管されるものとしては、最大7,720トンの県産米を保管管理されるところでございます。また、操業に当たりましては、雇用人数10名、投資額約16億円を計画されておりました、平成29年9月の操業開始を目指されております。

次に、平成28年10月4日、阿蘇製薬株式会社と工場新設に関する進出協定を締結させていただきました。田島工業団地の南西側に位置しておりますB区画でございまして、土地面積約4万2,000平方メートル、建築面積約1万6,500平方メートル、鉄骨平家建てを想定されております。着工時期としましては、平成29年6月の予定です。

この工場では、救急ばんそうこう、魚の目除去用ばんそうこう、貼付式磁気治療器を製造されまして、平成30年4月の操業を目指しておられます。

また、操業に当たりまして、現在菊陽町にある本社機能も、将来的には田島工業団地内に移転されるということで、配置転換及び新規雇用も含めまして、雇用人数約190名、投資額約10億円を計画されておられます。

田島工業団地に2社進出されることによりまして、新規雇用の創出を初め、本市の経済活力の維持、発展につながることを期待をいたしております。

次に、2点目の田島地域への安全の注意喚起というご質問にお答えさせていただきます。

田島工業団地に進出される2社との進出交渉の中で、工業団地周辺につきまして、既に企業側へご説明をさせていただいておりますので、その内容をお答えさせていただきます。

各社に対して、従業員の通勤を想定した、熊本市や菊陽町などの各地域からの通勤ルート及び所要時間をお知らせしております。ルートを説明する際、国道を中心に案内しておりまして、田島地区の住宅地を通るルートは案内をいたしておりません。

また、出荷関連ルートにつきましても、県道や国道を中心に植木インターまでのアクセスをご案内しております。

さらに、進出交渉の際、2社の社長等を初め、役員を現地案内した際には、近隣にご指摘のありました泗水西小学校及び田島保育園があることを確認いただき、近隣の住宅地についても案内をさせていただいております。

2社ともに、工業団地だけでなく、工業団地周辺の環境も含めた上で、最終的に進出を決定されたということになっております。

また、去る10月24日には、泗水西小学校区の区長さん及び代表連絡員の皆様にお集まりをいただきまして、2社の進出企業より、操業内容とか着工時期などについてもご説明をするという機会も設けております。

その際に、区長より、進出企業の2社に対しまして、従業員へ通勤などの交通安全の徹底指導をお願いしたいと要望をされております。進出企業2社ともに、従業員や関連事業者への周知及び指導をしていただくことで了承をいただいておりますことをご報告させていただきます。

失礼しました。先ほどの着工時期を「平成29年」を「9年」と言ったそうでございます。申しわけございません。訂正させていただきます。

以上です。

○議長（森 清孝君） 建設部長、櫛川博久君。

[登壇]

○建設部長（櫛川博久君） 私のほうから、関連で周辺の道路の整備状況について報告させていただきます。

現在、田島工業団地のアクセス改善のため、林原・蘇崎工業団地との接続を図る新村田島線の整備を進めております。

現在の進捗状況ですが、七城管内につきましては、平成25年に測量設計業務を終え、平成26年度より用地交渉を進めておるところでございます。

用地につきましては、一部交渉が済んでいない状況ですが、平成27年度より林原・蘇崎工業団地から工事に着手しており、今後も用地交渉を進めながら、順次工事を進めてまいります。泗水管内においては、平成28年度に測量設計業務を行っており、平成29年度より用地交渉を進める予定でございます。

また、県道原植木線の早期改良への要望活動も既に行っているところでござい

す。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 泉田栄一郎君。

[登壇]

○15番（泉田栄一郎君） 再度、ボードを使ってご説明をさせていただきます。

[ボードを示す]

○15番（泉田栄一郎君） 今、部長が答弁をされた内容でありますけれども、新村田島線、七城の蘇崎団地へつながる計画道路でございますけれども、これは、この高压線がございますけど、高压線からそのまま上のほうの近くを通りまして、新村田島線、七城のほうに抜ける道でございます。この上のほうにそのまま抜ける道でございます。それをちょっとどのようになっているのか、確認をさせていただいているところでございます。

それともう一つは、今度は九州運輸、それと不二コンクリート、その道の流れでございますけれども、工業団地から出て、それから387、いわゆる富の原につながる3キロの道のりでございます。その道も、今後、計画を進めていかれるということでもありますので、そのところがですね、今後、非常に重要な道路になってくるということになりますので、そのところを部長に確認の意味で質問をさせていただいたところでございますけれども、何かこれにつけ加えるところがございましたらお願いしたいと思います。

○議長（森 清孝君） 建設部長、樫川博久君。

[登壇]

○建設部長（樫川博久君） 先ほどの説明の中で、関連で申し上げましたけれども、今ご指摘の北岸線につきましてお答えしたいと思います。

国道387号と改良工事を進めております新村田島線を結ぶ北岸線につきましては、平成27年度に国道387号側の約3キロの区間において測量設計業務を行っております。平成28年度に地元への事業説明と不動産鑑定を行い、平成29年度より用地交渉を始める予定となっております。

以上、お答えします。

○議長（森 清孝君） 泉田栄一郎君。

[登壇]

○15番（泉田栄一郎君） 今、この二つの道路の計画をお示しいただきましたけれども、非常にこの道路というのは、田島地域、そして、この工業団地に重要な道路になってくると思っております。

また、地域住民の方からも、もちろん道路の利用とか、また、今度は排水、その

他のご心配も上がっております。そういう関係で、これから長いスパンで工事が入っていく、計画が入っていくということになると思いますので、しっかりした説明と、また、今後の活性化のほうにつなげていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いします。

それでは最後に、食品ロスについて質問をさせていただきます。

9月議会でフードバンクについての質問をさせていただきました。現実問題、私もいろいろと調べてみましたが、本市では供給する団体がない。また、それを受け入れるところも、まだ今から調査をする必要があるということでもありますので、まだこのことについては先のことではないかと考えているところでございます。

しかし、まだ食べられる食品を廃棄するのはやはりもったいないと。再度、ご報告をしますと、農林水産省によると、2013年度に上げられた内容で、推計2,800万トンの食品を廃棄していると。まだ食べられるのに捨てられた食品ロスが632万トンということで、世界の食料援助量が320万トンですので、倍近くを捨てているということでもあります。

全国の自治体で始めている、宴会や会合のとき、まず初めに食べる。そしてまた、終わりに残さないように食べるという習慣を身につけていきたいというふうに訴えさせていただきました。

11月24日の熊日新聞夕刊の記事でありますけれども、「残さず食べよう 3010運動」は、発祥の地、長野県松本市でやっております。また、札幌市は「2510（ニコッと）スマイルで2510運動」、そのほか、「にこにこ」にかけて「2525運動」など、時間、いろいろな形で行われていて、また、福岡や厚木市、佐賀市、宮崎市などが取り組んでおられます。熊本県内のあさぎり町では条例もできているということでもあります。

こうした中、ことし10月10日に、44都道府県と201市区町村の計245自治体が知恵を出し合うということで、協議会が設立されております。9月議会で私が質問させていただきました、菊池市はその協議会に出なかったのかなというふうに思っているところでございます。

今から忘年会や新年会、いろいろとこの宴会がふえてまいります。ぜひ食文化を大事にしている本市が、率先して宴会での食べ残しを減らす運動をしていただきたいと、そう思いますが、市のほうはどのようにお考えであるか、質問をさせていただきます。

○議長（森 清孝君） 経済部長、松岡千利君。

[登壇]

○経済部長（松岡千利君） 9月議会で、この件につきましては議員のほうからご質問

を受けまして、観光協会や旅館組合などの会合において、旅館やホテルでの宴会の際は、主催者や幹事さんに、終宴前に自席に戻っていただいて、提供された料理をお召し上がりいただく時間を設けてもらうよう働きかけを行っております。

既に、一部の旅館におかれましては、お召し上がりにならない御飯、いわゆる残った御飯は、お客様のご要望によって、おにぎりにするサービスをしておられるというところもあるようでございます。

また、居酒屋さんなどの飲食店におきましては、お客様により終宴の時間もそれぞれ異なりますので、非常に困難であるということもお聞きいたしております。

余った料理のお持ち帰りにつきましても、食中毒等の安全面への配慮から、お断りされているというところもあるようでございます。

このような状況の中、市としましては、食べ残しや飲み残しをしないような啓発のためのグッズ、例えば、飲食店のメニューなどにシールを張っていただくようなことができないかなど、お客様へ食品ロス削減を促すような取り組みを関係団体等と検討してまいりたいというふうに考えております。

飲食の機会がふえる時期でございます。本市において、大量に飲食物の廃棄が出ないよう、引き続き食品ロス削減の働きかけを実施してまいりたいと考えます。

○議長（森 清孝君） 泉田栄一郎君。

[登壇]

○15番（泉田栄一郎君） まずはできることからやっていただくということで、観光協会と関係関連の団体と協議をされているということで、本当にありがたく思っております。今後とも啓発運動をよろしくお願いします。

以上で終わります。

○議長（森 清孝君） ここで10分間休憩します。

休憩 午後1時41分

開議 午後1時50分

○議長（森 清孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、出口一生君。

[登壇]

○5番（出口一生君） 皆さんこんにちは。創成会の出口一生でございます。ことしもあと3週間で子どもたちが楽しみにしている正月やクリスマスを迎えることができますが、ことしは熊本地震や台風、豪雨などの災害で多くの皆様が被害を受けられました。心よりお見舞いを申し上げます。全市一体となって復興に努めなければな

らないと思っております。

それでは、通告に従いまして、初めに、合併以後の人口について質問いたします。

菊池郡市の人口は、現在、大津町3万3,600人、菊陽町4万800人、お隣の合志市は6万人を超えております。合志市は合併以後、6,500人もの人口増加となっております。

菊池市は、平成28年10月現在、4万9,754人となっております。合併以後、2,700人の人口減少となっております。1人当たりの年間消費額は約120万との推計がございます。2,700人減少の消費額のロスは32億4,000万にも上る計算になっております。人口は市の活力をはかるバロメーターでございます。人口減少は、やむを得ない社会動向もございます。少子・高齢化のさらなる進展、社会保障費の増加、重くのしかかる市債の返還と交付税の減額、菊池市にとって行財政改革が待ったなしの状況でございます。

想定外の熊本地震で、熊本県の観光は、5月の時点で約33万人の宿泊キャンセルがございました。10月には阿蘇山で39年ぶりの大噴火が起きております。菊池市においては、菊池市の観光の目玉である菊池渓谷への入谷禁止となっております。

質問をいたします。

1、人口減少の現状の中で、活力あるまちづくりを進めるには、地域活性、観光、行財政改革など、対策をどのように取り組んでいかれるのか。

2、新生児の増加対策はどのように取り組んでいかれるのか、お尋ねいたします。

○議長（森 清孝君） 政策企画部長、坂口啓介君。

[登壇]

○政策企画部長（坂口啓介君） 皆様こんにちは。出口議員の一つ目の質問にお答えいたします。

人口減少を踏まえた活力のあるまちづくりについては、本年3月に策定しました「癒しの里きくち創生総合戦略」に主要な施策を掲げ、「安心・安全な『癒しの里』きくち」の実現に向け取り組んでいるところでございます。

それでは、質問のありました地域活性化、観光、行財政改革の3項目について、主な取り組みをお答えいたします。

まず、「地域活性化」については、本市の基幹産業である農業の活性化を図る観点から、「稼げる農業」の構築を掲げ、農地の集積や基盤整備、農産物に菊池独自の安全性をPRする菊池基準の運用、環境王国の認定、菊池米のブランド化などに取り組んでおり、菊池米が米・食味コンクール国際大会で2年連続金賞を受賞するなど、成果を上げております。

また、農産物などの販路開拓の強化といたしまして、インターネットショップを開設したほか、付加価値の高い農業の推進として、6次産業化の推進に取り組んでおります。

次に、「観光」については、本市の豊かな自然・歴史・文化・温泉などを組み合わせ、「健康」をキーポイントとしたスマートライフステイ等のヘルスツーリズム事業、農家民泊・農業体験等のグリーンツーリズム事業、菊池一族を活用したネットワークづくりなど、癒し系観光地としての魅力を高め、交流人口の拡大につなげております。

最後に、「行財政改革」につきましては、総合戦略にはこれは掲げておりませんが、議員からございましたように、まちづくりを進めていく上で大変必要不可欠なものでございます。現在、「第三次菊池市行政改革大綱」に基づきまして、「時代に即応した連携と協働のまちづくり」と「持続可能な財政基盤の確立」を達成するための取り組みを進めており、ICTや民間活力の導入によって、行財政の効率化や行政運営の透明化を図るとともに、市内に点在する公共施設の適正配置等を推進することとしております。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 健康福祉部長、木原雄二君。

[登壇]

○健康福祉部長（木原雄二君） 私のほうからは、新生児の増加対策ということで、現在取り組んでおります「すくすく子宝祝金」の現状について報告をさせていただきます。

合併後、菊池市で多くの子どもが出生することを祝福し、児童の成長及び市の活性化を念願し、また、少子化対策の一環として多子世帯を支援することを目的とし、「すくすく子宝祝金」を支給しているところでございます。

平成27年度より制度を拡充しておりますが、近年の実績といたしまして、平成25年度が110名、平成26年度が98名、平成27年度は88名となっております。

また、本年度につきましては、10月末現在で52名に支給をしているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 出口一生君。

[登壇]

○5番（出口一生君） ありがとうございました。

菊池市の活力あるまちづくりは、多くの皆様のご協力のもとにあると思っております。

ります。市民の皆さんと一緒に、この活力あるまちづくり、人口減少問題に向き合っていかなければならないと思います。

新生児の増加対策、少子化対策は、待機児童解消対策として、保育関連施設の拡充や育児休暇取得促進など、仕事と子育ての両立支援など、子育てに優しい環境整備が行われております。結婚や出産は個人の人権や自由にかかわる問題ということで、少子化対策に対する取り組む姿勢もずっと及び腰の面があったと思っております。

菊池市は、将来予測人口が3万人台と言われております。そのころは孫たち世代の時代となります。活力あるまちづくりには、特に若い人たちの力が必要になってまいります。

今、部長にいろいろと答弁をいただきましたが、市長に質問いたします。

市長は、市長就任時に、菊池市は多くの問題を抱えていると言われました。問題解決のために、1、経済活性化の仕組みづくり、2、効率化の仕組みづくり、3、公平公正の仕組みづくり、具体的に三つの仕組みづくりを行っていくと言われております。

少子・高齢化の中で、将来に向かって活力のある菊池のまちづくりを進めていくために、現在の市長のお考えはどうであるか、お尋ねをいたします。

○議長（森 清孝君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） ただいまの出口議員のご質問は、活力ある社会をつくるための取り組み状況ということでございますが、総合戦略で掲げました「癒しの里きくち」の実現というものがゴールでございます。これを目指して、今、まちづくりを進めているわけでございます。既に皆様にもご協力をいただきまして、例えば、企業誘致であるとか、あるいはインターネットショップの開設であるとかですね、あるいはふるさと納税等では一定の成果が出ておりますし、また、移住・定住も、今回の熊本地震の影響もございまして、非常な動きが出てきております。また、この間進めておりました菊池一族を中心とするネットワークづくり等を通じまして、菊池ファンを初めとした新たなネットワークが全国に広がってきておりまして、これまでの戦略の手応えと同時にですね、さらなる発展の可能性を感じているところでございます。

引き続き、こうした考え方にのっとり、そして、熊本地震からの創造的復興の取り組みを地方創生のプロセスにつなげていくということは非常に大事だと思います。その上で、総合戦略をしっかりと実現していきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（森 清孝君） 出口一生君。

[登壇]

○5番（出口一生君） ありがとうございます。

私には2人の孫がごいます。その孫たちが成長して、仕事をして、家庭を持ち、このすばらしい菊池で生活をしてもらいたいと思っております。そのためには、もっともっと活力のある魅力ある菊池でなければなりません。改めて、市民の皆様と一緒に、菊池のいろいろな問題に誠心誠意取り組んでいかなければならないと思っております。

次の質問に移ります。

泉田議員の質問と重なる点がございしますが、2番の企業誘致の現状について質問いたします。

人口減少社会に突入した現在、菊池の人口を維持していくことは大変な困難を伴う課題です。若者の流出をどれだけ食い止めることができるか、この菊池に若い人たちが安心して住めるような地域として生き残るには、いろいろな施策が必要になってまいります。とりわけ雇用の場を確保していくことが菊池にとって最重要な課題となります。

雇用を拡大する方策として、新たな企業を呼び込む努力、いわゆる企業誘致が必要です。企業誘致は、若い世代の転出を解消するために、魅力ある働く場を創出することにつながり、地場企業との取引拡大など、さまざまな面で地域の産学振興や定住促進につながる効果が期待できます。

1点目、企業誘致の活動といってもさまざまであるとは思いますが、現在どのような取り組みがなされているのか。企業誘致の現状、活動内容とその実績件数をお尋ねします。

2点目、また、常日ごろから菊池市内立地企業からの相談、要望などを積極的に聞かれ、企業の事業活動を側面から支援して、市内立地企業と菊池市がともに発展するように心がけておられると思いますが、市内立地企業に対して、日常的なフォローアップの取り組みはどのように行っているのか。想定外の熊本地震を受けて、今後の企業誘致のあり方も変わっていくと思います。お尋ねいたします。

○議長（森 清孝君） 経済部長、松岡千利君。

[登壇]

○経済部長（松岡千利君） まず、1点目の企業誘致の現状、その中にあります進出企業の状況、これについてお答えさせていただきます。

市長就任後すぐに、本市分譲中の工業団地の周辺分析とか、今後、成長が期待さ

れる分野の調査など効率的な企業誘致活動の戦略を担当部署と行った結果、林原、それから蘇崎工業団地につきましては、豊富な水量と良質な水が確保できます。また、団地内に食品関連企業や医療関連企業が多く集積していることから、食品関連企業及び医療関連企業へターゲット企業を絞り込んで、企業誘致活動を実施してまいりました。その結果によりまして、食品関連企業の株式会社アビストH&Fや安部商事株式会社さんが新たに進出をいただきまして、さらには、医療関連企業のリバテープ製薬株式会社の第3工場の増設が決定したところでございます。

さらに、田島工業団地につきましては、九州自動車道植木インターチェンジまで車で7分というアクセス良好な点をアピールポイントとして、物流関係企業へ積極的な誘致活動を実施してまいりました。

2点目の企業に対してのフォローアップということだったと思います。現在、本市には70社の企業さんが立地をいただいております。既立地企業全社の工場及び本社を対象とした定期フォローアップ訪問を行っておりまして、月平均40社、本社へは月平均6社の訪問を行っております。このうち、ほとんどのフォローアップ訪問に対してトップセールスを行っているところでございます。

この定期フォローアップ訪問では、企業活動を行うに当たっての行政への要望などをお伺いして、熊本県を初め関係機関と情報の共有化を図って、対応の検討や速やかな対応を図っておるところでございます。

個別の具体的な事例で申し上げますと、既立地企業より工業団地内の交通事故防止のため、カーブミラーを設置してほしいという要望があり、まずは企業誘致室にて調査を行いまして、防災交通課などの庁内関連部署と協議した結果、交通量や従業員駐車場からの徒歩通勤安全確保が喫緊に必要なとの判断となりまして、迅速に設置した例がございます。

さらには、ビジネスマッチングの場を提供していただきたいという要望を受けまして、関西・東京での業界展示会へ既立地企業と共同で出展し、新たな顧客開拓につながった例もございます。

このように、既立地企業が抱える課題に対しまして、対応の検討や速やかな対応を図ることで、企業の円滑な事業活動への側面的な支援を積極的に行っているところでございます。

このような側面的支援によりまして、リバテープ製薬株式会社さんや、株式会社山清工業九州におかれましては、分譲中工業団地をさらに購入いただき、量産に伴う増設を行っていただいたため、昨年度、林原・蘇崎工業団地は完売することができました。

また、既立地企業と取引先関係にある企業が、菊池市への進出を検討しているな

どの情報をいただきまして、本市との交渉を進め、工業団地を購入していただくなど、新たな企業の進出にもつながっております。

今後とも引き続き、既立地企業への定期フォローアップを重点的に行い、田島工業団地の残り1区画の完売に向けまして、企業誘致活動を行ってまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（森 清孝君） 出口一生君。

[登壇]

○5番（出口一生君） ありがとうございます。

熊本地震後に、企業誘致も、企業によっては風評被害のイメージがあるかもしれませんが、市長みずからトップセールスという形で、市内外の企業の訪問を積極的に行われておられます。また、職員の皆さんの日ごろの努力が報われている成果だと、素直に評価に値すると思っております。

次に、企業誘致のターゲットとなる業種についてお尋ねいたします。

熊本県知事は、1期目の就任以降、稼げる県を目標の一つに掲げておられます。企業誘致はそのかなめとも言える重要施策に上げておられます。菊池市も稼げる市を目標に、製造業、工場にとらわれず、若者の職業選択の幅を広げるために、IT関連企業の優良な事務系業種や、福祉関連産業等を対象業種として、積極的誘致活動を市長のこれまでの積み上げてこられた実績や人脈をフルに生かしていただいて、企業誘致を行えないか、市長にお尋ねいたします。

○議長（森 清孝君） 経済部長、松岡千利君。

[登壇]

○経済部長（松岡千利君） すみません、まず私のほうからですね、今ご案内がございましたIT関連企業、それから、福祉関連の機器分野、企業誘致につきましてですね、状況をお答えさせていただきたいと思います。

東京に本社を置かれておりますソフトウェア開発関係の企業と具体的な交渉を進めた経緯がございます。交渉を進めていく際に、ソフトウェア開発関係の企業さんは、広大な用地は必要としないということでしたので、田島工業団地などの工業団地は紹介をしませんで、閉校となりました小学校跡地の提案をさせていただいたところでございます。

また、福祉関連機器分野につきましても、具体的な交渉までは進んでおりませんが、積極的にアタックをしている状況です。

今後も、新規雇用の創出を初め、本市の経済活力の維持発展につながるよう、ご案内いただきましたIT関連や福祉関連機器分野だけにとどまらず、優良企業の積

極的な誘致活動を実施してまいりたいと考えております。

○議長（森 清孝君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） それでは、今の部長答弁に重ねまして、私のほうからのご説明申し上げます。

もうこれまで、市長就任以降ですね、まさに私のこれまでのネットワークを生かそうということで、さまざまな企業の代表の方あるいは役員の方と積極的にお会いをしてきました。その都度、特に懸案でありました田島工業団地等を紹介させていただきまして、本市に進出していただくメリット等をですね、これまでアピールしてきたところでございます。この結果、特に田島工業団地について、約14年間、本当に本市にとっての大きな懸案であったわけでございますけれども、今年度、おかげさまで2社の企業進出をなし遂げることができたわけでありまして、先ほども出口議員のほうから素直に評価できると、こういうお言葉をいただいて、大変これまで苦勞をかけたスタッフが、本当に苦勞が報われたのではないかというふうに思います。

今、ご指摘のありましたIT関連企業ですとか、福祉関連機器分野の企業等々も含めましてですね、今後も引き続き、さまざまな企業に対して効果的なトップセールスを行っていききたいと思います。特に菊池の持ち味であります水でありますとか、そうしたことも生かしていければ、なおいと思いますし、何よりやはり菊池の特性を考える上ではですね、環境への負荷なるべく少ない、かつ将来性を見込める産業を狙っていききたいというふうに考えております。

いずれにしても、まだ田島工業団地の残りも、それから、県営ではございますけれども、菊池テクノパークへの企業進出を実現させるべく、頑張っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（森 清孝君） 出口一生君。

[登壇]

○5番（出口一生君） ありがとうございました。

今後も積極的に、菊池市発展のために企業誘致を市長を先頭に、議会も一丸となり、全力で取り組んでいかなければならないと思っております。

次の質問に移ります。

3番、職員の市内居住についてお尋ねいたします。

「豊かな自然、おいしい農畜産物、古い歴史・文化、質のいい温泉がそろった「癒しの里きくち」に住んで、身も心も豊かになりませんか。菊池市では、菊池市

定住化促進に向けたガイドライン（住宅対策編）を策定し、恵まれた自然環境や温泉を初めとした資源を活用し、定住化促進に向けた取り組みを進めていますと、菊池市定住促進支援制度を菊池市のホームページに掲載されております。菊池市に移住・定住者をふやしていこうと、いろいろな支援を考え、努力をされていますが、移住・定住者は、しかし、残念ながら余りふえていないというように思っております。

職員の皆さんは、菊池の自然、歴史、文化など、菊池の魅力を感じて好きになり、菊池市民のために仕事をしようと思われて職員になられていると思います。また、職員になられてからも、都民ファーストではありませんが、菊池市民ファーストで仕事に頑張っておられると思います。

職員採用には、市内、市外を問わず、幅広く優秀な人材の確保が一番でございます。総務課から合併以後の職員数と人件費、また、市外通勤者のデータをいただきました。平成27年度は、職員485名、人件費34億2,700万、そのうち市外通勤者は118名となっております。市として、人口減少に対する取り組みを進めておられますが、現在、職員の市外居住者の割合は24％に当たります。

災害発生時の初期対応として、市内居住者の職員の必要性が強くうたわれてきております。市外居住職員の市内居住を促せば、災害発生時の迅速な招集につながり、市内居住により、年収の高い職員の皆さんの住民税などの税収が、市の税収増にもつながってまいります。市内居住により、市内の消費拡大につながってまいります。以上のように、職員の市内居住を進めれば、人口増加、活性化と、菊池市にとってメリットがあると思います。

そこで、お尋ねをいたします。

職員への市内居住の働きかけについて、どのように行われているのか、お尋ねをいたします。

○議長（森 清孝君） 総務部長、小川秀臣君。

[登壇]

○総務部長（小川秀臣君） それでは、出口議員のご質問にお答えいたします。

先ほどおっしゃいましたように、職員はできる限り市内に居住すべきではないかとの質問で、平成28年12月1日現在における市長などの特別職を含む正規職員の居住状況につきましては、市内居住の職員が350名で、全体の約73％、市外居住の職員につきましては129名で、全体の約27％でございます。

職員が市内に居住することにより、税収等や災害発生時の迅速な初動対応ができるのではないかと議員のご質問のとおり、効果が見込まれると考えております。そうしたところから、移住・定住を積極的に進めている本市において、職員の市内

居住が望ましいというふうには考えております。しかしながら、市内居住を義務づけることは、法的にも問題があると解されており、強制はできないと考えております。

ご質問の、今までどういった取り組みということですが、市外に居住する職員に対しましては、菊池市の振興のために、ふるさと納税や各種イベント等への自主的な参加を呼びかけているところでございます。

○議長（森 清孝君） 出口一生君。

[登壇]

○5番（出口一生君） ありがとうございます。

職員の皆さんが、みずから菊池に住んで、菊池の状況を把握し、身近なところから魅力あるまちづくりに取り組んでいただく、そういう意識を持って進んでいただくことは重要なことであると思いますが、そこで、市長にお尋ねいたします。市長は、市外居住職員の市内居住についてどう思われておりますか、お尋ねいたします。

○議長（森 清孝君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 職員の市内居住に関する考えということでございますけども、今、小川部長のほうから答弁申し上げたことに尽きるわけでございまして、税収面でも、災害発生時の初動対応の面でもですね、市外職員が市内居住してくれれば、それは望ましいというふうに思っておりますけども、どこに住むか、あるいは職業選択という点で、これはもう憲法でも規定されている権利でございますので、なかなか強制力を持たせるというのは難しいことだというふうに考えているところでございます。

ただ、今、部長からも申しましたように、あらゆる機会を通じて、ふるさと納税とかですね、イベント等への積極的な参加によるまちおこし、こうしたことは可能でございますので、引き続き呼びかけを行ってまいりたいというふうに考えているところです。

以上でございます。

○議長（森 清孝君） 出口一生君。

[登壇]

○5番（出口一生君） ありがとうございます。

他の自治体の中で、住居手当を市内居住者に多く支給する自治体や、職員採用時に市内居住者を条件としているところもありますが、今後は、災害発生時の災害対応や市政理解の観点から、より具体的に職員の皆さんに働きかけていただきたいと

思っております。

次の質問に移ります。

4番、奨学金制度の充実・拡充についてお尋ねいたします。

新聞に、安心して学べる本物の奨学金制度をと訴える2人の若者の記事が掲載されておりました。掲載内容は、今の学生の2人に1人が奨学金を借りています。多くの学生が未来に希望を持ってない、こんな社会でいいのでしょうか。私は大学に入学したことで、入学前に考えていた美術の枠を超えて、深い学びができたと思っています。自分の人生の選択肢や可能性を広げてくれる場所だと実感しました。だからこそ、私は、学びたいと思う全ての人が大学に行っていていいし、行く意義があると思います。そして、それは権利であると思います。今の政府が言っているようなものではなく、学びを保障する給付型奨学金、本物の奨学金を私は求めます。

また、1人の若者は、夢を諦める社会を変えたい。学ぶことや、学んだことを理由に、経済的な苦難や貧しさに人生を縛られる。そういう社会はもうやめましょう。憲法は国民に教育を受ける権利を保障しています。それは私たち国民の一人ひとりが個人として尊重されるからです。何を学びたいのか、何を学びたくて、それをどう生かしていきたいのか、それを理由に人生が縛られる。そんなことをやっている、個人として国民を尊重しているとは言えません。学ぶというところから個人を尊重する社会へ私は変えていきたいと思いますと訴えておられます。

熊日新聞に、政府は、30日、大学進学者らを対象とした返還不要の給付型奨学金制度を2018年度から本格的に導入することを決めた。提言では、対象は住民税非課税世帯の進学者で、各高校が推薦、全国約5,000校ある高校で、少なくとも各1人は給付を受けられるようにするとの提言です。

また、12月3日の熊日新聞では、県教育委員会は、熊本地震で経済的に就学困難になった高校生らを対象に、卒業すれば返還を免除する奨学金制度を設ける、卒業を条件とした事実上の給付型奨学金で、県内の自治体では初めてと掲載しております。

また、国民年金保険料を2年間以上滞納している人は、2015年度末で約206万人に上ります。今、子どもの貧困率が24%、6人に1人だそうです。親の経済力によって親の収入が少なければ、子どもは満足な教育も受けることや進学もできず、非正規雇用や不安定雇用の低賃金で、収入のいい仕事、就職もつくことができなく、今、地方から東京の大学に子どもを入学させるならば、4年間で1,000万円以上のお金がかかり、普通のサラリーマンでは、事実上、負担するのは無理な金額と載っておりました。

貧困の連鎖を断ち切ることができない状態、格差が広がっております。教育の機

会均等や教育格差を是正することができる奨学金の充実が、今、まさに必要です。

福岡の大川市では、奨学金を入学前に支給する制度を新設されました。また、卒業後、大川市に居住した場合、返還を免除する制度が設けられております。

そこで、お尋ねいたします。

1、今の貸付型奨学金を入学前に支給できるようにしたり、充実・拡充できないか。また、②給付型奨学金の創設はできないか。今後の市の対応についてお尋ねいたします。

○議長（森 清孝君） 教育部長、大山堅四郎君。

[登壇]

○教育部長（大山堅四郎君） それでは、ただいまの出口議員のご質問にお答えをさせていただきます。

現行の貸付型奨学金の拡充が考えられないかというご質問でございます。

本市の貸付型の奨学金は、一般財源を活用しました「菊池市奨学資金貸付」と故打出五月さんの寄附金を活用しました「菊池市教育振興基金奨学資金事業」の2種類の奨学金を設け、就学状況により、奨学資金貸付では、月額1万8,000円から5万3,000円までの4種類、教育振興基金貸付では、月額1万5,000円と3万円の2種類を設定し、それぞれ無利子による月額の奨学資金として、その貸付額とともに所得要件による対象者の拡充により、他の自治体より充実した奨学制度を設けております。

そうした中、現行の奨学金制度に、ただいまお話のありました、新たに入学の一時金あるいは給付金を創設したり、そのほか、奨学金の返還免除、こういったものの規定を設けて、さらに充実した制度をつくったかどうかということでございます。

新たな制度の拡充に当たりましては、恒久的に安定した財源を確保する必要があるございます。現在、合併後の交付税の一本算定に向けた経過措置中でもあることから、財源の確保も厳しい状況でございますので、現段階におきましては難しいものと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 出口一生君。

[登壇]

○5番（出口一生君） ありがとうございます。

先日、旧泗水町に10億円を寄附されている、相続人小川恵美様の代理人の吉田弁護士さんから、各市議会議員には送られていると思いますが、手紙をいただきました。内容は、「小川恵美は、きょうまで一貫して、旧泗水町が表明した小川記念会館の建設に反対してきました。現在もその意思に変わりはありません。小川は、

基金をふるさとの青少年の健全な育成のために使用することを願っておりました。この遺志を実現するために、青少年のための奨学金制度創設などの具体案を決定されることを要望します」との内容です。

手紙をいただいたので、すぐに弁護士さんに確認の電話をいたしました。電話では、小川基金をすぐにでも給付型奨学金として使っても構わないと言われておりました。

そこで、お尋ねします。

小川基金を小川様の意志に沿った青少年のための奨学金制度創設に、具体的にどのように、いつまでに創設できるか、お尋ねをいたします。

○議長（森 清孝君） 教育部長、大山堅四郎君。

[登壇]

○教育部長（大山堅四郎君） それでは、2点目のご質問でございます。小川基金を活用できないかということと、いつごろかというようなご質問かと思えます。

小川基金の財源活用とその時期ということでございますけども、小川基金の運用につきましては、本年1月の議会月例会において、給付型奨学金制度の構築に向けた途中経過をご説明しましたとおり、現在、小川様の代理人であります顧問弁護士を通じまして、ご協議をさせていただいているところで、現在まで確定には至っておりません。

しかしながら、ただいまご紹介にありました、議員皆様方に送付されたお手紙を拝見させていただきましたところ、「青少年のための奨学金制度の創設等」と記載をされておりましたので、市といたしましても、これまでの協議を通して小川様と共通認識が図られているものと、大変ありがたく思っているところでございます。

また、お手紙の中には、先ほど申されたように、「速やかに、水寶氏の遺志に沿った奨学金制度等の具体案を決定されるように」とのことでございますので、できるだけ早く活用が図られるように進めてまいりたいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 出口一生君。

[登壇]

○5番（出口一生君） ありがとうございます。

子どもたちは、菊池市の宝、国の宝でございます。子どもたちの未来は、私たち菊池市民みんなで支えていかなければなりません。

そこで、市長にお尋ねいたします。

市長は、来年の市長選挙に「さらなる情熱をもって、ふるさと菊池の創造的復興と、人々の幸せな生活を実現するために、無私の心で一身をささげてまいる強い決

意でございます」と述べられました。また、市長は、外国での仕事や生活を経験されており、グローバルな視野、考えをお持ちであると思います。菊池の子どもの教育奨学金制度について、お尋ねいたします。

○議長（森 清孝君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 子どもの教育と奨学金のあり方というご質問でございますが、特に子どもの教育というのは、これはもう私はいろんな場で申し上げておりますけれども、特にこの当市の本当の意味での活性化、永続的な発展という意味では、一番大事なことであろうというふうに思います。そのために、この教育を振興させていくためにですね、この人材育成の過程でこうした奨学金という大きな支えがあることは、とりわけ貧困の連鎖が教育で断ち切られることがないよという意味から、大変大事なことだというふうに考えておりますので、先ほどの小川さんのご意向を踏まえてですね、極力早期に実現をしたいと思っておりますので、皆様のご協力もぜひいただきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（森 清孝君） 出口一生君。

[登壇]

○5番（出口一生君） ありがとうございます。

菊池の子どもたちが、菊池に生まれ、菊池をもっともっと誇れるように、市議会議員として私も一生懸命努めてまいりたいと思います。

これで一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（森 清孝君） 以上で本日の一般質問は終わりたいと思います。

次回は、来る12日を一般質問とします。

本日は、これで散会します。

全員、起立をお願いします。

（全員起立）

お疲れさまでした。

—————○—————

散会 午後2時34分

第 3 号

1 2 月 1 2 日

平成28年第4回菊池市議会定例会

議事日程 第3号

平成28年12月12日（月曜日）午前10時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（20名）

1 番	平	直 樹 君
2 番	東	奈津子 さん
3 番	坂 本	道 博 君
4 番	水 上	隆 光 君
5 番	出 口	一 生 君
6 番	猿 渡	美智子 さん
7 番	松 岡	讓 君
8 番	荒 木	崇 之 君
9 番	柁 原	賢 一 君
10 番	工 藤	圭一郎 君
11 番	城	典 臣 君
12 番	大 賀	慶 一 君
13 番	岡 崎	俊 裕 君
14 番	水 上	彰 澄 君
15 番	泉 田	栄一朗 君
16 番	森	清 孝 君
17 番	樋 口	正 博 君
18 番	木 下	雄 二 君
19 番	山 瀬	義 也 君
20 番	境	和 則 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	江 頭 実 君
副 市 長	木 村 利 昭 君
政策企画部長	坂 口 啓 介 君
総 務 部 長	小 川 秀 臣 君
市民環境部長	倉 原 良 則 君
健康福祉部長	木 原 雄 二 君
経 済 部 長	松 岡 千 利 君
建 設 部 長	櫛 川 博 久 君
七城総合支所長	榎 田 邦 昭 君
旭志総合支所長	野 口 進 也 君
泗水総合支所長	山 本 幸一郎 君
財 政 課 長	中 村 喜 範 君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	徳 永 孝 博 君
市 長 公 室 長	上 田 俊 介 君
教 育 長	原 田 和 幸 君
教 育 部 長	大 山 堅四郎 君
農業委員会事務局長	上 田 譲 二 君
水 道 局 長	古 田 浩 敏 君
監 査 事 務 局 長	松 永 隆 則 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	徳 永 裕 治 君
事 務 局 課 長	倉 原 安 浩 君
議 会 係 長	松 原 憲 一 君
議 会 係	安 武 則 貴 君

○議長（森 清孝君） 全員、ご起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

○

午前１０時００分 開議

○議長（森 清孝君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

ここで、発言の申し出があつていますので、これを許します。

市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 皆さんおはようございます。

１点、私の発言の訂正をお願いしたいと思います。金曜日の出口議員のご質問に対する私の答弁の中で、奨学金についてどう考えるかということに対しまして、私のほうより「貧困の連鎖を教育で断ち切るためにも、奨学金制度というのは重要である」という趣旨の発言をしたつもりでございましたが、実際に私がちょっと言い間違えましてですね、「貧困の連鎖が教育で断ち切られることがないように」というふうに申し上げてしまいました。おわびをして、訂正をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○

日程第１ 一般質問

○議長（森 清孝君） 日程第１、一般質問を行います。

初めに、松岡譲君。

[登壇]

○７番（松岡 譲君） おはようございます。議席番号７番、創成会の松岡譲です。

まず初めに、熊本地震において、被害に遭われた皆様にお見舞いを申し上げますとともに、その対応に尽力された職員の皆様に敬意を表します。

それでは、通告に従い、通告いたしております、１、地方債借り入れについて、２、合併特例債について、３、中期財政計画について、以上、３点について質問をしていきたいと思ひます。

では、通告に従いまして、まず地方債の借り入れについて、このことにつきましては、平成２６年度６月の第２回定例会で、臨時財政対策債について質問をしておりますが、今回も地方債の借り入れについてお尋ねいたします。

平成２７年度決算を見ますと、一般会計の地方債借入総額が約３９億８，０

００万円で、実質収支が約９億９，５００万円となっております。約１０億円も黒字であったということです。果たして、平成２７年度起債額の３９億８，０００万円は必要だったかという疑問でございます。結果から言えば、約１０億円の黒字だったなら、地方債の借入総額は約２９億円でよかったというような形になります。

また、９月補正予算で、基金繰り入れが計上された庁舎建設基金については、現時点では約３億２，２００万円程度が庁舎建設事業に充当予定とされております。

また、生涯学習センターに約１億７，０００万円、今後、基金繰り入れが予定されている備品購入費を差し引きましても、約３億円程度が余ってきます。これは庁舎建設基金総額の約３分の１が余るということです。そして、庁舎整備建設事業の地方債借入総額は約２７億６，０００万円の借り入れとなっております。

このように、必要以上の起債をされる理由は何か。借入額決定の方針について、まずお尋ねしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（森 清孝君） 総務部長、小川秀臣君。

[登壇]

○総務部長（小川秀臣君） 皆様おはようございます。それでは、松岡議員のご質問にお答えいたします。

最初に、本市の地方債借り入れの基本方針について述べさせていただきます。地方債は、事業費の財源不足を補うため、第三者からの資金を借り入れる、いわゆる借金でございますので、むやみに発行するものではないと考えております。しかし、建設時の利用者だけでなく、将来の利用者も便益を受ける住民負担の世代間の公平な機能も有することから、起債の充当率や交付税措置の有無等の条件及び事業の内容によっては、積極的に活用するものと考えております。

そこでご質問の、平成２７年度決算において約１０億円の黒字であるのに、３９億８，０００万円もの地方債を借り入れる必要があるのかとのご質問ですけれども、地方債借入額の調整が可能なのは、臨時財政対策債のこととされますので、まずその制度について若干の説明をさせていただきます。

平成１２年度までは、交付税総額が不足した場合は、国によりその財源は確保されていましたが、平成１３年度の地方財政対策の見直しで、国と地方の責任の明確化や、国、地方を通ずる財政の透明化を図るため、不足額を国と地方で折半し、地方分について各地方公共団体で地方債を発行して補填することとされました。この地方債が「臨時財政対策債」で、地方財政法第５条の特例となる、一般的に赤字地方債となっております。

形式的には、地方自治体みずからが発行可能額の範囲内において地方債を借り入れる形式となっておりますが、発行可能額の全額が後年度地方交付税の基準財政需

要額に算入され措置されております。

そこで、約１０億円の黒字であるのに借り入れる必要があるのかとのご質問についてでございますけれども、臨時財政対策債は普通交付税の不足分を補うために特例として発行される地方債であることから、借入当初の県の説明会でも、満額を借り入れるべき地方債であるとの説明があり、全市町村がほぼ満額を借り入れてきたところでございます。その結果、決算時には臨時財政対策債借入額以上の剰余金が発生している年度がございます。

しかし、近年は、自治体独自の判断となっており、本市においても平成２５年度は半額の借り入れで調整した年度もございます。

また、決算見込み額につきましては、３月補正とあわせて精査しているところですが、医療費を初めとする扶助費や事業実施工程並びに実績等による変更などが発生する工事費など、年度末までに見込みがたいものについては、予算を留保せざるを得ない状況であり、結果として、例年、数億円の執行残額が発生しているのが実情でございます。

今後につきましても、年度末の決算見込み額等を十分に精査し、年度末時点の財政状況や他の地方債の交付税措置など十分考慮しながら、適正な借入額の調整に努めてまいりたいと考えております。

また、庁舎整備建設事業等につきましては、有効に活用できる合併特例債を満額充当できることとなったため、庁舎建設基金の剰余金が発生する見込みとなっておりますが、今後の施設整備に合わせ繰り入れを行い、実際に基金の剰余金が発生した場合は、条例の見直しを含め公共施設等の整備への活用などを検討してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 松岡譲君。

[登壇]

○７番（松岡 譲君） ありがとうございます。

地方債借り入れの調整につきましては、臨時財政対策債を上げられていますが、確かにその方法が一番やりやすい方法であることは認めますけれども、ほかにも方法はございますので、今後は、その辺あたりも考えていかれるなと思います。

しかし、部長答弁にありましたように、年度末の決算見込み額を今以上に精査されまして、借り入れ実施をされますようお願いしたいと思います。

また、庁舎建設基金につきましても、例えば庁舎建設等に充当予定の合併特例債あたりに振りかえれば、後年度事業での補助裏での充当というような形の中で、最大限の効果が見込めると考えます。

このことにつきましてはですね、ご家庭での新築資金の資金繰りに例えられるようなレベルの話ではございませんので、財政当局もおわかりと思いますので、基金の剰余金が最大限に活用できるようなご検討をお願いしていきたいと思います。

続きまして、平成26年度第2回定例会で、当時の総務部長が、財政指標の経常収支比率を下げるために臨時財政対策債は限度額いっぱいを借り入れしているととれるような回答があっておりました。経常収支比率を調整するための借り入れは、公債費の後年度負担増の問題をはらんでいるのではないのでしょうか。

また、同定例会の中で、総務部長は、臨時財政対策債はあくまでも借金であり、後年度の公債費依存の要因となりますことから、平成25年度分については、収支決算見込みを精査し、財政調整基金及び減債基金の後年度公債費負担を考慮して、発行可能額の約半分の借り入れにとどめております。今後も財政状況を十分考慮しながら、適正な借入額の調整に努めてまいりたいと回答されておりますが、その問題点を十二分に理解されていることだと捉えておりました。

しかし、調整されたのは平成25年度分だけで、平成26年度からは同じような借り入れを繰り返されているところでございます。臨時財政対策債の限度額いっぱいの借り入れ、また、必要以上に地方債を借り入れたことで、歳計剰余金が多額に上り、その50%が基金積み立てされ、その残高は、要するに、翌年度に前年度繰越金として、一般財源として計上されることにより、経常収支の引き下げに貢献していくような形になるわけでございますけれども、現在の地方債借り入れが経常収支比率の向上のほかに、どのようなメリットがあるのかをお尋ねしたいと思います。このことにつきましては、先ほどの回答の中で、おおむね回答いただいているところですが、そのメリットについて、再度、お尋ねしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（森 清孝君） 総務部長、小川秀臣君。

[登壇]

○総務部長（小川秀臣君） それでは、松岡議員の再質問にお答えいたします。

経常収支比率向上のほかのメリットでございますが、現状では臨時財政対策債の借り入れにより決算剰余金が発生し、その2分の1以上を財政調整基金等へ積み立てることにより、今後、交付税の優遇措置が終了し、一本算定となった時点での財源不足の解消や、本年発生した熊本地震等の災害時の緊急予算に対応するなど、地域振興基金とあわせて財政運営上の貴重な財源として活用できるメリットは十分にあると考えております。

○議長（森 清孝君） 松岡譲君。

[登壇]

○7番（松岡 譲君） ありがとうございます。

資金面でのメリット、財政調整基金への積み立て等を挙げられたわけでございますけれども、財政調整基金への積み立てで今後の資金不足に備えるのならば、ここでは剰余金の50%以上の積み立てとなっておりますけれども、もう少し多額の積み立てが可能ではなかったかと思います。今後、その辺のところも考えながらやっていただくならばと考えます。

また、そもそも論になりますけれども、財務指標を操作する必要があるのか。起債制限比率が上限に近い状態であり、操作の必要に迫られているのならともかくです。ね、操作するにも後年度負担を考慮したやり方があると考えますが、財務指標を操作する必要があるのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（森 清孝君） 総務部長、小川秀臣君。

[登壇]

○総務部長（小川秀臣君） 経常収支比率等の財政指標につきましては、自治体の財政構造の弾力性などをはかるための指標でありますので、操作するようなものではないと考えております。

○議長（森 清孝君） 松岡譲君。

[登壇]

○7番（松岡 譲君） 私も同様に理解しております。

それでは、続きまして、合併特例債の状況についてお尋ねをいたしたいと思えます。

本市での合併特例債借入可能額は幾らなのか。その何%を借り入れる予定とされているのかをまずお尋ねしたいと思います。

○議長（森 清孝君） 政策企画部長、坂口啓介君。

[登壇]

○政策企画部長（坂口啓介君） おはようございます。松岡議員の1回目の質問にお答えいたします。

合併特例事業債の借入可能額は約213億円であり、借入期限の最終年度であります平成31年度までに100%借り入れることを予定しております。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 松岡譲君。

[登壇]

○7番（松岡 譲君） ありがとうございました。

それでは、平成26年度末において、合併特例債事業の共通枠、旧市町村枠以外の特例債の残高が約30億円だと説明を受けております。平成28年度末での残額

はどれだけあるのか。また、実施された事業は、新市建設計画で事業一覧に計上されている事業なのかについてお尋ねをいたします。よろしくお願いします。

○議長（森 清孝君） 政策企画部長、坂口啓介君。

[登壇]

○政策企画部長（坂口啓介君） それでは、お答えいたします。

合併特例事業債借入可能額約213億円に対しまして、平成17年度借入額から平成28年度借入予定額までの総額が約185億6,000万円、平成27年度から5年間で優先的に取り組む事業のうち、平成29年度から平成31年度までの残り3年間分が約18億8,000万円ございます。現時点での合併特例事業債の借入可能残高は約8億6,000万円となっております。

2点目の、平成26年度以降、合併特例事業債で実施した事業は、新市建設計画の事業一覧に計上された事業なのかとの質問につきましては、合併特例事業債は、新市建設計画の主要事業と認められれば、借り入れが可能です。個別の事業一覧に計上されていない事業についても活用しております。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 松岡譲君。

[登壇]

○7番（松岡 譲君） ありがとうございます。

26年度末において30億円あったものが、現在では8億6,000万円というような形になるとのお答えだと思います。

また、新市建設計画の事業一覧に計上されていない事業の実施もあるとのことですが、特例債充当事業の優先順位はどのようにして決定されているのかについてお尋ねしたいと思います。

○議長（森 清孝君） 政策企画部長、坂口啓介君。

[登壇]

○政策企画部長（坂口啓介君） それでは、お答えいたします。

平成27年度以降の事業の優先順位の決定につきましては、旧市町村枠として優先する事業を除きまして、一つの財布の中で、緊急性や重要性、市民への有効性などを十分協議し判断しております。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 松岡譲君。

[登壇]

○7番（松岡 譲君） 合併特例債充当事業の事業一覧の変更を含めて、優先順位を決定するための諮問機関等が現在はないということはわかっておりますけれども、そ

のような中で、優先順位決定とか、今までに新市建設計画の事業一覧に記載がない事業の予算化におきましては、議会にも、その事業実施の必要性について、説明を今後は十分にしていきたいと考えます。

それでは、特例債借入申請時において提出すべき書類に、新市建設計画事業として計上されたとする書類の必要性はないのかについてお尋ねしたいと思います。

○議長（森 清孝君） 総務部長、小川秀臣君。

[登壇]

○総務部長（小川秀臣君） 起債申請時の提出書類としましては、申請書のほか新市建設計画書の写しが必要となりますが、個別の事業一覧の提出は必要ございません。

○議長（森 清孝君） 松岡譲君。

[登壇]

○7番（松岡 譲君） わかりました。新市建設計画の事業一覧への記載がなくても、適債事業となるとの説明でございますね。ありがとうございます。

それでは次に、中期財政計画についてお尋ねをしていきたいと思います。

現在、本市には中期的な財政計画があるのかについてお尋ねしたいと思います。

○議長（森 清孝君） 総務部長、小川秀臣君。

[登壇]

○総務部長（小川秀臣君） 現在、作成しております中期的な財政計画は、新市建設計画に掲載しております財政計画のみでございます。

○議長（森 清孝君） 松岡譲君。

[登壇]

○7番（松岡 譲君） ご答弁の財政計画では、現状を反映した計画ではないと考えますが、政策企画部において、基本構想に基づく基本計画・実施計画が作成されまして、毎年、ローリングされております。この実施計画の作成の趣旨と、財源の裏づけがあるのかについてお尋ねしたいと思います。

○議長（森 清孝君） 政策企画部長、坂口啓介君。

[登壇]

○政策企画部長（坂口啓介君） 実施計画は、菊池市総合計画基本計画に掲げる将来像を実現するため、各課で取り組む事業につきまして、毎年度事後評価を行い、3カ年のローリングを行いながら、事業費や財源等を見直すことにしております。その事業財源につきましては、事業補助金や有利な起債を充当することとしておりますが、ローリングした内容については、財政計画との整合性はとっておりません。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 松岡譲君。

[登壇]

○7番（松岡 譲君） 毎年ローリングしている中でも、財政計画との整合性はないというようなお答えであったと思います。ありがとうございました。

次に、建設部において、道路マスタープラン、市営住宅長寿命化計画がありますが、同様にその趣旨と財源についてお尋ねしたいと思います。

○議長（森 清孝君） 建設部長、櫛川博久君。

[登壇]

○建設部長（櫛川博久君） ただいまのお尋ねにお答えしたいと思います。

まず、道路整備における財源についてでございますけども、社会資本整備総合交付金事業による執行を予定しております。国庫補助金以外の財源につきましては、主に公共事業等債または辺地債になるかと考えておりますが、辺地債の充当率は100%で、交付税措置は80%です。地域要件がありますので、財源の多くは公共事業等債に頼ることになると思います。公共事業等債の充当率は90%で、交付税措置は約22%となるようです。したがって、今後の道路整備につきましては、非常に厳しい財政状況に置かれるものと認識しているところでございます。特に道路改良事業におきましては、今後の交通需要を勘案し、整備箇所、それから整備水準を明確にし計画的な道路整備を進めるため、平成28年度と平成29年度の2カ年をかけて菊池市道路マスタープランの策定を進めているところでございます。

一方、公営住宅の長寿命化計画につきましては、既存ストックを効率的かつ円滑な更新を行いつつ、長寿命化を図るために策定しております。

本事業にかかわる財源といたしましては、国庫補助事業として公営住宅等ストック総合改善事業があり、平成28年度におきましては、補助対象経費に対し45%の国費充当率が示されているところでございます。

なお、補助対象としましては、維持補修にかかわるものを除く、機能向上等を果たす水洗化工事や屋外防水等が対象となっております。

国庫補助金以外の財源につきましては、公営住宅建設事業債を借り入れることができ、100%充当可能でありますけれども、交付税措置の対象とはならなくなっております。

以上、お答えさせていただきます。

○議長（森 清孝君） 松岡譲君。

[登壇]

○7番（松岡 譲君） ありがとうございました。

計画は立てられておりますけれども、その財源の確保については、非常に厳しい

ものがあるというふうなお答えだと捉えております。

次に、教育部におきましては、小・中学校の長寿命化計画がありますが、同じく趣旨と財源についてお尋ねをいたしたいと思います。

○議長（森 清孝君） 教育部長、大山堅四郎君。

[登壇]

○教育部長（大山堅四郎君） おはようございます。それでは、教育部のほうから、松岡議員ご質問の小・中学校の長寿命化計画に対する財源についてということでお答えをさせていただきます。

平成25年度に作成をいたしました「菊池市小中学校等長寿命化計画」につきましては、建築年度及び要改修度合いにより、改修の優先順位をつけ、学校ごとの概算工事費を算出するために策定したものでございまして、直接的に財政計画と整合したものではございません。

補助金につきましては、国の「公立学校環境改善交付金事業」の長寿命化改良事業と大規模改造事業の2種類となっております。長寿命化改良事業は、新築から40年以上経過した建物の構造体の劣化対策工事を行う事業が対象ということで、大規模改造事業は、新築から20年以上経過した建物全体の改修工事となり、いずれも1校当たり7,000万円以上の事業が対象となっております。

また、いずれの事業も、改修面積に文部科学省が定める建築単価を掛けた額が対象経費となりますが、その対象経費の33.3%が国からの補助金として交付をされます。

また、補助残につきましては、長寿命化改良事業では、対象経費の50%に学校教育施設等整備事業債、10%に財源対策債が充当され、学校教育施設等整備事業債では70%、財源対策債では50%の交付税が措置をされております。

同様に、大規模改造事業では、対象経費の50%に学校教育施設等整備事業債が充当されますが、交付税の措置はございません。

事業費7,000万円未満の補助対象外事業につきましては、事業費の75%に学校教育施設等整備事業債が充当され、30%の交付税措置となっております。

学校等の長寿命化につきましては、平成26年度時点で、全国の公立小・中学校のうち約75%が改修を必要とする時期を迎えているということから、公立学校環境改善交付金事業の採択は厳しい状況となっております。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 松岡譲君。

[登壇]

○7番（松岡 譲君） ありがとうございました。

ただいま、今後、事業実施が予定され、事業の年次計画が立てられております主な計画についてお尋ねしたわけですが、ご答弁にありますように、財源充
当が、財源の確保が非常に厳しいのが現状だと思います。合併特例債借入可能額い
っぱいの借り入れが終わりましたら、財政調整基金、減債基金等の繰り入れの必要
が出てくると考えますが、市の基本計画・実施計画等を勘案されまして、今後、毎
年どれだけの基金繰り入れを想定されているのか。その場合に、財政指標の将来負
担比率はどの程度になると想定されているのか。また、今後の事業展開から、充当
財源は何を想定されているかについてお尋ねしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（森 清孝君） 総務部長、小川秀臣君。

[登壇]

○総務部長（小川秀臣君） それでは、合併特例期限後の財源確保につきましては、基
本的なことではございますが、活用できる国・県補助金を第一に確保し、その裏の
財源として交付税措置の充当率の高い有利な地方債の確保に努めてまいりたいと考
えております。

また、今後考えられる財源不足に対しましては、財政調整基金等を繰り入れ対応
せざるを得なくなることが十分考えられます。現時点では、その額や将来負担比率
の想定はできておりませんが、基金の取り崩しや交付税算入率の低い地方債の借り
入れなどにより、将来負担比率が悪化するものと考えております。

○議長（森 清孝君） 松岡譲君。

[登壇]

○7番（松岡 譲君） ありがとうございます。基本的な常識的なご答弁だと思います。

基金の繰り入れあたりにつきましては、将来負担比率あたりに非常に影響するも
のでございますので、その辺は十分に考慮されて、今後、されていっていただきた
いと思います。

また、現在の基本計画・実施計画等の事業の年次計画は、財源の裏づけなしでの
計画となっており、道路のマスタープラン、市営住宅の長寿命化計画、教育部の学
校施設の計画など、年次計画を伴う事業実施のためにも、中・長期的な財政計画が
なければ、各部署においてそれぞれに計画を作成されても、実施の段階で財源の確
保ができずに、頓挫してしまうというようなことが起きてくるようなことになりは
しないかと思います。

今後の財政、市政運営のためにも、中・長期的な財政計画の必要が不可欠だと考
えますが、中・長期的財政計画を策定されるお考えがないのかを最後にお尋ねした

いと思います。

○議長（森 清孝君） 総務部長、小川秀臣君。

[登壇]

○総務部長（小川秀臣君） 今後、各種計画との整合性を図りながら、中・長期的な視点から資源配分の適正化や財政規模の過度な膨張を防ぎ、抑制し、健全な財政運営を実施するため、来年度から現財政計画を見直してまいりたいと考えております。

○議長（森 清孝君） 松岡譲君。

[登壇]

○7番（松岡 譲君） ありがとうございます。

今回、一般質問をして、いろいろお尋ねしたわけですが、一番言いたかったのは、現在の状況の財政計画の中ではですね、なかなか財源の確保あたりも難しいものですから、財政計画を作成していただきたいと、その思いからちょっと一般質問させていただきました。財政計画を早急につくられて、健全な財政運営をされていきますことをお願いいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（森 清孝君） ここで10分間休憩します。

○

休憩 午前10時36分

開議 午前10時45分

○

○議長（森 清孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、水上隆光君。

[登壇]

○4番（水上隆光君） おはようございます。議席番号4番、水上隆光です。我がふるさとの里山の裾野に広がりますこの菊池市が、熊本地震より復旧・復興をなし遂げ、活気つくまちになりますよう、一般質問をしていきたいと思います。

まず最初に、1番目に、人口問題と国道325号沿いの旭志地区の開発について、2番目に、英語教育について、3番目に、公費解体について、4番目に、道の駅旭志のトイレについて質問していきます。

最初の質問に入ります。11月25日、西日本新聞に「若年層の流出が顕著に」という記事が載っておりました。平成の大合併の際、人口3万人以上で市制施行できる特例で市になった九州の18市のうち、半数近い8市が人口が3万人を割り込んだという記事でございます。このうち、福岡県宮若市は、2006年、宮田町と若宮町の合併で発足したと。当時の人口は3万1,000人であったと。5年たって15年10月の国勢調査人口は2万8,112人、5年間で1,969人減った

と。市は、発足以降、子どもの医療費助成、保育料減免、新婚世帯への家賃補助などの定住促進策を相次いで打ち出したと。また、今月から市の事業として、造成した住宅団地「光陵WONDER! GARDENS」153区画の分譲予約を開始と。価格は不動産鑑定評価額より4割以上安く、担当職員は、子どもを産み育てやすい環境をつくり、若い人をふやしたいと市役所の人と話しているという記事でございます。

本市の人口も5万人を割った状態になりました。4万9,700人余りと聞いております。旧市町村別の人口で見ましても、旧菊池市2万4,848人、七城町5,403人、旭志4,700人、泗水町1万4,803人、10月31日現在でございます。

そこで、平成22年から27年までの5年間の死亡数と出生数を教えていただきたいと思います。転入・転出という事柄もありますけれども、今回はこちらのほうだけを教えていただきたいと思います。

そこで、旭志の人口減の話となりますけれども、旭志、先ほど申しましたとおり、4,700人と。旭志小学校251名、6年生が1クラスで、1年から5年生までは2クラスと。旭志中学校は全学年1クラスで97名、部活動はままならず、クラスがえもできないということです。

そこで、旭志の国道325号沿いの開発ということになりますけれども、この325号沿いというものは、皆様ご存じだと思いますけれども、道の駅あたりから見ますと、東のほうから俵山、阿蘇の噴火の煙が見え、鞍岳、それから水源の山々、そして、八方ヶ岳まで一望できるというところにあり、近くには23ヘクタールの県営の工業団地があり、近々、中九州横断道路も近くを横断という計画でございます。空港に菊池市で一番近い大津駅、光の森まで車で15分という地域であります。不動産会社と提携して宅地開発はできないか、まず質問をいたします。よろしく願いします。

○議長（森 清孝君） 市民環境部長、倉原良則君。

[登壇]

○市民環境部長（倉原良則君） おはようございます。それでは、水上議員の1点目の、22年から27年までの出生数と死亡数についてお答えいたします。この数字は、県に報告しております住民基本台帳年報というものからお答えいたしますが、この報告につきましては、平成24年度までは年度分の報告、25年度以降は1月から12月の年分ということの報告になっております。あらかじめお断りいたします。

まず、平成22年度、出生数が444人、死亡数が595人。平成23年度は出生数425人、死亡数580人。平成24年度は出生数421人、死亡数622人。

25年度は出生数416人、死亡数610人。平成26年度、出生数400人、死亡数624人。平成27年度、出生数386人、死亡数666人ということで、平成22年度からの自然増減の合計は1,199人の減という状況でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 経済部長、松岡千利君。

[登壇]

○経済部長（松岡千利君） おはようございます。それでは、国道325号沿いの農地についての宅地開発はできないかという点について、お答えさせていただきます。

本市では、菊池農業振興地域整備計画というものを策定しておりまして、この中で10ヘクタール以上の広がりを持つ農用地や土地改良事業で施工しました区域内の土地を優良農地として位置づけておるところでございます。

議員お尋ねの国道325号沿いの農地につきましては、県営護川畑地帯総合整備事業で整備されました優良農地が広がっております。農業振興地域の整備に関する法律に基づきまして、農用地区域に編入をいたしておりますので、農地の有効利用を行う目的以外の宅地開発等につきましては、原則として認められていないというところでございます。

以上です。

○議長（森 清孝君） 水上隆光君。

[登壇]

○4番（水上隆光君） 農地を開発する場合においては、農振法や農地法が絡むということでございますけれども、それぞれどのような法律となっているのか。また、都市計画等において土地利用計画を設定する場合など、その用途別に区分して、地区指定等を行うゾーニングという手法が用いられますけれども、農地ゾーニングみたいな感じで私は思っているんですけれども、ゾーニングというものはどのようなものなのかを説明していただき、また、農振を外れている場合、農地の宅地転用はできるのか、これは農業委員会さんのほうにお尋ねしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（森 清孝君） 経済部長、松岡千利君。

[登壇]

○経済部長（松岡千利君） それでは、私のほうから、前段の農地法とゾーニングの点についてお答えさせていただきます。

農業振興地域の整備に関する法律は、農業の振興を図ることが必要であると認められる地域におきまして、農業上の有効利用と農業の近代化のための施策を計画的に推進しまして、優良農地の確保及び地域の農業振興と健全な発展を図ることを目

的ということになっております。

また、ゾーニングにつきましては、「用途別に計画すること」というのを意味しておりまして、農振計画や都市計画等の土地利用計画において、用途ごとに区分し、地域や地区の指定を行うもので、本市においても農業振興地域や都市計画区域を定めておるところでございます。

特に、農業振興地域につきましては、優良農地の確保や保全など、今後10年以上にわたり、農業上の利用を確保すべき土地の区域を定めておりまして、農業振興のための各種施策を計画的に実施し、総合的な農業振興を図ることといたしております。

一方、都市計画区域におきましても、都市計画法や建築基準法などの法律に基づいて、総合的に整備、開発または保全する必要がある区域と定めております。

○議長（森 清孝君） 農業委員会事務局長、上田譲二君。

[登壇]

○農業委員会事務局長（上田譲二君） 皆様おはようございます。水上議員の農地転用につきましてのご質問にお答えをいたします。

農業振興地域・農用地区域外の転用につきましては、10ヘクタール以上の広がりのある農地や、農業公共投資の対象となっております農地など、第1種農地につきましては、原則、転用が不許可となります。

ただし、農地法では、第1種農地の不許可の例外といたしまして、農業用施設ですとか、法人が集落に接続します農地に、建て売り住宅や共同住宅等として転用いたします場合には、例外規定に該当しまして転用が可能となります。

議員ご質問の、宅地造成の転用につきましては、第1種農地では通常できませんが、農業公共投資の対象となっておりません小集団の生産性の低い「第2種農地」ですとか、市街化が著しい第3種農地につきましては、転用が可能です。

なお、農地転用案件は、県知事の許可になりますので、本市農業委員会で許可相当と承認されれば、その旨の意見を付して、県知事へ進達することとなります。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 水上隆光君。

[登壇]

○4番（水上隆光君） 菊池市でもですね、農地の除外と編入というところを決めるのに農振協議会というものが、春、秋、年に2回開かれていると思いますけれども、じゃあ、この農振協議会自体の役割というものはどういうものなのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（森 清孝君） 経済部長、松岡千利君。

[登壇]

○経済部長（松岡千利君） 本市の農業振興地域整備促進協議会は、J A菊池を初め、農業委員、森林組合、土地改良区など関係団体の代表者、合計36名の委員で組織をしております。

主な役割を申し上げますと、先ほど申し上げました農振法に基づきまして、おおむね5年ごとに計画の変更を行う全体見直しというものが一つあります。

また、特別な事情や緊急を要する案件が生じた場合には、個別の見直しとしまして、先ほど議員からご紹介がありましたけども、5月期と11月期の年2回開催される協議会におきまして、農用地区域内への地区編入や地区除外の申し出に基づき審議をいたしまして、本市としての適否の決定を行っております。

○議長（森 清孝君） 水上隆光君。

[登壇]

○4番（水上隆光君） ありがとうございます。

その農振協議会で除外ということで、菊池市のほうで決定して県に上げた場合に、県のほうはすんなりオーケーというパターンなのか、それとも、こんな案件はだめですよというような場面が出てくるのか、その辺は例としてはどうでしょうか。

○議長（森 清孝君） 経済部長、松岡千利君。

[登壇]

○経済部長（松岡千利君） 農振の除外等に関します市の農振協議会と県との経過と状況についてお答えさせていただきます。

農業振興地域における農用地区域等からの除外等につきましては、まず、県と事前相談というものを行いまして、農振法に基づく農用地区域の除外要件に適合しているのかどうかというものをまず判断をいたします。

農振法による除外要件には、代替性、それから規模の妥当性、効率的かつ総合的な農業上の支障がないこと、担い手に対する農用地の利用集積への支障がないことなど、五つの要件を満たす必要があります。したがって、この除外要件を満たさない場合につきましては、市の農振協議会や県の事前協議の案件とはならないというのが実情でございます。

このように、本市農振協議会を経まして、県との事前協議を行いますが、適当と判断された場合は、書面にて「異議なし」の回答を受けることとなっております。

さらに、農振法に基づく法定協議ということによりまして、農振除外の同意の決定が行われます。

このようなことから、これまで本市の農振協議会の結果について、県が却下したという案件はございません。

○議長（森 清孝君） 水上隆光君。

[登壇]

○４番（水上隆光君） 農振地域というものが、現在、そういうふうにかなり強い力を持っているということは私も知ってはおりますけれども、旭志地域において、その恵まれた自然環境を生かし、古くから農業を主幹産業として発展してきました。しかしながら、人口の減少は進み、特に子どもの数は減少の一途をたどっています。

今後、人口減少に歯どめをかけるためにも、国道３２５号周辺の宅地開発が必要と考えています。現行における農振法や農地法の縛りの中で、スムーズな宅地化が見込めず、旭志地域の人口はますます減少することが懸念されます。

私は、人口増と農振法もてんびんにかける時代に来ていると思っています。安倍総理も地方創生の直近の発言として、東京一極集中を緩和するために、地方創生のアクセルを踏み、若者の流れをつくりたいと発言されております。

コンパクトシティという単語もよく聞きますが、私は、この菊池市、殻を破る政策を打って出るべきだと思っています。国道３２５号沿いの開発は、旭志地域の発展はもとより、菊池市全体の活性化につながると考えております。今後の農振計画の全体見直しの中で、開発を進めるために県あたりへ働きかけていく考えはないか、市長の見解をお聞かせください。

○議長（森 清孝君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） ただいまの水上議員のご質問にお答えをいたします。

人口減少に歯どめをかけて、本市の発展を図るということのためには、水上議員のご指摘にありました国道３２５号沿いというのは、まさに地域活性化の可能性を秘めた区域でありまして、宅地開発はその手段の一つであるというふうに私も考えております。また、一方では、経済部長の答弁にありましたように、農用地区域に位置づけられておりますので、農振・農地法の定めるところによりまして、優良農地として守るべき区域でもあるわけでございます。

そういう中で、国道３２５号沿いの開発が、本市のさらなる振興・発展を図る上で必要であると判断される場合には、今後は農振計画の全体見直しも控えておりますので、県と十分協議を重ねながら、可能な限り調整に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（森 清孝君） 水上隆光君。

[登壇]

○４番（水上隆光君） 私は、あの３２５号周辺が光の森になったり、大津の美咲野の

ようになると、その要素を十分含んでいると確信しておりますので、こういう質問をさせていただきました。

次の質問に入ります。英語教育について質問します。

私たちが英語を習った昭和40年代から50年代半ばまで、英語のテストは文法、単語、筆記などが主体であったかと思います。成績のいい学生でも、なかなか外国人と話すとなると、なかなか難しいというのが当時の現実だったような気がします。

先般、10月29日、旭志中学校の学習発表会に出席したところ、男子生徒と女子生徒さんが流暢に英語で会話すると、いわゆる英会話をやっておられました。なかなか英語が苦手な私からすれば驚きであり、私も昨今はネットで「I have a pen」、それ以上は言いませんけれども、勉強しているところでございます。

そこで、質問でございますけれども、昭和40年代からの英語授業と現在の英語授業に違いがあるのでしょうか。そして、平成28年度、熊本県の教育委員会が出している重点施策というものがありますけれども、これをお示しいただくならと思います。よろしくお願いします。

○議長（森 清孝君） 教育長、原田和幸君。

[登壇]

○教育長（原田和幸君） 皆さんおはようございます。ただいまの水上議員の英語教育についてのご質問にお答えをします。

昭和40年代の学習指導要領を見ますと、中学校で年間105時間の指導時間数でした。つまり、週当たり3時間学習をしていたということです。目標を見ますと、「聞く、話す、読む、書く能力の基礎を養う。外国の人々の生活や物の見方について基礎的な理解を得させる」というふうになっておりました。

しかしながら、自分自身を振り返ってみますと、今、水上議員がおっしゃったとおり、文法の勉強とかですね、読む、書くというのが中心であったように思います。中学、高校、大学と10年間、英語の学習を私自身もしてきたんですが、話す自信は全くありませんでした。

現在は、社会の急速なグローバル化の進展の中で、国際共通語である英語力の一層の充実が求められており、学校においては、小学校高学年に外国語活動が導入され、授業時間数も小学校で年間35時間、週当たり1時間、中学校で年間140時間、週当たり4時間というふうに増加をしております。

指導内容も、「聞く」「話す」「読む」「書く」の4技能を活用して、実際にコミュニケーションを行うような内容になっております。

そこで、ALTを活用しまして、本物の発音とか外国の文化を学ぶようにしております。

なお、今、次期指導要領の改訂が行われておりますが、小学校３年生から外国語活動が導入されるというふうに、そういう方向で今進んでいるということでございます。

次に、熊本県教育委員会が示している重点施策についてということでございましたが、平成２８年度の熊本県教育委員会の重点施策は４点ございます。第１点目は、Build Back Better（創造的な復興）生きる力を育む教育となっております。２点目は、地域とともにある学校（コミュニティ・スクールの促進）、３点目は、グローバル人材の育成、４点目は、キャリア教育の充実というふうになっております。

ご質問は英語教育ということでございましたので、第３点目、グローバル人材の育成が関連しており、次のように記載してあります。「社会のグローバル化が加速する中、震災の苦難を乗り越えて国際的に活躍する人材育成のためにも、語学力やコミュニケーション能力、主体性や積極性、異文化に対する理解や日本人としてのアイデンティティ等を身につけることが求められています。そのため、英語教員の指導力の向上や、小・中学生の英語によるコミュニケーション能力の育成、高校生の海外留学・進学支援等を実施します。」となっております。

以上、お答えします。

○議長（森 清孝君） 水上隆光君。

[登壇]

○４番（水上隆光君） ありがとうございます。

私、先般、１１月２２日、菊池南中学校３年３組、４時限目の授業を政務活動として参観させていただきました。生徒３８名、栗原佳代先生、ALTのボビーフジモト先生という２人の先生の授業でした。驚いたのは、５０分の授業中、ほとんど日本語は使われないと。質問から、指導から、ユーモアのある会話までも全部英語でやるというものでした。中身の９０％は英語でやるということでした。どうしてもというところでは日本語は使わないというふうな感じでした。教科書にも日本語の説明などはありませんでした。

先ほどの教育長が言われました、県の教育委員会の重点施策の３項目めのグローバル人材の育成のところの「英語教員の指導力の向上や、小・中学生の英語によるコミュニケーション能力の育成と、高校生の海外留学・進学支援等を実施します」というところと重なるところがかなり感じられました。

そこで、質問ですけれども、英語教育強化指定地域というものはどういうものなのか、また、熊本県でそういう指定地域はあるのかをお尋ねいたします。

○議長（森 清孝君） 教育長、原田和幸君。

[登壇]

○教育長（原田和幸君） 英語教育強化指定地域というふうに議員おっしゃいましたが、英語教育強化地域拠点事業というのがございます。この事業は、平成26年度、全国で18地域102校が指定されております。それから、熊本県内では、熊本市の5校、必由館高校、錦ヶ丘中学校、尾上小学校、山ノ内小学校、月出小学校が指定されておりました。平成27年度は、全国29地域211校が指定され、熊本市の5校は継続、それから、新たに高森町の高森高校、高森東中学校、高森中学校、高森東小学校、高森中央小学校が指定されております。

この事業の意味合いといいますのは、指定された地域が、小学校3年生から外国語の学習を開始しまして、高校まで学習の系統性を持たせるなどの先進的な取り組みを行い、その成果をこれからの英語教育のあり方に生かすというものであります。

以上、お答えします。

○議長（森 清孝君） 水上隆光君。

[登壇]

○4番（水上隆光君） ありがとうございます。

授業参観の後にですね、南中の水上校長先生と話す機会がありました。水上校長は、英語を教える中学校の先生は英検の準1級ぐらいいは持っていてほしいなというふうなことを言っておられました。そういう校長先生の話のもととなるのが、平成25年6月14日、教育振興基本計画というものが5年計画で閣議決定され、その中身の中に、英語力の目標ということで、中学校卒業の段階で英検3級以上を中学生は、高校生は英検の準2級以上を達成する割合が50%以上を目指せというものでございます。また、先生、英語教員に求められる英語力の目標として、英検の準1級、これを中学校の先生で50%、高校の先生で75%以上は持っておくようにというような計画というか、指針が示されているわけでございます。そういうことからして、菊池市中学校の英語の先生の中で、英検準1級を何%ぐらいいの先生が持っておられるのか。それから、先ほど教育長言われた高森の現状というものがわかれば、教えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（森 清孝君） 教育長、原田和幸君。

[登壇]

○教育長（原田和幸君） 本市の英語教員の英語検定準1級取得の状況ですけれども、菊池市の5中学校には英語の教員が16名おります。16名の中で、準1級を取得している教員は6名でございます。ですから、取得率は37.5%というふうになっております。

全国平均は30.2%、これは平成27年度の調査ですけども、30.2%であ

りますので、やや菊池市のほうが高い状況にはあります。

それから、高森町のその状況ということでございますが、小学校１・２年生は外国語に親しむ活動をやっている。それから、小学校３年生から教科として外国語に取り組み、それに準じて、中学校、高校は内容を高度化した取り組みが行われているというふうにはお聞きしておりますけども、実際に見に行ったわけではございません。

以上、お答えします。

○議長（森 清孝君） 水上隆光君。

[登壇]

○４番（水上隆光君） ありがとうございます。

先ほどから申しているとおり、やはり英語教育というものは、国も相当計画をして進めているような事業がいっぱいあるわけでございますので、本市でもこの英語強化指定地域の指定を受けるなんていう、こういうことはできるのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（森 清孝君） 教育長、原田和幸君。

[登壇]

○教育長（原田和幸君） お答えします。

英語教育強化地域拠点事業というのにつきましては、平成２８年度以降、新規の指定は行われておりません。ですから、この事業はもう募集もあっておりませんので、受けることはできません。

何かほかに研究指定等でですね、新規に英語教育指定の事業がありましたら、学校とも相談をしながら検討していきたいというふうに思っております。

今現在、菊池市教育委員会としましては、教育課程特例校として菊池北小学校が英語教育に取り組んでおります。この北小学校の取り組みを広げていくことで、英語教育の充実を図っていきたいというふうに考えております。さらに音声や動画などのＩＣＴ教材を有効活用した英語教育の方法についても検討していきたいというふうに思っております。

あとですね、ことしから３年間、団体で受ける英語検定ＩＢＡというのがありまして、これが震災によりまして、３年間無料で受けることができるようになりました。大体は１人当たり５００円かかるそうなんですけど、無料で受けられるということで、五つの中学校に話を持ちかけましたら、全部の中学校が受けたいということでございましたので、市内全ての中学校で、今、取り組んでおります。読む力、聞く力などの分析結果を得ることができ、英語力向上のためにこれから生かしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（森 清孝君） 水上隆光君。

[登壇]

○4番（水上隆光君） ありがとうございます。

我が菊池市には3校の高校があります。菊池農業高校は畜産科、畜産コースが県外の生徒も受検するという人気のコースとなっております。菊池女子校は、バトンでアメリカ遠征とか、剣道も頑張っておられて、スポーツコースで頑張っておられますけれども、大津高校においては、体育コース、美術コース、理数コースもあるやに聞いています。

そこで、菊池高校に英語コースを、市として県に積極的に申し出てはどうかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（森 清孝君） 教育長、原田和幸君。

[登壇]

○教育長（原田和幸君） 菊池高校は、生徒の確保とか、学校の活性化のために、本当に何らかの手を打たなければいけないということは十分認識をしております。そのため、機会あるごとに菊池高校や県の教育委員会とも話をしているところです。英語教育に力を入れていくことについても、ことしの3月ですか、校長に市長とともに提案をしましたが、まだ具体的な返事は返ってきておりません。市議会からもこのような意見が出ましたので、この出たことも踏まえて、再度、高校の意向や生徒のニーズなどを把握して、そして、検討してまいりたいというふうに思います。

○議長（森 清孝君） 水上隆光君。

[登壇]

○4番（水上隆光君） 教育長におかれましては、しつこいほどやっていただきたいと思います。

最後に、市長にお聞きするんですけども、初日の一般質問で大賀議員、泉田議員、質問されておりました台湾に関するんですけども、私も台湾のほうに研修に行かせていただきました。そのときですね、宜蘭市を訪問したときに、宜蘭市の市役所の会議室にみんなで入って、表敬訪問の準備をしているときですね、うちは江頭市長、宜蘭市が江市長、通訳が泉田議員の弟子の、名前はちょっと忘れましたが、弟子の人がやっておられました。その通訳の人が宜蘭市の江市長に北京語でしゃべって、その答えを日本語で江頭市長に、その通訳の人がしゃべるということを最初はやっていたんですけども、本田職員が江市長は英語ができますかみたいな感じで聞いて、できますよという話になりましたので、じゃあ、打ち合わせでしたから、お互い英語でやってくださいということで、宜蘭市長の江市長と、うちの江頭市長

が英語でしゃべり出したということがありました。私は北京語も英語もわかりませんけども、通訳を介するよりも非常にスムーズな会話ができていたと思いました。そういうことで、この英語の大切さということを感じたところでございます。

最後に、市長に、英語教育、グローバル教育に対する市長のお考えをお尋ねいたします。

○議長（森 清孝君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） ただいま水上議員のほうからは、これからの英語教育あるいはグローバル教育に対する考え方ということのご質問でございました。

英語を使ってコミュニケーションをすることの重要性というのは、私の経験から言っても、大変大事であるというふうに十分に認識しておるところでございます。

特に、これからの時代はグローバル化が一層進みますので、英語を使えるということは必須になるということは間違いないというふうに思います。また、菊池市においてもですね、外国人の方が居住して、また、あるいは観光や仕事で訪れるということがますますふえてくるということも考えられるところであります。

こうしたことから、これまで市としても、全学校へのALTの配置、あるいは英語指導法の研修会、あるいは教育課程特例校の指定といったふうに、英語教育には大変力を入れてきたところでございます。今後とも、ICTの活用も踏まえてですね、さらに英語教育に力を入れていきたいというふうに考えておりますし、また、英語というのは、ある意味では手段の話でございますから、グローバルな視点を持った人材ということの教育も大変重要でございます。そういう意味では、昨年に始めました「森の学校・きくち」のような機会を通じまして、グローバルな視点を持った人材の育成にも努めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（森 清孝君） 水上隆光君。

[登壇]

○4番（水上隆光君） ありがとうございます。

この質問の最後にですね、菊池南中の関係者の皆様、それから、3年3組の生徒の皆様、授業参観をさせていただいたことに御礼を申し上げて、次の質問に移ります。

公費解体について質問します。

公費解体は、自主解体と行政解体という二つでございますけれども、最初のころは事前解体とか、市関係の解体なんか言っていましたけれども、自主解体と行政解体という呼び名ということでございますので、私は行政解体のほうは9月中旬ぐら

いから始まるのではないかなと思っていましたけれども、なかなか進まず、11月の中ごろか、11月の末、中ごろだったんですか、末ぐらいから始まったんじゃないかなと認識しております。

行政解体がなぜこんなに、ちょっとおくれたのか。10月なんかは、10月丸1カ月は空白となったような気もしております。なぜこんなにおくれたのかと、公費解体の自主解体と行政解体の割合を教えてくださいなと思います。行政解体がおくれているので、もう自分でやるよみたいな感じの自主解体に変える人なんかは出てきているのでしょうか。そういう進捗状況と、これからの見通しをお尋ねいたします。

○議長（森 清孝君） 市民環境部長、倉原良則君。

[登壇]

○市民環境部長（倉原良則君） それでは、水上議員の公費解体についてお答えいたします。

まず、全体の数としまして、自主解体と行政解体の割合についてお答えします。損壊家屋等の公費解体の申請件数につきましては、12月2日現在でございますけれども、882件となっております。その内訳としまして、個人が既に自主撤去して、その費用を市が償還する、いわゆる自主解体の件数が454件で約51.5%となっております。また、市が代行して解体を行う分、いわゆる行政解体の申請件数は428件で48.5%となっております。

その中で、行政解体がおくれている理由ということでございますが、他の自治体では市町村と熊本県解体工事業協会が業務委託契約を交わしまして、発注から完了まで協会が代行して解体を行う処理体制というのに加入をされておまして、県全体では早期に着工されておりました。しかし、本市では、解体工事がトラブル等がなく円滑に進むよう、地域に精通しました市内業者に解体を直接発注するというようにしたために、通常の公共工事とは異なる契約手続や、発注単価協議などに時間をちょっと要したこともございました。また、解体工事件数が多数に及ぶことから、職員だけでは対応できないということから、工事監督経験のある臨時職員の確保などにも少し時間を要したところでございます。

また、そのほかの理由としまして、自主解体された方から住宅の再建費用等を工面する必要があるということで、早期の払い戻しを要望されたというのが非常に多かったということから、他の自治体と比較して自主解体の支払いの業務を先行して行ったというのも一つの要因というふうに考えております。

また、3点目の行政解体から自主解体に変更されたのはあったのかということでございますけど、現在17件が自主解体のほうに変更をされております。

今後につきましては、進捗状況として、全体としまして８８２件に対して、解体の進んでいる棟数が３０４件、３４．５％は進捗をしております。

解体別で申し上げますと、自主解体は、撤去した家屋等の現地調査、また、竣工検査等が３００件は終了しており、撤去費用の支払いなどを進めております。残りの物件につきましても、今後、解体が完了したという連絡が来次第、現地調査・竣工検査を実施して、申請者の負担軽減を図るために、早期支払いに向けて進めていきたいというふうに考えております。

また、行政解体につきましては、多少おくれましたが、４２８件の申請件数に対し、第１回目の発注としまして６９棟の契約は済んでおり、１１月１８日より着工し、現在１８棟の解体に着手しております。そのうちの２件は完了をしているという状況でございます。

今後も、菊池市建設業協会を初めとする市内建設業者のご協力のもとに、契約業者が３０社で、４０から５０の班体制は確立しておりますので、行政解体をおおむね来年の６月までには完了する予定で進めているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 水上隆光君。

[登壇]

○４番（水上隆光君） ありがとうございます。

私の地域でもですね、行政解体を申し込んでいるが、なかなか解体に来られないという人がおられて、蔵が傾いているわけでございますけれども、蔵が傾いていて、通学路に乗りかかっているというか、そういう状況でしたので、急いでくれと言っておられましたけれども、この間、全協ですか、部長がそういうところはもう早くしますよという発言をいただいておりますので、やっていただけるものと思っております。

最後の質問に移ります。道の駅旭志のトイレについて質問します。

この質問は、平成２６年９月議会で平議員が質問されております。その後、多くの市民から要望や質問が続いており、先日の議会報告会でも質問、要望が上がったものでございます。

平成２６年９月議会での平議員への答弁では、トイレの更新には多額の改修費用が必要なことなどから、道路管理者である県にお願いできないか、協議を進めると。整備の時期については、早急に改修する必要はありますけれども、確定しておりませんので、明確な時期はお答えできないというふうな答弁であったかと思っております。

皆様行ってもらおうとわかると思いますけれども、とにかくトイレの数が少ないと。

それから、相当古いというところは、もう皆さんご存じのとおりだと思いますけれども、そういう中で、思わぬ熊本地震ということで、あそこがトイレとか、いろいろ水道とかありますから、車中泊が集中したという地域になりました。トイレが特に少ないというのがてきめんきたわけですがけれども、そういうこともありますけれども、菊池市に入ってすぐの道の駅でもありますし、大津方面から来てですね。そういう面も考えて、観光面、入り口、出口という機能を果たしますので、ぜひとも急いでほしいと思いますけれども、平議員の質問からの進捗状況はどうなっているのか、そして、現在、道の駅旭志の利用者数と、トイレの今後の計画はどうなっているのかをお尋ねいたします。

○議長（森 清孝君） 建設部長、樫川博久君。

[登壇]

○建設部長（樫川博久君） 今のお尋ねに確認できることを伝えたいと思います。

道の駅につきましては、利用者数をカウントしておりませんので、正しくは確認できませんが、道の駅旭志に併設された物産館の売り上げ件数で申し上げますと、平成27年度におきましては32万8,037人となっております。

次に、トイレの改修についての今後の計画でございますけれども、このトイレは旧旭志村が平成5年度に建設したもので、建設から20年以上を経過しております。利用者も多いため、毎年、県に早期改修を要望してまいったところでございます。

改修計画の進捗状況を県にお尋ねしましたところ、トイレ棟の設計は既に発注済みであり、平成29年12月に設計を完了する予定とのことでございました。設計は防災トイレとしての機能を持ったトイレでございまして、早ければ平成30年度中に着工し、平成31年度には竣工するという予定ということでございました。

以上、お答えさせていただきます。

○議長（森 清孝君） 水上隆光君。

[登壇]

○4番（水上隆光君） ぜひとも、平成31年という数字が出てきましたけれども、間違いなくその数字はお願いしたいと思います。

それでは、これで質問を終わります。

○議長（森 清孝君） ここで昼食等のため暫時休憩します。

午後の会議は午後1時から始めます。

○

休憩 午前11時40分

開議 午後 零時56分

○

○議長（森 清孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、平直樹君。

[登壇]

○1番（平 直樹君） 皆さんこんにちは。先日、総務文教常任委員会の研修で関東地方に行きました。そこでたくさんの学びをいただきながら、最後に国会議事堂の視察もさせていただきました。この菊池市議会の議場もそうですが、さらに日本国の最高決定機関の場であるという特別な重みや歴史を肌で感じる事ができ、議会へ臨む気持ちと姿勢を新たにしたところです。そこで、改めて、定例会は国旗を掲げ、国歌を斉唱して始めるべきだと考えている議席番号1番の平直樹です。政治理念、菊池市民がうれしいこと。政治目標、政治をもっと近くに。判断基準、子どもたちが大きくなったときにどうか。この3本柱で日々の政治活動を行っております。

さて、国会議事堂を視察していると、たくさんの子どもたちが修学旅行ということで、同じように、視察、見学をしていました。正直、私は国会議事堂を見学するのでさえ40年かかったのに、この子たちはうらやましいなと思いました。同時に、菊池市議会にも同様にたくさんの子どもたちにも見てもらいたいなと思いました。今後は議会としても、各学校に傍聴はもちろん、市の最高決定機関の場である、この本議会場を見学してもらうように働きかけていくことも、このまちをよくしていく小さな最初の一步ではないかと、若手として先輩方にご提案させてもらいつつ、最初の質問に移りたいと思います。

一つ目は、給食についてです。この質問の目的は、菊池市の子どもたちに安全な、そして、菊池らしい給食を食べさせたい。そのためには、現場の職員の方とルールとの間にあるギャップを埋める必要があると考えています。そうすることで、日本一の給食づくりの第一歩とするというふうに考えておりますので、質問をいたします。

前回、9月議会の質問の続きとなります。前回、私は菊池市の共同調理場への納入に関してのルールとなる物資納入基準書の全体共通事項の5番、食品添加物の使用を極力控えたものとする、6番、遺伝子組み換え食品は不使用とするについて、きちんと守られていますかという質問をしました。そして、守っていますよという答弁をいただきました。本来はそこで終わる話でしょうが、どうしても納得がいかず、それからまた調べを進めました。そこで、いろいろな質問がさらに浮上してまいりましたので、伺いたいと思います。

そもそもの物資納入基準書の全体共通事項5番と6番をルールとして設定された理由は何でしょうか。

2点目に、もし違反が見つかった場合は、どのような罰則がありますか。

3番、この5番と6番を守っていくためには、品質規格書というものを提出していただくことしか根拠になり得ないと思いますが、その考えはありますか。

最後に、今後はどうしていこうと思われませんか、お尋ねいたします。

○議長（森 清孝君） 教育部長、大山堅四郎君。

[登壇]

○教育部長（大山堅四郎君） それでは、平議員のご質問にお答えをさせていただきます。

物資納入基準書全体共通事項の5番、食品添加物の使用を極力控えたものとする、6番の遺伝子組み換え食品は不使用とするとしたのはなぜかということが、まず第1点目ということになります。

ただいま申し上げました菊池地区学校給食共同調理場物資納入基準書の全体共通事項中に記載をいたしました、ただいま申し上げました食品添加物の使用を極力抑えたもの、並びに遺伝子組み換え食品は不使用とするとした理由ということでございますので、まず、学校給食は児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を培う上で重要な役割を果たすものであることから、必要な事項として、学校給食法や学校給食衛生管理基準により、さまざまな規定を設けて、安全性の確保が図られております。

こういった法の趣旨を踏まえまして、菊池地区学校給食共同調理場が完成をした際に、学校給食用物資の納入については、児童及び生徒の安心・安全を最大限に確保する思いから、基準書に設けたというものになります。

2点目に、違反が見つかった場合の罰則というお話でございます。物資納入基準書との違反があった場合ということだろうと思いますが、罰則規定のご質問についてお答えをさせていただきます。

本市の給食物資納入基準書の全体事項では、第1項から第3項において、まずは食品衛生法や日本農林規格に関する法律等の諸規定に適合した食品を使用すること、また、その食品については、表示や包装資材についても、食品衛生法並びにJAS規格に基づいたものを学校給食用として納入をすることといたしております。

また、学校給食用物資の納入に際しましては、調理士や栄養士等の複数の職員体制により、食品の納入に立ち会い、点検を行っているということになります。

そういったことから、学校給食用物資の罰則というものについては、想定をいたしておりません。

続きまして、3点目の品質規格書を提出する考えはないかということでございます。

学校給食用の物資につきましては、現行の食品表示に関する法律に基づき、各食

材の表示にて確認をいたしておりますので、その内容を踏まえてお答えをさせていただきたいと思います。

みそ・しょうゆ等を除く調味料や加工品につきましては、そのほとんどを熊本県学校給食会より納入をいたしておりますが、栄養面や子どもたちからのリクエスト、あるいはバラエティに富んだ献立を組むというためには必要なものと考えております。

熊本県学校給食会は、熊本県内全域の学校給食用物資を適正、円滑に供給し、あわせて学校給食の普及、充実を図ることを目的として設立をされた公益財団法人の全国組織として、学校給食用物資の安定供給や安全確保及び衛生管理に関する事業も行っておりますので、安全性については担保されているとの認識により、品質規格書の提出は考えておりません。

また、みそ・しょうゆといった調味料や豆腐につきましては、地元の商店が加盟をする商工会、J A、第三セクターといった給食物資納入組合等から納入基準書を承諾の上、納入希望調書を提出いただいております。また、その際はJ A S法や食品衛生法に基づく学校給食用物資を納入する契約といたしておりますので、熊本県学校給食会同様、品質規格書の提出までは考えておりません。

今後はということでございます。今後とも本市で定める物資納入基準書の趣旨、理念等にのっとりまして、これからこういった方法ができるのかということをいろいろ考えながら、添加物や遺伝子の組み換えのより少ない、安全・安心なものを提供していきたいというところで考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 平直樹君。

[登壇]

○1番（平 直樹君） 少し漫然としていたので、ちょっと私には理解ができなかったので、改めて伺いますが、食品添加物の使用を極力控える、遺伝子組み換え食品は不使用とするというのは、子どもたちの口に入れたくない、そちらのほうが安全だからという理由で、これをルールにされたという認識で間違いないですか。

○議長（森 清孝君） 教育部長、大山堅四郎君。

[登壇]

○教育部長（大山堅四郎君） 質問にお答えをさせていただきたいと思います。

子どもたちの安全・安心を追求するということから、食品の添加物等についてのお話だと思いますけども、まず遺伝子組み換え食品とか、その添加物の食品がある理由と伺いますか、そういったものを少し述べさせていただきたいと思いますが、国内の食料自給率は非常に低い状況にあるということは、もうご理解のとおりだと

思いますけども、遺伝子組み換えの食品は安定した条件で作物をつくったり、あるいは害虫抵抗性、そういったものも一つの理由に考えられているということでございます。

あわせて、添加物は、食中毒、それから感染症、こういったものの原因となる細菌の増殖を抑制して未然に防ぐということもありますし、食品の製造過程あるいは外観的な向上、これは塗布というものが関係すると思いますが、そういったものについて必要性があるものというところで、安全性が確認をされたものが入っているというようなことでまずお断りをした上で、子どもたちの安全・安心なものをできるだけ提供していきたいというところでお答えをしたということでございます。以上です。

○議長（森 清孝君） 平直樹君。

[登壇]

○1番（平 直樹君） 基本的なところの認識は、私と一緒にあったのでよかったなと思います。添加物の極力控えるというところがすごくグリーンゾーンであって、難しいなというところもありますが、遺伝子組み換え食品はちょっと危険だから不使用だよということだと思いますが。前回の議会が終わった後に、菊池の共同調理場さんにご協力をいただきまして、実際、給食で使用された油、砂糖、塩、コーン、しょうゆ、本みりん、カレールー等々、全部で30種類の使い終わった容器だとか、入れ物だとか、ラベルだとか、こういったものを回収させていただいて、この全てにですね、製造者のところに電話で、私、取材をさせていただきました。それをちょっと手元に資料としてまとめたんですが、その一部を議長のお許しをいただいておりますので、ちょっとパネルで示したいと思います。

[パネルを示す]

○1番（平 直樹君） 大変小さくて申しわけないですけども、この中に赤い字が見えるのがわかりますか。ここには原材料とか、商品名、製造者、そして、遺伝子組み換えをあらわすGMの有無を掲載しております。赤いのがあるのはわかりますかね。内容云々よりも、赤いのがあるということがわかっていただければと思いますが、その中で、見ていただくように、この黒いところがほとんど添加物なんですけども、電話取材の結果、前回の執行部の答弁とは明らかに違う点がありました。そこはなぜかという、ある会社では、一部、遺伝子組み換え食品は使っていますとはっきりと言われました。

そのほかにもですね、不選別という名前を書いています、この不選別というのが多数ありました。この不選別というのはですね、大ざっぱに言うと、外国からいろんな食材を輸入します。ほとんど船だと思うんですが、その使った船に遺伝子組

み換え食品を積んだかどうかというのがまぜこぜになることがあるんですね。この船は遺伝子組み換え食品、GMですよ。次に公開するときには遺伝子組み換えじゃないですよというようなことがあるんですが、そういった場合に、その船がまぜこぜになった状態を、これを一括して不選別という表示になります。遺伝子組み換え食品ではないと片方と言うということは、不選別ということは、何をいわんやということだと思いますが、これは私だけではなくて、製造者も同じ思いです。このように、私の調べではですね、添加物はたくさんありまして、遺伝子組み換え食品もありとなりました。

そこで、改めてお尋ねいたしますが、今回、私が調べた給食の一部のみでさえ、この状態です。物資納入基準書の5番と6番は本当にきちんと守られていますか。

○議長（森 清孝君） 教育部長、大山堅四郎君。

[登壇]

○教育部長（大山堅四郎君） 再々質問のほうにお答えをさせていただきたいと思えます。

物資納入基準書が確実に守られているかというお話でございます。加工品等の食品の流通過程のもと、いわゆる原材料というものでたどれば、添加物や遺伝子組み換え食品の不存在は確認できないということになろうかと思えます。

以上です。

○議長（森 清孝君） 平直樹君。

[登壇]

○1番（平 直樹君） 今のお答えでは、ちゃんと守られているということを強く言われたことだと思いますが、私には、先ほども言いましたけども、使われているというようなはっきりしたお答えをいただいた会社もありますが、それでは、そこまで調べられたのかなというふうに、どのように調べたのかというのをここで言っても、ちょっと詮ないことですので難しいんですが。食品の、先ほど言いましたけども、規格書ですね。品質規格書というものは、私が電話で聞いているときにですね、ちょっと根拠に乏しいと言われれば、それまでです。私は名乗って、こういう事情を説明してというところで、30社に連絡をして伺ったところ、その中で、2社ですね、わざわざそちらのほうから商品の品質規格書というものをファクスしましょうかといって、いただいたんですね。ここに不選別だのなんだのというのが書いてあるんですけど、これを見なければもう絶対にわからないと思うんですよ。なぜかというんですね、商品の後ろのほうに、このようにたくさん大体書いてありますよね。原材料がいっぱい、たくさん書いてあるんですけど、この原材料のさらに詳しいことを書いてあるのが品質規格書なんですけど、それを取り込まないとわかるわけが

ないのに、それも調べていらっしやらないようなのに、不使用だと、使っていないというふうに言われるということですか。

○議長（森 清孝君） 教育部長、大山堅四郎君。

[登壇]

○教育部長（大山堅四郎君） それでは、質問のほうにお答えをさせていただきたいと思います。

これまで他の自治体においても、学校給食に遺伝子組み換え由来等の原材料を使わない取り組みを進めたいということで、学校給食についての国の指針も明確に示してほしいという意見があっております。

文部科学省では、学校給食は、食品衛生法の範疇で安全性を認められたものであるということを前提としていることから、安全性の確認は食品衛生法に基づき行うようにという見解もあっております。

議員が調査をされましたように、原材料をたどっていけば、添加物や遺伝子組み換え食品は、いずれかの時点では安全性が確認されたものですね、含まれているということだと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 平直樹君。

[登壇]

○1番（平 直樹君） 安全性が確認されたものは使っているかもしれないということで、6番、遺伝子組み換え食品を不使用とするという部分とは違うと思いますが、なかなか認められないのかなというふうには思いますが、実際、使われているわけですね。自分たちでつくったルールでは使わないとしているのに、安全性が担保されたものは使っているやもしれないと。ちょっと答えになっていないと思うんですが、ちょっと次に進みたいと思いますが、私がこれを調べていく上で、何よりちょっと問題だなというふうに思ったのは、現場に携わっている職員の方々の、この食の安全というか、自分たちでつくったルールに関してでさえ、知識量がまばらだとか、その勉強がされていないなど。私の聞いている質問がちょっとわかられていないのかなというようなところが、まずもって問題なのかなというふうに思ったんですね。

部長も言われましたけど、私もそうです、みんなもそうでしょうけど、子どもたちには安心なものを食べさせてあげたいんですよ。そのためには現場で働く職員さんだけではなくて、私たち大人もですね、何をどうしなきゃいけないのかというのをまず勉強しなきゃいけないと思うんですね。

その品質規格書も、もう出さないということでもありますので、どうやって安全を

担保されるのか、私にはちょっとよくわかりませんが、このまず勉強というか、その知識ですね、子どもたちに安心なものを食べさせるために、じゃあどうしたらいいのか、現状何が問題なのかというのを認識するためには、例えば、その添加物であればですね、安部司さんという方がいらっしゃいます。この方は北九州にお住まいの方なんです、この方、ご自身が食品メーカーに勤められていて、添加物をたくさん使っているんなものをつくられている方だったんですが、ある日、自分がつくった商品を自分の子どもが食べようとしたときに、食べるなど、危険だから食べるなどというのがあって、それから講演活動をされている方がいらっしゃいますので、そういった方の講演を職員さんなり、保護者も含めてですね、そういったところで一緒に勉強がしていければいいんじゃないかなというふうに思います。

私はですね、添加物とか遺伝子組み換え食品、利点も確かにあります。言われたとおりですね、保存期間がきくので安価になります。遺伝子組み換え食品はちょっと、決して食べたくないなと思うんですけど、遺伝子組み換え食品、ちょっと蛇足ですが、なぜ危険と言われているのかというと、言われたように、草殺しですね、除草剤をまいて、その商品だけが生き残るような形なんです。その除草剤に物すごく免疫性を高く持たせたもの、それを遺伝子レベルで組み換えて、その除草剤に対して物すごく耐性のあったものをつくっていくというのが、その遺伝子組み換の基本的な考え方なんです、遺伝子組み換えをしているということは、姿形が一緒であっても、似て非なるものであって、全く違うものなんです。だから、何を食べているかわからない状態、だから、安全性が担保できない、危険じゃないかというふうに言われているので、子どもたちの口にはあんまり入れたくないなというふうに思っています。

限られた給食費の中でやりくりをしていかなければならないと思いますので、本当に大変だと思うんですが、大事なことは、今後、給食をどのように変えていこうというふうに思っているのかというのがとても大事なことだと思うんですが、私は今のルールは守られているとは思えません、自分で取材をした結果。でも、どうにかしていいものにしていきたいなというふうに思うと、限られた給食費というものがちょっとハードルなのかなというふうに思います。するとですね、その選択肢が三つになると思うんですが、子どもたちに安全なものを食べさせたいというのが前提で、いろんなルールをつくってやっていくと、今のルールを緩くすることは多分できないと思うんですね。ハードルを下げるということは多分できないと思うんですよ。大人の事情でハードルが越えられないから低くしようなんていうことはできないと思うんですね。だったら、給食費を上げるか、もうたくさんのメニューを食べさせようと思うから、やっぱり加工品だとかを使わなければならないとなれば、

もうメニューを減らすか、もしくは、給食費が足りないのであれば、時限つきなんです、今の給食費に足りない分を市が少し補填をしてあげて、やわらかに移行していく、この三つだと思います。

改めて、市長にちょっとお尋ねいたしたいんですが、前回もお答えいただきました。自分たちが誇れる給食こそが、市長が目指される日本一の給食だというふうにおっしゃられましたが、私がしっかり調べた結果、あんまり自分たちが誇れる給食ではないというような現状だと思いますが、私は足りない分は市がちょっと5年程度はお手伝いをして給食費を上げて、いいものを子どもたちに食べさせたいというふうに思いますが、市長、これからの給食をどうしていこうと思われませんか。

○議長（森 清孝君） 教育部長、大山堅四郎君。

[登壇]

○教育部長（大山堅四郎君） 市長の答弁の前に、私のほうで少し述べさせていただきたいと思います。

冒頭、少し申し上げましたが、食品の流通過程のもと、いわゆる原材料というものをたどれば、添加物や遺伝子組み換えの食品の不存在が確認できないと。混入をされている可能性は極めて高いと。それぞれによってくるかと思いますが、それでは、物資納入基準書の記載の仕方につきましてはですね、見直しを含めながら、こういった方法が適当なのかというものについては、県の学校給食会等の関係機関等の意見を聞きながらですね、今後、検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（森 清孝君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 平議員のほうから、学校給食の特に安全性について、今後、どう考えるかという趣旨のご質問でございます。

平議員のおっしゃる、子どもに安全・安心の食べ物を食べさせたいという思いは、もう私も全く同じでございます。そこから出てきて、今、さまざまな指摘とご提言をいただいておりますけれども、今おっしゃっているところというのは、いわば食品に対する、そういう安全にかかわるさまざまな法律、基準、そうしたものの一番川下の部分が出てくるわけですね。7日あるうちの5日のうちの、3食あるうちの1食の学校給食という部分についての話であるわけですが、この川下の一つから、逆に、本当に上流にさかのぼってですね、じゃあその原材料はどこから持ってきて、それがちゃんと遺伝子組み換えではないことも全て証明していくかとなりますと、これは全部の川上に上っていかなきゃいけませんけれども、そうすると、今度は逆に、食品衛生法であるとかですね、食品表示法であるとか、あるいは学校

給食衛生基準であるとか、そうしたふうなさまざまな法律、基準のもとで、そういう流れが実はあるわけでございますから、この本市にかかわらず、ある意味では、学校の給食にかかわる共通の問題であるわけであります。ですから、川下から全て本校だけ、あるいは本市だけが厳密な運営をするということになりますと、恐らくそれはコスト的にも相当大変でしょうし、それから、毎日の給食を安定確保するということが本当に可能だろうかというふうな問題にもなってしまう。

ただ、問題のご指摘自体は非常に重要であると思いますので、むしろ共通の問題である周辺の自治体とかですね、それから、私どもは県の給食会からも食品の支給を受けるわけでありますけども、そこでの考え方ですとか、そういったふうな、まず意見交換をしてですね、どうすることが一番いいのかといったふうなところを、まず探し出していかないと、いきなり今のまま川上にさかのぼっていくというのは、運営上でもですね、コスト的にも非常に一番難しいところに入っていきやせんかなという気がしております。

もし、この問題を突き詰めていけばですね、学校給食だけではなくて、じゃあご自宅で、今、朝飯、夕飯、ご提供されているわけですが、そこでじゃあ全部品質規格書なるもので点検しているかというのと、それは事実上、なかなか難しい話であろうと思います。

ただ、ご指摘のありました、そういった問題意識であるとか、それに向けて次にどういうステップで行くのかといったふうな、職員のこの意識の問題、それから勉強していくという問題は、これは非常に重要なことをご指摘されたと思いますので、十分にそこを踏まえて、意識改革と、それから十分な研究、勉強を行っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（森 清孝君） 平直樹君。

[登壇]

○1番（平 直樹君） 市長、私はですね、前回の質問の冒頭に言いましたけど、そちらでつくられたルールが大変厳しいもので、すごいなというところからこの質問は始まっていますので、私の娘たちにも自分の家で食べさせているものは、そういうものがたくさん入っているのは十分わかってやっているからこそ、このルールをつくられるのがすごいなというふうに思うからの質問になったわけですね。そこはちょっと僕らが考えたわけではなくて、皆さんがつくられたルールをちゃんと守ってくださいねというお話なのでですね。

それと、部長が言われましたけど、何か基準書の改訂をちょっと考えているというときには、もしその改訂を考えられている、その協議される中で、やっぱりこう

いった食品に対する知識の高い方をぜひ入れていただいでですね、ちょっとわかりませんというところで、こうじゃないかというふうに決めていかないで、ここは僕ら大人が子どもたちの安全な食事を守っていく知恵の出どころだと思いますので、自分たちの大人のルールで進んでいくんじゃなくて、目的は子どもたちの食の安全のために一緒に頑張っていければと思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思っています。

次の質問に行きます。菊池市のイベントについてお尋ねをいたします。

この質問の目的はですね、減っていく本市の人口と予算の中で、これまでのイベント全てを継続していくということは、私は不可能ではないかと考えております。逃げずに選択をしていかなければなりません。イベントの全体的な見直しが必要な時期だからこそ、その見直す材料をつくって行って、客観的な事実、根拠をつくって行って、無駄な負担を将来に残さないように改善したいという思いがあります。

きょうまでも、人口が減っていくから、ああだこうだというような質問もたくさんありました。私もそのように考えています。ただ一方では、減っていく人口と予算の中という現実的な手だても考えていかなければならないと思います。

これはですね、去る10月11日から14日の4日間で、菊池市議会では第4回目となる菊池市議会報告会を行いました。これですね、菊池市議会の最高規範である菊池市議会基本条例第6条にのっとりたものであります。その4日間でさまざまなご意見いただきました。その中で特に私の心に残ったご意見がありました。それは、最近の菊池市はイベントがごちゃごちゃしていて何をしたいのかわからないというものでした。私は自席で確かにとうなずいていました。我々議会がゴーサインを、いいよというふうに出したもののだけが行われているにもかかわらずです。私は、自分の勉強不足で、市民の皆さんにご説明できないどころか、同調してしまいました。これではいかんと思った私は、菊池市のイベントの全体像をつかもうと、関係各課長さんに、それぞれが抱えているイベント、目的、予算、開催日時、場所、集客数といったことを明記して提出いただくようお願いしてですね、出していただきました。それらをまとめたものを自分なりにつくってみました。こちらにあるんですが、これは全部とは思いません。一部とは思いますが、何部かつくっていますので、もしご興味がある方はお声かけいただければ、お渡しいたします。

この中で、私が調べた中では、イベントを抱えている課や室数はですね、全部で14、イベントの総数が90件、予算総合計が7,676万4,280円、参加者総数が11万4,329名という結果でした。この目的だとか、予算額だとか、こういうのを見ていくと、すごく興味深かったんですね。

そこで、お尋ねをいたします。

現在の本市の抱えるイベントの総数と総予算額ですね、それと今後もこのイベント全てを継続していこうと考えていますか。

二つ目に、PDCAですね、プラン・ドゥ・チェック・アクションですか、やったはいけど、チェックして行って、変えていくよというような活用はありますか。もしされていれば、どのようにされていますか。

3番目、それでもしされていれば、見つかっている課題は何でしょうか。

四つ目、職員さんの、今回はどっちかという、何か講演会をしますのスタッフではなくて、講演会をする。でも、客席に誰もいないじゃ困るから、あそこに座ってくれよといったような動員ですね、そういった動員をかけているイベントはありますか。さらに言えば、その動員をかけないと成功とは言いがたいイベントはありますか。

5番目、私が自分でこさえたような、このような菊池のイベントの一覧表ですけど、目的、予算、開催日時、場所、集客数といったものを明記した菊池市イベント年間計画表というものを作成して、年に1回、全戸に配布する考えはありませんか。

最後に、今後は何を根拠にどのようにしていこうと考えていますか、お尋ねいたします。

○議長（森 清孝君） 政策企画部長、坂口啓介君。

[登壇]

○政策企画部長（坂口啓介君） 全庁にわたる質問ですので、政策企画部でまとめてお答えいたします。

まず、1点目の今後のイベント全体の維持についての考え方でございます。イベントの総数、平議員のほうで調査をされておりますが、先ほど90件、7,600万円余りというふうなお話がありました。これは菊池市及び菊池市の関係団体、補助団体等が実施する行事、催し物を集約したものでございます。イベントの内訳として、改めて、お祭り、スポーツ大会、展示、コンサートなどがあり、予算を伴うイベントにつきましては、毎年度、予算要求時などにおいて、趣旨や目的、予算額、実施体制等について協議しております。ただ、長年にわたって実施してきたイベントについては、抜本的に今後どのようにしていくかは、市民の皆様のご理解やご協力が不可欠であり、一朝一夕に結論を出していくことは難しい事柄でもございます。

しかしながら、イベントの日程が重なったり、職員の負担が大きくなっているということもございますので、整理についての必要性は感じているところでございます。

今後、議論を重ね、市民の皆様のごコンセンサスを得ながら、整理してまいりたい

というふうに考えております。

次に、2点目のイベント全体としてのPDCA活用のお尋ねでございます。目的や趣旨、手段、対象者などの異なるイベントについて、その全体としてのPDCAサイクルを検証することは困難であるというふうに考えております。しかし、イベントごとにPDCAを行うということは重要であると認識しているところです。そうした中で、例えば商工観光課が所管いたします祭りなどのイベントは、関係団体が多く、運営に当たっては、まつり実行委員会などが組織され、この組織を中心として開催されております。イベント終了後には、このまつり実行委員会などの反省会で、問題点や改善策、例えば開催時期、時間、内容などが議論されまして、次年度の計画に反映されているという事例がございます。

また、教育委員会などが主催する各種講演会や研修会などのイベントにおいては、参加者アンケートなどを実施し、その評価を通じて改善を図っている事例がございます。

次に、3点目についてお答えいたしますが、先ほど答弁いたしましたように、個別イベントのPDCA活用はまだまだ不十分な点もございます。

そうした中で、お尋ねの趣旨は、イベント全体に共通するような課題が何かというふうなことかなということでございますが、これは市民などへの周知、広報等が徹底されていないイベントが散見されております。また、議員からもございました、担当者などの負担が大きくなっているということもございます。これは同時に、イベントの所管が特定の部署へ偏っているということなどが挙げられると思っております。

次に、4点目のイベントにおける職員の動員につきましては、市内で開催いたします人権関係のイベントや、人材育成等につながる講演会、研修会などには、地域に根差した市職員の責務といたしまして、あるいは、自己研修の一環として、時には動員という形で積極的に参加を促しております。

また、市が主催します大規模なイベントなどには、全庁的にスタッフとして要請することがございますが、そのほかにもイベントの参加について、職員や職員の家族に呼びかけを行っております。

ちなみに、動員をかけているイベントは6本ございました。同和関係、教育関係がほとんどでございます。

また、動員なしで成立しているイベントといたしましては、マラソン大会などのスポーツイベント、これは動員なしでほとんどが開催されている状況でございます。

5点目のイベント年間計画表の作成と全戸配布の考え方については、市が関係する全てのイベントの年間計画を年度当初に固めることは困難でございます。計画表

を例えば年度当初、全戸に配布することは考えておりません。

ただ、現在、市の広報誌におきまして、直近のイベントカレンダーや、イベント情報（情報つう）のコーナー等に掲載しているほか、ホームページには、現在でも年間のイベントカレンダーを掲載しております。ただ、これが随時更新されていないという問題も抱えておりますので、随時更新することによって全体が見える化し、内容の充実と市民への周知徹底を図ってまいりたいと考えております。

また、イベントに参加してよかった、楽しかったなどのSNSでの発信などが口コミによる効果として、その後、次年度や次回の参加につながることから、大いに市民へ発信力を高められるよう取り組んでまいります。

最後、6点目の、今後、何を根拠にどうしていくのかについてお答えいたします。

今後につきましては、これまで述べてきた課題なども踏まえまして、例えばイベントの一覧査定などの手法を行い、イベントの成果や、行政関与の必要性などの全体調整を図る仕組みなどによって、イベントの効果を最大化していきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 平直樹君。

[登壇]

○1番（平 直樹君） 答弁ありがとうございました。

私もそうですけども、各課長さん宛てに、イベントをちょっと教えてください、最初教えてくださいと言われたときに、全体的なことをつかみたいんですよという、やっぱり隣の課とか、隣の部のイベントはわからないと。これは当然だと思うんですけども、その何を減らせとか、そういうことではなくて、やっぱり判断は難しいけど、整理は必要と考えていますよというふうに考えられているにもかかわらず、全体的な答弁の流れとしては、もう全部やっていきたいというふうに考えていらっしゃるのかなというふうに思うと、私は無理だと思っているんですね。

この間、執行部からいただきました、この菊池市公共施設等総合管理計画というのは箱物ですね、いわゆる箱物をこれからどうして減らしていきましようかという計画を立てられていますが、これが本当にハード面だとすると、イベント面ってやっぱりソフト面だと思うんですね。もう本当に必要ないんじゃないかなというイベントって、それぞれがあると思うんですよ。これってもう各論になるので、本当に難しいと思うので、だからこそ、何か市民の皆さんも巻き込んだ根拠をつくっていかねばならないんじゃないかというふうに思うんです。その根拠になり得るのが一覧表になるのではないかと思うんですが、もちろん私もホームページを見ていますし、広報の裏に書いてある、その月1回のイベントのやつも見ているんですが、

自分でつくって思ったんですけど、問題は何々、どこどこ、あるとか、それだけじゃなくて、何のためにやっているのか。幾らお金を使っているのかというのをみんなが把握をしないと、無駄なお金を使っているという感覚にならないということだと思うんですよ。それぞれが抱えている、それぞれが住んでいる地域のイベントは、誰だってやめたくない。でも、よそでないところ、自分たちじゃないところは、あれ、要らないんじゃないのというふうになっていくから、本当に難しいと思うんですね。

人権関係のやつが6本あって、動員をかけていらっしゃるというふうに使われます。言われました。私が聞いたのは、動員をかけていないのに成功しているイベントは何ですかではなくて、動員をかけないと成功とは言えないイベントって何ですかと聞いたんです。もしあれば、もし答弁がいただけるんだったら、これは動員をかけなければ、もうすかさず、とても成功とは言えないねというようなイベントがもしあれば、教えていただきたいと思います。

○議長（森 清孝君） 政策企画部長、坂口啓介君。

[登壇]

○政策企画部長（坂口啓介君） 平議員の再質問にお答えいたします。

動員をかけないと成り立たないようなイベントはないかということでございます。現在、その具体的な事例を、今、頭に描いているわけではございません。ただ、イベントの趣旨等はございます。例えば啓発等が必要なもの、市民の方々に啓発が必要なもの、あるいは市の職員がしっかり勉強して取り組むべきような課題、それは例えば先ほど言いましたような人権教育、考え方については、市職員の責務だというふうに思っております。

ただ、本来的にはですね、例えば1,000人の集客を目指している観光のイベントに、500人しか来ないとかいうようなものについては、何がしかの政策が多少間違っているようなこともあるかと思います。そういったものについては、改善を呼びかけているような事例もございます。そういったものについては、改善していくべき必要があるのかなというふうに考えたところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 平直樹君。

[登壇]

○1番（平 直樹君） ある市民の方ですね、どことは言いませんけども、イベント疲れた、もうちょっと勘弁してほしいというような市民の声もあるし、それは多分職員さんの中にも、ちょっと多過ぎるよというようなことがあると思います。答弁しにくい部分はあると思うので、そこは聞きませんが、共通認識としてイベントが

多いというのがある。イベントはただじゃできませんから、お金使ってやっています。そのお金は誰が払うのと。子どもが払うんですよ、将来。必要ないものにお金を使う余裕は僕らはありません。そのために、どうやって減らしていくのかという、その根拠をつくっていくことがすごく大事だと思うんですね。

私は、自分の中では一覧表をつくって出して、皆さんの目に触れることが第一歩だと思って提案しましたが、それはつくらないと言われました。ただし、最後のところで、一覧査定表というのをつくるというふうに言われましたが、もう一回教えていただきたいんですが、私が考えているこの一覧表というのと、その一覧査定表というのは、一体どう違うんでしょうか。

○議長（森 清孝君） 政策企画部長、坂口啓介君。

[登壇]

○政策企画部長（坂口啓介君） お答えいたします。

イベントの一覧表といいますのは、年度当初にしっかりと、期日とか、目的とか、そういったのが入った年間を通じた計画表というふうなイメージでございます。いわゆるイベントカレンダーができ上がっているというふうなイメージでございます。

イベントの一覧査定といいますのは、例えば熊本県のほうでも実施しておりますが、各庁内のイベントを予算査定の際に全体を持ち寄ります。その持ち寄ることによって、重複があったり、一緒にやるべき事業があったり、あるいはこの時期をもっと分散して、適切な時期にやるべきだというふうな査定を行います。そういったものをですね、やっていく必要があるということで、今回、提案をしております。例えばそれを、その査定の結果を市民の方に公表することによってですね、さらにわかりやすくなるという効果はあるのかなというふうに思っております。

いずれにしても、時期までは固められないというケースが出てまいりますので、例えば4月に予算がついたからといって、4月頭にイベントカレンダーを配れるかということについては、少し難しいというふうなことを申し上げたところでございます。

○議長（森 清孝君） 平直樹君。

[登壇]

○1番（平 直樹君） であれば、見直す根拠をつくっていくのであれば、最悪、予定表でなくても、27年度はこうでしたというような振りかえるやつをつくられてもいいのかなというふうには思うんですが、今のお話を聞くと、重複するところは調整していきましようというのと、それだけの調整でやって、予算が足りなくなる、人口が減っていくから、イベントは全部続けていけないから、どれかを選択していかなければならないということの根拠にはなり得ないような気がするんですよね。私

は、やっぱりどこかで、みんなにいい顔はできませんから、どこかで判断をしていかなきゃいけない、選択をしていかなきゃいけないという時期がもう来ているからですね、それをぜひつくっていただきたいというふうに思っています。その一番最初は、やはりもう動員をかけなければ成り立たないようなイベントから、もうちょっと見直しを始めていくことが一番いいんじゃないのかなというふうに思っております。

最後に、市長にお尋ねいたしたいと思うんですが、人口減と予算が、交付税が減っていくというのがあって、先ほどこのイベントのことなんですが、全体的にどうしていきたい、今後どうしていきたいというふうに考えられていますか、お示してください。

○議長（森 清孝君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） ただいまの平議員のご質問は、今後のイベントについて、どう考えるかというご質問でございます。

今まで、いろんなご指摘を伺っている中でですね、非常にこのイベントが多いんじゃないかというご指摘でございますが、私は、地区ごとのお祭りも行事も含めてですね、極力多くのものに出るようにしておりますので、私自身もかなり体力をとられているのは確かですね。そういう意味では、多いなと思うときがございます。ある特定の時期に、一日に四つぐらい集中するなんてことはあるわけですね。

ただ、これ、実は少し整理をしてみますとですね、確かにふえているものはございますけれども、今回、ことし特有のものがございましたね。それはやっぱり復興に関するもので、とりわけ菊池を応援しようということで、例えばＪＣさんは全国組織でお集まりになって、講演会とコンサートのようなことをやっていただいたり、それから、Ｂ＆Ｇさんのほうからも、同じような趣旨で子どもを慰めたいというようなことでありまして、そういうときには、私のほうも、ご協力ということで何がしかの資金であったり、あるいは運営はそっちから出してくださいよというようなことがございますので、あるいは復興コンサートなんかもそうですけれども、そういったものは極力お受けしてきているわけですね。

ただ、そういう中で、やはりある程度、そこは私どもも開催地として協力していかなきゃいかん部分があるわけですが、例えばそういうときに、いろんなものが重なるんですね。ところが、最近、もう一つうれしいこととしまして、民間の方が非常に自発的にいろんなイベントをふやして、元気づけていこうという運動が最近広がっているような気がしまして、例えば今のＪＣさんのときに、サイクリング協会の方がですね、菊池のせっかくつくったサイクリングロードをみんなでモニターツ

アーをしようというようなことがぶつかったり、B & Gさんのときに、婚活事業とか、城山整備の日がぶつかったりですね、そういったことがございました。ですから、問題はですね、そうやって整理していきますとね、このふえたものがあるといっても、それは例えば復興みたいに、むしろ今、頑張らなきゃいかんものもあるんですね。

それから、同じような意味合いで、秋祭りはもともとあるわけですが、ぜひこれはネットワークの力をかりて、大きな元気づけのきっかけにしようということで、そこはバージョンアップをしたわけですね。ですから、遠野のまつりが入ってきたり、菊池一族シンポジウムを入れたり、こうした部分はございますけども、これも復興という大きな目的のためであります。

それから、米コンクールといったものは、これはもうイベントというよりは、事業そのものでありますから、こうしたものが一つには、見え方としてはしょっちゅうイベントだらけではないかということに見えたのではないかと思います。

問題は、先ほどからご指摘がありましたように、これは非常に集中するときがあるということと、それが本番の日にならないと見えないと。だから、みんな慌てちゃうということではないかと思います。ですから、見える化というのは非常に大事だと思いますので、かつ極力おっしゃるように無駄を省いたような効率化も必要かと思いますので、この一覧性を持たせる仕組み、それからもう一つは、周知がなかなかうまくいっていないというところもあるというふうに私は反省しておりますので、こうしたことを全体コーディネートしながらやっていくような仕組みをつくっていききたいと思います。

それから、もう一つは、大変だということでは確かにありまして、今期、特に一部の部署については、大変私は申しわけない気持ちがしておりますけども、これも担い手の問題でありまして、市役所の中で、どうしても例えば観光関係は観光部署というふうに、一定一つの特定の部署に集中する縦割りになっておりました。ですから、これは市全体の取り組みでありますから、今後は横断的な取り組みができるようにして、平準化を図りたいと思いますし、それから、本来、これはどう見ても、やっぱり地域が中心になってやるべきじゃないかなと思うものが、ほとんど市の職員がやっているというようなものですね、これは統合以来、余り手がつけられていない部分が多いと思いますので、こうしたところにも見直しを入れていきたいというふうに思います。

ですから、イベントが全て悪いわけではなくて、そこから、それをうまく使って活力につなげていく。そのために見える化をして、なるべく効率的に、効果的にやっていきたい。体制もそれに合うようにですね、効率的な体制をとっていききたいと

いうことで、今後、改善を図っていきたいと思います。

以上です。

○議長（森 清孝君） 平直樹君。

[登壇]

○1番（平 直樹君） せっかくイベントをして、菊池を元気づけていこうということが逆手になって、市民も職員さんも疲れ果てていくというようなことにならないようにですね、やっぱり具体的な策を労して建設的に、必要のないものはもう選択をしていく決断力をもって、前に進んでいってほしいなというふうに思います。市民の方々も職員の方々も一丸となって、イベントをやらなきゃいけないのはやらなきゃいけないし、新しく入ってくるのだからこそ、ふだんのやつを減らしていかなきゃいけないんじゃないかというふうに思いますので、そこら辺はぜひ皆さんと一緒に元気が出るようなイベントをつくっていったらと思いますので、ぜひよろしく願いして、一般質問を終わります。

○議長（森 清孝君） ここで10分間休憩します。

—————○—————
休憩 午後1時53分

開議 午後2時01分
—————○—————

○議長（森 清孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、工藤圭一郎君。

[登壇]

○10番（工藤圭一郎君） 皆さんこんにちは。議席番号10番、工藤です。本日、最後の一般質問になると思いますので、どうぞ最後までよろしくお願ひしたいと思ひます。

4月の地震発生からもうすぐ8カ月を迎えますが、まだまだ余震が続いております。本年は、地震を初め、さまざまな天災に見舞われた年で、多くの市民、県民の皆様が被害に遭われたものだと思っております。心よりお見舞ひ申し上げますとともに、一日でも早く復旧・復興に努めていきたいというふうに考えております。

それでは、一般質問に入っていきます。

まず一つ目に、人口減少対策について、二つ目に、移住定住の促進について、三つ目に、総合支所についてであります。ことしの3月に菊池市長期人口ビジョンというものが発表されております。その中から質問していきたいと思ひます。

まず、人口減少が本市経済に及ぼす影響についてであります。

次に、出生率上昇のための具体的取り組みについてであります。

三つ目に、社会動態±0を目指す具体的な取り組みについて。

以上、3点お尋ねしたいと思います。

○議長（森 清孝君） 政策企画部長、坂口啓介君。

[登壇]

○政策企画部長（坂口啓介君） それでは、工藤議員のご質問にお答えいたします。

まず、人口減少が本市経済に及ぼす影響としては、直接的には本市マーケットの減少がございます。具体的には、日常生活を送るために必要な各種サービスは、一定の人口規模の上に成り立っており、人口減少によって、サービス産業の撤退や地域公共交通の撤退・縮小が考えられます。

人口減少が地域経済の縮小を呼び、地域経済の縮小が人口減少を加速化させるという悪循環を危惧しているところでございます。

出生率は、総合戦略では合計特殊出生率という数値を使っておりますが、これは人口統計上の指標で、一人の女性が一生に産む子どもの平均数で、本市の平成27年度の数値は1.69人です。人口維持のためには2.07人が必要とされております。

出生率低下の原因といたしましては、結婚しない方の増加や、一人っ子の増加などが挙げられます。

戦略策定時に独身の男女を対象に行ったアンケートでは、独身男女の約7割は結婚の意志を持ち、希望子ども数も約2.3人との結果が出ております。このことから、出生率上昇の取り組みとしては、出会いの機会をふやす婚活の取り組みや、子育て支援の取り組みが効果的であると考えております。

社会動態を±0にするということは、本市への転入をプラス、転出をマイナスとした場合、その合計が0となることでございます。

本市においては、大学等の高等教育機関がないことから、進学のため20歳前後の世代の転出が顕著に発生しており、その後の就職においても、市外に就職されることで、転出増となり人口の減少が続いております。

社会動態±0への取り組みとしては、移住・定住施策の取り組みはもとより、雇用先の確保として企業誘致、地域経済の活性化により後継者の定着や雇用を生み出す事業を進める必要があると考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 工藤圭一郎君。

[登壇]

○10番（工藤圭一郎君） 今、経済に及ぼす影響は、具体的に金額は言われたったのですかね、言うていないですね。よければ、次に、具体的に試算がされている

と思いますので、金額ベースでちょっと教えていただきたいというのが一つと、出生率の上昇で、ここが一番、今、皆さんが気になっている、どうも結婚されていない若い人が多いのと、子どもがなかなか生まれていないというところをですね、すくすく子宝祝金とか、子育て支援っておっしゃったけど、それだけでは多分もう通用しないようなぐらい、せっぱ詰まってきたのかなという感じがしますので、何かしら今までの支援だけでなく、次の一手あたりがもしあれば教えていただきたいというふうに思います。

社会動態の±0は、今までのこの政策、総合戦略あたりを見ますと、よそからの流入を大分多く見られているような感じがしますが、実際、出ていくほうが物すごく多くて、それをどうにかとめないかということが一番感じます。こうやって災害があると、特にことはですね、ほかからの流入というか、ほかからの入ってき方が極端に減りますので、それを踏まえても、いま一度、今度は出ていくほうというか、学生が進学で出ていく分はやむを得ないかなというふうに考えますが、その後の戻りですよね。戻りをしっかり戻せる施策を何か打っていかないとというふうに考えますので、そのあたりが何かあれば教えていただきたいというふうに思います。

○議長（森 清孝君） 政策企画部長、坂口啓介君。

[登壇]

○政策企画部長（坂口啓介君） それでは、最初の人口減少が本市経済に及ぼす影響について、金額ベースで幾らかとのご質問でございます。

人口減少におきましては、平成17年から26年までの10年間で、年124億円の年平均で260人が減少するという計算でございまして、3億2,240万円減少するということを掲げておりました。

現在、今回、平成27年度の国勢調査が出ましたので、数字を新たに確認しております。申し上げます。総務省統計局の家計調査によりますと、平成26年度における定住人口1人当たりの消費額が、これは年間125万円、1万円大きくなっております。

国勢調査における人口減少を見ますと、平成22年が5万194人、平成27年が4万8,167人と減少しておりまして、5年間で2,027人の減少、年平均で405人の減少となっております。ここ10年の260人から、ここ5年を見ますと405人と、減少幅は大きくなっているということでございます。

このことから、125万円掛ける405人で、5億625万円の消費支出が毎年縮小し続けているということになります。消費支出の額が市内で消費されているわけではございませんが、その影響はかなり大きいと考えられております。

次に、出生率上昇の取り組みあるいは社会動態±0の取り組みについて、新たな打開策というようなものがあるかというようなご質問でございますが、これにつきましては、一朝一夕に解決するものではございません。引き続き、移住・定住施策や婚活、子育て支援などの取り組みを地道に進める必要があるというふうに考えております。あわせて、本市の豊かな自然・歴史・文化・温泉などを生かした交流人口増の取り組みによって、人口減少に伴う地域経済の縮小を補う戦略を進めてまいります。

観光交流人口増大の経済効果につきましては、2014年の国の試算がございます。先ほど申し上げました定住人口1人当たりの年間消費額は125万円でございますが、これを旅行者の消費に換算いたしますと、それぞれ、外国人旅行者9人分、国内宿泊旅行者27人分、国内日帰り旅行者84人分に当たるとされております。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 工藤圭一郎君。

[登壇]

○10番（工藤圭一郎君） この長期人口ビジョンで書いてあった数字より、またさらに多くなって5億602万円の損害と。これも消費ベースですので、想定すると、それ以上に経済的な影響はまだまだ大きいということですよね。

最後に部長が今言われたところの観光客の観光入り込みあたりを入れるとというお話をされますけど、この人口ビジョンも最後の締めに「おわりに」と書いてあってですね、現時点において、必ずしも私たちの日常生活にすぐに影響が出てくるといったものではありませんというふうなことを書いてあるとですよ。私が、今回、これを言いたいのは、真剣みがちょっと足りないような気がするんですよ、この人口減少に対する迎え撃ち方、対応の仕方にしても。

そこで、今、観光客のことを言われたから、そのことは私の頭の中にはなくてですね、やっぱり今いる菊池市民の人たちをいかに外に出さないというと、ちょっとおかしいですけど、極力みんなで菊池市、市民みんなで支えていこうという施策をしっかりと打ってほしい。移住・定住の定住のほうをしっかりと力を入れてほしいなという思いで、今回、まずこの人口ビジョンの中から質問をしました。

次に、移住定住の促進のほうに移っていききたいと思います。これはもうほとんど関連して、同じような質問の流れにはなりますけど、まず、これは総合戦略のほうの話から入っていきますけど、移住・定住のまず主な取り組みについて、次に、定住施策における商工業振興の推進についてをお尋ねしたいというふうに思います。

○議長（森 清孝君） 政策企画部長、坂口啓介君。

[登壇]

○政策企画部長（坂口啓介君） それでは、私のほうから、移住・定住の主な取り組みについてお答えいたします。

1点目の移住・定住の主な取り組みについては、現在、本市の取り組みといたしまして、東京・大阪・福岡での移住相談会の開催、空き家バンク制度を活用した移住希望者への空き家情報の提供とマッチング、移住者と移住希望者への財政的支援の三つの施策を中心に取り組んでおります。

一つ目の相談会については、熊本県を初めとする移住関係団体主催の移住相談会に参加し、本市のブースを開設し移住希望者との面談を実施し、菊池暮らしの情報を提供しております。その際に、移住ガイドブックなどを配布して、移住先としての菊池市の魅力をPRしております。

二つ目の空き家バンク制度の運用については、バンクの登録物件情報を市のホームページに掲載しております。その情報の詳細についての利用登録者からの問い合わせに対し、現地案内と面談を重ねながら、移住希望者の希望に合うような住居の提供につながるようマッチングを行っております。

一方、登録物件数をふやすため、空き家所有者の方への空き家活用の趣旨を説明し、物件登録のお願いも随時行っているところでございます。

三つ目に、財政的支援につきましては、空き家バンクを利用して移住された方に対し、住宅改修の補助金を支給しております。

移住希望者あるいは移住を検討している方には、菊池市暮らし体験のお試しツアーの実施や、移住に向けての具体的な検討を行ってもらうための短期滞在に対する宿泊費の補助を行っております。

また、空き家バンク登録物件の所有者に対しても、利用者とのマッチングが完了した場合に活用奨励金を支給しております。

以上の取り組みにより、移住希望者の移住候補地の一つとして選んでいただけるよう努力しているところでございます。

以上、お答えします。

○議長（森 清孝君） 経済部長、松岡千利君。

[登壇]

○経済部長（松岡千利君） それでは、私のほうから、2点目の定住施策におけます商工業振興の推進についてということでお答えさせていただきます。

総合戦略の「商工業振興の推進」の中で、定住施策に関する取り組みについてお答えいたしますが、意欲のある若者が地元で就業することで、本市に根づいて、定住につながっていくものと認識をいたしておるところでございます。

そのようなことから、本市では、工場などの新設または増設の際に、用地取得に

対する補助金及び市内在住者の新規雇用に対する補助金を交付することによりまして、若者が地元の企業に就業できるよう後押しをしているところでございます。

一方、地元企業と若者人材のマッチングにつきましては、毎年6月に、市内の企業と本市近隣の高等学校の進路指導担当者との情報交換を実施しております。

今後は、U I J ターンの若者層をターゲットに、企業紹介等もあわせて展開していきたいというふうに考えております。

また、ハローワークやジョブカフェ、菊池ブランチなどとの連携を図りながら、情報発信を行うなど若年層への雇用安定に努めてまいりたいと考えております。

○議長（森 清孝君） 工藤圭一郎君。

[登壇]

○10番（工藤圭一郎君） まず、移住定住の促進ですね。空き家バンクと移住あたりに力を入れられて、施策として打たれておりますし、これまでもそういう質問もしてきました。そういう面での移住・定住の施策は十分打っているかなと思いますけど、先ほどもちょっと申しましたとおり、地元に残っていただくか、そっちをどう進めるかというのをさらにプラスしてほしいと。

一つ思いますのが、今、核家族化が進んで、もうほぼ大きい家に老夫婦が2人とかいう状況の生活がかなり見受けられます、どの地域もですね。もったいないなど。若い子育て世代も同居すればなというふうに思いますけど、なかなか家庭の事情で、それが思うように進まず、若い世代はアパートに入ったりとかしているみたいですけど、やっぱりここに一番の大もとがあって、やはり昔の生活みたいに、3世代、4世代が一つの家に住むという形をどうにかすることがですね、教育の面あたりもですね、よく言われるのが、お年寄りと一緒に住んでいる子どもはやっぱり違うもんなと。若い人たちだけで育っている子どもと、やっぱりちょっと違うなというようなお話は聞くんですけど、もう今度はいよいよ経済が、先ほどのお話のように、本市に与える人口減少の経済影響がかなり進みますので、それを考えると、やっぱりここはもうまず同居しようというぐらい、旗振るぐらいはしないとイケないのかなというふうに思いますので、できれば固定資産税を免除するとか、何かそういう施策ですね。同居していただくとお得ですよと、そういうのが少しあれば、嫁姑問題はあるけど、してみようかというような若い世代も少し出てきてくれたりとか、一つには小学校が4校閉校しましたが、やっぱりそういう小学校がなくなるようなことが極力減らせるんじゃないかなと、同居を進めることによってですね。そういうことを考えております。これは私の個人的なアイデアですけど。

もう一つ、商工業の振興のほうなんですけど、以前、花房小校区、戸崎小校区で、少し前期の総務文教常任委員会でお話を聞いたときにも言われたんですけど、やは

り仕事がないというふうにおっしゃるんですよね。若者が仕事を求めて、結局、出ていくんだと。というときに、今回、福祉厚生常任委員会で横浜のほうに、保育士というか、待機児童ゼロ対策の研修をしてきました。人口規模、もう全然比べようにならないぐらいの都市なんですけど、でも、やっぱりそこでお話を聞いていると、細やかに手だてを打って、しっかり対応したことで実現できているんですよね。今の担当職員がしていないということではなくて、さらなる、その雇うほうと雇われるほう、仕事したいほうとのマッチングをきちっと進めていくべきというふうに考えております。そのときの手だてというか、一つの指針として、企業側も少し変化が要るんじゃないかなと。今までのままの状況で、ただ人が足りませんと、人材をお願いしますと言われても、なかなか今の若い人たちが、大卒、大学に進学する率がかなり上がって、これは仕事を選ぶというといかんけど、なかなかうちが、菊池市が持っている工場、会社あたりに就職する人たちが少なくなっているというのも、そこら辺がマッチングなのかなというふうに思いますけど、そのマッチングを進めるためにも、今、「ブラック企業」の反対で「ブライト企業」なんていうお話があって、これをすればいいということじゃ多分ないと思いますけど、そういうのも一つの手だてで、菊池市にこれだけありますよと。菊池の企業はこうやって頑張られていますよという、そういう進め方。今度は、働き手もですね、業種だけ、その相談会に行けば、いろいろお話を聞きながら、若い人たちもなるんでしょうけど、まずそこに足が向いていない人たちをもっと足を向かせる、そういうもう一歩先の手だて、研修会、勉強会などのそういうのをですね、高校生相手でもいいですし、いま一つ、そういう働きかけが必要なのかなというふうに思います。両方ですね、雇うほうも、雇われるほうも。そのマッチングをですね、いま一度、何か考えていただければと思いますけど、そのあたりも含めて質問したいと思います。

○議長（森 清孝君） 政策企画部長、坂口啓介君。

[登壇]

○政策企画部長（坂口啓介君） 工藤議員の一つ目のご質問でございます。定住施策についての例えば固定資産税等の優遇措置等に取り組めないかというふうなご質問でございます。

移住・定住促進の施策として、現在のところ、固定資産税の優遇措置に取り組むことは考えてはございません。

定住促進の施策といたしましては、逆に貴重な税財源等でございますので、それらを活用しながら、まずは子育て施策、教育施策、生活環境整備等の支援・充実を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 経済部長、松岡千利君。

[登壇]

○経済部長（松岡千利君） 定住に関することといいますのは、企業と市民のニーズを的確に捉えて、議員おっしゃいますような、うまくマッチングを図ることができれば、若者がこの菊池で育って、菊池に住み続け、そして、菊池で働けるという環境づくりにつながるものだというふうに考えております。そのための手法として、ご紹介いただきました横浜市の事例、こういうのも参考にしながらですね、菊池版として生かせるものがあれば、参考にしていきたいというふうに思っております。

一方、ご紹介ございました県の「ブライト企業」、この認定につきましては、県内企業の労働力確保、労働者の県内就職促進を目的として、昨年度より実施されている制度でございます。これまで本市から認定を受けた企業は、大手建設業の1社ということでお聞きをいたしております。

本制度は、働きやすい労働環境や従業員の処遇改善のモデル事業所として認定するものでございますので、多くの地元企業が応募されるよう紹介をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（森 清孝君） 工藤圭一郎君。

[登壇]

○10番（工藤圭一郎君） この移住定住促進はですね、この総合戦略の目玉だろうというふうに思いますので、最初に言いました本市に与える経済の影響ですよね。この人口が減ること、これを踏まえるならば、もう少し新たな取り組みなりを考えていかないと、このままではですね、入ってくる施策として打ってある部分に対しては、私は今回は全然触れていませんので、その分であるというふうな考え方かもしれませんが、やはりいる人たちをもっと生かすというのを、定住にしっかり努めていただきたいなというふうに考えております。

次に、総合支所についてを質問したいと思います。

もうこれまでに総合支所についてはかなり言ってきましたので、今回はいよいよ最終報告というような形で執行部より出されましたので、今回、条例改正にも、総合支所を支所とするというような条例改正も出ております。

そこで、今回のこの本庁、支所方式のこの最終結論、あり方あたりは、もうそもそもその話はもう何回も聞いておりますので、そういうお話は結構ですけど、最終的にここに至ったときに、合併当初の思いが強いのか、合併当初のあり方ですね。そのほうが強いのか、どちらかという、行財政改革のほうに趣があるのか、そのあたりを少し聞かせていただければというふうに思います。

この方針ですね、予算的に一体どういう形で、どういう予算の削減ができるのか。何年か前に、支所をなるべく残さないと、合併した小さい市町村が疲弊するというような形で、交付税措置というようなところもあっているはずでありますので、そのあたりも勘案して、どういうふうなことですという現状を教えていただければと思います。

○議長（森 清孝君） 総務部長、小川秀臣君。

[登壇]

○総務部長（小川秀臣君） それでは、工藤議員のご質問にお答えいたします。

まず1点に、本庁、支所方式にすることによる効果や経費削減につきましてですが、まず、組織体制につきましては、単に総合支所の人員を削減して本庁に集約することが目標ではございません。

市役所全体をスリム化して効率的な組織として、あわせて、ＩＣＴ機器等の効果的活用やアウトソーシングを実施しながら、低コストでよりよいサービスを提供できる体制づくりを進めているところでございます。また、現在、本市におきましては、公共施設等総合管理計画を策定し、市が所有する公共施設のあり方についての検討を行っており、その中で、公共施設等の統合、複合化を含め、保有総量を削減する方針を示しているところであり、総合支所も同様に、複合化により2割程度の面積削減というところの目標設定をしているところです。また、維持管理費につきましても、同程度の削減が見込まれるのではないかと考えております。

それから、交付税につきましては、交付税の制度が変わりまして、合併によりまして市町村の面積が拡大する等の市町村の大きく姿が変わっております。その市町村において、災害時の拠点等としての支所の重要性が増すなど、合併時には想定されなかった部分がございますので、そういったものも含めて、地方交付税のほうで算定に反映されているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 工藤圭一郎君。

[登壇]

○10番（工藤圭一郎君） 今回、災害が発生して、まさしくそれぞれの総合支所を頼りとする市民の人たちはですね、皆さん理解されておると思います。この後、どういうふうになるんだろうかと。今言われましたように、市民の皆さんが困ったというようなことがないような計画ですというようなお話でありますので、困ったということがないように、きちっと進めていただければいいかなというふうに思いますので、これで一般質問を終わりたいと思います。

○議長（森 清孝君） 以上で本日の一般質問は終わりたいと思います。

あすも引き続き一般質問となっております。

本日は、これで散会します。

全員、起立をお願いします。

(全員起立)

お疲れさまでした。

散会 午後 2 時 3 4 分

第 4 号

1 2 月 1 3 日

平成28年第4回菊池市議会定例会

議事日程 第4号

平成28年12月13日（火曜日）午前10時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（20名）

1番	平	直 樹	君
2番	東	奈津子	さん
3番	坂 本	道 博	君
4番	水 上	隆 光	君
5番	出 口	一 生	君
6番	猿 渡	美智子	さん
7番	松 岡	讓	君
8番	荒 木	崇 之	君
9番	柁 原	賢 一	君
10番	工 藤	圭一郎	君
11番	城	典 臣	君
12番	大 賀	慶 一	君
13番	岡 崎	俊 裕	君
14番	水 上	彰 澄	君
15番	泉 田	栄一朗	君
16番	森	清 孝	君
17番	樋 口	正 博	君
18番	木 下	雄 二	君
19番	山 瀬	義 也	君
20番	境	和 則	君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	江 頭 実 君
副 市 長	木 村 利 昭 君
政策企画部長	坂 口 啓 介 君
総 務 部 長	小 川 秀 臣 君
市民環境部長	倉 原 良 則 君
健康福祉部長	木 原 雄 二 君
経 済 部 長	松 岡 千 利 君
建 設 部 長	櫛 川 博 久 君
七城総合支所長	榎 田 邦 昭 君
旭志総合支所長	野 口 進 也 君
泗水総合支所長	山 本 幸一郎 君
財 政 課 長	中 村 喜 範 君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	徳 永 孝 博 君
市 長 公 室 長	上 田 俊 介 君
教 育 長	原 田 和 幸 君
教 育 部 長	大 山 堅四郎 君
農業委員会事務局長	上 田 譲 二 君
水 道 局 長	古 田 浩 敏 君
監査事務局長	松 永 隆 則 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	徳 永 裕 治 君
事 務 局 課 長	倉 原 安 浩 君
議 会 係 長	松 原 憲 一 君
議 会 係	安 武 則 貴 君

○議長（森 清孝君） 全員、起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

○

午前10時00分 開議

○議長（森 清孝君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

ここで、政策企画部長より発言の申し出がっておりますので、発言を許します。

政策企画部長、坂口啓介君。

[登壇]

○政策企画部長（坂口啓介君） おはようございます。

昨日の平議員の一般質問、本市のイベントについての答弁におきまして、動員をかけているイベントに関し、「人権同和関係、教育関係」と申し上げるべきところを「同和関係、教育関係」と発言いたしましたので、訂正方よろしく願います。

○

日程第1 一般質問

○議長（森 清孝君） それでは、日程に従いまして、日程第1、一般質問を行います。

初めに、岡崎俊裕君。

[登壇]

○13番（岡崎俊裕君） おはようございます。議席番号13番、岡崎俊裕でございます。議長のお許しをいただきましたので、一般質問を行います。

初めに、さきの熊本地震にて被災されました全ての皆様に心からのお見舞いを申し上げます。一日も早い復旧・復興に、さらには震災からの再興を願うものであります。また、姉妹都市、友好都市を初め、全国各地から温かいご支援をいただき、市民の一人として心から感謝を申し上げます。

それでは、質問に入ります。

今回、三つの項目について通告をいたしております。1点目が、国内友好都市・姉妹都市について、2点目に、海外の友好都市について、3点目に、名誉市民についてであります。

初めに、国内における友好都市・姉妹都市についてお尋ねを申し上げます。

1点目に、宮崎県西米良村・岩手県遠野市・鹿児島県大島郡龍郷町との友好都市・姉妹都市締結に至る経緯をお示してください。

2点目に、同様に、宮崎県西米良村・岩手県遠野市・鹿児島県大島郡龍郷町との相互交流の現状はどのようになっていますか。

3点目に、同じく、宮崎県西米良村・岩手県遠野市・鹿児島県大島郡龍郷町との姉妹都市・友好都市としての交流を通して、双方の市や町や村に、例えば教育や文化、経済、きずななど、目に見えないものも含め、交流の成果としてもたらしめていると考えていますか、お尋ねをいたします。

○議長（森 清孝君） 政策企画部長、坂口啓介君。

[登壇]

○政策企画部長（坂口啓介君） それでは、岡崎議員の質問に対してお答えいたします。

国内友好都市・姉妹都市についての締結に至る経緯、相互交流の現状、双方にもたらしめているもの、この三つについての質問でございます。順に回答してまいります。

宮崎県西米良村との姉妹都市締結の経緯につきましては、1501年、菊池氏第22代能運公が、室町幕府の追討による一族の根絶を憂い、その一子を日向の国米良山、現在の西米良村一帯に落ち延びさせました。入山した菊池氏は、米良姓を名乗り、民主的な施政を敷き、幕末までの400年間、村を統治していました。

版籍奉還に際して、最後の領主の則忠公が、領地の全てを領民に分け与え、人々の生活を援助したことから、その遺徳は今も「菊池精神」として西米良村に語り継がれ、菊池一族は尊敬の対象とされております。

このような歴史的なつながりから、昭和58年10月に姉妹都市を締結しております。

相互交流の現状としては、西米良村の行事へ菊池市民交流団を派遣したり、三都市合同交流事業として、岩手県遠野市と一緒に西米良村のまつりや行事等を体験するなどの視察研修を行っており、文化や伝統、地域づくりを学ぶ機会としております。

また、菊池神社の春、秋の例大祭に合わせた西米良村交流団の来市に当たり、研修や交流会などを行っております。

次に、岩手県遠野市との友好都市締結の経緯につきましては、平成5年度に、当時、遠野市の福祉が進んでいるということで、本市議会の総務常任委員会が視察研修に伺ったことがきっかけで交流が始まっております。

遠野市民の25%が菊池姓ということもあり、平成7年度に菊池一族を基調とした交流が始まり、以降、市民レベルの剣道交流や、市役所職員の相互交流を経て、平成10年に友好都市を締結しました。

相互交流の現状としましては、市民交流団を相互に派遣し、広く両都市の交流を

図るとともに、両市の地域づくりを担う人材育成を目指した交流を進めております。

鹿児島県龍郷町との友好都市締結の経緯は、西郷隆盛公の祖先発祥の地が本市七城町西郷地区にあります。隆盛公は生涯のうち約3年間、幕府からの追撃を逃れるため、奄美大島の龍郷町で「菊池源吾」と名乗り居住しております。

「菊池源吾」という名前は、「吾の源は菊池」と読め、菊池一族の流れであることを常に意識していたようです。このことから、平成19年に菊池市で「菊池源吾を語るシンポジウム」を開催し、市民団体として「菊池源吾に学ぶ会」が本市に発足し、龍郷町の「西郷塾」との交流が始まり、あわせて、第三セクターによる物産の交流もこの時期から始まっております。そして、平成24年10月に友好都市の締結に至っております。

交流の現状としましては、平成26年度より、菊池市民交流団を龍郷町に派遣し、龍郷町のまつりや行事などを体験するなどの視察研修を行っており、文化や伝統、地域づくりを学ぶ機会としております。

これらの姉妹・友好都市の交流によって、お互いの進んだ部分を研修することはもちろん、お互いが交流することによって、みずからの歴史・文化をもっとよく知る機会や、地域への愛着が深まるきっかけになり、その後の地域活性化や地域づくりのリーダーの育成にもつながっていくと考えております。

そのほかにも、地元の祭りやイベントに姉妹・友好都市の伝統芸能が参加いただくことにより、さらなる交流や活性化が図られます。

今後、国・県・市といった縦のつながりだけではなく、市町村の水平連携がますます必要になると考えており、この交流の輪が、産業・文化・福祉などさまざまな分野に広がっていくことを期待しております。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 岡崎俊裕君。

[登壇]

○13番（岡崎俊裕君） 今までの締結に至る経緯と相互交流の現状についてご答弁をいただきました。

私も、西米良村には公私あわせて3回、遠野市にも公私あわせて3回ほど行っておりますけども、まだ行っていないのが龍郷町でございます。機会があれば、ぜひ龍郷町にも足を運びたいというふうに考えております。

姉妹都市・友好都市として締結をした以上は、それぞれ相互交流を踏まえながら、両市にとって成果が上がるようなものを見つけていかなければならないんだろうと思います。市民一人ひとりが交流することによって、さまざまな成果というのは上がってくるんじゃないかと思っておりますので、末永くおつき合いをできるようにしてい

ただければというふうに思っております。

次に、2点目、海外の友好都市についてお尋ねをします。

1点目に、大韓民国全羅北道金堤市、大韓民国忠清北道清州市、中華人民共和国泗水県との友好都市締結に至る経緯をお示ください。

2点目には、同様に、金堤市、清州市、泗水県との相互交流の現状はどのようなになっていますか。

3点目に、それぞれとの友好都市としての交流を通して、双方の県・市に、例えば教育的、文化的、経済的、また、心のきずななど、交流の成果としてもたらしていると考えていますか。

その点をお示しいただければと思います。

○議長（森 清孝君） 政策企画部長、坂口啓介君。

[登壇]

○政策企画部長（坂口啓介君） それでは、2点目の質問でございます。国外の友好都市との締結に至る経緯、相互交流、双方にもたらすもの、この3点について、順にお答えしていきたいと思っております。

大韓民国全羅北道金堤市との友好都市締結の経緯につきましては、昭和57年、旧泗水町教育委員会が、「泗水町青年等海外事業実施要項」を制定し、最初の海外研修地を大韓民国に決定いたしました。旧泗水町に全羅北道全州市の大学で学ばれた方がおられ、その方のあっせんにより、大韓民国を訪問し、全羅北道金堤市、当時は金堤邑と申しておりましたが、産業形態が類似していることから、昭和60年4月、町村合併30周年を記念し、相互交流を図るため姉妹都市を締結しております。

現在の交流事業といたしましては、韓国の代表祭に選定されている「金堤地平線まつり」へ菊池市民文化交流団として参加し、金堤市からは、「泗水コスモスマラソン」へ参加いただき交流を深めております。

また、中学生のホームステイ相互訪問交流も隔年で行ってりましたが、平成25年度は北朝鮮のミサイル問題、平成27年度は安部首相への糾弾決議採択、MA R Sの流行により、2回連続中止となっております。

大韓民国忠清北道清州市との友好都市締結の経緯につきましては、平成16年、観光客倍増を目的に、九州地域における韓国人のノービザを提唱し、積極的に国際交流を進める中で、韓国の交流都市締結を望んだところ、韓国観光公社より、菊池市と産業・地理的に大変よく似た韓国忠清北道清州市、当時は清原郡でございましたけれども、紹介を受けたことが始まりでございます。

その後、行政における相互訪問、友好都市へ向けた協議を経て、平成17年2月

にソウル市で友好交流都市宣言を行いました。

現在の交流事業としましては、「清州ビエンナーレ」及び「生命のまつり」にご招待いただいております。清州市からは「桜マラソン大会」にご参加いただき、交流を深めております。

また、中学生のホームステイ相互訪問交流も隔年で行ってございましたが、平成26年度は「清原郡と清州市の合併」によって、本年度は「熊本地震」の影響のため実施しておりません。

最後に、中華人民共和国山東省泗水县との友好都市の経緯につきましては、泗水町が孔子の生誕地、中国泗水县と同名であることから、昭和61年9月に町名の由来調査のために訪問したことに始まります。

この調査が町議会に次のように報告されております。村名の命名者である初代村長 西佐一郎氏が儒学者であったことから、儒教の祖である孔子の生誕地が、中国の聖地としてとうとばれ、泗水川が東から西に流れ、本村にも合志川が東から西に流れ、地形的にも似ていることから、泗水村が文教の地であるとともに、実り豊かな郷土として栄えることを願って泗水と命名されたとあります。

その後、表敬訪問や孔子公園建設の打ち合わせなどで交流を行い、平成4年に孔子公園が完成し、平成6年に中国泗水县長を迎えて、交流姉妹都市の締結を行っております。

現在の交流につきましては、平成24年に中国で開催された「2012年 日中交流都市 中学生卓球交歓大会」に本市より2名の選手を派遣して以来、交流は行われておりません。交流を行っていなかった要因としましては、中国泗水县とは定期的な交流を行っていなかったこと、そこに平成24年9月、中国漁船と海上保安庁の巡視船の衝突と尖閣諸島国有化宣言など、日本と中国との交流が悪化する要因が重なり、現在に至っております。

しかし、来年度は日中国交正常化45周年記念でもあり、「日中友好交流都市中学生卓球交歓大会」が開催されることから、友好都市の泗水县と一緒にこの卓球大会に参加できるよう調整中でございます。

国外友好都市との交流がもたらすものにつきましては、近年の韓国友好都市とは、年に1回各都市のイベントに相互に招待することにより、その国の文化や人に触れ、相互理解を深めることが中心となっております。過去には、本市の観光団体と一緒に観光客誘致イベントを行ってございましたが、費用対効果の観点から現在は行っておりません。また、中学生ホームステイ事業につきましても、4年連続中止の状況にあることや、中国との交流も中断していることから、国際交流の難しさを痛感しているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 岡崎俊裕君。

[登壇]

○13番（岡崎俊裕君） 海外の友好都市につきましても、締結に至る経過等につきましてお示しをいただきました。また、現在の交流事業についてもお示しをいただいたところであります。

私も9月に金堤市と清州市に訪問をいたしましたけれども、金堤市は初めての訪問ということで、地平線まつりに参加をしたわけですが、壮大なスケールで、県議会や、国会議員や、来ておられるメンバーがですね、すごいメンバーが来ておられまして、この熊本の菊池のようなところの祭りとはまた全然違った大会でございまして、圧倒されたわけでございますけれども、久しく交流がこの議員さんたちともできて、大変感動をして帰ったところであります。

また、先般の泗水の秋まつりにはマラソンランナーとして来ていただいております、そのときも交流もできたということで、本当にいいめぐり合わせであったと感謝を申し上げているところでありますけれども、先般の秋まつりのときに、合志川沿いを私も全部歩いたんですけれども、例年にないコスモスが小さくてですね、非常に残念だったなと思っておったところです。いつもだったら、1メートル近いぐらいのコスモスが沿線にずらりと咲いておりますので、大変感動するところでしたけれども、ことは気候変動もあったのか、非常に50センチぐらいだったのでしょうか、非常に小さいコスモスでしたので、来年はぜひもとのコスモスで歓迎をしていただければというふうに感じたところであります。

また、清州市には、ここ3回ほど行っておりますけれども、前に行ったときには、都市自体が大きくさま変わりしてですね、見違えるような大都市になっていたの、びっくりしておりました。本当に歓迎されて、感動して帰りました。前に行ったときには、もう非常に寂しいようなまちでしたけれども、今回行ったときには大都市、清州市ということで、非常にびっくりして帰ったところです。もう何年か前でしたので、そのさま変わりように本当に感動しました。末永く交流をしていけたらというふうに私も感じたところであります。ぜひこのきずなをもって、双方の都市によりよい交流ときずなができることを願っております。

次に移ります。3点目です。名誉市民についてお尋ねをします。

菊池市は、2005年3月22日に、旧菊池市と菊池郡の七城町、旭志村、泗水町が合併して、今日の菊池市が誕生をいたしております。

この地域は、「菊池精神」としての古来からの菊池一族の統治による九州の政治・文化の中心地として栄え、政治・教育・文化面においても大きく影響を与えて

きました。

このことを踏まえまして、お尋ねをしますけれども、今日の菊池市の経済「農商工」・文化・教育・土木といたしますか、また、まちづくり、地方自治に貢献されてきた功労者、現在、それぞれの市、町で名誉市民としておられる方々について、合併前の市町村別にお示しをいただければと思います。

2点目に、名誉市民として、今日までどのように、どのような形で継承されてきたのかをお示してください。

3点目、市民が知る機会を提供してもらいたいと思いますけれども、例えば、先般、熊日でしたか、玉名市立歴史博物館で「名誉市民展」というのがあっておりました。こういう機会を設けることも必要だし、できれば常設の展示場等について、お考えがあればお示しをしていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（森 清孝君） 政策企画部長、坂口啓介君。

[登壇]

○政策企画部長（坂口啓介君） 岡崎議員の名誉市民に関する質問についてお答えいたします。

名誉市民につきましては、菊池市名誉市民条例等により菊池市の産業振興、社会福祉の増進、または学術・技芸など文化の進展に特に功績のあった方に名誉市民の称号を贈り、市民の社会文化の向上発達に関する意欲の高揚を図ることを目的としております。このため、名誉市民制度については、慣行の取り扱いとして合併時に各市町村の基準をもとに調整し、合併前の名誉市町村民の称号を授与された方は、合併後も新市に引き継がれております。

該当の方は、いずれも故人で13名でございます。

内容といたしましては、旧菊池市は、菊池氏の誠忠顕彰と一族ゆかりの大智禅師の研究に取り組み、昭和17年、仏弟子7人を従えて鳳来山聖護寺に入られ、その復興に努められた村上素道禅師を初め、荒木スエヲ氏、原サダメ氏、木下堅氏、村川信彦氏、平山秀雄氏の6名でございます。

旧旭志村は、中尾卓男氏、下川進氏の2名でございます。

旧泗水町は、西佐一郎氏、斉藤長八氏、続政喜氏、増田義孝氏、小川水寶氏の5名となっております。

経歴といたしましては、広く社会文化の向上発展に寄与し、市民が郷土の誇りとして尊敬される学校の創設者、保育園創設者、初代村長、町長、市長、寄附などの功績を残された方々でございます。

2点目の、行政の継続性からして、継承し適正に対応できているかということで

ございます。

名誉市民がどのように継承されてきたかという質問でございますので、合併以降についてお答えしたいと思います。

名誉市民の制度といたしましては、引き継いでおります。しかし、現実として市民の皆様への積極的な周知・啓発といたしましては、特に実施してまいっておりません。

3点目の、市民が知る機会を提供してもらいたいというふうな、その方策等についてのお尋ねでございます。

名誉市民に対する市民への啓発につきましては、今後、市民が広く知ることができるよう、ホームページや広報誌への特集記事の掲載を検討したいと考えております。

さらに、新しく生涯学習センターや新庁舎が完成いたしますので、展示会等の企画を検討していきたいと、そのように考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 岡崎俊裕君。

[登壇]

○13番（岡崎俊裕君） それぞれ、名誉市民につきましては、旧菊池市、それから、泗水町、旭志村の方々が、それぞれ名誉市民として継承されているということでございます。

今後の取り組みとしましても、ホームページや特集号等で周知をしたいということでございました。私は、せっかく新しい庁舎、生涯学習センターが、今、建設中であります。ぜひ一角にですね、菊池市民の中から名誉市民としておられますこの方々については、ぜひそのスペースを確保してですね、市民に周知する場を設けてもらいたいという要望をして、終わりたいと思います。お考えいただければと思いますけれども、市長、思いを聞かせてください。

○議長（森 清孝君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 改めまして、おはようございます。岡崎議員からのご質問で、名誉市民を市民に周知することを検討していただきたいということでございます。

今般、市庁舎新庁舎と、それから生涯学習センターが間もなく完成の予定でございます。この中のさまざまな周知の仕方、あるいは掲示の仕方については、これからでございますけれども、その中に含めましてですね、検討を進めてまいりたいというふうに思います。

いずれにしても、どの方々も、この菊池市あるいはその前身となります市町

村の発展に対しまして、大変貢献をなさった方々でございます。改めて敬意をささげるとともにですね、そのような周知の機会を、展示だけではなくて、広報等も含めて周知の機会をつくっていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（森 清孝君） ここで10分間休憩します。

○
休憩 午前10時30分

開議 午前10時44分
○

○議長（森 清孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、猿渡美智子さん。

[登壇]

○6番（猿渡美智子さん） おはようございます。猿渡美智子です。通告に従って質問いたします。

先日、城議員の一般質問にもありましたけれど、高齢ドライバーの方々による事故が問題となっています。そのような状況を踏まえて、交通ネットワークの充実について質問いたします。

高齢ドライバーによる事故については、マスコミにも大きく取り扱われました。

11月16日の熊日夕刊「高齢運転者対策急ぐ」という見出しの記事の中に、警視庁によると、昨年の免許保有者10万人当たりの死亡事故件数を年齢層別で見ると、75から79歳が6.99件、80から84歳が11.53件、85歳以上が18.17件と、年齢の上昇とともに急カーブを描くとありました。

もちろん高齢者の多くは安全運転であり、事故の発生率そのもので見ると、むしろ10代の若者のほうが高いぐらいですけれど、年齢とともにリスクが高まることは否めないと思います。私も人ごとではないと考えています。

運転免許の自主返納もふえているとのことで、菊池警察署で聞きましたところ、菊池警察署の窓口で返納された市民の方は、一昨年が65名、昨年が86名、ことは11月末までで85名ということでしたので、ことは昨年度をかなり超えることになると思われます。

その一方で、通院や買い物のために、不安を抱えながらも運転を続けられる方がおられるのではないのでしょうか。菊池市では、べんりカーとあいのりタクシーで市民の生活交通を確保する取り組みが続けられてきたことは、とても大切なことであると思います。交通ネットワークの充実は、総合計画の中でも重要と位置づけられており、べんりカーとあいのりタクシーについて、市の財政負担を視野に入れなが

ら、地域の実情に見合った運行を行いますとあります。

国にあっては、財政難を理由に、さまざまな高齢支援が切り捨てられようとする昨今ですが、市は、高齢ドライバーの事故が問題となっている現状で、交通ネットワークの充実をどのように考えておられるのかをまずお尋ねします。

また、今年度から、あいのりタクシーの運行が週3回から週5回に増便されるとともに、七城地区にも新たに導入されています。このことに対する市民の方々の反応や利用状況はどうなっているのでしょうか。これを2点目の質問とします。

○議長（森 清孝君） 政策企画部長、坂口啓介君。

[登壇]

○政策企画部長（坂口啓介君） それでは、猿渡議員の質問に対してお答えいたします。

まず、1点目の交通ネットワークの充実でございますが、本市の交通体系につきましては、幹線となる国道387号や325号の路線バスを柱に、市街地を巡回します「きくちべんりカー」や、公共交通空白地帯を運行します「きくちあいのりタクシー」を組み合わせながら交通ネットワークを構築しております。

交通ネットワークの充実は、本格的な高齢化社会への対応や、環境への負荷軽減の観点から、その役割がますます重要であると考えております。

このため、財政負担を考慮しながらも、通院や買い物など日常生活に欠かせない公共交通の確保を第一に考え、高齢者を初めとした利用者のニーズなどを踏まえ、効率的で利便性の高い公共交通を進めてまいりたいと考えております。

2点目のきくちあいのりタクシーの状況でございますが、平成28年度より、これまでの運行地域に七城地域を加え、運行地域や運行日を拡充して事業を行っております。

平成28年度の利用状況でございますが、4月から10月末までの利用者数は6,366名でございまして、輸送サービスの拡充による利用は増加しておりますが、4月に発生しました熊本地震の影響によりまして、昨年の同時期とほぼ等しい利用数となっております。

利用状況を月別、地域別に見てみますと、4月、5月の利用が少なく、また、被害の大きかった水源地域線の利用が大きく減少しております。

一方、七城地域線につきましては、約700名の利用がございまして、他地域の利用状況と比較いたしましても、好調にスタートしており、利用者は大変喜ばれているとタクシー事業者からお聞きしているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 猿渡美智子さん。

[登壇]

○6番（猿渡美智子さん） 今の部長の答弁の中で、財政の厳しさはあるけれども、今後も交通ネットワークの充実は欠かせないというご答弁をいただきましたので、安心したところです。

また、今年度からの運行変更による利用者の話を聞きますと、ああ、こんなところにも震災の影響が出ているのだなとつくづく思ったところです。4月、5月が利用者さんが少なかったり、やっぱり被害の大きかった水源地域で利用者さんの数が減っていたり、そして、被害の少なかった七城では700という高い数字があったりするところから、こういった面でも、皆さんが公共交通のネットワークを利用して、ぜひ出かけてみようというお気持ちになっていただきたいなということを感じました。来年度はここから少しずつ水源地域の利用も前に返っていくということを願います。

ところで、私の住んでいる泗水東地域は、あいのりタクシーの運用地域ですが、住民の方々からは、「隈府はべんりカーのあるけんよかもん」とか、「あいのりタクシーは予約せなんけん面倒くさい」といった声を聞いてきました。ですから、私も住民の本当の願いは循環バスなんだと考えてもいました。

ですが、ことし受けた相談の一つに、待てよと考えさせられたことがありました。というのは、ひとり暮らしの女性高齢者の方のことだったんですが、養生園の健診を受けたいと思っている。養生園バスが迎えにくるのだけれど、集合場所が公民館になっていて、公民館まで、もう歩いていかれなくなった。何とかならないかというものでした。この件については何とかなったので、本当によかったのですが、バス停まで歩くことも厳しくなってくる時期があるのだという、本当は当たり前のことを再認識することになりました。

天候の悪いときはどうか、ことしのような猛暑の中ではどうか、体調不良のときはどうか、荷物があれば転倒にもつながりやすいというようなことを考えますと、べんりカーのよさはもちろんあるけれども、あいのりタクシーのよさも引けをとらないと思います。しかしながら、一方で、相変わらず面倒くさいというような声があることも事実ですので、あいのりタクシーの利便性を向上させることも大切なのではないのでしょうか。この点、市はどのように考えられますか、これを再質問とします。

○議長（森 清孝君） 政策企画部長、坂口啓介君。

[登壇]

○政策企画部長（坂口啓介君） 猿渡議員の再質問に対してお答えいたします。

きくちあいのりタクシーの運行形態は、月曜日から金曜日までの週5日を自宅から目的地まで1日3往復しております。

予約については、定時に定路線を運行する形態と違いまして、ドア・トゥー・ドアの区域運行であるため、第1便については前日予約、第2便以降は、当日決められた時間までに予約を行っていただく必要がございます。

また、平成26年度に行ったアンケート調査においては、あいのりタクシーの予約について、半数の方から「予約は面倒である」との回答をいただいたところでございます。

このため、あいのりタクシーの運行地域、運行日の見直しなどにあわせまして、水源・龍門・旭志東部・七城地域を管轄する事業所で運営する予約センターに、「いんたーねっとCTI」を導入しております。

このシステムは、事前に登録をしておけば、電話の着信と同時にパソコンの画面にお客様情報が表示されることによって、予約時における受け付けが簡単になり、地図表示やメモ登録などもできるため、電話予約の簡素化による利便性の向上に努めているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 猿渡美智子さん。

[登壇]

○6番（猿渡美智子さん） 長洲町の乗り合いタクシーには「きんぎょタクシー」という名前がついてきて、菊池と同じ予約制だけれども、とても評判がよく、利用者も多いと聞いておりました。特に予約システムがすぐれているとのことだったので、見に行ってきました。長洲の予約システムも登録制なんですけど、一度登録すると、あとはとても簡単で、見ていると利用者からの電話がかかってきたんですが、電話と同時にパソコンの画面にその方の名前と電話番号、周辺の地図と家の位置、既に予約の入っている方の位置などがぱっと出てきますので、オペレーターがすぐに誰々さんですね、何時何分ごろお迎えにあがりますと対応ができていました。一々自宅の場所の説明が要りません。

私はもうそうなんですけど、年とってくると、わかっているのに場所や人の名前がぱっと出てこないことがよくあります。電話で自分の家の場所を的確に説明するのは、それこそ、面倒くさいものです。

長洲町のようなシステムがあれば、市民の方々の、あいのりタクシーは面倒くさいという声もかなり解消できるのではないかと感じ、導入できないかと考えたのがこの一般質問の始まりでした。

しかし、ネックはその費用で、長洲町の場合、システムリース料と電話代だけでも年間300万円がかかっておりました。厳しいなという気持ちがありました。しかし、今回、企画振興課と話してみると、先ほど部長から説明があったように、こ

とし4月からは、長洲町ほどのシステムではないけれども、ほぼ同じような性能を持ったシステムが既に導入してあるということで、とてもすばらしいと思いました。なおかつ、驚いたのは、その費用が長洲と比べますと、本当に格段に安くなっているということで、ああ、何か政策企画部やるなということを正直感じました。せっかくですから、この便利になっているんですよということを市民にもっとアピールしていただきたいなと思います。

そこで、続けて2点質問します。

先ほど言われたような菊池型のシステムが泗水には入っていないということです。ほかの地区同様、泗水にも導入してもらいたいと考えますが、この点、どうでしょうか。

2点目は、先ほど一回登録するとと部長は言われましたけれども、まだ今は事前登録を受け付けている段階に菊池は入ってなくて、とにかく一回利用してみると、それがシステムに残るという形になっているようです。ですから、このシステムがあるんですから、せっかく、生かして、長洲町のように、事前の登録を受け付けていただきたいということです。出かける前でなく、気持ちがゆったりしているときに登録しておくとか、家族がいるときに登録してもらおうとか、あるいは、ひとり暮らしの方とかでしたら、ヘルパーさんが来たときに登録してもらっておくとかいうことができる、利用のハードルは随分と下がると思います。この点いかがでしょうか。お願いいたします。

○議長（森 清孝君） 政策企画部長、坂口啓介君。

[登壇]

○政策企画部長（坂口啓介君） 猿渡議員の質問にお答えいたします。

まず、先ほどご説明いたしました「いんたーねっとC T I」の機能につきましてお褒めいただき、ありがとうございました。

改めて説明をいたしますが、本年度、あいのりタクシーの予約センターに導入しております「いんたーねっとC T I」の機能でございます。これは長洲町のような本格的なデマンド運行システムではございませんが、予約業務の効率化や正確性を補助するシステムでございまして、先ほど議員からもございましたが、安価な料金でC T I 機能の提供を受けることができるサービスでございます。

今回は、七城地域における利用者の増加が見込まれましたので、このシステムの運用の確認も含め、先ほど申し上げました地域に先行して導入しておりました。今回、泗水西部、泗水東部地区を管轄する予約業務におきましても、大変実用的なものであるということがわかりましたので、事業所と協議をいたしまして、導入に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

また、事前登録の受け付けについてでございますが、現在でも可能でございます。議員おっしゃるとおり、周知のほうが不足しているというふうな状況でございます。予約時でなくても、ご家族の方などによって利用者の情報を事前に登録でき、登録後の予約は手軽にできますので、ご利用いただけるよう、しっかりと情報発信を行ってまいりたいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 猿渡美智子さん。

[登壇]

○6番（猿渡美智子さん） 泗水にも導入の方向で考えていただけるということで、よかったなと思います。ですが、せっかくそういうシステムがあっても、その制度を知らないと使いようがありませんので、部長も言われましたけれども、この後はぜひ、こういうシステムになって、一回だけ面倒くさいけど、あとは大丈夫ですよということを市民の皆さんにぜひもっと周知を図っていただきたいなというふうに思うところです。

冒頭に言いましたように、高齢ドライバーの事故が問題となっていて、テレビでは被害者の声を何度か聞きましたけれど、加害者の立場に立った人も、どんなにかおつらいことだろうと思います。運転に不安が出てきて、運転免許を返納するかどうか迷っている方の背中を押す何かがあればいいなというふうに思います。

そこで、私も運転免許の自主返納をした人への特典を提案したいと思います。買い物と病院だったら、これで何とかなりますよと、べんりカーやあいのりタクシーにシフトしていただくきっかけをつくってはどうかと思います。ですから、提案したいことの一つは、べんりカーの半年無料乗車券です。既にべんりカーは運行しているわけですから、乗客がふえても特別な予算はかかりません。地域おこし協力隊の中にデザインが得意な方もおられるようなので、すてきなカードネームとか、デザインを考えていただければどうでしょうか。半年は無料であっても、それ以後の利用につながれば、べんりカーの乗客がふえ、収益の伸びが期待できます。

べんりカーが半年無料なら、あいのりタクシーも50回の無料券を考えました。週1回、通院や買い物で往復利用したと考えると、6カ月分で計算いたしました。しかし、べんりカーと違い、予算を伴います。私が住んでいる泗水東地区ですと、中心部まで300円です、1回。300円かかると考えると、1人50回分で1万5,000円の補助になります。仮に、今後、昨年の30%増しの年間120人が返納されると想定し、そのうち、半数があいのりタクシー利用者と考えても60名分になります。あいのりタクシーの料金設定上、単純に掛け算で90万というわけにはいかないのが、相当な費用になるかもしれないというのが、提案していて自分も苦

しいところではありますが、50回分とまではいかなくても、市民の安全のために一考の余地はないでしょうか。

あいのりタクシーも、利用してみて便利さを体験すると、その後の利用につながり、乗車率を上げて、市の財政負担軽減につながる可能性も出てきます。

運転免許の自主返納者へ2種類の特典、いかがでしょうか。

○議長（森 清孝君） 政策企画部長、坂口啓介君。

[登壇]

○政策企画部長（坂口啓介君） 具体的な提案をいただき、ありがとうございます。

現在、公共交通を取り巻く環境については、人口減少、少子・高齢化、自家用車の普及等により、厳しい状況にあります。そのため、本市においては、平成28年度より、公共交通空白地域の考え方を見直し、あいのりタクシーの運行を拡充するなど、市民の足の確保に努めているというような状況にあります。

一方で、今日、高齢運転者による交通事故が増加傾向にある中で、運転免許証の自主返納なども求められておりますが、動機づけにおきましては、まずは市民の足としてのべんりカーやあいのりタクシーの制度、その他、基本的な運行情報をわかりやすく提供していき、活用を促すことが大切だというふうにはまず思っております。

そのほか、高齢者の運転免許証の自主返納の推進につきましては、菊池警察署内でも対応を検討されております。関係機関と連携いたしまして、今回、議員からいただいた提案を含めまして、総合的に検討してまいりたいと、そのように思っております。

以上でございます。

○議長（森 清孝君） 猿渡美智子さん。

[登壇]

○6番（猿渡美智子さん） テレビのコマーシャルなんかで、よく一週間無料お試し期間なんていう宣伝を見たりもしますが、ただで利用できるというのは、やっぱり一歩を踏み出す、体験してみるということへの大きな一歩になるかと思うので、ぜひ検討を進めてみてください。

次の質問に移ります。

昨年、女性活躍推進法が成立しました。この法律で、企業や地方公共団体は、女性の活躍状況について、現状を把握・分析し、女性の活躍を推進するための行動計画を策定して、届け出、さらに、その情報を公表するということが義務づけられました。この法律によって、菊池市でも、ことし3月に特定事業主行動計画というのが策定されておりますので、この計画について質問します。

私は、ことしの10月、政務活動の一環で、秋田市で行われた日本女性会議に参加してきました。秋田は高齢化率、人口減少率が全国で最も進行しているところです。県全体の人口がもうすぐ100万を割るところまで来ています。そのような深刻な課題を抱える秋田県知事が、日本女性会議の開会式挨拶の中で言われたことがとても印象的でした。紹介します。「男女共同参画社会の実現は、人口減少や少子・高齢化を迎えた地域づくりの上で大変重要である。秋田では、昔ながらの男子型社会が維持されてきたことが、女性の県外流出を招き、現状につながったとも言える」と、このようなことを言われました。以前、江頭市長が「自治体の生き残り」という言葉を使われましたが、その生き残りという言葉と、秋田県知事の言葉が重なりました。

そこで、菊池市が策定した女性活躍推進法に基づく行動計画について、1点目の質問は、この計画を策定した趣旨が一体どこにあるのかということです。もちろん法律に基づいてつくらねばならないことになっているわけですが、何のために女性職員の活躍を推進しようとしているのか。なぜ女性の管理職をふやすことを目標としているのかという大もとのところが書かれておりませんでしたので、まずそこをお尋ねします。

2点目、この計画を策定するに当たって、当事者である女性職員の声がどのように反映されたかをお尋ねします。アンケートによる意識調査などは行われたのでしょうか。

以上、2点お尋ねいたします。

○議長（森 清孝君） 総務部長、小川秀臣君。

[登壇]

○総務部長（小川秀臣君） 皆様おはようございます。それでは、猿渡議員のご質問にお答えいたします。

1点目の本市における行動計画策定の目的といいますか、趣旨につきましては、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の目的を達成するために、本市におきましても事業主の行動計画を策定することにより、女性職員の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子・高齢化の進展、市民の需要の多様化、その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある職場を実現することを目的としております。

2点目の女性の声をどのように反映させたかにつきましては、本行動計画の策定に当たりまして、特に女性職員の意見聴取は行っておりません。アンケート調査のほうも行っていないところでございます。ただ、法で定めている項目につきまして、本市の状況を把握し、その状況に対して特に改善すべき課題を分析し、目標を設定

したところでございます。

○議長（森 清孝君） 猿渡美智子さん。

[登壇]

○6番（猿渡美智子さん） 法律の趣旨に基づいて、豊かで活力ある職場をつくりたいというようなことがありましたが、子育て支援策の評価が高い北九州市がつくった女性の活躍推進のためのアクションプランというのを読みました。北九州市の場合は、今回の法律に合わせてつくったものではなくて、既に2008年にアクションプランをつくっています。人口減少がとまらない北九州市の状況に対する危機感があつたのではないかと推察しているところです。

その冒頭の部分を読みます。「厳しさを増す財政状況の中、組織力を維持・向上させるには、職員一人ひとりが性別にかかわらず、その意欲と能力を十分に発揮する必要がある。また、多様化する市民ニーズに明確に応え、政策を企画立案・実行するためには、その決定も多様な人材によって行われることが必要であり、男性だけでなく、女性も政策決定に参画することで、政策に厚みが増し、より高い行政サービスにつながると考えられる」、このように述べていました。

目指すところは、組織力の維持と、より高い行政サービスにあります。北九州市では、具体的なアクションプランの実行で、女性管理職の比率を上げています。市内で女性の活躍を支援していく体制づくりは、そのまま市の子育て支援策につながっていくものではないでしょうか。

ちなみに、合計特殊出生率でも、北九州市は政令指定都市の中では一番高くなっています。余談ですけど、政令指定都市の中では一番高いけれども、実は菊池市よりは低い。菊池市のほうが上でございます。

話はちょっと大きくなりますが、海外に目を向けますと、先進国の中でフランスの合計特殊出生率が高いことはよく知られています。フランスは、2006年には合計特殊出生率2.0を達成し、現在もその水準を維持し続けています。ここで大事なことは、フランスでも少子化対策と男女共同参画は並行して取り組まれてきたことです。フランスでは、女性議員をふやすための選挙法の改正もありましたので、2012年に男女同数内閣を達成しています。内閣の半分は女性になりました。もちろん出生率は一つの側面ではありますが、政治、行政に女性の参画を進めていくことは、社会を変えていくことにつながっていくことを物語っているのではないかと思います。

昨日、工藤議員の一般質問で、出生率を上げるための次の一手という言葉が印象的でした。次の一手なるものが、女性参画の広がりから出てくる可能性は高いと思います。ですから、市役所の男女共同参画は、市役所内部だけの問題ではなく、市

政全体にかかわるという認識を持って行動計画を進めていただきたいと思います。
また、この行動計画が、当事者である女性職員の声を十分反映されずに作成されたことは極めて残念です。

菊池市役所では、課長職が迫ってくると、女性職員が退職してしまわれるような傾向もあると聞きます。とても惜しいことだと思いますし、そこをしっかりと見て、本音を聞かないと、有効な行動計画にならないのではないのでしょうか。女性職員の方々が係長職や課長職、ひいては部長職を望んでいらっしゃるのか。イエス、望んでいる、ノー、望んでいない、あるいは、迷っている、その理由は何なのか、その分析の中に取り組む課題が見えてくるのではないかと思います。これからでもアンケート調査を試みることは、今後の人材育成のためにも有効だと考えますが、実施する考えはありますか、お尋ねします。

○議長（森 清孝君） 総務部長、小川秀臣君。

[登壇]

○総務部長（小川秀臣君） それでは、猿渡議員の再質問にお答えいたします。

今後、この計画を推進するに当たりましては、進捗状況等の確認も踏まえ、当事者の意見を聴取することも必要であると、先ほど議員のほうからも言われましたとおり、当事者である女性職員の意見を聞く必要があるというふうにも考えておりますので、アンケート調査につきましても、必要に応じて計画等の推進に当たりまして実施していきたいというふうに考えております。

○議長（森 清孝君） 猿渡美智子さん。

[登壇]

○6番（猿渡美智子さん） このような質問をしています私自身が、実は定年前に教職を退いたという経験もありまして、実は、この辺からですね、頭の後ろのほうから、私たちはもう今の仕事で手いっぱい、もう今の生活を維持していくのでいっぱいだから、これ以上、活躍とか言わんでほしいというような声が聞こえてきそうな気が実はいたします。でも、そこをしっかりと調査・分析しないと、前には進めないのではないかと思いますので、ぜひとも取り組んでいただきたいと思います。

続けます。菊池市の行動計画では、2021年度に市の管理監督職に占める女性職員の割合を30%にふやすということが到達目標とされ、それを達成するために、人材育成と研修を進めるという計画になっています。確かにキャリアアップの研修は不可欠だとは思いますが、しかし、研修して頑張れと言われるだけで、女性がその気になるとは考えられません。

政府も、女性の活躍を後押しするためには、男性も含めた働き方改革が重要だと

言っています。男性も長時間労働を抑制し、家事や育児、介護に参加することなしに、女性が職場で活躍することは困難です。男性も女性も健康で安心して働けること、活力や意欲を持って働けることを目指していかなければなりません。内閣府の女性の活躍見える化サイトに、超過勤務の実態や年休取得率も公表しなくてはならないのは、働き方改革の意図があるからだと思います。

働き方改革の視点を含めて、4点質問をします。

働き方改革というときに、効率的な働き方とともに、まず挙げられるのが、時間外労働の削減と年次有給休暇の取得推進です。市の行動計画には、超過勤務についてはちゃんと記述がありました。「月によって差はあるが、各月とも10時間を超えており、年間を通じて多い状況にある。また、超過勤務期間が発生し、恒常化している部署も見受けられる。今後も事務の効率的、平準化のため、体制づくりに努める」と、このようにありました。今後の取り組みに期待いたします。決算特別委員会からも1億を超える時間外手当について提言がありました。

一方、年次有給休暇の取得については、行動計画に何も触れてありませんでした。見える化サイトで見ると、菊池市の年休取得率は47.3%となっていました。意欲をもって働くには、休むこともまた大切です。年次有給休暇の取得率についても、数値目標を設定して取り組むべきではないでしょうか。これが1点目の質問です。

2点目は、出産や育児休業、子育てがハンディキャップとされない昇進にしていかなければならないということです。9月議会で荒木議員から、男性職員と女性職員の係長昇進には差があるという指摘がありました。現在はその差3年ということですが、これは埋めていくべきです。同じように就職試験に合格して採用された男女に昇進の差があるのは、産前・産後休暇や、育児休業や、子育てがマイナス要因とされていないか懸念を持ちます。出産や育児は市職として意味のある経験で、その後の仕事に生きてくるはずです。今後、育児休暇を取得する男性職員が出てきたときも、それを昇進のハンディとしてはなりません。むしろプラス評価にしていこうらだと思います。市の考えをお聞きします。

3点目は、育児休業取得者の職場の体制をさらに整備することです。現在、菊池市では、育児休業をとる人が出た場合は、その人のポストは臨採と嘱託で対応されています。臨採の場合は継続して5カ月しか雇用できないので、同じ人に働いてほしいときは、5カ月働いて、1カ月休んでもらって、また次の5カ月を働いてもらうということになり、ほとんどの人が1年の育児休暇をとるという実態にあっていません。嘱託の場合は、正規職員の4分の3の勤務時間ということになっているので、結局、周りの人の負担がふえることになります。長時間勤務の原因にもなりかねません。このような代替のあり方では、仕事上のしわ寄せがくるのは否めず、女

性の出産を心から応援していこうという気持ちを阻害して、休まれると大変だなというような気持ちにさせてしまうのではないのでしょうか。育児休業取得者の代替はフルタイムで継続した雇用にしなければならないと思いますが、市の考えはどうでしょうか。

4点目、これは市長にお答えいただきたいと思います。

女性の活躍推進には、女性のチャレンジを応援する組織風土をつくっていくことがとても大切だと思います。そのために上司のリーダーシップが欠かせません。全国各地の首長や、団体代表者や、企業などが次々と「イクボス宣言」なるものをしています。「イクボス」というのはご存じの方も多いと思いますが、部下の子育てや介護に理解があり、仕事との両立を支援する上司ということで、11月29日には全国知事会で、全国都道府県知事の皆さんが全会一致で「イクボス宣言」をされています。江頭市長、「イクボス宣言」はいかがでしょうか。

以上、4点お尋ねします。

○議長（森 清孝君） 総務部長、小川秀臣君。

[登壇]

○総務部長（小川秀臣君） それでは、まず最初に、私のほうから、1点目の有給休暇の取得の数値目標の設定について、それから、2点目の子育て、育児休業等がハンディキャップになっていないか、それと、3点目の職場環境ということで、答弁させていただきます。

まず、1点目の年次有給休暇取得率の数値目標の設定につきましては、これにつきましては、この項目が特定事業主行動計画においては、必要に応じ把握する項目となっておりますので、今回の計画には記載していないところでございます。

ちなみに、本市における年次有給休暇の1人当たりの平均取得率は、先ほど議員のほうからもありましたけれども、平成27年で47.2%であり、厚生労働省が実施しております平成27年「就労条件総合調査」によります47.3%と同等となっているところでございます。

2点目の育児休業や子育てがハンディキャップにならないかとの質問につきましては、係長への昇任につきましては、所属長ヒアリング等を実施して、本人の能力や現在の所属部署における執務状況、その他、勤務年数や勤務経歴、年齢等を考慮し、現在の所属部署における職員の配置状況等を含め、性別にかかわらず、総合的に判断して昇任を行っているところでございます。

今後も、復職後の昇任につきましては、法の趣旨を踏まえて対応してまいりたいというふうに考えております。

3点目の職員が安心して育児休業を取得できる職場環境の整備につきましてです

が、現在、職員が育児休業を取得する場合は、代替として、議員が申されましたとおり、臨時・嘱託職員を任用しております。

育児休業を取得した場合、周りの職員に迷惑をかけるのが気になるといった意見もあることも承知しておりますので、今後、職員研修等を行いながら、職員の理解を深めていきたいというふうに考えております。

○議長（森 清孝君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 「イクボス」宣言に関する私の考えというご質問でございます。

まず、「イクボス」というのは、「職場でともに働く部下やスタッフのワーク・ライフ・バランス、これを考えて、その人のキャリアと人生を応援しながら、そして、組織の業績も結果を出しつつ、みずからも仕事と私生活を楽しむことができる上司」と、こういうふうに定義されておまして、私もかねがね、こうしたものを求めていきたいと常に意識をしておるところでございます。

私どもの仕事の究極の目的であります、市民の幸福を追求すると、そういうことのためにもですね、やはり質の高いよい仕事をやるためには、みずからもやはり心身ともに健康で、そして、家庭や地域など私生活が充実しているということは、やはり前向きなエネルギーにつながってくるのだというふうに思います。

私の「イクボス」宣言でございますが、こうした観点から、前向きに取り組んでまいりたいというふうに考えております。ただ、実際にこれが組織として機能しないといけませんので、まずは制度を理解することが第一でございますし、そのために職員に対する研修も計画しているところでございます。このように、宣言と同時にですね、組織として今後どういうふうな内容で、どういう段取りで取り組んでいくのかということを含めて考える必要があると思いますので、その点のお時間だけは少し頂戴したいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（森 清孝君） 猿渡美智子さん。

[登壇]

○6番（猿渡美智子さん） 小川部長の答弁には甚だ不満であります。まず、年休の取得率が厚労省が示しているものと同等だからそれでいいという考えでは、一向によくなりません。ご存じと思いますが、大手の企業などでは、年休が完全消化できていないときには、無理にでも休みをとらなければならないというようなことが、もう実際に行われています。うちの息子なんかも、年休を消化しないといけないから、ちょっとカナダに行ってくるとかいうようなぜいたくなことを言っておりました。でも、そのことが働き続ける意欲にもつながっているというのを感じているところ

です。ぜひこの47.2%に満足をしていただきたいと思います。

子育てや育休などがハンディとならないようにということに対して、総合的に判断しているという答弁をいただきましたが、それでは、総合的に判断して、女性職員は一般的に3年間分、能力を伸ばすことにおいて劣っているという判断をなされているのでしょうか。

3点目の代替職員の体制づくりについては、職員の理解を求めるということでしたが、理解を求めて働いてちょうだいねということでは、一向に解決には結びつきません。その実態を変えていく取り組みこそが大切だと思います。

通告には書いておりませんでした、小川部長、どうでしょうか。もう一回お考えをお聞かせいただけますか。

○議長（森 清孝君） 総務部長、小川秀臣君。

[登壇]

○総務部長（小川秀臣君） それでは、猿渡議員のほうから指摘を受けましたので、答弁させていただきます。

先ほど、数値目標の設定につきましては、今回計画しております事業主行動計画につきまして、最初に七つの主な項目をとということでございましたので、まずはそれから始めて、今後、その段階においてですね、いろんなアンケート調査等も含めてですね、そういったものが必要であるかというものも考えながらやっていくということと、実際の今の状況ということで、厚生労働省関係の報告をさせていただいたところでございます。

それから、育児休業関係ということでございますけれども、現在の昇任というところの流れで、現在、本市のほうでとっておる制度としては、これはもう前回の答弁とも変わりませんけれども、総合的に勘案してしているというような内容でございます。

それから、先ほど実態を変える必要があるということでございますけれども、やはりこれには、どうしてもそれぞれのやっぱり職員研修あたりで、皆さんが理解をしていただくというのがやはり大事ということで考えております。それぞれに何か設定目標をやって変わるということがあればですね、それにつけていくんですけども、まずは職員研修をして、そういった状況にあることをみんなで支えていきますよというような姿勢をとっていただきたいと思いますということで、研修等のほうを行うということの答弁とさせていただいたところでございます。ご理解いただきたいと思います。

○議長（森 清孝君） 猿渡美智子さん。

[登壇]

○6番（猿渡美智子さん） 市長の「イクボス」宣言も含めまして、今後の取り組みに大いに期待をしていきたいと思います。

最後に、教育長にお尋ねします。

この特定事業主行動計画には、菊池市教育委員会の名前もちゃんと策定者として上げてあります。教育委員会がかかわっている以上、学校現場のことも行動計画に含めて考えなければならないと思います。

女性活躍推進法の方針にのっとって考えるとき、学校現場こそ、働き方改革が必要です。3月議会でも触れましたが、学校現場では長時間勤務が蔓延しているような状況にあり、菊池市でこれを是正して、労働安全衛生体制を整備していく上では、市内の小・中学校を一つの事業所とみなして、総括衛生委員会をつくるのが肝要です。既に八代市、人吉市、熊本市がその体制をつくっております。教育長は、総括衛生委員会の設置をする考えはありますか、お尋ねします。

○議長（森 清孝君） 教育長、原田和幸君。

[登壇]

○教育長（原田和幸君） それでは、議員ご質問の、働き方改革のための衛生委員会の設置について、お答えいたします。

労働災害防止の取り組みは、労使が一体となっていく必要があります、そのためには、衛生委員会において、労働者の危険または健康障害を防止するための基本となるべき対策、つまり、労働災害の原因及び再発防止の対策などですね、重要事項について十分な調査、審議を行う必要があります。

本市に、法で定める常時50人以上の労働者を使用する規模の事業場である学校というのはありませんが、県下でも、今、議員がおっしゃったように、設置している自治体もございますので、教職員の健康障害を防止する観点からも、議員ご質問の衛生委員会の設置については、前向きに検討していく所存でございます。

以上、お答えします。

○議長（森 清孝君） 猿渡美智子さん。

[登壇]

○6番（猿渡美智子さん） 前向きにというのが一体いつのことになるのか、そのことについては、また教育長とお話をさせていただきたいと思っております。早急な取り組みをお願いして、質問を終わります。

○議長（森 清孝君） ここで昼食等のため暫時休憩します。

午後の会議は午後1時から開きます。



休憩 午前11時40分



○議長（森 清孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、東奈津子さん。

[登壇]

○2番（東 奈津子さん） 皆さんこんにちは。議席番号2番、日本共産党、東奈津子です。通告に従って一般質問を行います。

まず最初に、就学援助制度の改善について質問します。

就学援助制度は、学校教育法に基づき、家計が苦しい小・中学生に、学用品、修学旅行費、給食費などの費用を支給する制度で、子どもの貧困が大きな社会問題となる中で、子どもの教育を支える大きな役割を果たしている制度です。子どもたちがお金のことを心配しないで学校に通えるように環境整備を図ることは行政の責任です。格差、貧困の拡大がとまらない中、全ての子どもたちの教育を受ける権利を保障するために、教育費の無償化を目指しつつ、義務教育学校のセーフティーネットとも言える就学援助制度を充実させることは緊急の課題です。

それでは、質問いたします。

まず最初に、過去3年間及び今年度の要保護者及び準要保護者の児童・生徒数をお聞かせください。

2点目は、就学援助の認定要件についてお尋ねします。

菊池市は、前年の所得により認定が行われていますが、他の自治体では、失業、病気等の理由で、世帯主の急激な経済的な変化に対し、前年の所得にとらわれない認定が行われています。菊池市においても、このような柔軟な対応をすべきと思いますが、どうでしょうか。

3点目は、新入学児童生徒学用品、いわゆる入学準備金の前倒し支給についてお尋ねします。

私の昨年年第4回定例会でも質問しましたが、制服やランドセル、体操服など、入学にかかわる費用は、現在は入学後の6・7月の支給となっています。しかし、保護者の負担を軽減するためにも、入学前の支給に改善すべきと提案をいたしましたが、その後の検討状況はどうなっているのでしょうか。

4点目は、就学援助の支給対象の内容の拡大についてです。

同じく、昨年年第4回定例会で猿渡議員からの一般質問でもありましたが、現在支給対象となっていないPTA会費、生徒会費、クラブ活動費を追加すべきと思いますが、どうでしょうか。その後の検討は進んだのでしょうか。

以上、お聞きします。

○議長（森 清孝君） 教育部長、大山堅四郎君。

[登壇]

○教育部長（大山堅四郎君） 改めまして、こんにちは。それでは、東議員の就学援助制度の現状並びに改善ということについてのご質問でございます。

まず、1点目の援助者の推移については、過去3年間と本年11月末日現在の要保護者の児童・生徒数及び認定いたしました準要保護者の児童・生徒数をお答えさせていただきます。

最初に、要保護者の児童・生徒数は、平成25年度が39人、平成26年度35人、平成27年度31人、本年度11月末日現在では30人となっております。

続きまして、準要保護者の児童・生徒数は、平成25年度が495人、平成26年度521人、平成27年度544人、本年度11月末日現在では564人となっております。

合計では、平成25年度が534人、平成26年度556人、平成27年度が575人、本年度11月末日現在が594人となっておりまして、本年度は年度中にもかかわらず、既に昨年度の実績を上回り、4年連続で増加をいたしております。

次に、2点目の就学援助の認定基準を、前年度の所得のみでなく、直近の生活状況を加味したものに改善できないかのご質問でございますが、現在の本市の就学援助費規則の規定では、前年の所得のみが就学援助の認定基準となっております。これは最新の個人の所得状況を把握する上で、当該年が無収入である証明というものが難しく、また、金額についても完全に把握する手段がないため、自己申請の所得による就学援助の認否が判断することは困難ということから、現状においては改善する考えはございません。

しかしながら、議員おっしゃるとおり、特例を設けて直近の所得を基準として審査をされている自治体もあるようですので、他市の現状を調査しながら、研究したいと考えております。

次に、3点目の新入学児童生徒学用品費の前倒し支給はできないかということですが、昨年、お話のとおり、第4回の定例会でも同じ質問をいただき、慎重に見きわめるとお答えをさせていただいたところですが、現在は、先進地の取り組みを精査しながら前向きに検討をしているところでございます。

次に、4点目の就学援助の支給対象項目へ新たにPTA会費、生徒会費及びクラブ活動費を追加できないかのご質問ですが、こちらの質問におきましても、昨年の第4回の定例会において、猿渡議員の一般質問の中でお答えしたところでございますが、その後も県内の他市の状況は変わっておらず、ほとんどの市において支給対象項目へPTA会費、生徒会費及びクラブ活動費は追加されていない状況にごぞ

います。

子どもの貧困対策の推進に関する法律が平成26年に施行されるなど、国全体でも子どもの貧困対策を推進する中で、この就学援助事業が、子どもに対する教育の支援として重要な役割を持つことは十分に認識をいたしておりますので、国の施策動向を見据えてまいりたいと存じます。

本市の就学援助の認定基準につきましては、東議員もご承知のとおり、生活保護法に規定する基準額の1.3倍以下と規定をいたしております、県内の他市と比べてもすぐれた基準で運用しているところでございます。

そうしたことから、引き続き他市の状況を精査しながら、慎重に見きわめたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 東奈津子さん。

[登壇]

○2番（東 奈津子さん） 今、部長答弁にもありましたように、ことし11月末日で認定を受けている児童・生徒数594人と。これ、全児童・生徒の約15%に当たると思います。これだけの子どもたちが、今、就学援助を受けざるを得ないという状況、しかも、この4年間、その生徒の割合がふえているというのは、全国はもちろん、菊池市でも子どもたちをめぐる深刻な実態があると私は思います。

質問の2点目の認定の要件の緩和というか、特例についてということで、回答は、研究はしたいが、現時点では改善は考えていないとの答弁でしたけれど、私は、これは実態には合っていないと思います。

お隣、合志市では、両親の急な失業などにおいては、特例として柔軟に対応していると聞いています。基準額はあくまでも目安です。やはり生活実態も加味したものに改善していく必要があります。実際の生活実態を反映させたものに改善すべきことを今後の検討課題として、改めて要求しておきます。

質問の4点目のPTA会費、生徒会費、クラブ活動費を入れてほしいということですが、これはですね、猿渡議員の質問でもありましたが、そもそも国が入れなさいと示している基準の中に入っている内容です。つまり、国が子どもの学校教育において必要であると認めています。合志市でも支給されている内容です。

この点で再質問をいたします。PTA会費、生徒会費、クラブ活動費を新たに支給するとなると、その増額分は幾らになりますか。

○議長（森 清孝君） 教育部長、大山堅四郎君。

[登壇]

○教育部長（大山堅四郎君） それでは、東議員の再質問にお答えをさせていただきます。

す。

就学援助の支給対象費目へ新たにPTA会費、それから生徒会費及びクラブ活動費の3項目を加えた場合、費用がどれくらいかというご質問でございます。

金額につきましては、本年度をベースにすると、概算ということになりますが、小・中学校をあわせて約718万円の増額が必要となります。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 東奈津子さん。

[登壇]

○2番（東 奈津子さん） 718万円と。もちろん来年度から、順次、小学校の社会体育科が始まりますので、その分は少なくなるので、670万ぐらいに引き下がるのかなとも思います。もちろんこの金額でも、少ない金額ではありません。大きい金額だとももちろん思います。でも、逆に言えば、就学援助の対象となる、生活自体が厳しい家庭の負担がその分あるということでもあります。繰り返しになりますが、これは国も支給対象と認めているものです。速やかに検討していただきたいと思います。

次に、新入学児童・生徒学用品、いわゆる入学準備金について、再質問をいたします。

前向きに検討するという趣旨の回答でしたが、もう検討ではなく、一日でも早く実施の決断をしていただきたい、こう思います。

今、小学校、中学校に子どもたちが入学するときどれくらいの費用がかかるか、ご存じでしょうか。私は、一例として、南中学校と隈府小の制服代、体操服代を調べました。中学校の男子の制服は、冬服の上下が1セット、シャツ1枚、ベルト、スクールシューズで、5万3,700円、体操服の夏と冬のワンセットで1万700円、これに学校指定のかばん、学校指定のサブバッグ、上履き、体育館シューズ代がかかります。恐らく、あわせると七、八万円はかかると思います。もちろんこの経費の中には、洗いがえのズボンやシャツのお金は含まれておりません。体操服の洗いがえも含まれておりません。

ちなみに、入学しててすぐ夏服を買わなければなりません。夏服が一番安い洗いがえなしで、ワンセットで1万2,600円です。

小学生では、冬服一式で約1万4,000円、これにランドセル代、そして、例えば隈府小では算数セットなど、入学式に1万円支払われなければなりません。

生活が大変な中で、これだけの費用を捻出しなければならないというのは本当に大変です。

入学準備金をめぐっては、全国では心が痛む事件も起きています。2014年9

月、千葉県銚子市の県営住宅で、母子世帯のお母さんが、生活困窮が原因で娘さんを殺害し、無理心中を図る事件が起きています。実は、この生活困窮の一因になったのが娘さんの入学準備金だったそうです。この方は就学援助を受けていましたが足りなくて、社会福祉協議会から限度額いっぱい、12万5,000円借りていました。しかし、それでも生活費を含めてお金が足りず、同じ時期にヤミ金からお金を借りてしまった。このヤミ金が、その後、返済できないと、どんどん脅しの電話をかけてくる。これで追い詰められたところに、家賃の滞納を理由に家の退去の張り紙をされたところで、無理心中に至ったという痛ましい事件です。

入学準備金の額は、国の基準では、小学生で2万470円、中学生でも2万3,550円、菊池市でも同じ金額です。さきに紹介した実際にかかる金額と比較すると、全く実態に合っていない。私はここに大きな改善点があると思います。今回の質問では、この額そのものについては取り上げませんが、今後はここも大いに改善すべき点だと思います。

同時に、すぐにでも改善できるし、しなければならないことは支給の時期です。入学準備金が子どもを抱える家庭の大きな経済的負担になっていることを考えるならば、その支給の時期というのは入学前にすべきです。熊本市では、今度の入学生からこの準備金の支給を前倒しするということになりました。

さきに紹介した千葉県のような事件は、今、全国でも、どこでも起こり得ると思います。菊池市内のある小学校の先生にお話を伺った中で、小学校に朝御飯を食べてこれない生徒がいるということでした。正確な数はわかりませんが、今はこのようなケースはまれではないということです。また、明らかに給食が一日の食事の主な食事となっていると見られるお子さんがいらっしゃるということです。先生は、その子が学校を欠席すると、ちゃんと食べているかが心配になるとのことでした。

また、小学校に上がる前の保育園の中でも貧困は深刻です。菊池市内のある保育園の園長先生からこんなお話を伺いました。3歳以上の子どもさんは、自分でお昼寝のお布団を持ってくるのですが、そのお布団を買えずに、持ってこれない子どもさんがいる。保育園の布団を貸し出ししているが、お昼寝の時間に布団を借りることに遠慮があるのか、なかなか寝つこうとしない。朝御飯を食べずに登園する子どももいる。笑顔もなく、クラスの外でぐったりと寝そべっている。先生がインスタントのみそ汁をあげて、何日かしたら笑顔は戻ってきたということです。

菊池市でも、本当に子どもたちの貧困は深刻です。この認識に立って、しっかりと対応していただきたい。その具体策として、新入学学用品、入学準備金の前倒し支給を実現すべきです。そして、この支給時期に関しては、文科省も、昨年5月の参議院の委員会で、児童・生徒が必要とする時期に支給されるように市町村に働き

かけることを約束しています。

教育長に、再度、質問します。

このような子どもさんや親御さんの実態を踏まえるならば、この入学準備金は必要な時期に支給されるべきと考えます。新たな財源は必要としません。やろうと思えばすぐにでも実現できます。一般的な検討ではなく、具体的な時期も示し、速やかに実施に向けて作業を進めていただきたいと思いますと思いますが、どうでしょうか。

○議長（森 清孝君） 教育長、原田和幸君。

[登壇]

○教育長（原田和幸君） 新入学児童・生徒の学用品費の前倒し支給の具体的な開始時期についてのご質問でございましたので、お答えをします。

昨年の１２月の定例会でもお答えしましたが、東議員のおっしゃるとおり、小・中学校の入学時に伴う費用は非常に高額で、特に中学生では相当額となり、保護者の負担が非常に大きいということは十分に理解をしております。

県内では、最初に天草市が昨年度実施されております。また、先ほど議員おっしゃったとおり、県内２例目として、熊本市でも間もなく実施されるというふうに聞いております。

先ほど部長が答弁しましたとおり、現在、本市教育委員会でも先進地の取り組みを参考に検討を重ねているところでございますが、周知の期間、それから規則の一部改正、それに予算の確保も必要となりますので、早ければ平成３０年度入学者に対して前倒し支給ができるように進めていきたいというふうに考えております。

以上、お答えします。

○議長（森 清孝君） 東奈津子さん。

[登壇]

○２番（東 奈津子さん） ありがとうございます。具体的な時期、はっきりと示されたことはとても前進だと思います。ぜひとも実現をしていただきたい、そう思います。

そもそも就学援助制度実現のためには、準要保護への国庫負担を復活させ、就学援助認定状況に合わせた国庫予算の額の大幅な増額、地方交付税の積算単価の引き上げが必要です。

また、先ほども触れましたが、給付額についても、子どもたちが過ごす学校生活の実態に合った水準に引き上げていくことが検討されなければなりません。その点では、朝日新聞の１０月８日報道によりますと、文科省は、来年度予算の概算要求で、入学準備金の額をほぼ倍額に引き上げる方向で要求しているということです。大変重要な点です。菊池市でも、今後、検討すべきだと思います。

どの子もお金のことを心配しないで通える学校であるために、必要な時期に、必要な内容で利用できる、そのような就学援助制度の拡充を今後も引き続き求めていく決意を述べて、次の質問に移ります。

次に、子どもの医療費の助成について質問します。

子どもの医療費の無料化は、子どもが何かあったときに、お金の心配なく医療を受けたいという保護者の切実な願いから出発したものです。子どもの貧困の問題が大きな社会問題となる中で、子育て世代、とりわけ貧困世帯に経済的理由による受診抑制が広がっています。私も、当選以来、この子どもの医療費の無料化の拡充については、一般質問の中で何度も取り上げてきました。現在、菊池市は、他市に先駆けて中学３年生までの助成の対象を広げていますが、しかし、中学生以上になると一部自己負担が発生し、さらに助成の対象の費用まで一旦窓口で立てかえなければならぬ状態です。

昨年６月、私の一般質問で、江頭市長は、子どもの医療費の問題は重要な課題ではあるが、国の基本的政策であり、市としては、他の助成制度の実施状況ともあわせて、しばらく見きわめたいとの答弁でしたが、その後、この問題ではどのような検討がされてきたのでしょうか、お聞かせください。

２点目は、改めて経済的理由による受診抑制が広がらないためにも、中３までの医療費の完全無料化を実施すべきと思いますが、見解をお聞かせください。

○議長（森 清孝君） 健康福祉部長、木原雄二君。

[登壇]

○健康福祉部長（木原雄二君） 過去の定例会時に、東議員から中学生以上の無料化についてというご質問をいただきまして、市としましても、その後の必要性につきまして、県下の市町村の会議等での協議あるいは財源につきまして、国や県への要望等を行いました。また、昨年１０月より小学校６年生までにつきましては、県内の現物給付へ範囲拡大を行い、受診しやすい体制づくりも行ってきたところでございます。

しかしながら、さらなる子育て支援の充実により、移住・定住促進を含めまして多方面にわたりましてその効果は大きいと思われましますので、中学校３年生までの完全無料化につきましては検討を重ねてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 東奈津子さん。

[登壇]

○２番（東 奈津子さん） 今、検討を重ねますという答弁で、この問題を今回真剣に認識していただき始めているということで、大変大事な答弁だと思っております。

全国保険医団体連合会が、昨年１１月からことし１月に簡易医療機関を対象に実施した受診実態調査では、経済的理由による受診中断があったとの回答が、医療診療所で３４．９％、歯科診療所で５１．７％にも上っています。また、経済的理由で検査や治療、投薬を断られたことがあったとの回答も、医療診療所で４７％、歯科診療所で３５．３％でした。この調査からも貧困と格差拡大の中で必要な受診ができない実態が明らかになっています。毎回の一般質問で指摘しておりますが、心身の発達期における子どもに、経済的理由による受診抑制が発生することは絶対にあってはならない、そう思います。

ここで、議長の許可をいただきましたので、パネルを示させていただきます。

[パネルを示す]

○２番（東 奈津子さん） これは和歌山県の小児科医佐藤洋一先生が、佛教大学の脱貧困プロジェクトの一環として、外来患者を対象とした質問調査を行った結果です。全国民主医療機関連合会の機関誌１０月１７日号に掲載されたデータをもとに作成したグラフです。私が、今、お見せしております、この佐藤医師の研究・調査によりますと、年収５００万円前後で医療アクセスに影響がある。つまり、経済的理由による受診控えがあったというデータです。

次に、また、この同じ調査では、年収２００万円前後で子どもの健康状態が悪いと感じている親の割合が出ています。

二つとも赤のラインで示したが、年収の区分ではっきりと差が出ています。

全国でも健康保険の自己負担を理由とした受診抑制の例として、次のような事例が報告されています。ぜんそくを持つ子どもを定期管理が必要だが、予約日に受診せず、薬が切れるとぜんそく発作を起こして、救急受診を繰り返す。母親はお金がなく受診できない、こう言っている。学校の眼科健診で斜視が指摘され、精密検査を勧められたが、お金が払えないので行けない。このような事例が報告されています。

さきに紹介した佐藤先生は、次のように専門医として指摘しています。「償還払いや一部負担金は医療へのアクセスを制限する。現物給付の完全無料化は、結果的に医療へのハードルを下げてくれます」、こう述べられています。

全国の例だけではありません。菊池市でも、中学生の息子を持つお母さんから次のようなお話を聞きました。夜遅く中学生の息子のぐあいが悪くなり、病院を受診しようか悩んだとのこと。そもそも幾らかかるかわからないので、受診そのものをためらった。中学生だから少しは我慢できるかと思い、本人に何度も病院に行かなくても大丈夫、我慢できるかと聞いたとのこと。よっぽどきつかったのか、本人は何も返事はしない。でも、家庭の事情もわかっており、連れていってとも言わない。

子どもの状態を心配して、結果、受診をしたが、そこで当直の医師から薬の服用とあわせて、安心して眠れるように注射も打ちましょうかと聞かれるが、どれくらい費用がかかるのかわからずに、お母さんは即答ができなかったとのことでした。

菊池市では、小学6年生までは窓口完全無料化なのです。助成分を立てかえることは必要ありません。しかし、中学生になると自己負担があるために、助成の費用の部分まで窓口で一旦立てかえを余儀なくされます。私の昨年6月の一般質問で、経済的に大変な家庭にとって、この立てかえをするということ自体が大変なことであることを幾つかの事例で指摘をしました。

市長に質問をいたします。

経済的な理由で深刻な受診抑制が全国でも菊池市でも広がっている。この状況をしっかりと受けとめ、菊池市での中学3年生までの医療費の完全無料化を早急に実施すべきと思いますが、どうでしょうか。

○議長（森 清孝君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） ただいま東議員からの子ども医療費の完全無料化についての考え方ということでございました。

子ども医療費の助成につきましては、先ほどお話にもありましたように、本市は、他市に先駆けて取り組んでまいったところであります。また、その効果を検証しながら、これまで段階的にさらなる充実を図ってきたところでございます。

現在、市では、総合計画基本構想の前期基本計画で「子育て支援の充実」というのを掲げまして、子育てのしやすい環境整備や支援を行ってきております。今後とも子育てしやすい「安心・安全のまちづくり」のために、先ほど部長の答弁でもありましたように、中学3年生までの完全無料化について検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（森 清孝君） 東奈津子さん。

[登壇]

○2番（東 奈津子さん） 今、市長の答弁でも検討を進めるということでした。これまでの見解よりも、実施に向けて、私は大きく前進したと認識しております。

最後に、2009年から中学校3年生までの窓口完全無料化を実施した群馬県の事例を紹介させていただきます。

継続的、定期的な治療管理が必要な疾患であるぜんそく、アトピー性皮膚炎について、窓口無料化の効果ををはかるために受診状況を実施していました。無料化の後、どちらも受診者数がふえています。この結果からも、自己負担が必要な医療を抑制

し、健康格差の拡大、健康悪化につながっていたことを示していると思います。まさしく、この完全無料化は効果も必要性も明らかであります。

同じ群馬県健康福祉部長は、定例の県議会の中でこう述べています。早期受診による重症化の防止に役立っているのではないかと。また、その答弁の中で、虫歯の治療率も大きく完全したことを挙げ、子どものころから歯を健康な状態に保つことは、生涯にわたる健康にとってもとても大切なことでありまして、ひいては医療費の抑制につながるものなのかというふうに考えてございます。県知事も子どもの医療費の無料化は、活力ある豊かな社会を築くための未来への投資、こう答弁しています。

本来、子どもたちの命と健康を守り、子育て世帯を応援するための地域間格差をなくすためには、国の制度として無料化を確立することが必要だと私も思っております。また、全国最下位の県の無料化の年齢も、もっともっと引き上げるべきだと思います。そのために、私は今後も執行部や市長とも力を合わせ、国、県にもしっかりと働きかけていく決意です。

同時に、子どもたちの日々の成長を考えるならば、国、県の制度ができ上がることを待つてはいられません。国の制度の上に、自治体独自の助成制度をさらに前進させていくことは、待ったなしの課題です。一日も早い中学３年生までの医療費完全無料化実現のために、引き続き頑張っていく決意を述べて、次の質問に移ります。

次に、新総合事業（要支援サービス）について質問いたします。

２０１４年６月、国において成立した医療介護総合確保法により、介護保険の分野でも制度が大きく変わりました。昨年の私の一般質問でも取り上げましたが、訪問介護、通所介護にかかわる予防給付から要支援者を外し、新たな予防・日常生活支援総合事業に移行させるもので、一言で言えば、要支援者の権利の剥奪と言えます。

厚労省は、市町村事業に移行しても、必要な人には専門サービスが提供されるとし、形式が変わるだけで、介護保険制度の枠内からは外れない。保険外しには当たらないとの説明を繰り返していますが、しかし、実際は、保険給付では被保険者に受給権が発生するので、市町村には給付義務が発生します。保険給付の対象となるサービスには法令により基準が定められ、質が担保されている上に、予算が足りなくなっても、市町村には給付義務がある以上、補正予算を組んでも給付する必要があります。

これに対して、市町村事業になると予算の範囲で行うもので、市町村には給付義務はなく、予算が足りなくなったら、そこで事業は打ち切りになります。法令によって統一的な基準が決められているわけではなく、専門サービスが提供される保障

もありません。両者は全く異なるものであることを改めて指摘しておきます。

最初に、2点お聞きします。

昨年の私の一般質問でも、サービスの量・質ともに後退をさせないとの答弁がありました。ことし4月からの実施状況をお聞かせください。具体的には、総合事業を利用されている方で、現行相当サービスを利用されている方、その他のサービスを利用の方は、それぞれどれくらいいらっしゃいますか。

2点目は、本格的にこの総合事業が始まる来年4月から、菊池市における新総合事業の計画・内容についてお尋ねします。

来年4月から本格的な実施となりますが、菊池市では、通所型サービスと訪問型サービスはどのような形態となるのでしょうか。

また、現行サービスと、新たに実施予定の基準緩和による訪問型サービスと、通所型サービスの移行目標はどのように考えていらっしゃいますか。

以上、お聞きします。

○議長（森 清孝君） 健康福祉部長、木原雄二君。

[登壇]

○健康福祉部長（木原雄二君） まず、1点目の新総合事業の実施状況でございますが、従来の全国一律の介護保険サービスから、地域の実情に応じた市独自の新しいサービスを本年4月から開始したところでございます。

本年8月現在、総合事業のサービスに移行された方は、現行の介護保険サービスと同様の訪問型サービスが103名、通所型サービスが149名、有償ボランティアによります訪問型サービスBというのがございますが、そちらは1名でございます。

2点目の来年4月以降の新総合事業の計画及び内容についてでございますが、本市では、現行相当のサービスに加えまして、緩和した基準によります身体介助を必要としない訪問型サービスと通所型サービスを実施する予定でございまして、現在、事業所説明会などの準備を進めているところでございます。

なお、現行と同様のサービスから緩和した基準によりますサービス移行目標につきましては、現在、検討しているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 東奈津子さん。

[登壇]

○2番（東 奈津子さん） 現在はほとんどが従来どおりのサービスとなっているが、来年4月以降は検討するということではありますが、全国的な動向を見れば、かなりの割合でこの緩和型のサービスAの移行が見込まれていると思います。

昨年的一般質問で、新総合事業に当たって、質・量ともに後退させてはならないとの質問に、後退させないとの答弁でしたが、この緩和型サービスAの移行というのは後退です。サービスAでは基準が緩和され、ホームヘルパーの資格がなくても、一定の研修さえ受ければ、つまり、無資格者でも訪問サービスが提供でき、訪問事業者の責任も無資格者でよいとされます。通所サービスAに至っては、看護職員も生活相談員の配置の必要もなく、従事者が利用者15人に1人配置されるだけでよいという基準です。指定業者によるほか、市町村の委託による事業が可能となり、前者の場合は、現行相当サービス同様に、国が定める単価を上限として市町村が単価を定めます。下限はなく、国基準より低い単価とすることができます。無資格者によるサービス提供が可能になることから、市町村は現行相当サービスに比べて、かなり低い単価を設定することが予想されます。

結論を言うと、現行介護保険事業への緩和基準サービスの導入は、ホームヘルプサービス全体に混乱を与え、その専門性と社会的評価を低め、サービスの質を低下させる可能性があります。また、無資格者と同列の事業従事者にされたヘルパーなど、介護労働者の賃金、労働条件には引き下げの吸引力となって、これを一層低下、劣化する役割を果たすことになります。

そこで、再質問いたします。

1点目は、菊池市でも導入が予定されています、このサービスAについてです。単価はどうなるのでしょうか。また、事業所への支払い形態が現行の月額包括型は維持されるのでしょうか。

また、サービスAの事業者は資格がなくてもよいとなっていますが、その対応として、市として研修の計画等はどうなっているのでしょうか。

2点目は、窓口対応についてお聞きします。新たに介護認定を相談に来られた方が、最初からチェックリスト聴取での総合事業移行を前提の受け付けではなく、まずは介護保険認定申請を先に行うべきだと昨年的一般質問でも指摘しましたが、現在の窓口の受け付け状況はどのようになっているのでしょうか。

3点目は、新総合事業の実施に当たって、国は市町村に対して、介護予防ケアマネジメントを通じた自己努力の押しつけと、利用制限であるサービスからの卒業を促していますが、サービスを打ち切るようなケアマネジメントは許されないと思いますが、市の見解をお聞かせください。

以上、3点再質問します。

○議長（森 清孝君） 健康福祉部長、木原雄二君。

[登壇]

○健康福祉部長（木原雄二君） まず、1点目の新たに創設します人員配置等の基準緩和

和サービスAの単価についてでございますが、サービスの質が落ちないよう、国のガイドラインで示されております現行型サービスの8割から9割程度の範囲内で、現在、最終調整を行っているところでございます。

また、介護事業所への支払いの形態でございますが、現行相当サービスは月に何回利用しても同額となります月額包括報酬でございますが、サービスAは1回当たりの単価を設定する独自定率にする予定でございます。

次に、サービスAの事業者への資格要件といたしましては、1事業所1名以上の看護師や介護福祉士あるいは介護職員初任者研修等修了者または一定の研修受講者とする予定でございまして、その研修につきましては、県などの主催の研修を想定しているところでございます。

2点目の新規認定申請者が窓口に来られた場合の窓口対応方法についてでございますが、サービス利用相談があった場合、相談の目的や本人の状況及び希望するサービスを丁寧に聞き取りを行いまして、明らかに要介護認定が必要な場合には、要介護認定の申請手続きをご案内しているところでございます。

また、総合事業サービスのみを利用する場合は、要介護認定を省略いたしまして、基本チェックリストを用いて本人の状況あるいはサービス利用の意向を聞き取りまして、迅速なサービス利用につないでいるところでございます。

3点目の介護サービスからの卒業はあってはならないという東議員のご意見でございますが、総合事業の狙いというのは、要介護・要支援認定に至らない高齢者の増加と自立支援に向けたサービス展開による要支援状態からの自立の促進や、重症化予防の推進等であると考えております。

自立支援のためには、できないことを手助けすることではなく、自分でできることをふやしていくために支援していくことが必要でございます。

サービス利用により、身体機能が改善された方につきましては、市の一般介護予防事業や地域のふれあいデイ、あるいは語らいの場等をご利用いただけるよう、介護サービス以外の高齢者の介護予防事業を進めていきたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 東奈津子さん。

[登壇]

○2番（東 奈津子さん） 単価は8割から9割との答弁でした。厳しい市の介護保険の予算の中で、国の上限のもとで、最大限の努力はあったと思いますが、この最大の問題は、国が事業費に上限を設けていることです。ここが最大の問題です。事業費全体の伸びをその市町村の75歳以上の人口の伸び率しか認めない財源の上限管理で市町村を追い込み、費用のかかる現行相当サービスから、安上がりな多様な

サービスへの移行や利用抑制、卒業などを強要する仕組みとなっています。こうした兵糧攻めを許さないために、国に対し、自治体としても新総合事業の事業費上限設定については撤廃し、必要な予算を補償するよう、ぜひとも求めていただきたいと思います。

同時に、自治体としても、必要に応じ一般会計からの補填も含め、サービスの提供に必要な総合事業の確保に努めるべきです。総合事業費の上限を理由に、利用者の現行相当サービスの利用を抑制しないようにすべきです。

また、支払い方法が月額包括式から回数実績払い方式に変更になるとの答弁でした。これは事業所にとっては大きな問題です。報酬が引き下げられると、現象的には利用者負担が下がるので、利用者の利益にかなうかのような感じがしますが、サービスを提供する事業者が、報酬減により要支援の利用者の受け入れを敬遠し、さらには経営悪化により事業所閉鎖、撤退などの事態になれば、地域のサービス基盤が崩壊し、利用者のサービスがなくなることにつながりかねません。

また、無資格者の研修ですが、まだ非常に不十分な内容であると思います。利用者の自宅に単独で訪問し、生活全般の支援を行うホームヘルパーは、在宅サービスのかなめです。要支援の利用者の生活を支えているホームヘルプサービスの役割を考えるならば、安易な無資格者の導入は行うべきではありません。

2点目に関してですが、基本チェックリスト該当だけでは、住宅修理や福祉用具のレンタル、購入を含めて、一切の介護保険サービスは利用できません。また、チェックリストによる判定結果に納得ができない場合にも不服審査請求もできません。したがって、窓口では相談者には要介護認定の手続を速やかに行うべきです。このことを再度指摘しておきます。

3点目に関してですが、居宅における能力に応じた自立した日常に必要なサービスを提供し続けることが介護保険の責務です。卒業を一律に迫るようなケアマネジメントは絶対に許されません。地域包括支援センターが利用者への卒業を促す役割を果たすことがないよう要望しておきます。

最後に、市長に伺います。

市長も、昨年の私の一般質問の答弁で、介護サービスの質と量から、現状から後退しないように努めてまいります、こう答弁されています。しかし、今度の4月から菊池市でも本格的に実施されようとしているこの新総合事業は、多くの問題点と課題を抱え、質と量の後退を招きかねません。市長は、4月から実施されるこの内容で、サービスが質・量ともに後退しないとお考えですか、見解をお聞きます。

○議長（森 清孝君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 総合事業に関する質・量の維持という問題に関するご質問でございますが、総合事業は、要介護・要支援認定に至らない高齢者の増加と、自立支援に向けたサービス展開による自立促進と重症化予防の推進というものが目的でございます。

菊池市の高齢者の皆さんが住みなれた地域で安心して暮らしていただけるよう、高齢者の状態に合ったサービスや介護予防事業を展開しまして、今後も総合事業をさらに推進しまして、サービスの質と量が現状から後退しないように努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（森 清孝君） 東奈津子さん。

[登壇]

○2番（東 奈津子さん） 今後も現状から後退しないように考えているという答弁でした。

実際はですね、ただ、繰り返しますが、この基準を緩和したサービスAに移行すると、質・量ともに大きく後退する危険性というのがあります。

新潟県上越市では、基準緩和A型は予防給付の8割の報酬となり、ほとんどの事業所が、2015年、基準緩和Aに参入をいたしました。それを受けて、市が、2015年度中利用見込みでは、1年以内に要支援者の半分以上を緩和サービスに移行させることにしました。同じ年の8月に社保協というところが実施したアンケートでは、「今までの利用者を放り出すことができないので参入した（通所事業所）」、「緩和された利用者を受け入れることで報酬が下がることになり、経営が悪化している（通所事業所）」、こういう回答が相次いでいるということです。

今までの利用者に同じようなサービスを提供しながら、報酬単価だけを下げる結果となり、事業所の中には事業継続が困難になり、撤退に追い込まれたところもあるそうです。これでは地域の介護基盤を崩壊させかねません。

国の法改定で、新総合事業そのものの実施は避けられないとしても、地域の介護の実情から出発し、国のガイドラインをうのみにせず、まずは現在のサービスを維持・確保することを最優先すべきです。助け合い、支え合い、介護予防の地域づくりはじっくりと時間をかけて検討するという、どっしりとした構えた姿勢で今後は取り組んでいく必要があると思います。

高齢化が進む菊池市にとって介護問題は重要な問題です。住民や関係者の声をしっかりと聞き、自治体として介護の質・量ともに絶対に後退をさせない、現行サービスの縮小はしない、この決意で取り組んでいくことを要望しまして、私の一般質問を終わります。

○議長（森 清孝君） ここで10分間休憩します。

休憩 午後1時48分

開議 午後1時56分

○議長（森 清孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、樋口正博君。

[登壇]

○17番（樋口正博君） 皆さんこんにちは。議席番号17番、樋口正博です。よろしくお願いたします。

4月の地震から、もう少しで8カ月を迎えようとしています。季節も春から冬へと移り変わり、そんな中で、いまだに家屋解体も進まず、自宅がない中で頑張っておられる皆様方、それぞれが被災を受けておられますが、ともに復興、未来ある復興を目指して、議会、執行部とともに頑張っていきたいと思います。

まずは、通告に従いまして、斑蛇口湖周辺の活性化と整備方針について、一般質問をさせていただきます。

2020年の東京オリンピックが決まりました。それからすぐ、私はここにも登壇させていただきながら、ぜひとも海外のチームの事前合宿の招致を行ってほしい、そんな思いで質問をさせていただいたこともある中で、10月10日、福岡市で行われたノルウェーとの事前キャンプに関する基本合意が締結をされました。

途中、ボートについては、連日テレビで「海の森水上競技場」から「長沼ボート場」または「彩湖」と、いろんな話が上がってまいりました。実は、もうそのとき、日本ボート協会の木村理事長、また、全日本のコーチの大林さんから、選手、協会としては「彩湖」が一番いいんじゃないかという意見を持っていたが、防災上の観点から「彩湖」は使えないということで、「海の森水上競技場」になったという経緯を聞きながら、都知事選が終わって、どういう経緯かはわかりませんが、またあのような騒ぎになって、違う意味でボートが注目されたというのは、協会にとっても非常に残念なことではなかったかなというふうに思っております。

そんな中で、このノルウェーのキャンプが決まったわけですが、この基本合意書、我々は報告を受けておりますが、この基本合意書の詳細とはどのようなものをあらわすか、まずお聞きしたいと思います。

2点目です。ノルウェーボート・カヌーナショナルチームから求められているハード及びソフト面における整備等の内容について、どのようなものが求められているか、お聞かせをいただきたいと思います。

3 点目です。今後、合意書締結を行った J O C、熊本県、そして、菊池市、それぞれの責任と役割分担とは、また、予算の負担の有無を含めて、お教えいただきたいと思います。

4 点目、当然ナショナルチームが来るわけですから、何らかの要望があると思うんですが、そのことに関しまして、常設または仮設を含めた整備の方針、この菊池市としての方針はいかなるものか、教えていただきたいと思います。

5 番目です。この調印式の記事を読みますと、ノルウェーオリンピック委員会のインゲ・アンデルセン専務理事が述べられたという中に、「菊池にはスカンジナビアのような美しい自然があり食べ物もおいしく……、その先も続きますが、」このような発言を受けた中で、周辺整備についてはどのようにお考えになられているのか。

以上、5 点についてお伺いをしたいと思います。

○議長（森 清孝君） 教育部長、大山堅四郎君。

[登壇]

○教育部長（大山堅四郎君） それでは、樋口議員ご質問の 1 点目から 4 点目につきまして、教育部のほうでお答えをさせていただきます。

まず、これまでの経緯といたしまして、本年 3 月 1 7 日にノルウェーオリンピック委員会が、2 0 2 0 年の東京オリンピックに向けたボート・カヌー競技の事前キャンプ地を目的といたしまして、斑蛇口湖ボート場を視察をされております。

その後、5 月上旬に、菊池市に対し事前キャンプの受け入れを希望され、議会全員協議会でもご報告をいたしましたように、本年 1 0 月 1 0 日に J O C 日本オリンピック委員会とノルウェーオリンピック委員会及び熊本県と菊池市による、L O I 「基本合意書」の締結のための調印式を行ったところでございます。

まず、1 点目のご質問であります基本合意書の詳細というものにつきましてですが、合意書にはノルウェーオリンピック委員会、日本オリンピック委員会、熊本県並びに菊池市の義務が記載をされております。ノルウェーオリンピック委員会の義務といたしましては、選手のトレーニングに伴うシャトルバスや通訳、宿泊施設との協議、そのほか、地元市民や選手との交流等が盛り込まれております。

日本オリンピック委員会の義務といたしましては、最良の事前キャンプができるよう 3 者への助言が主なものであり、熊本県の義務といたしましては、主に連絡調整となっております。

菊池市の義務につきましては、主に練習時間の調整や斑蛇口湖ボート場使用の優先、通訳、輸送及び宿泊や医療機関、その他の団体との契約交渉等に伴う支援ということとなっております。

次に、２点目のノルウェーナショナルチームから求められている施設整備等の内容につきましては、これからの協議ということになります。

３点目のそれぞれの責任と役割分担及び予算につきましては、基本合意書では、詳細についての取り決めは定められておりませんが、ノルウェーオリンピック委員会が、来年の１０月ごろに再来日の予定となっておりますので、それから通訳や移動関係、宿泊や食材及び練習会場やトレーニングに伴う設備等の協議に入り、予算も含めまして、平成３０年の秋までには最終合意を行う予定といたしております。

４点目の常設・仮設を含めた斑蛇口湖ボート場の整備方針としましては、今回のノルウェーの事前キャンプに限らず、年間を通して開催される大会を踏まえ、また、大会によっては障がい者カテゴリーも考えられることから、できる限り斑蛇口湖ボート場の不便さを解消し、さらに利用しやすくするため、トイレや飲料水の整備を必要と考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 建設部長、樋川博久君。

[登壇]

○建設部長（樋川博久君） 建設部のほうから、５番目の周辺整備につきましてお答えしたいと思います。

現在の整備状況を申し上げますと、平成２７年度におきましては、エントランス広場の高木・低木の剪定と芝張り、駐車場からの遊歩道の整備を行いました。平成２８年度におきましては、風の広場の柵の修理と芝張り、ステージの撤去、艇庫の反対側にあります観覧席の整備を行いました。また、平成２９年度についてでございますが、柵の修理、駐車場と道路の白線等の修理を計画しているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 樋口正博君。

[登壇]

○１７番（樋口正博君） それでは、再質問させていただきます。

この事項の３番に当たると思うんですけど、再度、ノルウェーのナショナルチームから求められていることで、予想されるハード面と、また、ソフト面の内容については、どのようなものが想定をされるのか。また、費用についてはどのようなのかをお聞かせいただきたいと思います。

また、５番目の、ノルウェーチームが合宿を予定されていますが、最終合意の意気込みに対して、市長はどう思われているかというのが一つと、５番目で、いろんな整備方針、立ち木とか、観覧席の話をされたんですが、私がちょっと本当はお伺

いしたかったのは、この機会に斑蛇口湖周辺をただの人工林ではなくて、例えば斑蛇口湖の真ん中の橋を渡って、そのまま真っすぐ上がっていくと、右手に原生林がまだ残っていますね。左にはあずまやがありますが、勾配がきつくて、ほとんどの方は行かれたことがないと思うんですけど、非常にすばらしい景色があるんですけど、常々市長は外国人の観光客誘致にも積極的に取り組まれていると。その中で、お話をしている中で、東アジアだけではなくて、実はヨーロッパやアメリカからもお客さんが来て楽しんでいただけるようなところをつくりたいという話をお伺いをした覚えがあります。その中で、ボート場だけではなくて、あの斑蛇口湖周辺の森林に関して、いろんな外国の方が来て楽しめるような、自然涵養できるような森をつくり出すということも、一つ、今回のことに合わせてできるのではないかというふうに個人的には考えるものですから、その点について、市長の思いをお聞かせいただければというふうに思うんですが、よろしくお願いいたします。

○議長（森 清孝君） 教育部長、大山堅四郎君。

[登壇]

○教育部長（大山堅四郎君） それでは、再質問のまず想定をされる内容ということでのお答えをさせていただきます。

ノルウェーナショナルチームから求められることで想定をされるものとしたしましては、まず、ハード面といたしまして、トレーニング機器等の整備、ソフト面といたしましては、先ほども申し上げましたとおり、通訳や施設間のシャトルバス、宿泊等が考えられます。

また、2点目の費用負担の割合についてということでございますが、こちらはこれからの協議となりますけれども、施設の使用料を含め、ノルウェーオリンピック委員会、熊本県、菊池市、それぞれ応分の負担になるものと想定をいたしております。

以上、お答えをいたします。

○議長（森 清孝君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） それでは、私のほうからは、ノルウェーチームを迎えるに当たっての思いと、意気込みといった点と、それから、欧米人の方々を迎え入れる観光戦略といいたしましょうか、そこの展望という趣旨のご質問であったかと思います。

まず1点目でございますが、今回のこのノルウェーキャンプというのはですね、もちろん経済効果は直接的なものもあるわけですが、これは4年後に数十人の方が二、三週間ということでございますから、それほど大きいものではありませんけれども、むしろこの発信力といいたしましょうか、そこからつながるさまざまな経済効果、PR効果、こうしたことが一番私は重要であろうというふうに思っております。

思い起こせば、日韓ワールドカップがございました年、中津江村が、これはお隣でございますが、大変メディアをにぎわせたわけございまして、いまだにですね、「中津江」という言葉で、皆さんワールドカップを連想するほどにまだ頭に残っておるわけでございます。そのときのこの功労者というのは、村役場というよりは、むしろ地元の方々、特にご婦人の方々であったような記憶がまだございます。

先ほど言った大きな発信力に向けてですね、大きなチャンスと捉えておりますので、十分な準備を行っていきたくて思っておりますけれども、そのために必要なハード面、今から各機関とも相談をしながらですね、可能な限り整えていきたくて思っておりますし、とりわけソフトの面ですね。特に民間の方と一緒にですね、市民参画の中で、本当に温かくお迎えして、かつ印象に残るものにするということが一番大事だろうと思っております。

また、これから4年ございますけれども、4年後に何か動くということではなくてですね、これからさまざまな仕掛けを少し考えていきたいというふうにも考えているところでございます。

いずれにしても、いただいたチャンスを大きなものに確実に育てていきたいというふうに考えております。

それから、第2点目、観光面での波及効果ということでございますけれども、今、議員のほうからご指摘のあったとおり、今回、ノルウェーチームは、もう一見ただけで菊池の自然というのを大変お気に召しているようでございます。西洋人の方々というのは、とりわけ文化への関心が非常に高く、一旦そこが好きになりますと、本当の固定ファンになる可能性が高いわけでございますので、これまで外国人の方の民泊等々を何回かに分けて、実証モデルとしてやっておりますけれども、そこでも同じような手応えを感じておりまして、アジアの方はアジアの方向きのもてなし方あるいはコース、西洋人の方はまた少しちょっと違うなど。それは文化、自然、アクティビティといったものを組み合わせるのが好まれるようであるというふうに考えております。

そういう意味では、その周辺は、ご指摘のように、大変すばらしい可能性を秘めております。先ほど申し上げた民間とも一緒になってという文脈からもですね、今、たまたま民間の方と一緒に、このダム周辺、桜の里にしようじゃないかということで、ヤマザクラを去年から植え始めているところでありますし、今ご指摘のあった方面のほうは、もみじ等を植えていきたいねという話も、今、始まっているようでございます。こうしたことを我々も一緒になって、これから整備をしてですね、ぜひファンをつかまえることにつなげていきたいというふうに考えております。

いずれにしても、これは市役所だけとかですね、民間だけとかいうことでは

なくて、まさに総力を挙げて全市民で取り組むような仕組みにしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（森 清孝君） 樋口正博君。

[登壇]

○17番（樋口正博君） 今、市長のお話を聞いて、少しだけ安心をいたしました。なかなか打ち合わせではそこまで話が出てこなかったものですから。市長おっしゃるとおりだと思います。ノルウェーの合宿自体は10名程度、約3週間ですから、ただ、これをいかに利用するか部分は非常に大きくなると思います。まず市民へどうやって周知を行うのか。観光の基本である、市民挙げて相手をやっぱり迎え入れるという部分の体制を整えなければならないと思います。

ハード整備の例についてはですね、10月じゃないとわからないとかいう話にはなるんですが、実はあんまり簡単に考えないほうがいいと思っています。例えばウエートトレーニングの機械を入れるにしても、多分あちらからの要望は、艇庫周辺だと思うんですが、ここに常設をつくるということは、まずその後の利用から考えて非常に厳しい。一般的なウエートトレーニングのマシンというのは、50万円とか、100万円とか、その程度のことをお考えとは思いますが、専門器具で、例えばノーチラスとかいう、その手のマシンになると、1台数千万円とかいうやつもあるんです。これ、向こうがどういう要望をしてくるかはわかりませんが、事前にリサーチを行った中で、購入するのか、もしくはリースにするのか。もし購入するのであれば、仮設の後に、今の総合体育館のトレーニングルームでは、まずスペースは合わないですから、じゃあどうするのかという話になれば、随分早くからやっぱり動かなきゃいけないと思うんです。そういう部分についても考えていただきたい。

それと、ちょっと施設についてはですね、がっかりしたんですが、この打ち合わせの途中に、実は、本来であれば、ことし、マスターズレガッタが菊池で開催をされるはずだったんですが、実は、昨年、私もさくらおろち湖に視察に行きました。いろんなカテゴリーを見させていただいた中で、障がい者カテゴリー、パラカテゴリーですね。ぜひともこういう方にも参加をしていただいてこそ、大会の価値があるのかなというふうに思っていたんですが、もし開催をされていれば、パラカテゴリーは菊池には来ないと、お断りをされましたということを聞きました。実際的には、来年、再来年、1年半の時間があるので、どうにかしてほしいんですけど、そういうことについても、今後、継続的に利活用をしていくという中では、最小限の費用で最大限の効果をあらわすという意味でも、ぜひとも取り組んでいただきたい

というふうに思います。

なぜかといいますと、2018年ですね、再来年は全国マスターズがこの斑蛇口湖で開催をされる予定です。次の2019年はインターハイが開催されると。そして、2020年、ノルウェーの事前合宿が7月10日から本番直前までありますが、その後のインターハイも、実は受け入れ先がないから、斑蛇口湖でやってくれないかという話もお伺いをしています。そうやって継続的に毎年使えることによって、いろんなその中山間地の活性もできるんじゃないかなというふうに思っています。

私自身は、今、国際B級ですけど、それをA級にするために、湖面に例えばモノレールでビデオカメラを設置して映像を流すとかいう、そんな基準も何か国際A級は要るみたいですけど、数億円もかけてそんなことをやる必要はないとは思っています。映像が欲しければ、今の時代ですから、ドローンでも十分だとは思っています。私がやっぱり一番考えているのは、このことによって、中山間地振興の起爆剤にやっぱりなってほしいなというのが一番の思いなんです。

例えば、先ほど言ったインターハイとかいうのもありますよね。市長も言われました。民泊の話が出ました。私のところにも、実はいろいろ相談の電話があります。民泊をということで、市役所から説明に来られるんだけど、どうすればいいんだろうかということで、私は宿泊業ですから、じゃあ、キャパが減るからとかいう考えは全くありません。例えばですね、インターハイにしろ、何にしろ、選手、スタッフ含めて、大体500から700人の人間が5日間ぐらい滞在をします。当然菊池のホテルや旅館ではもうキャパが足りないです。だったら、どうするかといえば、そういうお客さんたちをまず民泊として受け入れていただきたい。よその人を泊めるわけですから、いきなり外国人とか、いきなりちょっとうるさ風の夫婦が来るといよりは、学生が相手なので、民泊をさせる側も楽に受け入れることができると思っています。そういうことを重ねながら、先ほど市長が言われたように、欧米の伝統文化を見たいという方も、だんだんなれてくれば受け入れることが可能になりますので、そういうふうにやってほしいと。

さらにはですね、現在、JOC主催で6月にジュニアオリンピックが行われていますね。これについても、大体120名から130名の人間で5日ほど菊池にいただいているものですから、いろんな経済効果はあるんですが、実はことしからシステムが変わって、今まではこの大会の上位5名が選手または補員として、ヨーロッパとか、いろんなところに、アメリカ、カナダとかいう世界大会にトップ5が選ばれて行っていたんですが、実はジュニアの監督がかわって、規程も変わったんでしょうけど、ことしからあくまでも一つの参考レースという形になってしまって、

関係者からは、来年からは高体連行事ではないので学校も費用を出さないから、かなりトップレベルの選手が来なくなるんじゃないかという話も聞いています。そんな中で、ここ二、三年、執行部の方にはお伝えをしていますが、静岡の天竜でやっている選抜大会が、やはりいろんな問題があって、大会が3日が2日に短縮、1日に短縮とかいうやつで、市町村もどうしようかと悩んでおられると。そうであれば、こういう大会も、この際、設備を整備しながら誘致をしていくということも、一つ、やり方ではないかというふうには思っています。

工藤議員の話ではありませんけど、人口は減少していっていると。そんな中で、じゃあ、あとどう人口減少に対抗するかということから言えば、私は交流人口の増加をもって挑むというのも一つの手段ではないかなというふうに考えています。それらをスムーズにするためには、ぜひともですね、私は動きを見ていると、例えば菊池の市役所からスウェーデンのナショナルチームに直接連絡をとれといったって、やっぱりこれは無理な話だと思うんです。そうであれば、やっぱり交渉人というか、ネゴシエーター、誰かを仲介すると。それをぜひともやっていただきたいと。じゃあ誰に頼むかといえば、やはり一番適しているのは日本ボート協会ではないかと。当然協会には英語やいろんな言語を話せる方もおいでですし、菊池には再三役員も来ていただいていると。そんな中で、じゃあノルウェーは何を求めているかというのを、例えば来年の秋、再度こちらに来られる前に、ある程度、事前交渉をやっておくということですね。そうじゃないと、来ていきなりこれをやれと、これを聞かなかったら30年の秋の最終合意はしませんよということでは、後手後手に回ってしまうわけですから、ぜひともそういうことを考えていただきたいというふうに思っています。

おかげさまで、全日本のチームも、ここ2年、この菊池の地で合宿をしていただいたり、環境は整ってきているわけですから、国の外交もそうですけど、お互いトップが会う前に、事務方が最終的な事前調整まで詰めて、そこで最終的な調印をするというわけですから、ぜひとも日本ボート協会等に、市長、直接お声がけをいただいて、そういうものをしていただければと思います。この点については事前に打ち合わせをしておりますので、市長の思いがあればお聞かせいただきたいところですが、なければそれは結構です。

まことに申しわけない。ついでであと一つなんですが、今回、何でこんな質問を私がしたかといいますと、正直余り見えないんです、いろんな情報が。例えばこの議場の中で20人の議員さんおいでですけど、2020年の7月10日には、もうノルウェーは来るというふうに思っている方がほとんどだと思うんですが、今のお話を聞けば、平成30年の秋にしか最終合意ができないわけですから、そこまでは

どう動くかはわからないわけですね。基本合意書の詳細をという話をしました。初めて打ち合わせのときに、実際、冊子を見せていただきました。いろんな事項が入っている。それも議会はまだ誰も見ていない。

別にこの問題だけじゃないです。基本的に議会というのは、議決権が要る事項については、執行部から詳しいご説明を受けるわけですが、議決権がないものに関してはそうではないと。ただ、そこにはですね、やはり執行部と議会の信頼関係があった中でというふうには思います。ご存じのとおり、自治法の96条第2項によって、既に菊池市は三つの議決事項の追加をしています。再三出ている国際交流について、姉妹提携をするにも議決権を要する自治体もあります。それは議会の決めよう次第ですから、ただ、何もかもそれで縛ってしまえば、しゃくし定規になるという中においては、極力今後はさまざまな情報を議会に開いていただければというふうに思います。この点については若干ずれておりますので、ご答弁は結構ですけど、市長、何かあれば。

なければ、これで終わらせていただきます。

○議長（森 清孝君） 以上で、一般質問を終わります。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

全員、起立をお願いします。

（全員起立）

お疲れさまでした。

散会 午後2時27分

第 5 号

1 2 月 1 4 日

平成28年第4回菊池市議会定例会

議事日程 第5号

平成28年12月14日（水曜日）午前10時開議

第1 一般質問

第2 議案第127号 平成28年度菊池市一般会計補正予算（第9号）

議案第128号 業務委託契約の締結について

上程・説明・質疑・委員会付託



本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第2 議案第127号 平成28年度菊池市一般会計補正予算（第9号）

議案第128号 業務委託契約の締結について

上程・説明・質疑・委員会付託



出席議員（20名）

1 番	平	直 樹	君
2 番	東	奈津子	さん
3 番	坂 本	道 博	君
4 番	水 上	隆 光	君
5 番	出 口	一 生	君
6 番	猿 渡	美智子	さん
7 番	松 岡		讓 君
8 番	荒 木	崇 之	君
9 番	柁 原	賢 一	君
10 番	工 藤	圭一郎	君
11 番	城	典 臣	君
12 番	大 賀	慶 一	君
13 番	岡 崎	俊 裕	君
14 番	水 上	彰 澄	君
15 番	泉 田	栄一朗	君
16 番	森	清 孝	君

17番	樋口正博君
18番	木下雄二君
19番	山瀬義也君
20番	境和則君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	江頭実君
副市長	木村利昭君
政策企画部長	坂口啓介君
総務部長	小川秀臣君
市民環境部長	倉原良則君
健康福祉部長	木原雄二君
経済部長	松岡千利君
建設部長	櫛川博久君
七城総合支所長	榎田邦昭君
旭志総合支所長	野口進也君
泗水総合支所長	山本幸一郎君
財政課長	中村喜範君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	徳永孝博君
市長公室長	上田俊介君
教育長	原田和幸君
教育部長	大山堅四郎君
農業委員会事務局長	上田譲二君
水道局長	古田浩敏君
監査事務局長	松永隆則君

事務局職員出席者

事務局長	徳永裕治君
事務局課長	倉原安浩君
議会係長	松原憲一君
議会係	新永晶子さん

○議長（森 清孝君） 全員、起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

○

午前10時00分 開議

○議長（森 清孝君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○

日程第1 一般質問

○議長（森 清孝君） 日程第1、一般質問を行います。

初めに、柁原賢一君。

[登壇]

○9番（柁原賢一君） おはようございます。議席番号9番の柁原賢一です。

ことしも残すところ、2週間余りとなりました。本年4月の熊本地震により、菊池市においても多くの被害が発生し、少しずつその復旧が進んでいます。地震発生以来、多方面より救援の手を差し伸べてくださいました全国の皆様に御礼を申し上げます。また、寝食を忘れて災害救助活動に従事いただいた各種団体、ボランティアや自治体職員の方々にも感謝いたします。復興道半ばですが、議会、行政とともに、これからも住民に寄り添った支援をお願いしたいと思います。

では、質問に移ります。

本日は、次の3項目について質問いたします。1点目、奨学金について、2点目、マンモグラフィーについて、3点目、バイオマス発電について、以上、3項目について質問いたします。

まず、奨学金について質問いたします。

私がこの奨学金に関する質問をいたしますのは、小川基金に関し、先月、小川恵美様の弁護士から、一刻も早くこの小川基金を菊池市の子どもたちの奨学金に使ってほしいというお手紙をいただいたからであります。

菊池は、古くから文教のまちと言われ、戦国時代に菊池21代重朝公が高野瀬に孔子堂を建立され、京都より当時日本随一の学者であった京都南禅寺の桂庵禅師を招き、儒学を授け、連歌の会を催したりして、菊池文教の発展の基礎を築いたと言われております。

また、江戸中期には、渋江紫陽が開いた渋江塾が160年にわたって地域の子弟たちに学問を教え、そのほか、今村の木下梅里の「古耕精舎」の私塾や、その兄の

肥後藩校「時習館」の訓導を務めた木下鞆村らの先達たちによって、菊池文教の振興に貢献し、明治の井上毅や北里柴三郎ら、多くの弟子たちを輩出してきた歴史があります。

これまで、小川基金については多くの議員より質問があつておりますが、先日の出口議員の質問にもありましたように、子どもたちへの教育の投資こそが、今後の菊池市の発展に大きく寄与するものであると確信しております。

以上の観点から、次の2点について質問いたします。

1点目、菊池市の奨学金の現況について、2点目、小川基金について、（１）これまでの経過、（２）今後の方針について、以上、質問いたします。

○議長（森 清孝君） 教育部長、大山堅四郎君。

[登壇]

○教育部長（大山堅四郎君） おはようございます。ただいまのご質問にお答えしたいと思いますが、現状の推移ということで、まずはいいですか。わかりました。

それでは、奨学金の現状ということでお尋ねでございます。奨学金の貸し付け状況等にお答えをさせていただきますが、本市の奨学金は、公立高校1万8,000円、私立高校3万円、国公立大学4万4,000円、私立大学5万3,000円、各種専門学校5万3,000円、いずれも月額でございますが、無利子で貸し付け、10年間で返還をさせていただいております。また、菊池市教育振興基金奨学資金というものが別途ございますが、こちらは予算の範囲内で貸し付けを可能としておりまして、高校が1万5,000円、大学が3万円、さきの奨学金同様に、いずれも月額無利子の貸し付けを行い、5年間で返還を行っていただいているところでございます。

それから、小川基金の今後についてという話だったと思いますが、そういったご答弁でございますか。小川基金の今後の方針ということでございますが、さきの出口議員の質問等にもお答えをいたしておりましたが、現在、お話がありました小川様の代理人であります弁護士を通じて協議をさせていただいております。出口議員の質問にもお答えをいたしましたが、できるだけ早く活用が図られますように努めているところでございます。

以上です。

○議長（森 清孝君） 柁原賢一君。

[登壇]

○9番（柁原賢一君） 再質問いたします。

菊池市においてですね、これまで貸与の人数あたりはどういうふうになっているのか、これまで12年間の。

それから、また、小川基金につきましてはですね、これまでの経過はどういうものであるのか。それについてお願いしたいと思います。

○議長（森 清孝君） 教育部長、大山堅四郎君。

[登壇]

○教育部長（大山堅四郎君） それでは、再質問にお答えをさせていただきます。

まずは、奨学資金のこれまでの推移をとということでございます。先ほど内容につきましてはお説明をしたとおりでございます。

合併後の菊池市奨学資金の合併別の貸し付けの人数、年間貸付額ということでございますので、お答えをさせていただきます。

なお、報告につきましては、合併前に既に貸付決定者となっております継続の貸付者分は含めずに、新市となった平成１７年度以降の貸付開始者からのご報告とさせていただきます。

平成１７年度は、高校２人、大学８人、専門学校５人、年間貸付額は８２６万８，０００円。

平成１８年度は、高校１９人、大学２５人、専門学校１４人で、年間貸付額は２，９０５万２，０００円。

平成１９年度は、高校２８人、大学３１人、専門学校２２人で、年間貸付額は４，０３３万２，０００円。

平成２０年度は、高校４３人、大学３８人、専門学校１９人で、年間貸付額は４，６５１万２，０００円。

平成２１年度は、高校４４人、大学３９人、専門学校１９人で、年間貸付額は４，６９６万８，０００円。

平成２２年度は、高校３９人、大学３８人、専門学校２１人で、年間貸付額は４，６４１万６，０００円。

平成２３年度は、高校３５人、大学４２人、専門学校２１人で、年間貸付額は４，８１６万８，０００円。

平成２４年度は、高校３１人、大学３４人、専門学校１９人で、年間貸付額は４，０６５万６，０００円。

平成２５年度は、高校３０人、大学３２人、専門学校１７人で、年間貸付額は３，８０４万円。

平成２６年度は、高校３４人、大学３５人、専門学校１３人で、年間貸付額は３，８９１万６，０００円。

平成２７年度は、高校２９人、大学２４人、専門学校１２人で、年間貸付額は３，０５２万８，０００円。

平成28年度は、高校28人、大学26人、専門学校11人で、年間貸付額は3,030万円を貸し付け、合併後の12年間で菊池市奨学資金の貸付合計件数は927件、貸付合計額は4億4,415万6,000円となっております。

続きまして、菊池市教育振興基金奨学資金の学校別の貸付人数並びに年間の貸付額についてご報告をさせていただきます。なお、菊池市教育振興基金奨学資金につきましては、事業運用が平成20年度からとなっておりますので、その報告からとなります。

平成20年度は、高校6人、大学3人、専門学校2人、年間貸付額は288万円。

平成21年度は、高校8人、大学3人、専門学校1人で、年間貸付額は288万円。

平成22年度は、高校8人、大学4人、専門学校3人で、年間貸付額は396万円。

平成23年度は、高校3人、大学4人、専門学校5人で、年間貸付額は378万円。

平成24年度は、高校1人、大学3人、専門学校4人で、年間貸付額は270万円。

平成25年度は、高校1人、大学5人、専門学校0人で、年間貸付額は198万円。

平成26年度は、高校1人、大学4人、専門学校0人で、年間貸付額は162万円。

平成27年度は、高校2人、大学5人、専門学校0人で、年間貸付額は216万円。

平成28年度が、高校2人、大学4人、専門学校1人ということで、年間貸付額は216万円を貸し付け、平成20年度の運用開始から9年間で貸付合計件数は83件、貸付合計額は2,412万円となっております。

それから、小川基金のこれまでの経緯ということでございましたので、お答えをさせていただきます。

旧泗水町におきまして、故小川水寶様から昭和60年3月に5億円のご寄附をいただき、同年の6月には泗水町振興小川基金条例が制定をされ、その後、昭和61年6月に1億円、さらには昭和62年6月に4億円の寄附により、総額10億円もの高額な基金が誕生をいたしております。

旧泗水町では、果実型の基金として、運用から生じた収益を学校図書の購入や町の福祉バスであるコスモス号の購入など、当時の条例に基づき、教育の振興、福祉の向上、産業の振興に充当して運用をなされております。

基金の残高は、平成14年度末で10億560万3,974円でしたが、その後、平成15年度から小川記念会館に関する事業として、基本設計、用地購入費、造成工事などの支出が行われ、平成28年3月末現在の基金残高は9億2,310万5,475円となっております。

以上です。

○議長（森 清孝君） 柁原賢一君。

[登壇]

○9番（柁原賢一君） 菊池市では、これまで約1,000名近くの方がこの奨学金を受けられてきたということであります。菊池市においては、年間予算として、大体4,500万から3,000万の間で奨学金のほうが貸与されているということであるようでございます。非常に近隣の他市と比べた場合にですね、恐らくその満足のいくものだろうと思いますけれども、仮に、もし山鹿市とか玉名市あたりのこの奨学金の種別の貸与の金額がわかっておれば、お教えいただきたいと思います。

それから、もう1点、小川基金につきましてですね、条例に基づいて、これまで当初10億の金額が、現在9億2,000万ということで、これまで条例に基づいて了承されて使われてきたということは理解できました。ただ、小川氏遺族の意向は、あくまでも子どもたちへの奨学金の利用という、現在、そういうことでございますので、小川基金条例を奨学金への使用に限定するという条例に変更する考えはないか。

この2点についてお尋ねしたいと思います。

○議長（森 清孝君） 教育部長、大山堅四郎君。

[登壇]

○教育部長（大山堅四郎君） それでは、ただいまの質問にお答えをさせていただきますと思います。

まず1点目は、近隣の状況というところで、山鹿と玉名市が出されましたので、その他、郡内も含めましてですね、ご報告をさせていただきたいと思います。

本市の奨学金と他市との比較ということになろうかと思いますが、近隣市町の奨学金制度についてご報告いたしますと、まず山鹿市につきましては、奨学金と入学支度金を事業として運用されております。奨学金については、公立高校が月額2万円、私立高校月額3万円、国公立及び私立大学月額5万円。入学支度金につきましては40万円以内の必要経費分となっております。

次に、玉名市につきましては、貸付型の奨学金と給付型の玉名市育英奨学生制度がございます。奨学生は、高等学校及び第1学年から第3学年までの高等専門学校が月額1万5,000円、大学・短大・各種専門学校並びに第4学年、第5学年の

高等専門学校生が月額３万円。また、給付型の育英奨学生は、高等学校及び高等専門学校の第１学年から第３学年を対象に月額１万５，０００円が支給をされております。

次に、近隣のということで申し上げますと、合志市につきましては、貸与型の奨学資金として、公立高校が月額２万円、私立高校が月額２万３，０００円、国公立大学月額２万３，０００円、私立大学月額３万円となっております。

同様に、大津町におきましても貸付型の奨学金として、公立高校月額１万５，０００円、私立高校月額２万５，０００円、公立専門学校月額１万５，０００円、私立専門学校月額２万５，０００円、国公立大学月額２万円、私立大学月額３万円となっております。

最後に、菊陽町につきましてもご紹介をさせていただきたいと思いますが、貸付型の奨学資金がありますけれども、貸付額は、公立高校が月額１万５，０００円、私立高校月額２万４，０００円、公立専門学校月額１万５，０００円、私立専門学校月額２万４，０００円、国公立大学月額２万円、私立大学月額２万８，０００円となっております。

１回目のご質問の中でもありましたように、近隣の他市町村と比較をいたしましても、本市の奨学金制度は給付額も充実をしており、広く就学の機会を提供することにつながっているものと思っております。

それから、第２点目の小川基金の活用を奨学金に特化したらというご提案でございます。

小川基金の活用につきましては、これまでも説明をいたしておりますけれども、ただいまありました奨学金に特化した条例にしたらということでございますが、既にそういったことで打診をして、協議をさせていただいているということで、ご報告させていただきます。

以上です。

○議長（森 清孝君） 柁原賢一君。

[登壇]

○９番（柁原賢一君） 菊池市の奨学金の制度については、他の市町村、近隣の市町村に比べても、非常に十分手当てされているということでございました。安心いたしました。

続きまして、再質問させていただきますが、１１月２５日付の全国市議会旬報の記事の中に、全国の市議会でも可決した意見書・決議のうち、給付型奨学金について、給付型奨学金の創設、無利子奨学金の拡充などが１０８件と最も多く、安倍首相は、９月２６日、第１９２回通常国会の所信表明演説において、必要とする全ての学生

が無利子の奨学金を受けられるようにします。給付型奨学金も来年度予算編成の中で実現いたしますと述べております。大いに国に期待したいところでございますけれども、なかなか現実にはそうはいかないのではないかというふうに思っております。

再質問として、基金拡充のために、広く市民に公募する必要があると思っておりますけれども、市長の考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（森 清孝君） 教育部長、大山堅四郎君。

[登壇]

○教育部長（大山堅四郎君） ただいまご提案がございました、基金を広く呼びかけられないかというお話でございます。どういった仕組みになるかというのは今後にかかってくると思っておりますけれども、奨学金を創設をして運用するためには、経常的に安定した財源の確保が必要となってまいります。そういったものからしますと、非常に厳しいものと、難しいものと思っております。

先ほども申し上げましたが、まずは、現在協議を進めております小川基金を原資とする奨学金制度を一日も早く運用できるように努めてまいりたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 柁原賢一君。

[登壇]

○9番（柁原賢一君） 小川基金の早急な運用を求めまして、奨学金についての質問を終わります。

続いて、マンモグラフィーについて質問したいと思います。

平成26年12月議会において、乳がんX線検査装置マンモグラフィーに関する請願が採択されましたが、採択後の状況はどうなっているのか、質問いたします。

○議長（森 清孝君） 健康福祉部長、木原雄二君。

[登壇]

○健康福祉部長（木原雄二君） おはようございます。柁原議員の質問にお答えいたします。

議員おっしゃられましたように、平成26年の12月議会で採択されました、マンモグラフィー機器の導入への助成についての請願は、重く受けとめ、県及び市内関係課並びに請願者の菊池郡市医師会と牧診療所と協議を重ねてまいりました。

その結果、支援については一定の妥当性があると判断をいたしまして、国・県の助成のあり方等を調査・研究し、菊池市の補助金交付規則に基づき、診療部分を除きました市委託の乳がん検診利用分について助成することで、請願者と協議を重ねてまいりました。

しかしながら、請願者より、マンモグラフィー機器を使用した検診や医療そのもののあり方などについて改めて検討したいと申し出がございまして、その旨を福祉厚生常任委員会へ報告をいたしたところでございます。その後、請願者より民間一医療機関がマンモグラフィー装置を設置し維持し続けるのは困難であると連絡がありました。

しかし、牧診療所からの助成申請は一旦白紙となりましたが、乳がんにかかる人は若い人も含めてふえていることから、菊池郡市医師会立病院が地域の拠点病院として、新たにマンモグラフィー装置を導入することとしたいという旨及びその助成申請がございまして、今日まで医師会や医師会立病院の聞き取りなど情報収集をしてきたところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 柁原賢一君。

[登壇]

○9番（柁原賢一君） 現在、がんは早期発見すれば、ほとんどの方が治癒できるという医療体制が整っている状況にあります。また、医師会立病院への設置要望が上がっているということでもありますけれども、再質問として、1点目、菊池市における種類別患者数の推移はどんな状況か。2点目として、乳がんの場合、早期発見の場合との治療費の違いはどれぐらいになるのか。3点目、医師会立病院へのその公共性や公益性は認められるのか。また、医師会立病院の設置の体制は整っているのか。以上、4点についてお尋ねいたします。

○議長（森 清孝君） 健康福祉部長、木原雄二君。

[登壇]

○健康福祉部長（木原雄二君） まず1点目でございますが、菊池市のがん患者の状況につきましては、熊本県がん登録のデータにより新規患者数を見ますと、平成21年度より平成25年度までの5年間でございます、ばらつきはございますが、男性で少ない年で139名、多い年で157名、女性では少ない年で94名、多い年で126名となっております。

部位別の患者数を見ますと、男性では、前立腺がん、肺がん、大腸がんの順に多く、女性では、乳がん、大腸がん、子宮がんの順になっております。そのうち、乳がんの女性の患者数を見ますと、17名から35名とばらつきはございますが、女性のがん全体の2割から3割を占めているところでございます。

乳がんの治療費につきましては、種類や治療の方法により差はございますが、文献や聞くところによりますと、早期の乳がんの治療費は、手術のみで治療完了すれば10日間の入院で約95万円程度、それに比べまして、発見がおくれた場合は、

年間総額約605万円と、また、最低5年の通院と画像診療に85万円程度必要であると言われております。

地域の拠点病院として、市の個別検診あるいは救急医療体制構築に大きく寄与されております医師会立病院へのマンモグラフィー導入は、乳がんの早期発見と早期治療による女性の命と尊厳を守るものであり、公共性及び公益性が認められることから、助成は妥当であると考えております。

また、医師会立病院につきましては、現在のところに建設されたときにマンモグラフィー装置を設置する部屋も用意してございます。また、病院のレントゲン技師もマンモグラフィー撮影認定資格を取得するなど、マンモグラフィー装置導入への環境は整えられていると伺っております。

今後、助成につきまして検討していくため、医師会立病院に具体的な計画等を示していただくことが必要でございますので、今後とも協議を進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 柁原賢一君。

[登壇]

○9番（柁原賢一君） 非常に状況としては設備の体制が整いつつあるということだろうと受け取りました。

先月、NHKの「にっぽん縦断こころ旅」という熊本編の番組があっていました。ごらんになった方もいらっしゃると思いますが、この番組は、俳優の火野正平が自転車で、視聴者の投稿する心の記憶に残るふるさとの地を訪れるという番組で、天草荅北町のおっぱい岩を訪れるという放映があっていました。60代の兵庫県の女性が天草の観光に来られたときに、この乳首もある立派なおっぱい岩を案内され、乳がんで乳房の全摘手術を受けられた彼女にとっては、生涯忘れられない心の風景になったとのことでした。

また、イギリスのBBC放送の「ことし世界に影響を与えた女性100人」に、乳がんの闘病生活をブログ「KOKORO」で発表した、歌舞伎俳優市川海老蔵氏の妻の麻央さん（34歳）が選ばれています。

菊池市でも、乳がんの罹患率は年々上昇しており、早期発見の場合のその治療費の差額は、先ほどの説明にもありましたように、1人当たり約600万円違ってくなど、早期発見が医療費の削減にもつながってきます。

このように、若い女性の方々も含め、乳がんに対する関心が高まっている今こそ、早急にこのマンモグラフィーの設置が必要となっています。

予算化についての市長のお考えをお聞きいたします。

○議長（森 清孝君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 皆さんおはようございます。ただいま柁原議員のほうから、マンモグラフィーに対する補助の見通しということでございます。

今まで答弁をさせていただきましたように、乳がんというのは、女性の命と尊厳にもかかわる大変重要な問題というふうに認識しております。

また一方で、乳がんは早期発見・治療で完治する可能性が高いと言われていることとございますので、なるべく身近な場所での検査による早期発見によりまして、女性の心身や経済的負担を取り除いて、ＱＯＬ、いわゆる生活の質が向上するようにですね、広くサービスを供給できる環境整備というのは大変必要だというふうに考えております。また、このことは、本市における医療費削減の意味からでもですね、大変重要なことになってくるというふうに考えております。

本市としましては、医師会立病院が菊池市の医療機関と連携しまして、乳がんの受診率向上と早期発見につながる拠点病院として発展していかれることを強力に支援してまいりたいというふうに思っております。

この早期導入が可能となりますように、今後、引き続き菊池郡市医師会並びに医師会立病院と助成のための協議を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（森 清孝君） 柁原賢一君。

[登壇]

○9番（柁原賢一君） 早急に来年度の骨格予算に入るように、その予算化をお願いしたいと思います。

続きまして、バイオマスの質問に移ります。

本市は、日本有数の畜産地帯であり、牛や豚等のふん尿を利用したバイオマス発電が非常に有効であると考ええるものであります。執行部においても、その可能性を現在検討中と聞いております。

そこで、お尋ねいたします。まず、本市で飼育されている牛や豚は何頭ぐらいいるのですか。また、そこから発生するふん尿の量はどれぐらいあるのですか。

さらに、そこからどのような課題があるため、市ではバイオマス発電等を検討されているのか。また、バイオマス発電等を実施したならば、どんな効果が期待できるのかについてお尋ねいたします。

○議長（森 清孝君） 市民環境部長、倉原良則君。

[登壇]

○市民環境部長（倉原良則君） 皆さんおはようございます。それでは、柁原議員から

のバイオマスについてのご質問にお答えいたします。

まず、1点目の市内における家畜の飼養頭数またはふん尿の発生量についてお答えいたします。

飼養頭数を平成28年2月のデータで畜種別に申し上げます。まず、乳用牛につきましては1万746頭、肉用牛につきましては3万870頭、豚につきましては10万1,321頭、採卵鶏につきましては57万450羽、ブロイラーにつきましては16万2,600羽となっております。

また、その家畜によるふん尿の発生量でございますが、これは年間発生量として、乳用牛が約18万3,000トン、肉用牛が約27万8,000トン、豚につきましては約23万3,000トン、採卵鶏につきましては約1万9,000トン、ブロイラーにつきましては約7,000トン、合計72万トンという推計となっております。

このふん尿の処理方法でございますが、それぞれの種類別で処理方法が変わっておりますので、ここで紹介させていただきます。

乳用牛につきましては、スラリー状態で自己飼料畑への散布が多いということですが、一部は敷料と合わせることで堆肥化をされております。

肉用牛は、全て堆肥化をされ、自己の所有畑への利用あるいは耕種農家への稲わら交換、さらには市外への流通ということにされております。

豚につきましては、ふんと尿を分離しまして、尿は浄化処理後放流をされ、ふんは堆肥化され、大半は流通されているという状況です。

採卵鶏、ブロイラーは、堆肥化をされまして、大半が流通をしているという状況でございます。

ご質問の、これによる課題または期待できる事柄ということでございますが、まず課題につきましては、先ほど言いましたスラリーや堆肥を散布するということがありますが、この際に非常ににおいが強いこと。

二つ目に、飼育規模が非常に大きいために、特に肉用牛の堆肥の利用先に困っているということ。

三つ目に、堆肥やスラリーを圃場に散布することで、窒素分の土壌浸透によって地下水への影響の可能性も考えられるというような課題がございます。

このようなことから、家畜ふん尿を利用したバイオマス発電等を検討することで期待できるものというのが三つほどございます。

一つ目が、家畜ふん尿を原料とすることにより、地域におけるおいの低減または過剰堆肥等の適正処理というのが期待できます。

また、二つ目に、圃場への散布量が減少することによって、地下水への影

響も減少すると。

三つ目に、生じた電力や熱を市内で利用することにより、一定の経済効果が考えられるなどが期待されるところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 柁原賢一君。

[登壇]

○9番（柁原賢一君） 再質問いたします。

これまでの市の検討経過についてお尋ねいたします。これまでの検討で、バイオマス発電等は採算が合うものなのか、今後の事業化の可能性についてお尋ねしたいと思います。

また、さらに、検討をしてきた中で見えてきた課題があればお伝えください。

○議長（森 清孝君） 市民環境部長、倉原良則君。

[登壇]

○市民環境部長（倉原良則君） それでは、再質問にお答えいたします。

まず、1点目の経過でございますが、平成24年3月に熊本県バイオマス活用推進計画というのが策定されております。また、同年7月から再生可能エネルギー固定価格買取制度というのも開始され、さらには、市の総合計画におきましても、バイオマスエネルギーの利活用の可能性の検討をうたっているということから、平成26年度から調査を開始したところです。

まず、平成26年度には、熊本県が実施した調査で、県内で一番家畜等の飼養頭数が多い菊池市の家畜ふん尿を対象に、発電等のエネルギー転換システムの検討が行われました。

次に、平成27年度には、本市のほうで実施した調査で、前年の県の調査の結果を引き継ぎまして、発電等のエネルギー転換システムの導入が可能なのか、さらに詳細な調査を行ったところです。

今年度は、その発電等のエネルギー転換システムにおいて、非常に重要な役割を占めております原料の供給側の家畜農家等の意向調査を現在行っているという状況でございます。

そこで、2点目の可能性についてでございますが、まず、水分の含有量が非常に多い乳用牛のスラリーまたは採卵鶏のふんにつきましては、発酵をさせて発生したメタンガスを利用して発電し、電気を売電、または発電機での排熱を自己利用にするシステムでは、旧市町村単位で4カ所中3カ所において事業化が見込まれるということがわかりました。

また、水分の含有量が少ない肉用牛堆肥につきましては、直接燃焼させ、発生し

た熱を利用するシステムで、収支は黒字という試算になりましたが、直接燃焼させて発電機で発電をして、売電するという点については、事業化はなかなか見込めないというところになったところです。

なお、豚やブロイラーのふん尿につきましては、浄化处理とか、堆肥化がされて流通されておりますので、今回の事業化の試算には含んでおりません。

3点目の、この検討経過で見えてきた課題としましては4点ほどございます。

まず一つ目に、家畜ふん尿を原料としてバイオマス発電を行った場合、臭気の低減は確かに期待できるものの、残渣として消化液が発生をし、その液肥として利用は可能になりますが、その消化液中の窒素分というのは全く減らないために、圃場に散布した場合、地下水への影響の可能性は変わらないということになります。

二つ目に、畜産ふん尿の運搬に当たっては、防疫対策が非常に重要ということであり、搬入等の工程において慎重に取り扱う必要があるという課題があります。

また、三つ目に、売電の場合、現時点において九電との系統連系の空きに容量がほばないという状況になっております。

4点目で、事業主体や、施設設置候補地をどこにするのかなどが見えてきたところでございます。これらの課題についても、今後、関係者との間で協議が必要であるというふうに考えております。

以上、お答えします。

○議長（森 清孝君） 柁原賢一君。

[登壇]

○9番（柁原賢一君） これまでの検討の課題の中で見えてきたものとして、消化液を利用しても、消化液中の窒素分は全く減らないということでありましたけれども、これまでのし尿、ふん尿の処理としては、もう全く畑にもそのまま全量をまいてしまう。野菜の肥料になる、ならないにかかわらず、ただ、これまで、要するにふん尿処理として畑に全量をまいて、それがまた非常ににおいの発生源にもなるし、また、恐らく硝酸性窒素の発生にもつながっていったのではないかと思いますけれども、そうではなくて、これらがバイオマス発電によって液肥となってきた場合には、その野菜を持っている畑とか、そういうところにその液肥の持っている窒素分を有効に利用する。要するに、野菜にとっては、窒素・リン酸・カリというのは栄養分でございますので、その有効に利用する、全部、全量をまくということではなくて、有効に利用することによって、非常にこの効果は出てくると思います。だから、この窒素分が減らないという考え方はちょっと改めていただきたいなというふうに思います。

私たちは、一昨年、林業を利用したバイオマス発電で、長野県の上野村の視察を

行いました。現在稼働している発電装置は、原材料の入手減等によって、１００％活用ができていないという現状があります。また、当市での林業バイオの活用は、非常にちょっと難しいのかなというふうに感じた次第です。

また、ことしに入って、５カ所のバイオ関連装置の視察研修を行ってまいりました。

一つ目は、栃木県那須塩原市の栃木県畜産酪農研究センターで、畜産ふん尿によるバイオマス発電装置の視察。

２点目は、栃木県足利市の北関東グリーンプラント、太陽光や風力等の自然を利用した発電装置の視察。

３点目は、神奈川県三浦市の三浦バイオマスセンター、ここはし尿処理、野菜残渣によるバイオマス発電の視察。

４点目に、北海道の別海町、別海バイオマス発電、ここは日本最大級の畜産のふん尿によるバイオマス発電でした。

５番目として、北海道の新得町の友夢牧場、ここは乳牛１，０００頭の酪農ふん尿へのバイオマス発電の装置の視察。

以上、それぞれに特色のあるバイオマス発電設備でした。

この中で、三浦バイオマスセンターは、平成２２年度、稼働を開始し、この施設での処理対象物は、し尿、浄化槽汚泥、農作物残渣、水産物残渣、下水道汚泥で、建設費１７億５，０００万、交付金８億３，０００万で建設されていました。

また、別海バイオマスは、原料を家畜ふん尿、産廃系食品残渣等、事業収入は売電、年間約３億、事業規模は家畜ふん尿２８０トン・１日当たり、食品残渣が５トン、それから、事業の出資者として、三井造船が７０％、行政の別海町が１５％、ＪＡが残り１５％、出資金４億３，０００万でした。また、補助金としては地域のバイオマス産業化整備事業資金を使っております。発電量は１日１，１２５キロワットアワー、必要な敷地面積としては２ヘクタール、建設費が２４億円、以上が別海町の事業概要です。

三浦バイオの放流水水質検査では、窒素含有量の管理基準値は１０ミリグラムパーリットルと、神奈川県の３分の１の基準値となっており、三浦バイオと別海バイオ方式を加えた方法が、菊池市のふん尿処理に有効かつ経済的にすぐれているとする結論に私たちは至りました。

これらのことを踏まえて、今後、市の方針はどういうふうにしようとしているのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（森 清孝君） 市民環境部長、倉原良則君。

[登壇]

○市民環境部長（倉原良則君） それでは、今後の方針につきましてですけども、先ほど答弁しましたように、今年度中に畜産農家へのアンケートによる原料の供給や運搬についての意向調査を行うということにしております。あわせて、消化液の液肥利用先についても、今度は耕種農家からの意向も伺うということにしております。

また、ここで、先ほど言いましたさまざまな課題もありますし、先進地事例等を十分精査しながら、それぞれの解決する方策を求めつつ、一方では、これらの総括した判断をしながらですね、現状を把握した上で、さらなる検証を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（森 清孝君） 柁原賢一君。

[登壇]

○9番（柁原賢一君） 私たちが視察研修に行って、し尿処理あたりが、まさにバイオマスに使えると。これが燃料になって利益を生むと。すごいことだなというふうに感じましたし、また、牛、豚のふん尿がエネルギーになって、また、これが利益を生む。また、この設備をつくることによってですね、その二、三十人の雇用は生まれる。それから、菊池市にとっては、非常に一番の課題であります地域におけるおいが削減される。非常に大体いいことばかりであります。また、これが菊池市独自でやるのではなく、7割の民間資本を使ってそういう工場を設置して、菊池市には三つなり四つなりのそういうものが必要になってくると思います。

ここで、市長にちょっとお尋ねしたいんですが、早急にこういうふうないいものをですね、菊池の適地を探していただきたいと思いますけれども、それについては市長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（森 清孝君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） バイオマスに関する今後の取り組みの展望、方向感ということかと思いますが、畜産業は、言うまでもなく、本市の重要な基幹産業の一つでございまして、肉用牛、乳用牛あるいは養豚など、それぞれの分野でめざましい発展が続いているわけでございます。そこから毎日ふん尿が発生するわけでありまして、いろんな諸問題を巻き起こしておりますけども、それを逆に利用してエネルギー化して、地域をさらに活性化させるということは、もう私も大変すばらしいアイデアだと思いますし、それに向けて、これまで研究を進めてきているわけでございます。このバイオマス発電等の再生可能エネルギー事業というのは、にょいの問題のみならず、地域資源の循環というメリットもございますし、また、低炭素化による地球温暖化防止という地球全体の問題にもつながっていくことだというふうに考えております。

今まで部長のほうから申しあげましたように、バイオマス発電等の導入に関しては、一方で、クリアすべき課題もたくさん見つかっております。農家の意向調査等を踏まえながらですね、また、大変技術も日々進歩しておりますので、各方面の専門的意見も伺いながら、今後も、先ほどお話のあったような方式の組み合わせですとか、あるいは民間の活用と、こうした視点も入れながらですね、具体化に向けた検討を推進してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（森 清孝君） ここで10分間休憩します。

○
休憩 午前10時52分

開議 午前11時00分

○議長（森 清孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、木下雄二君。

[登壇]

○18番（木下雄二君） 皆さんおはようございます。いよいよ平成28年もあとわずかとなりましたが、ことしは菊池市も熊本地震、大雨による甚大な被害があり、今も不安な日々を過ごしていらっしゃる市民の方々がたくさんおられます。一日も早い復旧・復興ができますように、市民の代弁者として質問をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

最初に、竜門ダム市町村交付金の基金創設についてお尋ねをいたします。

この交付金は、ダムが所在している市町村に、国有資産等所在市町村交付金法に基づいて交付される交付金であり、いわゆる国、県が所有しています国有資産に対して、国や地方税法で定める固定資産税のかわりに市町村に交付されるものであります。

竜門ダムは、皆様もご存じのように、菊池川沿線のたび重なる洪水による被害を防止、軽減するとともに、熊本県北部地方唯一の水がめとして、渇水時の水不足を解消し、この地域一帯で必要とする水資源を確保するために、昭和43年に計画発表され、地元の協力によって、他の類を見ない早さで事業が完了した多目的ダムであります。ダム建設に伴い、とうとい犠牲を強いられた水没者の方々、龍門地域の皆様のおかげでいただいているダム交付金であり、改めて感謝を申し上げたいと思います。

私も、これまで、このダム交付金を龍門地域の活性化に活用できないか、何度も

質問、要望を続けておりますが、具体的な対応はこれまでできておりません。現在は一般財源の取り扱いですので、特にダム関係、龍門地域に活用できていない状況ですので、本年3月の定例会で、ダム交付金の一部を龍門地域の振興基金として創設できないか通告しておりましたが、市長が病欠でしたので、副市長より答弁をいただきましたが、そのときに、再度質問をいたしますので、執行部としてもしっかり検討していただきたいと要望をいたしました。

そこで、今回、改めて基金創設についてお尋ねをいたしますが、これまで、どのような検討をされたのか、お示しをいただきたいと思います。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

○議長（森 清孝君） 総務部長、小川秀臣君。

[登壇]

○総務部長（小川秀臣君） 皆様おはようございます。それでは、木下議員のご質問にお答えします。

国有資産等所在市町村交付金については、先ほど議員のほうからも説明がありましたとおり、国、県等が所有しております固定資産に対しまして、国や地方税法で定める固定資産税のかわりに市町村に交付されるものでございます。

したがって、検討という中でございますけれども、この交付金は、市町村の一般財源として受け入れるものでございますので、交付金の一部を基金として創設することは厳しいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 木下雄二君。

[登壇]

○18番（木下雄二君） ありがとうございます。

今、厳しいということですが、できるのか、できないのか、その点をお願いしたいと思います。

○議長（森 清孝君） 総務部長、小川秀臣君。

[登壇]

○総務部長（小川秀臣君） 特定目的基金といった場合には、基金の設置条例ということでございますので、これを直接ということにはできないというふうに考えております。特定目的基金とする場合は、その目的に応じたものとして、設立する趣旨を踏まえて、財源も含め、議会のほうに上程して設立することは可能であるというふうに考えております。

○議長（森 清孝君） 木下雄二君。

[登壇]

○18番（木下雄二君） ありがとうございます。可能であるということでございますね。

今までですね、先ほども私のほうからも述べましたが、平成16年度から、多いときには約1億3,000万強の交付金という形で入っております。私も何度もこれまで申し上げておりますように、これはですね、地元はもちろん水没者を初め、やっぱり地域の皆様の協力があったできたダムでございます。その趣旨に基づいてですね、やはり特別な基金を創設してもいいんじゃないかと。議会のほうに条例案を上げていただければ、皆さんご理解をしていただけるような基金条例になってくると思います。

先般、実は3年間ぐらいですね、開催されていなかった菊池市のダム流域対策協議会というのがございました。これ、25年度から3年間はやっていなかったものですから、なかなか地元との協議ができていなかったんですが、市長は公務があつて、ちょっと退席されましたので、その会議の内容は、多分事務局のほうからきちんと市長のほうにも報告はあっていると思いますが、いろいろ各委員の方々からも、地域の区長さんたちも出てきていただいておりますので、意見がございましたけれども、なかなかダムができてからの恩恵がその地域にないと、そういう意見もございましたし、また、さくら千年の桜のプロジェクト等もやっているけれども、やはり後継者の問題、また、財源の問題で、なかなか大変だということでございます。私としてはですね、そういうことも含めて、龍門地域の活性化のためには、やはりきちんとした基金を積み立てて、その中から、ちゃんとその地域の活性化をやっていただくようなことが必要という形の中でお願いをしているわけでございますので、市長の考えをですね、特に龍門地域には一生懸命尽力はしていただいておりますので、そのことを踏まえて答弁をいただきたいと思います。

○議長（森 清孝君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 竜門ダム周辺の発展にかかわる基金の考え方ということでございますが、先ほど来からのお尋ねになります、国有資産等所在市町村交付金の一部を原資として、龍門地区に限定した振興基金を創設できないかという趣旨のお尋ねであるわけでございますけれども、先ほど総務部長も答えましたとおり、現時点では創設することは考えておりません。ただ、私は、これは基金の有無ではなくて、一番重要なのは、何をやっていくかという具体的な中身ではないかというふうに考えております。

今、竜門ダムに対しましては、菊池の非常に重要な観光資源として位置づけておりまして、ことしの6月には龍龍館を再度リニューアルオープンしまして、これか

らここにどんどんお客さんを呼んでいこうという戦略であります。竜門ダムが観光の大きな拠点となるということを目しての策でございます。

また、龍門地区につきましては、旧龍門小学校跡地の定住支援センターというのをいち早く設置しまして、ここを核とした移住施策を推し進めておるわけでございます。あわせまして、黒香を中心とする豊富な特産物を生かした新たなブランド品目の確立や、6次産業化の支援を一生懸命こなしていただいているところでございます。

また、一昨年、まだ記憶に新しいところでございますけども、菊池世界一プロジェクトという中で、若い人たち、それから市民の皆さんが参画して、龍門地区を初め一体となってですね、「世界一長い流しそうめん」に挑戦して、考えてもいなかったような世界一を達成したりしているわけですね。

また、地域おこし協力隊の協力で、昨年には竹のクリスマスツリーによるイベントを行いまして、大変なにぎわいにつながりましたし、また、本年秋は、それをもっと盛大にした形での「菊池アートフェスティバル in 龍門」というものを開催されました。多くの来場者がいらっしゃいました。この中にはですね、多くは市外からいらっしゃった方がたくさんいらっしゃいました。

そういうことでは、龍門というものが、たくさんの方々にいわば目にとまってですね、活性化してきているのではないかという手応えを感じつつありますし、地元の方々もですね、今まで小学校が閉校になって寂しかったけども、よく人が集まるようになってきたというふうなお声も聞くところでございます。

また、これに加えまして、オリンピックのキャンプ地というものを、今回、龍門地区で誘致に成功したわけでありまして、当然これに伴いまして、さまざまな周辺環境整備も必要になってまいります。こうしたことで、さまざまな具体的なアイデアを地域の方々と話し合いながら具体化していく。そこに必要な予算をつけていくと、こういうやり方をやっておりますし、その意味でも、龍門地区の持っている重要性というのは、将来的にも私は変わらないというふうに思っております。むしろ皆様の中から具体的なアイデアをどんどん出していただければ、積極的に支援を行ってきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（森 清孝君） 木下雄二君。

[登壇]

○18番（木下雄二君） ありがとうございます。

市長の考えはですね、そういう考えで、龍門地域を推進していくという考えでございしますが、私はですね、これまでずっとその地域の状況を見て、現場の声を聞いて

ていますと、やはりきちんとした基金的なものがあって、それをその地域限定に使うような形でないと、なかなか具体的には活性化に結びついていない。これまでいろんなイベントをされてですね、ほかの地域からいろんな方が来られていますけれども、それが実際に地域の方々にきちんとした還元ができているかということで考えると、まだまだだと思いますので、そういう点も踏まえてですね、今後も検討していただきたいと思います。

それでは次に、小水力発電事業の具体的な取り組みの状況についてお尋ねをいたします。

これまで、特に私の地元は、中山間地は農業用水路等がございますので、地産地消の観点からも、小水力発電の取り組みの推進を強く要望してまいりました。市長も就任当時から、自然の恵みを生かした循環型社会のモデル地方都市を目指していくと、毎年、施政方針でも述べておられましたが、具体的には何もできていない状況であります。平成25年度には再生エネルギー活用推進委員会を設置され、検討はされていると思いますが、現在の状況をお示しいただきたいと思います。

○議長（森 清孝君） 市民環境部長、倉原良則君。

[登壇]

○市民環境部長（倉原良則君） それでは、木下議員の質問の小水力の発電の取り組みの状況ということで、お答えさせていただきます。

小水力発電に対する取り組みにつきましては、平成27年度に作成をしました再生可能エネルギー利活用計画の中で、市内の農業用水路を活用した小水力発電という調査を全部で8カ所実施をしております。その中で原井手の1カ所が、理論上ではありますが、水力の水量が最も大きく、周辺にも活用する施設もあるということから、エネルギーの地産地消も可能であり、最も適しているという結果が出たところでございます。

しかしながら、当該地の適地につきましては、県内の民間企業10社で構成します「熊本いいくに県民発電所株式会社」というのがございまして、そこが既に事業の計画をしておられるということでございました。この発電所にお聞きしましたところ、基礎調査がもう既に終了し、今後、工事施工者や九州電力との協議を進めていくという予定であるというふうに聞いております。

また、その他の民間事業者からも、場所の指定はございませんが、市内における小水力発電の相談、また、協議というのも依頼が来ております。

また、新庁舎建設に伴いまして、リノベーション事業の中で、築地井手を利用した小水力発電というのも、平成29、30年度で取り組む予定で考えております。

ただ、一方で、小水力発電につきましては、発電場所、水量確保、または発電機

の設置場所、あと機械の搬入路の有無、設置後の管理、さまざまなそういう諸問題がございます。

市といたしても、これらの課題を念頭に置いた中で、今後もさまざまな機会を捉えながら、小水力発電に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（森 清孝君） 木下雄二君。

[登壇]

○18番（木下雄二君） ありがとうございます。

いずれにしてもですね、私どもの中山間地は、俗に言う井手ですね、農業用水がたくさんございますので、地産地消という観点からも、ぜひともやっていただきたい。モデル事業的にでもですね、いろんな取り組みができるはずでございますので、頑張っていたきたいと思います。

先般の一般質問のときにもですね、具体例を申し上げましたが、結局、イノシシなどの電柵とか、通学路の街灯とか、そういう小規模であってもですね、やっぱり十分発電可能だということでございます。これまでに菊池市は、太陽光のときには1億5,000万強の補助金を出してございました。ある程度の補助金を出せば、当初の取り組みは絶対に地元のほうでもできると思いますので、具体的に菊池プランでもつくっていただいて、取り組んでいていただきたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

それでは次に、徳永耳鼻科医院跡ふれあいセンターについてお尋ねをいたします。

今回は、徳永耳鼻科医院跡を市で、これまで高齢者の生きがいと社会参加を促進するとともに、家に閉じこもりがちな高齢者及び要介護状態になるおそれのある高齢者に対し各種サービスを提供することにより、社会的孤立感の解消、自立生活の助長及び要介護状態になることの防止を図ることを目的として、生きがい活動通所事業、ふれあい喫茶事業が行われ、平成12年4月ごろより年間5,000人以上の方が利用されておりましたが、本年12月末で完全に廃止になるとのことです。

まずは、徳永耳鼻科医院跡を市に提供していただき、これまで活用させていただきました徳永様を初め関係者の方々に、心より感謝を申し上げておきたいと思えます。

先ほども触れましたが、年間5,000人以上の方が利用された高齢者の憩いの場所がなくなるということで、利用者の方々も不安と不満を持っておられます。

改めてお尋ねをいたしますが、ふれあいセンター事業のこれまでの経緯と利用者に対する今後の対応についてお示しをいただきたいと思えます。

○議長（森 清孝君） 健康福祉部長、木原雄二君。

[登壇]

○健康福祉部長（木原雄二君） ふれあいセンターにつきましては、平成10年に当時の徳永耳鼻咽喉科医院より市に無償譲渡をいただきまして、1・2階で障がい児の療育指導を社会福祉法人菊愛会への委託、3・4階は高齢者の皆様の自由な交流の場であります「ふれあい喫茶」を市の社会福祉協議会に委託して事業を行ってまいりました。

しかし、施設の老朽化によりまして、本年12月末をもちまして閉鎖し、来月から解体工事を開始する予定でございます。

1・2階で行っておりました障がい児の療育指導等につきましては、菊愛会が新たな拠点を建設されまして、引き続き事業をされる予定でございます。

「ふれあい喫茶」につきましては、平成28年12月1日現在でございますが、カラオケが5人から7人の4グループ、ダンスや踊りが10人程度の4グループ、文化活動6グループなど、14の団体と個人で、合計126名の方が週1から月1回程度利用されているような現状でございます。

市といたしましては、利用者が喫茶閉鎖後も別の施設を活用され、活動が継続できるよう支援していくこととしまして、本年6月に、センターを利用されておられます方に、喫茶閉鎖のお知らせとともに公共施設の情報提供を行ったところでございます。

その後、市内の通所介護サービス事業所等に高齢者の交流の場の提供が可能かどうかを調査いたしまして、その結果を9月から11月まで、毎月1回ずつ、チラシを更新してお知らせをいたしました。

この情報をごらんになった方から市に数回、相談がございましたので、事業所や各施設の管理者と協議や調整を図りながら、不安の解消と新たな活動の場の確保に努めてまいりました。

さらに、11月には、閉鎖後に利用者がどこの施設をご利用されるのかを把握するための調査を行いまして、その結果、今後利用予定の施設といたしましては、老人福祉センターとわいふ一番館、公民館などの公共施設利用が65%、民間のカラオケ店が16%、どこにするか検討中が19%という状況でございました。

この検討中の19%という皆様は3グループございまして、そのうちの1グループに対しましては、新たな施設の情報を11月下旬にお伝えしたところでございます。残りの2グループにつきましても、今後、直接情報提供を行いまして、活動がこれまでどおり継続できるように支援してまいりたいと考えております。

今後も、利用可能な施設の新しい情報が入り次第お知らせしながら、また来年3月には、皆様の活動が継続できているかなどにつきまして再度確認し、介護予防に

つながるよう携わってまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 木下雄二君。

[登壇]

○18番（木下雄二君） ありがとうございます。

年間にやはり5,000人以上が利用されていた施設がなくなるということで、先ほども申しましたように、やっぱり高齢者の方は不安、また、不満があると思います。今、部長のほうから答弁がありましたように、やはり高齢者の立場になった対応をしていただきたいと思います。

これまでに社協に委託ということで、市のほうも300万強の予算を入れていたわけですが、そういうのもなくなるということで、経費的な面、個人の負担もふえていくということでございますので、そういうところもですね、やはり高齢者、特に菊池市は高齢化率が高うございますので、やはり皆さんもあすは我が身でございますので、そういう気概をもってですね、取り組んでいただきたいと思います。

市長にですね、この現場等もしっかり見ていただいておりますが、市長にですね、今後の高齢者の対応についての考えもあると思いますので、この件について答弁はいただきたいと思います。

○議長（森 清孝君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 木下議員からのお尋ねの件は、いわゆる「ふれあい喫茶」でございますね。こちらが今回、廃止されることに伴う今後の考え方ということでございますが、今、部長からもお話ししましたとおり、このふれあい喫茶自体は、平成11年10月から17年間にわたり、高齢者の皆様の自由な交流の場として無償で提供してまいったところであります。

今般、老朽化で大変危険になってまいりましたのと、今後の財政面を考えまして、解体という判断やむなきに至ったわけでありますけれども、この間に老人福祉センターあるいは寄来処等の施設、また、来年になりますと、生涯学習センターといったふうな、むしろ新しい使いやすい施設もふえてまいります。なれてしまわれた方に対しては、最初のうち、しばらくご不便に感じることはあるかもしれませんが、こうした既存の公共施設あるいは民間の施設等をぜひご活用いただきたいということで、ご案内を続けてきているところでございます。職員のほうにもですね、今後もしこのところは丁寧に、親切にフォローアップするように指示をしているところでございます。

高齢者の皆様方が趣味等を通じてですね、生きがいをづくりや社会参加を促進していかれるということは大変喜ばしいことだと思っております。大変重要であるというふうにも考えておりますので、ぜひご支援をしていきたいというふうに思います。

市としましては、今後、他の施設の利活用につながるように、一生懸命支援をさせていただきますとともに、介護予防につながる各種情報の提供などに努めてまいりたいというふうに考えます。

以上でございます。

○議長（森 清孝君） 木下雄二君。

[登壇]

○18番（木下雄二君） ありがとうございます。

それでは次に、菊池市の文化財、十八外城等の整備の現状と今後の取り組みについて、お尋ねをいたします。

この件につきましては、合併により、旧七城町の町名の由来となっております七つの城跡を、旧菊池市の十一の城跡が一緒になり、晴れて菊池市の十八外城となりましたので、歴史的観光資源としての価値を認識していただき、これまで何度も質問、要望を続けてまいりました。

これまでに、戸崎城跡につきましては、平成23年度に本格的な整備ができましたが、その後は本格的な整備ができていない状況であります。これまでの質問でも申し上げましたが、十八外城の所在地は、それぞれ持ち主が個人であったりして、今後の管理、整備をしっかりとしなければ、場所によっては立ち入ることもできなくなる可能性も出てまいります。市としても早急な対応が必要と思われませんが、十八外城の整備の現状と今後の取り組みについてお示しをしていただきたいと思います。

○議長（森 清孝君） 教育部長、大山堅四郎君。

[登壇]

○教育部長（大山堅四郎君） それでは、菊池十八外城の整備についてということで、その状況、計画をご答弁させていただきます。

菊池十八外城の整備といたしましては、まず、説明板や案内標識などにつきましては、菊池市文化財保護条例に基づき新規設置や老朽化によるつけかえなど、現地の状況を確認し、把握しながら適宜実施いたしております。

次に、個別の史跡整備といたしましては、平成26年の第4回定例会での一般質問以降、状況が変わっているところで申し上げますと、まず、龍門地区に所在をいたします鷹取城は、城跡の最も高い場所に記念碑が設置してございますので、この場所までのルートを地元等と協議しながら、本年度中に擬木階段等の整備を行うことといたしております。

また、七城町の亀尾に所在する亀尾城は、市が所有管理している公園であることから、所管の部署と協議しながら、傾斜地の安全対策、また、展望台設置等の整備を進めております。

さらに、七城町台に所在する台城につきましては、地元区から史跡そのものの整備が要望されると同時に、周辺整備環境として地元区が主体となり竹林整備を行って景観を整えるなどの計画もされております。このような地元の動きと連携をいたしまして、建設的な協議を深めながら今後の整備を進めてまいりたいと考えております。

議員もご承知のとおり、菊池一族関連史跡を包括して国指定史跡を目指す取り組みを進めておりますが、十八外城につきましては、一族の本拠地である守山城、菊之城に次いで重要な史跡であると認識をいたしております。現在、文献資料調査とあわせて現地測量や有識者による現地指導をいただいております、随時これらの報告や成果を取りまとめながら、着実に取り組みを進めてまいります。

十八外城の整備につきましては、議員もお話しのとおり、地理的なものや所有者等での条件が異なりますので、地元との協議を含めて個別に検討しながら、史跡の価値を損なわないように、また、地形を大きく変えずに整備を進めていく上で、見学者に対して往時の空気をどのように感じてもらうか、どのようなことが効果的か、検討しながら進めなければならないと考えております。

そのほか、啓発を含めたソフト面における活用としましては、スマホ等を活用したウオーキングプログラム作成等による現地案内説明の充実に向けた取り組みを進めているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 木下雄二君。

[登壇]

○18番（木下雄二君） 答弁ありがとうございました。

十分市としてもですね、重要な施設という形で認識はしていただいております。しかしながら、現状はですね、まだまだ未整備なところが多々ございます。実際、どれだけの方がその現地に行って、その現場を見ていらっしゃるかということをおもいますが、私もこれまで十八外城を全部行かせてもらいましたけれども、場所によっては、もう昭和19年に大映が「菊池千本槍」という映画をつくっておりますが、そのときの石塔があります。その石塔がなければ、もう全然場所は確認できません。そういう状況がたくさんございますので、改めて教育部長を初め一回は登っていただきたいと思っております。

それと、市長のほうにもですね、これまで私も一回全部回ってくださいというこ

とで言っておりましたが、そのことができているのか、できていないのか、今後の十八外城についての考えも含めて答弁をいただきたいと思います。

○議長（森 清孝君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 十八外城に対する今後の考え方ということのご質問でございます。

十八外城のほう、私も空き時間を見つけてはですね、少しずつ回っておりまして、あと幾つか、まだまだ立ち寄らなきゃいかんところが残っておりますけど、大分十八のうちのかなりの部分を見させていただいております。

今、お話のあった映画を撮った後の石塔がなければ何かわからないというのは、多分これは亀尾城のことをおっしゃっているんですか。

[「掛幕、こっちのほうです」と呼ぶ者あり]

○市長（江頭 実君） 掛幕のほうですね。掛幕はこれからでございます。亀尾城のほうにも、その種の石塔はございますけども、今、亀尾城とか、それから増永城、こういったところを整備をしてきておりますし、また、台城のほうでは、今回、地元の方が主体となってですね、補助金を活用していただいて整備に着手していただくと。こうした動きが、今、具体的に出てきているところでございます。

この十八外城というのは、菊池一族のよすがを残すものと非常に貴重だと思っております。特にことしから菊池のコンテンツとして、歴史あるいは歴史・文化というものを前面に出して、活性化につなげていこうという戦略を大きく打ち出しております、そういう意味でも、その具体的な史跡として、今後、滞在型の観光等にもつながる可能性を秘めているというふうに思っております。

また、あわせまして、このハード面だけではなくてですね、ソフト面というのが、あるいは、それ以上に必要であろうというふうに考えておりまして、まず菊池一族の歴史を知っておいていただかないと、そういう場所に対する関心自体がわからないわけでありますので、そうしたことの周知をするためのいろんな仕組みも考えていきたいというふうに考えております。十八外城を含めてですね、菊池一族の歴史というものをもっともっと活用していかなければならんというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（森 清孝君） 木下雄二君。

[登壇]

○18番（木下雄二君） ありがとうございます。

今回の質問は、十八外城等という形で言うておりますので、その関連的な、答弁

はもう要りませんけれども、指摘的なものをしておきたいと思いますが、七城に碧巖寺というお寺があります。20代の為邦公に関連したお寺でございますが、先般、「菊池ふるさとかるた史跡めぐり」という形で、私も青少年の推進員をやっておりますので、子どもたちと一緒に見に行ったんですが、現状を見て、もうびっくりしました。3年ほど前ぐらいに行ったときには、きれいなお寺の公園という形でしたが、もう障子は破れ、畳は腐っておりまして、確認してみたら、いろいろないきさつもあるみたいでございしますが、菊池市の文化財にもなっておりますし、また、七城町のフットパスのコースにも入っております。いろんなことも含めてですね、やはり現状をもっときちんと確認をしていただいて、特に菊池の文化財という形で守っていく必要性が十分あると思いますので、早急に対応をお願いしておきたいと思います。

それでは次に、水迫地区の活性化、特に今回は熊本地震による九州産廃への災害ごみの受け入れの状況と、迷惑をかけている水迫地区への対応について、お尋ねをいたします。

この件につきましては、熊本地震発生以来、何度も全員協議会、一般質問等で地元議員とともに、協力金の対応も含め、国、県に対しての要望をお願いしてまいりましたが、おかげさまで11月から協力金の対応ができるとのことであります。本来であれば、地震発生時からさかのぼって対応をお願いしたいところでもございますが、今後も努力を続けていただきたいと思います。

そこで、改めてお尋ねをいたしますが、これまで地震発生時からどれだけ災害ごみが九州産廃へ搬入されたのか。当初から協力金の対応ができていたのであれば、どれだけの金額になったのか、11月末でどれだけの協力金になるのか、また、搬入量もお願いしたいと思います。また、これまでも、これからも迷惑をかけ続ける水迫地区への対応を具体的にお示しをいただきたいと思います。

○議長（森 清孝君） 市民環境部長、倉原良則君。

[登壇]

○市民環境部長（倉原良則君） それでは、木下議員の熊本地震による九州産廃への災害受け入れ状況、または水迫地区への対応ということでお答えいたします。

まず、熊本地震における九州産廃株式会社への災害廃棄物の搬入量としましては、災害発生から11月までで約8万7,000トンという量が入っております。本市を含めまして、19の自治体等から搬入をされているという状況でございます。

それと、先ほどありました協力金を11月からという経緯については、少しご説明させていただきたいと思います。

城議員のご質問にもありましており、九州産廃株式会社へ一般廃棄物を搬入さ

れる市外の自治体等からの徴収金ということについては、今回は熊本地震による災害廃棄物の発生という特殊な事情により免除をしてきたというところでございます。しかしながら、想定を超える廃棄物の量または搬入の長期化、それと搬入経路に当たる指導等を多数の大型車両が往来するなど、周辺の住民の方にも非常に不便や不安を強いているということに加えて、道路の損傷が激しく、維持補修等の経費が本市が負担し続けるということになることから、議員からも要望されましたとおり、本市へ公的支援を環境省へ要望してきたところでございます。

その結果、１０月２８日の日に、市長が環境省の九州地方環境事務所へ直接要望に行かれた際に、「各自治体が負担する協力金は災害廃棄物の処理経費として補助対象とする」という回答をいただきました。

このことを受けまして、１１月１日より、処理施設の周辺環境整備や周辺施設への施策に対する財源に充てることを目的に、廃棄物１トン当たり１，０００円の環境保全協力金を徴収するということとしたところでございます。

協力金のまず試算につきましては、地震発災から１０月までの搬入量で計算しますと、本市分を除きまして約６万トンでございますので、協力金１，０００円で約６，０００万円ということになります。

また、１１月１日からの徴収ということで計算をしますと、１１月の１カ月分としますと、本市を除き約５，０００トンとなりますので、協力金は約５００万円ということとなります。

この協力金につきましては、本年度の搬入終了後に請求することとしております。

次に、地元の方に大変迷惑されているということで、その対応につきましては、今年度、道路の損傷が激しい部分があります柏木護線、それと迫水線の一部については、８月に舗装を一度完了しております。

今後は、環境保全協力金等を活用しながら、劣化の著しい道路の整備を行うなど、搬入車両がまだ継続をしておりますので、その動向を勘案しながら、必要に応じて適切に対応してまいりたいというふうに考えております。

ただ、整備スケジュール及び予算化につきましては、地元や関係部署との協議をしながら進めてまいりたいというふうに考えております。

また、搬入路の交通安全対策としましては、搬入自治体、運搬会社に対する安全運転や地元車両優先等の徹底を図るようですね、文書で通知を行っております。またあわせて、九州産廃株式会社や県の産業資源循環協会、これは前の廃棄物協会ですけれども、同じような内容で文書を提出し、運搬会社へ通知をお願いしているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 木下雄二君。

[登壇]

○18番（木下雄二君） ありがとうございます。

現状を確認していただくと、もう非常にトラックが、頻繁に運搬車が通っておりまして、地元の方はですね、もう朝の通勤時なんかは大変な迷惑でございます。私もその確認をしようと思って朝早く行ってですね、産廃のところの前あたりから、もう朝一番に搬入しようと思って、いっぱい運搬車が並んでおるわけですね。そういうのも含めて、先ほど地元に対する道路の補修とか、そういうのも含めて整備をしていただくということでございますが、水迫地区全体のやっぱりいろんな要望にも応えていただくようお願いしたいと思います。

あその場合は、もうこれまでの九州産廃との歴史の中で、環境整備基金というのがこれまでも協力金がずっと入っておりますので、その協力金は使途目的も決まっております、九州産廃の周辺にしか使えなくなっております。ですから、今回も協力金が皆様の努力で入るようになりましたので、この際、きちんとしたやっぱり迂回路等の整備等も含めてですね、やっぱりしっかりした対応をしていただきたいと思います。よろしく願いしておきたいと思います。

それでは次に、小川基金の奨学金への活用の時期についてお尋ねをいたします。

この件につきましては、平成21年3月定例会の質問以来、これまでに何度も質問、要望を続けてまいりました。私自身、平成21年12月に直接故小川水寶氏のご遺族の小川恵美とお会いすることができ、青少年育成に対する熱意を強く感じたところであります。

これまでの私の質問に対する答弁では、これまで入学準備金制度の導入は、現在も前に進んでいないのが現実であります。奨学金、特に入学準備金制度を期待している市民にとっては大変残念でなりません。

今回の定例会では、先日は出口議員、先ほどは柁原議員より、小川基金についての質問、要望がございました。私も小川基金の活用については、これまで何度も質問を続けておりますので、大変ありがたく思います。

先日、10月27日付で、小川恵美様の代理人吉田弁護士様より、議員全員に対して奨学金制度創設の具体案を決定してほしい旨の文書が送られてまいりました。そのような点からも質問がふえたのだと思われます。いずれにしても、小川恵美様としても、議員に改めてお願いをされたものと思います。

これまでの出口議員、柁原議員の答弁等で現状は認識できておりますので、私からは市長にお尋ねをいたしますが、結果的に、1期目の任期中に、小川基金の入学金制度も含め奨学金の活用がなぜできなかったのか、お答えをいただきたいと思い

ます。

○議長（森 清孝君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 小川基金の活用に関するこれまでの経緯及び現状ということの趣旨でございますが、これまで、小川基金の活用に関しましては、議会のほうにも適宜ご報告をさせていただいているところでございますけども、小川様のご遺志を尊重するということを第一義として、さまざまな協議をこれまでさせていただいたところでございます。

当方からは、具体的な奨学金の案につきましてお諮りをしておりまして、当方の最終案に対しましてはですね、基本的に了解するという旨のご返事を書面でいただいております。

ただ、小川様の代理人の方を通じてですね、それ以外の確認調整事項があるということで、最終的にはまだゴーサインに至っていないというのが現状でございます。

今後も、引き続きご協議をお願いして、早期に小川基金の活用が図られるように努めてまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（森 清孝君） 木下雄二君。

[登壇]

○18番（木下雄二君） ありがとうございます。

市長のほうから、具体的にはいろいろ答弁はありませんでしたけれども、私も小川恵美様とはお会いして、実際にいろんなお話をしている関係もございますので、本当に、ある面では青少年の奨学金等だけに使っていただきたいと、そういう意志が強うございました。これまでに執行部のほうもいろんな具体的なですね、やっぱり要望を途中でされたということに基づいて、やはりこれまで頓挫してしまったという経緯もあると思います。

今後はですね、やっぱりそういうことも含めて、やっぱり相手がいらっしゃることとでございますので、私どもに相談をしなくてもいいということでやられたこともあったかもしれませんが、こういった形で、改めて、今、現議員の方々にもそれぞれに弁護士を通じて文書が来ておりますので、いろんなことはですね、やっぱりしっかり相談をして、やっぱりきちんとした奨学金が早くできて、子どもたちのために活用できるようにお願いをしておきたいと思います。

それでは最後に、行財政改革、人件費、時間外勤務手当等の経費削減についてお尋ねをいたします。

この件につきましては、平成26年度決算特別委員会において、大賀委員長の提

案で、委員会としての提言として意見の集約が行われ、その提言の一つに、職員の時間外手当についての意見があり、平成２４年度に比べると約３，４００万円の増加になっている。事務効率化の改善に努め、最小限の時間外手当の支出を求めると決算特別委員長の指摘がございました。

私も、この点を踏まえ、平成２７年１２月定例会において、時間外手当について質問、指摘をさせていただきました。市民に税を負担させる前に、みずからを見直すべきであり、市民に負担を強いるなら、無駄を徹底的に見直して、市民が納得する政策を進めるべきであります。

先日の平議員の質問でもイベントについて指摘がありましたが、私も議会報告会での市民の声と同様に、たくさんの方々からイベントに対する厳しい意見をいただいております。菊池市も身の丈に合った政治をしなければいけないと実感しております。

先日、議会開会日に、平成２７年度決算特別委員会委員長報告が行われました。泉田委員長の提言の中で、平成２７年度においても、時間外手当の支給が全体で１億円を超えていることを指摘されました。先日、猿渡議員の質問でも意見がございました。民間感覚からかけ離れた状況であり、これまでの決算特別委員会等の指摘が改善に結びついていない現状であります。

そこで、お尋ねをいたしますが、改善策を含め、現在の時間外手当の状況を詳しくお示しいただきたいと思います。

○議長（森 清孝君） 総務部長、小川秀臣君。

[登壇]

○総務部長（小川秀臣君） それでは、木下議員の時間外手当について答弁させていただきます。

時間外勤務手当の全体の推移につきましては、過去３年度分の選挙・災害等を除いた全体の合計で、平成２５年度が約５，８１８万円、平成２６年度が８，０２１万円、平成２７年度が８，８８８万円の支給となっており、平成２６年度から平成２７年度につきましては、約８６７万円の増額となっております。

これに向けた改善策ということでございますけれども、それぞれの部署によって、いろいろな業務について必要と認められて時間外勤務をしております。職員のほうにも負担をかけておる部分もございますので、できるだけ事務の効率化や改善に向けた内部での協議を行いながらですね、削減に向けた検討をするように、今、進んでいるところでございます。

○議長（森 清孝君） 木下雄二君。

[登壇]

○18番（木下雄二君） 職員も非常に負担をかけているということもあるかと思いますが、先ほどから申し上げているように、民間感覚では考えられない残業ですね。それと、今、部長のほうから、特に残業が多いところについての細かいところまで報告をいただくということでございましたので、そのことも含めて、改めて答弁をいただきたいと思います。

○議長（森 清孝君） 総務部長、小川秀臣君。

[登壇]

○総務部長（小川秀臣君） 増加している部署と内容ということでございますので、金額順に主な要因とあわせて申し上げますと、税務課の延滞金管理業務等の増、それから、土木課職員の不慮の事故によるもの、商工観光課のプレミアム商品券販売に伴う事務、各種イベントの準備に伴うもの、企画振興課の国勢調査やふるさと納税者の増加によるもの、学校教育課の施設整備管理業務の増などとなっており、必要な経費ということでありますし、このようなほかにもいろいろな要因が考えられるところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 木下雄二君。

[登壇]

○18番（木下雄二君） 部長がなかなか答えにくいということであれば、こちらのほうにはもう決算委員会の資料がございますので、特に市長公室はですね、私どもがちょうど26年度で決算委員会の中で指摘したとき、市長公室だけで711万の残業があると。今回、27年度では、それが780万になっていると。それは市長のブレーンという形の中で非常にお忙しいとは思いますが、先般の平議員のイベント等に対することによって、またその時間外手当がふえていっているような、ある面ではそういう面もあると思います。そういうことも含めてですね、私はやっぱりもう市民感覚というかですね、やっぱり民間の感覚になって、やっぱり改善をしていかなないと大変な状況になってくると思います。

今度、小池都知事がかわられて、9時以降はもうお帰りなさいと。もう帰りなさいと。そういう形で時間外手当の削減、それと民間でも、今、残業をなくしてですね、やはり経費を削減すると。もうそういう時代に入っております。

菊池市がですね、合志市のように、物すごい発展を進んでいるような地域ではございません。いかにして経費を削減しながら効率を上げるか。やっぱりそういう感覚を持ってやっていただかないと、やはり菊池市の将来は非常に不安でございます。そういう観点からも、市長にもですね、そのことも含めて、やはり決算委員会の特別委員会としてちゃんと指摘をして、その改善には努力をしていただきたい。そ

れがそれぞれの、決算委員会の委員の意見でございますので、そのことも含めてお答えをいただきたいと思います。

○議長（森 清孝君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 特に残業に対する考えということのご質問でございます。

私も、民間から参りまして、大変時間外というものにはですね、厳しく運営をされてきた、そういう経験をみずからもしておりますし、また、指導する側を長年やってきた側でございます。そういう観点から、市役所の残業の原因として、もう少しやはり効率性を追求していかなきゃいかんというところは多々あるというふうに私は考えております。ですから、議員がおっしゃるように、この残業を極力圧縮していくということはですね、それを通じて仕事の見直し運動につながって、仕事の質が高まっていくということを求めることが一番大事なことであらうというふうに思います。

確かに、最近、ちょっと残業が高どまりしておりますけども、去年の例でいきますと、例の議員さんの滞納問題に端を発する滞納金の管理業務の問題で、大変職員が一生懸命になって、そこの改善をやっていただきました。

それから、ある部署では、非常に不幸なことに職員がお亡くなりになって、その間の穴埋めを必死でみんなでカバーしてくれたりですね、それから、プレミアム商品券ということで、これは大変短期間のうちになさねばならぬ事業でありますけども、市の活性化のために非常に職員が頑張ってくれた。こうしたものが主因であることもですね、ひとつ何とぞご理解をいただきたいと。

それから、先ほどご丁寧に、私どもの市長公室のような7名しかいない小さい部署のところまで目を配っていただいて、大変恐縮しておりますけども、実は公室といいましても、この中に、いわゆる広報が入っております、これはもう言ってみれば、菊池市全体を売り込んでいくことに、今、一生懸命やってくれている。そのおかげですね、全国あるいは熊本県で連続していろいろな企画賞といったものを表彰を受けているわけでもありますけども、そういう意味では、非常に彼らも苦しい中で、むしろ生きがいを感じて頑張ってくれているところでもあります。そうしたところが主因でありますので、そういったところもですね、ぜひ残業は減らしていかなきゃいけません、慰めの言葉も、激励の言葉もいただきながら、仕事の効率化を促進していくと。こうしたことが非常に大事になってくるというふうに考えているところでございます。

いずれにしても、仕事の見直しを通じてですね、全体の残業の削減に努めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 木下雄二君。

[登壇]

○18番（木下雄二君） 市長のほうからですね、今後は事務効率を上げると。やはり市民の目から見てですね、やっぱり事務効率を上げていただきたいと、そういう気持ちでいっぱいでございます。

部署によってはですね、私も、残業されているのに、この残業手当の中には入っていないような部署もあるようでございます。そのやっぱり担当の考えとか、これは残業じゃない、これは市民と同じ立場でやっぱり参加するとか、そういう形の中で残業費に上がっていないような部署もあるような感じもする部署もあります。そういうことも含めてですね、やはり財政的にこれからは非常に厳しくなると思いますので、そのことが、私も民間にありましたので、人件費がどれだけ大変かというのはわかります。だから、やっぱり民間感覚に基づいて、そういうことに取り組んでいただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

これで一般質問を終わります。

○議長（森 清孝君） ここで昼食等のため暫時休憩します。

午後の会議は午後1時より開きます。

—————○—————

休憩 午前11時59分

開議 午後 零時57分

—————○—————

○議長（森 清孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、荒木崇之君。

[登壇]

○8番（荒木崇之君） 議席番号8番、創成会の荒木崇之です。本来、一般質問の最後は先輩議員の指定席でしたが、私の諸事情を話したところ、快く譲っていただきました。その厚意を無駄にすることがないように、しっかり今議会の一般質問のトリを務めたいと思います。

それでは、通告に従いまして一般質問を行います。

初めに、菊池市の公共施設について質問いたします。

この質問は、平成26年、今から2年前、12月議会において一般質問いたしましたが、どのような質問をしたのか、今回の質問との関連性もありますので、おさらいをしたいと思います。

要約しますと、平成24年3月2日発刊の週刊ダイヤモンドに「箱物が地方をつ

ぶす」と題して、菊池市が全国市の中でワースト6位で、余剰箱物が80.2%にも及ぶと掲載されたことから、菊池市の公共施設の現状を質問したところ、平成26年12月1日現在で315施設を有し、年間にかかる維持管理費が18億7,220万円との答弁がありました。

その答弁を受け、私は、お隣の合志市をお手本に、菊池市の公共施設の調査と公共施設の総合管理計画の策定が必要であると提案しました。それに対して、27年度から2カ年をかけて、公共施設の総合管理計画を策定したいとの答弁がありました。

私が平成26年12月議会で質問をしてからちょうど2年が経過しましたが、現在の進捗状況についてお答えください。

なお、お答えいただく進捗状況については、その施設数と維持管理費に変動があればその数字と、公共施設の総合管理計画の完成はいつごろになるのか、ご答弁ください。

○議長（森 清孝君） 総務部長、小川秀臣君。

[登壇]

○総務部長（小川秀臣君） それでは、荒木議員のご質問にお答えいたします。

菊池市の公共施設の状況につきましては、現在策定を進めております菊池市公共施設等総合管理計画の施設データ編であります「菊池市公共施設白書」に基づきご報告させていただきます。

平成26年度末時点での数字ですが、本市には330施設、1,058棟の施設がございます。

また、施設の維持管理費は、全体で約25億4,000万円となり、その内訳は、施設担当職員の人件費が約5億2,000万円、光熱費や修繕料等の需用費が約6億9,000万円、施設管理等の委託料が約8億円、工事請負費が約3億8,000万円、役務費など、その他の経費としまして約1億4,000万円となっております。

なお、本計画は、来年1月4日から2月3日までの期間にパブリックコメントを実施し、本年度末には計画を完成させる予定でございます。

○議長（森 清孝君） 荒木崇之君。

[登壇]

○8番（荒木崇之君） 総務部長の答弁でですね、維持管理費が平成26年時点では18億7,220万円だったのが、今回の調査で25億4,000万円になっていると答弁されましたが、6億6,000万増加しています。施設も15施設、報告よりも増加しているわけです。

そこで、お尋ねしますが、一つ目、約6億円、7億円ふえた理由、二つ目、維持管理費が25億4,000万円かかっていますが、それに対してどれだけの収入、要は施設使用料があるのか、あわせてお尋ねいたします。

○議長（森 清孝君） 総務部長、小川秀臣君。

[登壇]

○総務部長（小川秀臣君） それでは、荒木議員の再質問にお答えいたします。

平成26年4月に、総務省から公共施設等の維持管理や統廃合など将来的な方向性を記した管理計画について、平成28年度までに策定するよう通知が出されました。

本市におきましても準備を進めまして、平成27年3月31日現在の財産台帳や、普通会計固定資産台帳と上水道固定資産台帳などから330施設を対象に、平成26年度決算ベースで施設の維持管理費に伴う費用を調査し、「菊池市公共施設白書」として取りまとめたところでございます。

そうした中、議員先ほどありましたように、平成26年12月の一般質問の通告がありました時点では、維持管理費の取りまとめができていない状況から、1週間程度の期間で担当課へ照会を行ったところでございます。

調査の内容につきましては、平成25年度決算から、報酬及び賃金、需用費、委託料、使用料及び賃借料の項目で調査を行っております。

しかし、担当課からの回答を受けて精査を行うには厳しい期間でございましたので、当時の答弁では、財産台帳の315施設のうち、条例に基づき設置されている175施設を対象に概算で報告をさせていただきました。

当時の答弁と今回の施設白書では、先ほど言われましたように、約6億7,000万円の差額が生じておりますが、その差額につきましてはの大きくは、当時の調査項目に含まれていなかった施設担当職員の人件費約5億2,000万円が考えられます。

なお、残りの1億5,000万円程度につきましては、調査項目の違いのほかに、施設数が175施設から330施設にふえたことや、調査年度が平成25年度決算から平成26年度決算に変わったために、差額が生じているものと考えられます。

また、維持管理費の支出に対しまして、収入は約9億1,000万円であり、そのうち、施設使用料は約5億9,000万円となっているところでございます。

○議長（森 清孝君） 荒木崇之君。

[登壇]

○8番（荒木崇之君） 6億6,000万ふえている理由を今おっしゃいましたけども、私が、これ、ファクスいただいていた中にはですね、管理人の費用等も入っている

んですよね、報告いただいた中には、15施設ふえたからといって、6億6,000万もふえるはずはない。素直にですね、今までの管理がちょっとずさんでしたということ言われたほうがよかったんじゃないのかなと。私が一般質問をしまして広報に出ましたときに、やっぱり市民の方から、18億もかかっとなんとかという声が相当ありました。それが、今度、25億4,000万となると、今まで市は何ぼしとったつやと、そういう声が出かねないわけですね。ですから、やっぱりここは、今回しっかり精査していただいて、25億4,000万という数字が出てきましたんです。これはこの数字が正しい数字だと私は認識をして、次の質問に移ります。

先日、11月17日に、公共施設のマネジメント化についてということで、神奈川県秦野市に総務文教常任委員会で研修してまいりました。秦野市は、余剰の箱物は自治体の財政を脅かす、そうした危機感を持ち、9年前から全国に先駆けて、公共施設の再配置と削減を行っている自治体であります。ご対応いただいた公共施設マネジメント課の志村課長は、独自の分析と余剰箱物を計算する方式を開発し、全国の自治体から研修や講演の依頼が絶えないとのこと。私たち総務文教常任委員会がちょうど研修300自治体目でありました。実は、週刊ダイヤモンドに掲載された菊池市の余剰箱物ワースト6位の順位づけをされたのも、この志村課長でございます。

今回の研修を生かし、志村氏には遠く及びませんが、荒木式で菊池市の現状を分析しました。なぜ公共施設の問題が全国で起こっているのかと申しますと、1954年（昭和29年）から19年間、日本は急速な高度成長期に入り、人口も増加していたことから、庁舎や学校をどんどん建設していきます。

さらに、1980年代、昭和60年代から、いわゆるバブル期と呼ばれる時期に入りまして、図書館、文化会館、体育施設等の公共施設を建設してきました。

しかし、現在は少子・高齢化によって子どもが減少し、学校が余る。さらに建設した施設の改修や更新時期が訪れ、右肩上がりだった経済が鈍化したことで、税収が入らなくなり、公共施設が財政を圧迫し始めているというのが理由であります。

この現象は菊池市だけではなく、全国、ほぼ全ての自治体で抱えている問題なのですが、私が皆さんに申し上げたいのは、ほかの自治体よりも、この菊池市は公共施設問題は深刻であるということです。表を示します。

[表を示す]

○8番（荒木崇之君） ちょっと小さいですけども、これは昭和35年から平成27年までの公共施設の延べ床面積の変遷と、この青いグラフが延べ床面積です。平成27年時と平成37年時の人口ビジョンを示しています。この表でわかることは、先

ほど申しましたとおり、高度成長期とバブル期に飛躍的に箱物がふえていることを証明しています。

次に、菊池市の人口ビジョンを見てみますと、9年後の平成37年には人口が4万4,344人、これは、このデータはですね、地域経済分析システム（RE S A S）というのを参照しておりますが、4万4,344人、生産年齢人口が2万3,296人まで減少します。

私が考えたのは、生産年齢人口が2万3,000人台のころが過去にあったのかを調べてみました。しかし、昭和35年までさかのぼってありませんでした。言いかえるなら、今後、菊池市は、これまで経験したことのない生産年齢人口の減少を迎えるということになります。簡単に言いますと、単純に働く世代が減ることですので、税収が大幅に減ることになります。

では、公共施設をどの程度まで減らすのかと考えた場合、バブル期まで、ちょうど昭和55年から60年の間ですね、60年のところまでさかのぼる必要があると考えます。なぜなら、バブル期以降に、より多くの箱物が建設されたからです。そのことから、昭和60年が比較対象になります。昭和60年は人口5万831人、これは、このとき合併していませんが、それぞれの人口を拾い出して、足してこの数字にしています。5万831人、公共施設の延べ床面積17万6,292平米です。去年の平成27年が、人口4万8,333人、公共施設の延べ床面積41万9,222平米ですので、10年間で24万2,930平米の延べ床面積を減らす。削減率は58%にも及びます。

実は、秦野市の研修時の最後に質疑応答がありまして、その中で、平議員が、この志村課長に、「菊池市は今後10年間で最低でも何%の公共施設の削減をする必要がありますか」と質問されました。志村課長の答えは、総務文教常任委員会の皆さんはご存じかと思いますが、「最低でも50%の削減は必要です」と言われました。私が今回示しました削減率とぴったり合うわけです。しかし、昭和60年の生産年齢人口と平成37年の生産年齢人口を比べた場合、約9,000人が減少していることを考えると、削減率はもっと多くなると考えます。

そこで、お尋ねしますが、全国の市で余剰箱物ワースト6位、全国1,741自治体でこの箱物危険度が、全部の市町村を入れてですよ、39位にある菊池市の公共施設問題について、今後、どのような施策を打っていくのか、江頭式ではどのようなビジョンを描いておられるのか、お尋ねをいたします。

○議長（森 清孝君） 総務部長、小川秀臣君。

[登壇]

○総務部長（小川秀臣君） それでは、まず最初に、今回の本市のほうで今取り組んで

おります公共施設等総合管理計画の概要について、私より説明させていただきます。

本市では、40年間を見据え、平成29年度から10年間を計画期間とする菊池市公共施設等総合管理計画を本年度末に作成し、施設保有総量の削減を計画的に進めるところです。

本計画の施設データ編である施設白書におきましては、インフラ施設の建物を含めた公共施設の延べ床面積が、平成26年度末現在で43万813.9平方メートルとなり、市民1人当たりの延べ床面積が8.58平方メートルとなっています。これは平成26年度公共施設状況調べで、人口が同規模である42都市と比較した場合、2番目に高い値となっているところでございます。

そのような状況の中では、市が抱えているさまざまな問題、市民アンケートから見える課題等を踏まえまして、本計画では、公共施設等の管理に関する基本方針を定めているところです。基本方針では、保有総量を最適な規模にすることにより、施設の機能維持と安全確保、効率的な施設運営の取り組みを基本的な考えとして取り組む計画でございます。さらに、施設分類別でも方針を定め、それぞれに削減率の目標を設定するところです。

なお、市民の生活基盤であるインフラ施設につきましては、削減ではなく、長寿命化計画等により財政状況に応じた適切な維持管理を行うこととしており、削減は公共施設の建物を対象に目標を設定したところです。

そのようなことから、インフラ施設の建物を除く41万9,222.48平方メートルを削減目標の対象面積としております。削減目標の時期は、施設の建てかえ時期を基本として、施設の廃止、民間や地域への移管、統合や複合化、縮小、建てかえ等の施設ごとの方針を庁内の作業部会で協議し設定するとともに、市の附属機関である公共施設等総合管理策定審議会からもご意見をいただきながら、整理してまいりました。

結果としまして、本計画の40年間の更新シミュレーションでは、41万9,222.48平方メートルから20万466.92平方メートルまで削減することとしており、先ほどありますように、52.2%の削減率を目標としているところです。

これから公共施設等の総合管理計画案のパブリックコメントを予定しておりますので、施設データ編である菊池市公共施設白書と、本計画にあります菊池市公共施設等総合管理計画案をホームページに掲載しますとともに、財政課及び各総合支所総務民生課で閲覧を行います。パブリックコメントにつきましては、広報紙でも周知しますので、市民の皆様から多くのご意見を賜りたいと考えております。

次に、市民への計画策定後の周知につきましては、ホームページへの計画書の公

表や、計画概要の広報誌への掲載、区長会等への概要版の説明を予定しているところです。

なお、それ以外の周知方法につきましても、今後、庁内で検討して、それぞれの自治体の周知方法も参考にさせていただきながら、本計画に対するご理解をお願いしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（森 清孝君） 荒木崇之君。

[登壇]

○8番（荒木崇之君） 今、ご答弁あったんですけども、なかなか傍聴の方はわかりにくかったんじゃないかなと。要約しますと、今つくっているこの白書をですね、来年、パブリックコメントを公募して、どういうふうに持っていくかと。計画も、10年計画をやって、40年をかけて減らしていくというのが要約だったと思いますけども、もうちょっとですね、わかりやすい言葉で言っていただきたいなというところはあるんですが、まず、ちょっと私なりにできることからの提案ということをさせていただきたいと思います。批判するばかりはいけませんので、まずできるとの提案をさせていただきます。

今、ご答弁いただいたのとかぶりますが、現在、公共施設の総合管理計画、公共施設白書とわかりやすく言い換えられましたが、策定されていますが、完成後はですね、やっぱり市民に対して、今のような難しい行政用語ではなくて、簡単なや概要版を配布していただいて、職員には詳細版を配ってですね、公共施設問題の認知度を上げる。これが第一だと考えます。

行きました秦野市もですね、概要版はもう常に出しているわけなんですよ。だから、もう市民の方が、秦野市の公共施設の問題は非常に厳しい問題だということもうわかっておられてですね、私たちが行った次の日も、文化会館の使用料を3倍に上げるということで、何か市民のデモがあるということだったらしいですけど、それも少ない数のデモで、ほとんどの市民の方はこの秦野市の市長の考えに賛同をされているということでした。

この秦野市の市長がおもしろいのが、詳細版を市民になぜ配らないかという、ただで配ると人は読まないという考えなんですよ。詳細版は買えと。職員でも市民でも買えという考えでした。興味のある人は必ずお金を出して買おうと。そして読む。それが知識になるというのが秦野市の古谷市長の考えでした。これは非常に新しい考えだなと私は思っています。その第一歩として、まず漫画でもいいですから、わかりやすい言葉で、今、菊池市がどのような状態にあるのかを配布するのが第一だと考えます。

次に、これは公共施設とはまた別なんです、市が所有している土地について、

現在、利用していないような土地は、民間に、個人に売却し、少しでも固定資産税が入ってくる方法を考えるべきだと思います。なぜかといいますと、泗水の朝日団地、東団地が新しくなりまして、そこが今、取り壊されている部分もありますが、あいているんですよね。営林署跡地のところもあいているという中で、どうしてもできないかなということをお不動産屋とかに相談したところですね、県は公共用地の情報を不動産協会に流して、そして、不動産協会がそれをまとめたなら、不動産会社に県は1.5%、それと買った人から3%もらうというようなこともやっていたようなんですよ。やっぱり市もですね、市内の不動産屋さんにそういう情報を流して、売ってもらったらですね、そこにパーセントを払うと。やっぱり職員が営業に行くのはなかなか難しい。個人の住宅とかの営業なんてまずできないですから、それを民間に任せるという手も一つだと思います。

ただですね、残念ながら、今の財政課はどれだけの土地をどこに持っているという、その一元化の把握ができていないんですよ。ですから、今後は、この市の土地保有の台帳の整備も必要だと考えます。

市役所は、市で一番の土地持ち、家持ちだと思います。また、公共施設にはたくさんデッドスペースもあります。そうしたところも有効活用できる、工夫次第では宝の山になる、いわば都市鉱山だと思っています。しかし、これをやるには問題があります。それは公共施設の管理について、現在は財政課の管財係で行っていますが、職員は兼務で業務を行っています。この重要な問題を片手間で行っていても解決はしません。秦野市の志村課長も、兼務での公共施設のマネジメントは難しいと言われておりました。人口規模、職員規模は違いますが、秦野市では4名の職員が専属で現在業務に当たっています。

そこで、ご提案ですが、公共施設問題を専門にする担当課もしくは室を設置する考えはありますか、お尋ねします。

○議長（森 清孝君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 公共施設の見直しに際して、専門のマネジメント部署をつくるかどうかというご質問でございますが、その前に、せっきくの機会でございますので、この件に関する私の所感を述べておきたいと思います。

荒木議員ご指摘のとおりですね、本市の公共施設の総保有量というのは非常に過大でございますね。今後も、もう厳しい財政状況が続くだろうということは十分想定される一方で、建物自体も高齢化、いわば老朽化してまいりますので、これに伴う修繕あるいは大規模改修、場合によっては建てかえといったですね、施設の更新にかかわる費用が大変ふえていくだろうという要素があるわけです。一方で、人口

減少により公共施設の利用の需要がどうなっていくかと、こういう問題も出てきますので、今ある施設を今のままで維持していくわけにはいかんと強く思っております。

とりわけ、さっきから言及されております週刊ダイヤモンドの記事ですね。これはちょうど4年前だったと思いますけど、私が、これは市長に就任する前に記事が発表になりました、私も大変びっくりしました。と同時にですね、これはいかんというふうに思いまして、それ以来、この公共施設への取り組みというのは大変重要だというふうに考えておりますので、荒木議員とそここのところの問題意識は全く同じだと意を強くしたところでございます。

そういうことで、2年もかけてましてですね、今、策定中であります菊池市公共施設等総合管理計画というものを、これはぜひ今年度中に完成をさせて、重要な事業として、これから末永く推進していきたいというふうに考えているところでございます。

くしくもですね、私どもは、今、ざっくりとしたシミュレーションの中で、今後の40年間、人口推移とか、そういったものを見据えながら、今の保有量に対してどのぐらいにすればいいのかというのをざっくり検討しましたところ、やはりマイナス52%、ほぼ半減でございますね。さっき荒木議員がご自分でシミュレーションした数字とほぼ同じということで、ああ、やっぱりねということで、大変意を強くしたところでございます。

ただ、その数字だけが先行してですね、住民の生活に大きなしわ寄せが来てはいけませんので、本計画の推進に当たりましては、十二分にこの説明責任を果たしていく必要があると思っております。

先ほど、まず資料を配るべきだというお話があつて、それはもうそのとおりだと思いますが、こういう問題は、やはり私は配布だけではもう極めて不十分だと思っておりますので、関係団体あるいは地域住民の方々にですね、丁寧にやっぱり個別に説明をしていくことが必要であろうなと思ひますし、それから、計画というのは本来そうでありますけども、非常に長期的な計画になるわけですから、適宜のタイミングでですね、この計画の進捗状況を確認しながら、当然社会情勢等も変化していくわけですから、これをにらみながら、柔軟に変えていくということも必要だろうというふうに思っております。

先ほどご質問、言及のございました公共施設の中には土地の問題もございます。もうそれもおっしゃるとおりだと思います。特に泗水の地区につきましては、住民も少しずつふえている傾向もあるわけですから、先般、完成しましたふれあい公園ですかね、あの横に苗畑の跡地もありますので、これをぜひですね、民間を十二分

に活用して、住宅政策につなげていきたいということで、今、もう研究を着手しまして、今回のこの議会にも、そのための鑑定費用等を計上しているところでございますので、ぜひご理解のほうをお願いしたいというふうに思います。

さて、その直接的なご質問であります、進捗管理等の専門部署ということでございますけれども、今、縦割りの推進になっていますので、全体感がなかなか見れないわけですね。ここが非常に大きな問題だというふうに思っております。ですから、全庁的な計画の推進と進捗管理ということを行う、このマネジメントというものは非常に大事になると思いますが、計画策定後はですね、この庁内に専門の推進担当部署を設置して戦略的に進めていきたい、こういうふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（森 清孝君） 荒木崇之君。

[登壇]

○8番（荒木崇之君） 市長から満額回答がありまして、こんなに意見が合ったのは初めてじゃないかなと。4年間、しっかり話せばよかったななんて思いながら、今、聞いておったわけですが、1点だけ、ちょっと私がどうしても違うのがですね、菊池市のこの公共施設白書では、今後40年間、公共施設を52.2%減らすと計画されていますが、そこが非常に無責任と言ったらいかんですけど、ちょっと危機感がないなという思いなんです。なぜなら、40年後、市の職員の新卒で入った方でも、40年後、この成果を見届けることができるのでしょうか。この議員の中で、平議員がちょうど厄入りで40ですので、10期してもらおうと、この成果が本当に52%達成できるかというのが見届けられるわけなんです。今後10年間で、私は、公共施設の削減は菊池市の最大の課題だと思っております。今まで何とかあったから、これからどうにかなるというのは間違いだと思います。

私が公共施設の削減について、なぜ重要視しているかといいますと、公共施設問題に真剣に取り組まなければ、市長、真剣に取り組むとおっしゃいましたが、近い将来、財政状況が悪化して、必要性の高い公共施設、学校とかですね、水道とか、下水道など、なくてはならない施設までもが良好な状態で保てなくなるからだと考えるわけです。私たち現在の市民は、将来の市民に対して無責任であってはなりません。

以上のことを申し上げて、次の質問に移りたいと思います。

次に、インターネットショップ「菊池まるごと市場」について質問いたします。

インターネットショップ「菊池まるごと市場」とは何、からご説明したいと思います。菊池市は、地元の農畜産物や加工品などを販売するために、平成26年1

0月20日からインターネットショップを始めました。それがインターネットショップ「菊池まるごと市場」です。このインターネットショップは、江頭市長の公約の一つである「儲かる農業」の最重要施策であると認識しています。

さて、このインターネットショップ「菊池まるごと市場」については、平成26年12月議会で、同じ会派の坂本道博議員が売り上げ状況の質問をされ、オープンからまだ2カ月だったんですけども、2カ月の売り上げが目標の13%と、大きく下回っていることが判明しました。

そこで、お尋ねします。インターネットショップ「菊池まるごと市場」オープンから約2年が経過した現在、年度ごとの売り上げと現在までに市が投じた費用をお示しく下さい。

○議長（森 清孝君） 経済部長、松岡千利君。

[登壇]

○経済部長（松岡千利君） ただいまの質問にお答えいたします。

若干まるごと市場に関しては重複するかもしれませんが、ご紹介もさせていただきますと思います。

菊池まるごと市場は、市内4施設の物産館とJA菊池との連携によりまして、本市独自の生産基準であります「環境王国菊池農業生産基準」、通称「菊池基準」で生産されました商品を中心に、パソコンや携帯電話、ファクスなどを通じて、本市農林畜産物や加工食品を24時間手軽に購入できるインターネット上の店舗、いわゆる「菊池まるごと市場」として、ご紹介がありました26年10月20日にオープンをいたしております。

また、本市の豊かな自然や歴史・風土を内外にイメージアップを図るためのさまざまなイベントなど、情報提供も積極的に発信しているところでございます。

それでは、ご質問の売り上げと経費につきましてお答えさせていただきます。

まず、菊池まるごと市場の現在の業務全般におきますところの年度別ごとの売り上げにつきましては、1年目の平成26年度、これは5カ月でございます、途中からですから、467万3,000円、平成27年度が4,130万3,000円、平成28年度、ことしでございますが、11月末までで9,090万3,000円となっております。

次に、これまでに投じた経費の総額でございますが、平成25年度の開設準備期間は、主にコンサルティング委託料202万6,000円、平成26年度以降につきましては、運営委託料、それからPR広告費用、システム開発費用が主な経費となっております。平成26年度が2,184万6,000円、平成27年度が2,266万9,000円、平成28年、ことしの11月末の予算ベースでございます

けど、1, 676万9, 000円となっております。

以上です。

○議長（森 清孝君） 荒木崇之君。

[登壇]

○8番（荒木崇之君） 今、答弁されました売上額を表にしましたので、ちょっとお示ししたいと思います。

[表を示す]

○8番（荒木崇之君） 先ほど言われた売り上げの中にはですね、ふるさと納税分というのが入っているんですが、このことについてはですね、ちょっと時間もないので質問を飛ばして、インターネットショップ、インターネット販売分だけを注目したいなと。坂本議員が質問されたところがちょうど26年でしたが、この318万9, 000円というところからの質問をしたいと思うんですが、このインターネットショップ「まるごと市場」を開設したとき、西日本新聞に書いてあることが、当初の売り上げ目標が2, 700万円、5年後の売り上げ目標は1億円と掲載されておるわけなんですよ。インターネットショップ売り上げがですね。

また、市長は、平成25年の市長と語る会で、七城会場だったと思いますが、将来的にはこのインターネットショップ「まるごと市場」で、おばあちゃんが庭先でつくった野菜をですね、インターネットで販売できるようになるというようなことを言われていたのを記憶しています。

そこで、お尋ねします。5年後にまるごと市場のインターネット販売分のみですね、ふるさと納税分は含まないで、1億円を達成することは可能なのか。また、おばあちゃんが庭先でつくった野菜をですね、期待していらっしゃる方もいらっしゃるんですね。そのときに、市長さんがそう言われたから、うちの野菜ば出さるるねということを期待されていた方もいらっしゃるってお聞きしていますので、そのおばあちゃんがつくった野菜をこのインターネットで販売できるようになるのはいつごろになるのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（森 清孝君） 経済部長、松岡千利君。

[登壇]

○経済部長（松岡千利君） 売り上げのインターネットショップにかかわる分ということでございますが、一足飛びに5年後といきましても、ちょっとわかりにくうございますので、順を追って年度ごとにご紹介をさせていただきます。

菊池まるごと市場の売り上げ目標につきましては、1年目の平成27年度、26年からスタートしておりますが、1年間をちょっと見る必要がありますので、27年度を1年目というふうにご紹介をさせていただきます。これが2, 700万円、

2年目の平成28年度を4,800万、3年目の平成29年度を6,000万円、それから、ご紹介がありました5年後の平成31年度、これを1億円と設定をいたしております。

これに対しますところの各年度の売り上げ実績は、先ほども申し上げましたけれども、平成26年度で467万3,000円、平成27年度で4,130万3,000円、平成28年度は11月末で9,090万3,000円となっています。

今年度の売り上げの内訳としてですね、インターネット部門を申し上げたいと思いますが、11月末現在で、ふるさと納税が5,362万1,000円、個別注文による売り上げ……。

〔「インターネット販売分だけでいいです」と呼ぶ者あり〕

○経済部長（松岡千利君） 失礼しました。3,356万1,000円でございます。

このように、売り上げにつきましても年々伸びている状況でございますので、5年後につきましてもですね、十分達成可能じゃなかろうかというふうに思っておるところでございます。

そのためにですね、売り上げ目標達成のために、今後、年末のお歳暮ギフトとか、あらゆる手段をやっていきたいと思います。

それに、特に今回、また米の国際大会でも2年連続の金賞米獲得と、栄誉なこともありましたので、これも売り上げにつながっていくものと期待しております。

それから、2点目の庭先作物に関しましても、菊池基準によって栽培された作物ということであれば、各物産館などへの出荷登録後に販売が可能となりますので、菊池基準への積極的な取り組みについても、さらに普及推進してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○議長（森 清孝君） 荒木崇之君。

〔登壇〕

○8番（荒木崇之君） このインターネット販売分、純粹に売り上げだけ見てみますと、先ほど言われたように、右肩上がりではあるんですよね。300万、1,600万、3,300万ということで、右肩上がりにはなっていますんですが、ただですね、先ほどお話があった投入した額ですよね。今まで市が市税を投じて、メロンドームに請け負わせているわけですが、採算ベースで見えますと、これ、1年間で約2,200万円の運営委託料をメロンドームに支払っています。単純に市が2,200万円の委託料分を取り戻すといいますが、とんとんに持っていくには20%の手数料をとって運営している場合、1億1,000万を売り上げる必要があるんですね、ネットだけでですね。これですね。そこは品物によってパーセンテージが違います

けども、単純に計算した場合ですよ。1億1,000万売り上げると、2,200万、市が投じた分の委託料が返ってくるという形になりますが、では、現在までに市が投じた運営費と利益分はどうかということですが、先ほど言われたように、平成25年に226万円、平成26年度に2,184万6,000円、平成27年度に2,266万9,000円、平成28年が1,676万9,000円ということで投入していて、利益分というのが、去年、ようやく600万円出たので、その分を28年度の運営に充てているので、28年度は1,676万9,000円で済んでいるということなんですけど、ちょっとこの会計の仕方もですね、本来なら、この上がった600万を市に一旦返すというか、市に一旦精算報告をして、それから市がまた2,200万出すというようなところをやっていないと、ちょっと監査あたりがどうなっているかはわからないですけども、非常にこれは不透明だなと。悪い言い方をしますと、実際は1,000万上がっているのに、600万しか上がっていないような計算をやって、そして、市から多く委託料を次の年にもらおうというようなことも考えられはしないかと思うわけですよ。一度上がった分は、一度市のほうでいただいて、そして、2,200万を出すというやり方がいいんじゃないかなというふうに思うわけですが、農産物の販売の選択が広がったという部分では評価します。ただ、多額の税金、これ、6,331万円が今現在投じられているのも事実でございます。

事業開始から来年3月で2年と半年、5年で売り上げ1億円の目標のちょうど折り返しの時期となりますが、市の事業から手放して、もうメロンドームに全てを任せてですね、税金を投入しない独立採算でいくとかですね、それか、これは市長は納得されないと思うんですけど、まるごと市場を閉鎖するとかですね、運営のあり方をちょうど見直す時期には来ているかと思うんですよ。まだ2年半とおっしゃるかもしれんけど、ちょうど折り返しですので、その折り返しのときですので、運営のあり方というのを市長にお尋ねしたいと思います。

○議長（森 清孝君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 今、種々ご説明とご質問をいただきましたが、どうもちょっといつも明快な荒木さんにしてはですね、何か数字が飛び交って、何のことを論点にされているのかよくわかりませんでしたので、少し、いま一度、論点を明確にしていいただければと思いますが、よろしゅうございますか。今のはすみません、反問権を使わせていただきました。

○議長（森 清孝君） 荒木崇之君。

[登壇]

○8番（荒木崇之君） 私がお尋ねしたいのは、先ほどから申していますように、この市費を投入しているわけなんですよ。6, 331万円投入しているわけですが、これを今、回収できていないという状態なんですよ。で、これがこのままずっと5年間、あと2年半、3年近くずっと税金を投入していくのか、それとも、もうメロンドームに全て、今、運営委託をされているところに全て任せて、もう市費は投入しないと。第三セクターでやってくれというようなことも必要じゃないかと思うわけですね。

もう一つは、インターネットショップ「まるごと市場」自体を閉鎖するというようなことも考えなきゃならないのかなと思います。そこを今後、そういう経営方針の見直しというのはされるかということをお聞きしたいと思っています。

○議長（森 清孝君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） わかりました。

本当に私はちょっと理解できたかどうかはよくわからないんですけども、今のまるごと市場についての全体的な正しいご理解をいただいているかなというのはちょっと不安になりましたけども、今、経費のほう、この2年半ですか、6, 000万ぐらいあるというお話ですが、何か売り上げを無視したお話が続いておりますので、ちょっとそこがよくわからなかったんですけども、これまで累計で1億4, 000万円の売り上げを上げているわけですね。その売り上げは、メロンドームに上がったり、旭志道の駅に上がったりですね、養生市場に上がったりして、そこから従業員の給料になったりもしているわけですね。それから、その先には農家の方がいらっちゃって、農家の方の現金収入として行き渡っているわけですよ。ですから、例えば農業を促進するときに、例えばハウスに対して市がお金を出してあげて、農家の現金収入をふやしていくという補助金のやり方もあれば、これは要するに川下を攻めていくわけですから、消費者を攻めるのに、一々生のものを持っていくわけにはいきませんから、インフラをじゃあつくろうということで、そこに私どもが立ち上がりのところのさまざまな資金をご援助させていただいているわけですね。

それで、先ほど見たように、利益がもう上がってきましたので、今、1, 600万ほど出していますけども、それは前年から言いますと、大分減りました。600万ほど減りました。今、利益がもっと上がっていますから、大体私どもや、この委託をしていますメロンドームの目算によりますとですね、大体あと1年半ぐらいでもう親の支援なしで、自分たちでやっていきますよと。そういう意味では、非常に順調にといいいましょか、計画以上のペースで、今、回転しているということでございます。

もしですね、この3年目にして、かかっている費用を全部、上回っておらんとおかしいじゃないかとおっしゃるなら、それは別に市の事業じゃなくてもですよ、普通の民間事業においても、何か商売を始めて、3年目に全部黒字になっておらんとだめだというように近い話でありますから、それは性格がそもそも違うんですね。こっちは菊池の農業、菊池の農家の収入を上げていこうということのコスト部分を私どもで持ってさしあげて、その間に頑張ってくださいと。そのかわり、早くひとり立ちをしてくださいと、こういうことをやっておるわけですから、今やると、いわゆる角をためて牛を殺すということにもなりかねませんし、大きな芽が今出てきているわけですよ。それをなぜ、今、摘むんですかということになると思います。

それから、先ほど来から1億円に対してどうだということなんですけども、1億円というのは、インターネットビジネスのですね、言ってみれば、全社の売り上げの目標でありますから、そのときに、その進捗を見るときに、何とかは除いてとかですね、そういうことはあり得ないですね。全社部門の進捗がどうかと見るときに、1部門だけの数字で見るということは、だから、行っていないとかいうことは、それはおかしい議論でございますから、1億円に対して言うならば、これは今期にもう既に達成の見込みでありますから、当初は5年目と言っておりましたけども、3年目、実質2年目に達成できるということは、もう大変農家の皆さんがご理解を示して、菊池基準をどんどん採用していただいて、そして、私どものさまざまな努力が実を結びつつあると。これが実態でございますので、そういうふうに捉えていただければというふうに思います。ご質問に私はきちんとお答えしていますでしょうか。

○議長（森 清孝君） 荒木崇之君。

〔登壇〕

○8番（荒木崇之君） 今、市長が言われている部分はですね、さっき私はもう飛ばしたいと言ったのがふるさと納税の部分なんですよ。ふるさと納税の売り上げが今年度5,300万ぐらいあると。実際、インターネット販売部分、私はもうこのインターネット「まるごと市場」というのは、インターネット販売のためのショップだと思っていますから、ふるさと納税というのはまた別物だと思っているんですよ。そこは経営者の合わせるか、割るかというところの考えなんです。私の考えからするとですよ、当初、始まったのはこのインターネット販売分で始まっているので、インターネット部分だけで達成しているかというところをちょっとお尋ねしたところだったんですが、ふるさと納税分というのが、ありがたいことに5,300万ぐらいありまして、このふるさと納税分というのは担当課も違いますし、担当部署も違いますし、私は別部分というふうに思うので、ここの論争を繰り広げて

もこの先に進みませんので、これで終わりたいと思うんですが、インターネット部分というのは、私はこれが本業であって、この5, 300万のふるさと納税というのは、あくまでもおまけじゃないですけども、木で言うなら、また別の部分じゃないかなというふうに考えるわけなんですよ。インターネットショップ「まるごと市場」ということで始めたのであれば、やっぱりインターネット販売部分で見ていただきたかったなというところで考えたわけであります。

ちょっと時間ありませんので、言いますが、自治体が運営するインターネット販売については、佐賀県武雄市が地域の所得向上をうたってですね、全国に先駆けて、平成23年11月に「F&B良品TAKEO」というのをオープンさせました。当時はですね、楽天、amazonに続く通販の第三極と、大々的に報道されました。これに静岡県三島市も平成25年8月から参入しましたが、売り上げが月10万に満たないどころか、ホームページ委託料の月額7万5,000円がかかり、赤字が続いたため、わずか1年で撤退しました。このネット事業に投じた税金は約550万円とのことで、そのことを議会で問われた三島市長は、高い授業料を払うことになりましたと答弁されています。

時を同じくして、その「F&B良品TAKEO」からですね、薩摩川内市、陸前高田市、ほか8自治体も同じく撤退しています。結局、「F&B良品TAKEO」については、現在、ヤフーショッピングの中にですね、もう全面移転してしまって、自分ところでサイトを持っていない状態となっています。

私は、ネット販売事業に挑戦したり、新しいことに取り組む姿勢は非常によいことだと思います。そこは市長の考えですので、執行権を持っていらっしゃるの、どんどんやっていただきたいと。先ほどおっしゃったように、5年を見てどうかという計画をされていくのは当然だと思います。ただ、結果によってですよ、今後の結果によって、やっぱり税を投じているということを考えると、結果によっては変える勇気、やめる勇気を持つことも大事でないでしょうか。続けることにですね、何でも行政の悪いところといいますといかんですけど、悪いところで継続性が出てですね、続けることに固執し過ぎて、本来の目的を見失い、収束がつかない事態に陥ることもあるのではないかと考えます。これは私の意見です。

平成25年6月に初めてこの場に立たせていただき、一般質問をいたしました。市議会議員の税金滞納のこと、文化会館の賃借料のこと、公共施設の維持管理費のこと、防災無線のことなど、一貫して市民の税金が有効に使われているか、そこに無駄はないか、市民の安全は守られているか、この観点から質問してきました。

今後、菊池市の財政は、合併特例債が使えなくなり、地方交付税も減らされることから、非常に厳しい時期を迎えると痛感しています。今、早急に必要なのは、

徹底した行財政改革です。これはほかの議員も言っていると思います。私たちは将来へ負担を残さないという責任があります。今、行っている事業や、施設の経費を総点検し、無理、無駄を省き、市民が生涯安心して暮らせることができるまちづくりをすることが必要です。

私の報酬は市民の皆さんの税金からいただいている、誰のために市議になったのか、誰のおかげで議員の仕事ができるのか、常に肝に銘じて議員活動を行ってまいりました。私が何のしがらみもなく、信念を曲げることなく、議会活動ができたのは、傍聴に来ていただいた皆さんを初め、支えていただいた全ての皆さんのおかげだと思っています。本当に感謝しています。この貴重な経験を糧に、今こそ、次世代のために新たなステージへ挑戦を決断しました。ご清聴ありがとうございました。

以上で、一般質問を終わります。

○議長（森 清孝君） 以上で、一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します。

○
休憩 午後 1 時 5 3 分

開議 午後 2 時 0 0 分

○議長（森 清孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○
日程第 2 議案第 1 2 7 号及び議案第 1 2 8 号 上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（森 清孝君） 次に、日程第 2、議案第 1 2 7 号及び議案第 1 2 8 号を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） それでは、ただいま上程されました議案についてご説明申し上げます。

追加議案書の 1 ページをお願いいたします。

議案第 1 2 7 号、平成 2 8 年度菊池市一般会計補正予算（第 9 号）でございます。菊池体育センター及び勤労青少年ホームの解体工事にかかわる工事請負費 1, 4 5 8 万円を追加するものでございます。

次に、議案書 1 1 ページ、議案第 1 2 8 号、業務委託契約の締結についてでございます。現在建設中の新図書館の書棚等を初めとした内部空間等製作業務委託につきまして、株式会社乃村工藝社と契約を締結いたしたく、条例の規定に基づき議会

の議決をお願いするものでございます。

内容の詳細につきましては、この後、総務部長が説明をいたしますので、慎重ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（森 清孝君） 総務部長、小川秀臣君。

[登壇]

○総務部長（小川秀臣君） それでは、追加議案につきましてご説明いたします。

追加議案書の1ページをお願いいたします。

議案第127号、平成28年度菊池市一般会計補正予算（第9号）でございます。

2ページをお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額に1,458万円を追加し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ417億5,489万円とするものでございます。

内容につきましては、事項別明細によりご説明いたします。8ページ、9ページをお願いいたします。

下段の歳出でございます。款9教育費、項6保健体育費、目2体育施設費の1,458万円の増額は、今定例会で条例廃止案を提案いたしております菊池体育センター及び勤労青少年ホームの解体工事費の不足に伴う工事請負費の追加補正1,458万円でございます。

本解体工事につきましては、当初予算で工事請負費3,402万円を計上いたしておりますが、解体に係る実施設計を行いました結果、熊本地震に伴う人件費や重機借り上げ等の高騰により不足が生じたものでございます。

なお、今回の補正につきましては、上段の歳入、財政調整基金繰入金で財源調整を行っております。

3ページに戻っていただきたいと思います。

第2表 繰越明許費補正でございます。今回、補正をお願いしております菊池体育センター及び勤労青少年ホームの解体工事につきまして、補正に伴い、契約時期が当初予定よりずれ込み、適正工期を考えますと、年度内の完了が困難なため、解体工事及び監理業務委託について、繰り越しをお願いするものでございます。

なお、今回の補正につきましては、実施設計の設計提示が12月1日でありましたことから、今定例会の当初議案に織り込むことができず、追加提案となったものでございます。

次に、11ページをお願いいたします。

議案第128号、業務委託契約の締結についてでございます。現在建設中の新図書館の書棚等を初めとした内部空間等製作業務委託につきまして、菊池市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、

議会の議決をお願いするものでございます。

契約の目的、平成28年度菊池市新図書館内部空間等製作業務委託。履行場所、菊池市隈府地内。契約の方法、一般競争入札。契約の金額、3億1,914万円。契約の相手方、株式会社乃村工藝、代表取締役社長、榎本修次。

本業務委託につきましては、11月4日に一般競争入札の公告を行い、12月7日に開札後、12月8日に仮契約を行ったところでございます。

以上、議案第127号及び議案第128号の説明とさせていただきます。

○議長（森 清孝君） 以上で議案の説明を終わります。

ここで暫時休憩します。

休憩 午後2時06分

開議 午後2時18分

○議長（森 清孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから議案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

平直樹君。

[登壇]

○1番（平 直樹君） それでは、追加議案の議案第128号、業務委託契約の締結について質疑をいたします。

この開札状況ですね、何者ぐらい入札があったのかと、契約をされる相手方は東京の方ですが、地元の業者さんの入札あたりはあったのか。それと、この図書館内部空間等製作業務委託というのが少しわかりにくいので、棚の設置まで見ているのかという、その3点をお尋ねいたします。

○議長（森 清孝君） 教育部長、大山堅四郎君。

[登壇]

○教育部長（大山堅四郎君） それでは、平議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、入札が何者あったのか。地元からの参画があったのか。それから、棚等のものが含まれているのかという3点だったと思います。

まず、1点目、2点目、同じ答えになります。入札につきましては、参加したのは1者ということになります。

それから、この作業業務の中に棚等も入っているかということでございますけども、空間デザインを含めた全体の一式を出しておりますので、特注什器という形では提出をいたしております。

以上です。

○議長（森 清孝君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 清孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、委員会付託を行います。

議案第１２７号及び議案第１２８号は、総務文教常任委員会に付託します。

—————○—————

○議長（森 清孝君） 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

次の会議は、１２月２２日の午前１０時から開き、議案等の採決を行います。

本日は、これで散会します。

全員、ご起立をお願いします。

（全員起立）

お疲れさまでした。

—————○—————

散会 午後２時２１分

第 6 号

1 2 月 2 2 日

平成28年第4回菊池市議会定例会

議事日程 第6号

平成28年12月22日（木曜日）午前10時開議

第1 各常任委員長報告・質疑・討論・採決

第2 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

○

追加議事日程（第6号の追加1）

第1 議員提出議案第1号 菊池市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

上程・説明・質疑・討論・採決

第2 意見書案第4号 地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書

上程・説明・質疑・討論・採決

第3 議事第8号 予算決算常任委員会委員の選任について

○

本日の会議に付した事件

日程第1 各常任委員長報告・質疑・討論・採決

日程第2 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

追加日程第1 議員提出議案第1号 菊池市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

上程・説明・質疑・討論・採決

追加日程第2 意見書案第4号 地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書

上程・説明・質疑・討論・採決

追加日程第3 議事第8号 予算決算常任委員会委員の選任について

○

出席議員（20名）

1番	平	直樹	君
2番	東	奈津子	さん
3番	坂本	道博	君
4番	水上	隆光	君
5番	出口	一生	君
6番	猿渡	美智子	さん

7 番	松 岡	讓 君
8 番	荒 木	崇 之 君
9 番	柁 原	賢 一 君
1 0 番	工 藤	圭一郎 君
1 1 番	城	典 臣 君
1 2 番	大 賀	慶 一 君
1 3 番	岡 崎	俊 裕 君
1 4 番	水 上	彰 澄 君
1 5 番	泉 田	栄一朗 君
1 6 番	森	清 孝 君
1 7 番	樋 口	正 博 君
1 8 番	木 下	雄 二 君
1 9 番	山 瀬	義 也 君
2 0 番	境	和 則 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	江 頭	実 君
副 市 長	木 村	利 昭 君
政策企画部長	坂 口	啓 介 君
総 務 部 長	小 川	秀 臣 君
市民環境部長	倉 原	良 則 君
健康福祉部長	木 原	雄 二 君
経 済 部 長	松 岡	千 利 君
建 設 部 長	樋 川	博 久 君
七城総合支所長	樗 田	邦 昭 君
旭志総合支所長	野 口	進 也 君
泗水総合支所長	山 本	幸一郎 君
財 政 課 長	中 村	喜 範 君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	徳 永	孝 博 君
市 長 公 室 長	上 田	俊 介 君
教 育 長	原 田	和 幸 君

教 育 部 長	大 山 堅四郎 君
農業委員会事務局長	上 田 讓 二 君
水 道 局 長	古 田 浩 敏 君
監 査 事 務 局 長	松 永 隆 則 君



事務局職員出席者

事 務 局 長	德 永 裕 治 君
事 務 局 課 長	倉 原 安 浩 君
議 会 係 長	松 原 憲 一 君

○議長（森 清孝君） 全員、起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

○

午前１０時００分 開議

○議長（森 清孝君） ただいまより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○

日程第１ 各常任委員長報告・質疑・討論・採決

○議長（森 清孝君） それでは、日程に従いまして、日程第１、去る１２月９日の会議において、各常任委員会に審査を付託しました議案第１００号から議案第１２１号まで及び議案第１２７号、議案第１２８号までの２４議案について、各常任委員長から審査結果の報告があつておりますので、これを一括して議題といたします。

ただいまから各常任委員会における審査の経過及び結果について、各常任委員長の報告を求めます。

初めに、総務文教常任委員長、荒木崇之君。

[登壇]

○総務文教常任委員長（荒木崇之君） おはようございます。

本定例会で総務文教常任委員会に付託されました案件は、条例案６件、予算案２件、議決案件２件の計１０件です。

現地調査を含め、慎重に審議いたしましたので、委員会における審査の経過及び結果についてご報告申し上げます。

まず、議案第１００号は、本市の債権管理の一層の適正化を図るために制定するもので、委員より、どうしても取れない債権があるのは理解しているが、取れる債権までも簡単に不納欠損処理をするための条例であつてはならないと思うがとの質疑に、執行部より、債権管理事務の適正化を図り、公平、公正な市民負担の確保と健全な行財政運営を目的として制定するものであり、不納欠損処理を行った場合には議会に報告することを定めているとの答弁がありました。

次に、議案第１０２号は、菊池市立泗水幼稚園の移譲先事業者を選定するための委員会条例を制定するもので、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第１０３号は、総合支所の支所化に伴い、関係条例を改正するもので、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第１０４号、議案第１０５号は、条例の一部を改正するもので、特に

質疑はありませんでした。

次に、議案第109号は、老朽化した菊池市菊池体育センター及び菊池市勤労青少年ホームの解体に伴い、それぞれの施設の条例を廃止するもので、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第110号の付託分について、主なものを申し上げます。

款2総務費の財産管理費につきましては、生涯学習センター南側の土地を購入するための用地費3,130万円ですが、委員より、出入り口がないのではないかとの質疑に、執行部から、現在の生涯学習センターと隣接する宅地の地権者の方から寄附の申し出があっており、そこを進入路にする計画であるとの答弁がありました。

次に、款8消防費の災害対策費3,634万円については、執行部から、熊本地震による各区への見舞金であり、区長に地震時の状況調査を行い、その報告の結果により見舞金額を算出したとの説明がありました。

委員より、見舞金の支給はいつごろになるのかとの質疑に、要綱等を早急に精査し、来年1月末をめどにお届けしたいとの答弁でした。

次に、議案第121号は、隈府一番地複合施設の指定管理者の指定を行うもので、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第127号ですが、款9教育費の体育施設費1,458万円については、菊池体育センター及び勤労青少年ホームの工事解体費用で、熊本地震の影響により解体の坪単価が上昇したことによる増額との説明でした。また、震災後は、他の体育施設の修復等に追われており、解体工事についてもおくれるおそれがあるため、今年度中の解体が困難であると判断し、繰越明許費に計上しているとのことでした。

最後に、議案第128号は、菊池市新図書館内部の空間製作に伴う業務委託費3億1,914万円ですが、仕様書及び開札情報等を提出していただき調査いたしました。開札の状況ですが、条件付き一般競争入札で行われ、応札業者は1者、落札率は94.98%でありました。

委員より、地元業者では、新図書館の空間製作、菊池川をイメージした本棚、通称ブックリバーの製作はできないかとの質疑に、執行部より、条件付き一般競争入札方式で入札を行ったが、条件を満たし応札したのが株式会社乃村工藝社の1者であった。本来、1者のみの入札ならば、入札を取りやめなければならないが、今回の入札に関しては、特に緊急性が認められること、もしくは特別の技術を要すると判断し、1者であっても入札を取りやめないとしたものであるとの答弁でした。

また、ブックリバーという特殊なデザインにしたことで、将来、修繕等に多額の費用を要するのではないかとの意見がありました。

以上、慎重に審議しました結果、議案第１００号、議案第１０２号、議案第１０３号、議案第１０４号、議案第１０５号、議案第１０９号、議案第１１０号、議案第１２１号、議案第１２７号について、別段討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第１２８号については、委員より、条件付き一般競争入札で行われたが、条件により市内の業者どころか、県内の業者も入札に参加できず、結果１者のみの入札となったことに疑問が残る。緊急性があるためと説明されたが、生涯学習センター建設は計画的に進められており、生涯学習センター建設、本庁舎建設入札の際、整合性に疑問があるとの反対討論があり、採決の結果、賛成多数で可決すべきものと決定しました。

以上、本委員会に付託されました案件の審査の経過及び結果について、ご報告いたします。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおり、ご賛同いただきますようお願い申し上げまして、総務文教常任委員長の報告といたします。

○議長（森 清孝君） 次に、福祉厚生常任委員長、柁原賢一君。

[登壇]

○福祉厚生常任委員長（柁原賢一君） おはようございます。

本定例会で福祉厚生常任委員会に付託されました案件は、条例案４件、予算案５件です。

現地調査を踏まえ、２日間にわたり慎重に審議いたしましたので、委員会における審査の経過及び結果についてご報告申し上げます。

まず、議案第１０１号について、この条例は、菊池市特別養護老人ホームつまごめ荘のあり方、運営形態に関する事項について調査、審議することを目的としている。慎重に検討を重ねていく必要があるため、第三者による外部検討委員会を設置して民意をはかることが肝要であると判断し、本条例の制定を上程するものであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員より、第三次行政改革の中で、民営化の検討を行うと明記してあるが、その明記に至る前段に、総点検という内部検討が行われている。その結論はどのようなものであったのかとの質疑に対し、執行部より、総点検の結果、経営という観点では、民営化という方向性を確認。民営化ありきではなく、それに向けた課題出しと、その具体的な解決策を求め、丁寧に作業を進めることとしているとの答弁がありました。

次に、議案第１０６号について、日本・台湾間の民間租税取り決めに規定された内容の実施に当たり、国内法を整備することとなったため、今回条例改正を行うも

のである。概要としては、市民税で分離課税の特例適用利子の額及び適用配当の額にかかる所得を分離課税するものであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員より、もっとわかりやすく説明していただきたいとの質疑に対し、執行部より、今まで取り決めのあった日本・台湾間の特例適用利子は、条約ではなく、特例法で定めることとなっているため、第20条の2を新たに設けるものであるとの答弁がありました。

次に、議案第107号について、議案第106号にあったとおり、今回、分離課税が定められたため、国民健康保険税の所得割の算定及び軽減判定に用いる総所得金額にこれを含めるという規定を設けるものであるとの説明があり、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第108号について、老朽化により施設を廃止するに当たり、菊池市菊池ふれあいセンター条例を廃止する必要があるため、本条例を制定するものであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員より、菊池市隈府にある菊池ふれあいセンターはかなり老朽化しており、そこで高齢者が活動していくのは危険なため廃止することはないかと思うが、利用者にはどの時点で話し始めているのかとの質疑に対し、執行部より、6月から随時説明を行ってきているとの答弁がありました。

次に、議案第110号中、付託分について、その主なものを申し上げます。

塵芥処理施設費の運転管理業務委託料219万6,000円は、菊池環境保全組合の東部清掃工場が地震により被災したため、泗水地区の可燃ごみをエコ・ヴィレッジ旭で処理したことに伴う増額であるとの説明を受け、質疑を行いました。

委員より、泗水のごみがふえた分、運転業務委託料は上がっているが、燃料代や電気代などは関係あるのかとの質疑に対し、執行部より、歳入のほうでは燃料代等も見込んだ全ての経費を算定し、環境保全組合からいただいているとの答弁がありました。

高齢者福祉費の地域介護・福祉空間整備等補助金114万4,000円について、委員より、おおよその年間の金額や次年度の計画はあるのかとの質疑に対し、執行部より、国の予算が決められた後に募集が行われることになっており、今年度分については、1事業所当たりの上限は92万7,000円で、それ以上は手出しが必要となる。それぞれの事業所の意向によるため、今後は何件であるという予想はつかないとの答弁がありました。

委員より、歳入で民生費国庫負担金の助産施設措置費国庫負担金25万円について、10月に助産施設入所の申し込みがあったことによる負担金とのことだが、もう少し詳しく説明してほしいとの質疑に対し、執行部より、経済的な理由により、

世帯全員が非課税または生活保護の家庭の方に限り、助産施設の補助を受けて出産するという制度であるとの答弁がありました。

次に、議案第１１１号ですが、一般被保険者にかかる療養給付費及び高額療養費の増に伴う増額が主なものであり、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第１１２号ですが、平成２７年度の保険料還付金が確定したことによる増額補正が主なものであり、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第１１３号ですが、地域支援事業の総合事業負担金の増額と前年度の事業費確定に伴い国・県への返納金が発生したことによる増額補正が主なものであり、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第１１８号について、４月の人事異動に伴う人件費の減額が主なものであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員より、現在、つまごめ荘で人手の不足等はあるのかとの質疑に対し、執行部より、嘱託職員４５名分の予算に対して、現在４２名の雇用があっている。毎年募集はかけているが、申し込みは少ない状況である。現在のところ、どうにか回っている状況であるとの答弁がありました。

以上、慎重審議しました結果、議案第１０１号、議案第１０８号、議案第１１０号、議案第１１１号を除く、議案第１０６号、議案第１０７号、議案第１１２号、議案第１１３号及び議案第１１８号については、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、討論のありました議案第１０１号について申し上げます。

本検討委員は６名で構成するとなっているが、市民の代表、利用者の代表があわせて２名というのは少な過ぎる。提案されている構成では、その市民の立場での議論は保障されないと考える。また、これまでの検討が、民営化ありきで進められていると強く感じており、その流れでの本検討委員会の設置であると強く危惧するのと反対討論がありました。また、県内の施設もほぼ民間で運営されており、きちんと運営形態を検証すべきである。まずは検討委員会をつくって、この６名によって、しっかりとあり方、運営形態を議論してもらいたいとの賛成討論がありました。

採決の結果、賛成多数により可決すべきものと決定しました。

次に、討論のありました議案第１０８号について申し上げます。

現在の老朽化した施設を利用し続けることには賛成できないが、そのことを理由に、介護予防としての取り組みを打ち切ることはサービスの後退である。市の行う事業として継続することを前提に施設の代替、受け皿を考えるべきであるとの反対討論がありました。また、施設も老朽化しており、今回の地震で被害を受けている状況では、施設の使用不可能である。利用者が５，０００人からいる中で、市はそ

これらの利用者に対し、受け皿となるいろんな場所を提案し、これから話していくものと考えたとの賛成討論がありました。

採決の結果、賛成多数により可決すべきものと決定しました。

次に、討論のありました議案第１１０号について申し上げます。

福祉や子育て応援の予算が反映していることは評価できるものの、問題と課題を抱えるマイナンバーカード関連予算を含む予算には賛成できないとの反対討論がありました。また、質疑も十分にできており、執行することに何ら問題はないとの賛成討論がありました。

採決の結果、賛成多数により可決すべきものと決定しました。

次に、討論のありました議案第１１１号について申し上げます。

一般会計補正予算同様、マイナンバーカード関連の予算が計上されているため反対であるとの反対討論がありました。また、十分に質疑もしており、予算の執行について問題はないとの賛成討論がありました。

採決の結果、賛成多数により可決すべきものと決定しました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおり、ご賛同いただきますようお願い申し上げまして、福祉厚生常任委員長の報告といたします。

○議長（森 清孝君） 次に、経済建設常任委員長、岡崎俊裕君。

[登壇]

○経済建設常任委員長（岡崎俊裕君） おはようございます。

経済建設常任委員会に付託されました案件は、予算案６件、議決案１件の７案件です。

現地調査も踏まえ、慎重に審議をいたしましたので、委員会における審査の経過及び結果についてご報告を申し上げます。

初めに、議案第１１０号中付託分について、その主なものを申し上げます。

農林水産災害復旧費の被災農業者向け経営体育成支援事業補助金８億４，２４０万円については、熊本地震で被災した農業者に対し、農産物の生産に必要な施設等の復旧について緊急的に支援を行うもので、畜舎等が１１８件、農業用倉庫等が１５３件の復旧を予定しているとの説明を受け、質疑を行いました。

委員より、農林災害復旧費については毎回補正が上がっているが、今後もまだ続くのか、見通しはどうかとの質疑に対し、執行部より、年度内の申請分は今回で終わりだと思えるが、まだ新年度に申請される可能性はあるとの答弁がありました。さらに委員より、申請の期限はあるのかとの質疑に対し、執行部より、年度内に完了してもらうのが基本であるが、業者が不足していることや、どうしても申請が間に合わない場合、新年度でも若干認められるとの答弁がありました。

農地費の花房地区創設用地造成工事設計業務委託料972万円については、花房中部2期地区畑地帯総合整備事業の創設換地等による用地の造成工事設計業務委託であるとの説明を受け、質疑を行いました。

委員より、育苗関連の企業とは進出協定に向けて順調に進んでいるのかとの質疑に対し、執行部より、県の紹介でもあり順調に進められているとの答弁がありました。

商工業振興費の中小企業災害復旧融資利子補給500万円については、従来の利子補給に加えて、災害復旧のための融資制度に対応した利子補給を行い、熊本地震からの復興を加速させるため計上するものとの説明を受け、質疑を行いました。

委員より、商工会を通して行うのかとの質疑に対し、執行部より、商工会会員のみならず、会員以外の方も商工会を通じて行うようにしており、市全体の企業の災害復旧対応をできるように準備したいとの答弁がありました。

歳入において農林水産業費補助金の用地転換促進事業補助金6万3,000円については、長年耕作放棄され現況が森林原野化し、農地への復元が困難となった農地を、非農地化するための現地調査等に対する県からの補助金であるとの説明を受け、質疑を行いました。

委員より、非農地化は年々進んでいるのかとの質疑に対し、執行部より、耕作放棄地は中山間地を中心に年々ふえている。農地パトロール等で調査し、10年、20年と耕作放棄されて、農地に復元することも困難で、もし復元しても耕作する農業者がいないところは、国で非農地化を推進しており、本市農業委員会も非農地化の取り組みを始めたとの答弁がありました。また、委員より、非農地化によって誰でも土地を購入でき、いろんな用途に有効利用できるよう進めてほしいとの意見がありました。

公共土木施設災害復旧費の工事請負費2億2,131万4,000円の減額については、杉生阿蘇線の原形復旧で3億2,000万円を見込んでいたが、1億4,000万円ほどで終わるため、工事残が1億8,200万円ほど減額になる。また、斑蛇口穴川線で隣接の山林からの落石があり、施工予定であったが、地権者と相談したが了承が得られず工事を断念し減額するものとの説明を受け、質疑を行いました。

委員より、斑蛇口穴川線において、復旧工事の許可が地主から得られないとのことだが、仮に市道を車で走行中に落石があり、事故が起きたときの管理瑕疵はどのようなになるのかとの質疑に対し、執行部より、地主と市道の管理者である市と両方に責任があるとの答弁がありました。さらに委員より、市は市道の総延長に対して保険に入っていると思うが、地主には補償について説明しているのかとの質疑に対

し、執行部より、十分説明している。地主には出費もなく、工事は市で行わせてもらい、ただ用地について寄附をお願いしたいと話しているが、了承が得られない。そのため道路を通行どめとして、対策を検討しているとの答弁がありました。

公園費の工事請負費 290 万 3,000 円の主なものについて、松島緑化公園水道管布設工事は、当初、松島緑化公園へ七城南部浄化センターの水源地から供給している水道管の老朽化に伴い、今年度修繕をする計画であった。また一方で、七城松島区で松島区水源地の硝酸性窒素濃度が高い状態が続いており、松島区から南部浄化センターの水源を利用させてほしいとの要望があった。そこで松島区と協議し、松島区が公園の水道管からの接続と管理を行い、当初修繕予定であった水源地から公園までの現行の 30 ミリの水道管では水圧・水量がともに足りないため、50 ミリの水道管に布設替えを行うものとの説明を受け、質疑を行いました。

委員より、松島区の住民が地下水問題で苦勞されている。南部浄化センターの水源地から水を引くことで経費がかからない状態で回復できると思うので、早急な対応をお願いしたいとの意見に対し、執行部より、協定を結ぶよう準備を進めており、その中で使用料は従来どおり電気代として 5,000 円程度負担していただくことで協議されているとの答弁がありました。

次に、議案第 114 号、議案第 115 号、議案第 116 号、議案第 117 号については、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第 119 号において、委員より、熊本地震により漏水が多発したということだが、水道管等の設備に対する保険はないのかとの質疑に対し、執行部より、管の保険については、最低 30 万円を超えるものでないと保険が適用されず、本市における修繕は平均 10 万円程度であり、また、保険加入時点で漏水の可能性があるものについては加入できないため、保険加入はしていないとの答弁がありました。

次に、議案第 120 号については、ふるさと創生市民広場の管理について、指定の期間を平成 29 年度及び 30 年度の市民広場再整備事業の期間としているため、今回は非公募により、現在の菊池温泉観光旅館協同組合を指定管理者として指定するものとの説明があり、特に質疑はありませんでした。

以上、慎重審議しました結果、議案第 110 号を除く、議案第 114 号から議案第 117 号まで及び議案第 119 号並びに議案第 120 号については、別段討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

また、討論がありました議案第 110 号について申し上げます。

公営住宅ストック総合改善事業等、地震の影響で資材の高騰や人手不足等を考えると、繰越明許費等を利用しながら、優先順位をつけて順次取り組んでほしい。ただし、中小企業振興基本条例に鑑み、極力地元への発注をお願いしたいとの賛成討

論があり、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおり、ご賛同いただきますようお願いを申し上げまして、経済建設常任委員長の報告を終わります。

○議長（森 清孝君） 以上で各常任委員長の報告を終わります。

ただいまの各常任委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 清孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第100号から議案第121号まで及び議案第127号、議案第128号について討論はありませんか。

東奈津子さん。

〔登壇〕

○2番（東 奈津子さん） 皆さんおはようございます。議席番号2番、日本共産党、東奈津子です。

議案第100号、第101号、第102号、第105号、第108号、第110号、第111号について、反対の立場から討論を行います。

まず、議案第100号、菊池市債権管理条例の制定についてです。

今回の条例の制定によって債権が一元化され、担当課の個々の徴収努力に任されている現状から徴収が強化されることは間違いありません。公正公平な徴収業務を行うことは重要です。しかし、本会議の質疑で、全てのものに適用するとの答弁があったように、福祉的な要素がある分野への延滞金賦課が可能となったり、奨学金返済の滞納に対しても強制執行が可能となるなど、市民の暮らしを顧みない条例の制定です。

今、地方自治体に必要なことは、厳しい生活でも頑張っている市民を見捨てるのではなく、返済が困っている市民の相談に乗り、暮らしを立て直す援助です。

以上の理由から、反対とします。

次に、第101号、菊池市特別養護老人ホームあり方検討委員会条例の制定についてです。

反対の理由は二つです。

一つは、本検討委員会の構成の問題です。合計6名となっていますが、専門家を初め多方面からの参加となっていますが、これだけ重要な問題を検討するメンバーが、一番重要な市民の代表、利用者の代表があわせて2名というのは余りにも少な過ぎます。ここでの議論の内容は、最終的な結論を出す上での重要な要素となることは間違いありません。人数が多いと意見がまとまらないとの意見もありますが、事は地域における介護サービス提供のかなめとなる直営での特養のこれからのあり

方を決める会議です。意見を期日までに集約していくことはもちろん大事ですが、それ以上に重視しなければならないのは議論の過程ではないでしょうか。多くの市民の立場での意見がいかに関与され議論されるか、この点こそが外部検討委員会では求められているのではないのでしょうか。この点に照らせば、提案されています構成ではその議論は保障されません。下手をすると、議論をしたとのとりあえずの実績をつくるだけになりかねません。

反対の理由の二つ目は、本会議での私の質疑では、民営化ありきの検討委員会ではないとの答弁でしたが、この間の検討が民営化ありきで進められていることを強く感じており、その流れでの本検討委員会の設置であると危惧するからであります。

民営化は介護福祉事業に対する自治体の責任放棄です。公立だからこそ、介護の拠点として民間施設との連携や、サービス水準引き上げに貢献する役割を果たすことができます。また、民営化されることで、重度の方への対応がなおざりになることが危惧されます。

以上の理由から、議案第101号には反対とします。

次に、第102号、菊池市立泗水幼稚園移譲先事業者選定委員会条例の制定についてです。

行革の名で進められてきたコスト削減が目的の民営化に反対する立場から、本条例の制定には反対であります。

次に、第105号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

これは第101号並びに第102号に反対する立場から、その設置を前提とした条例改正には反対であります。

次に、第108号、菊池市菊池ふれあいセンター条例を廃止する条例の制定についてです。

現在の老朽化した施設を使用し続けることにはもちろん賛成はできません。しかし、そのことを理由に、これまで市の責任で予算もつけて、介護予防の取り組みとして行ってきたその事業を打ち切るとはサービスの後退です。市の行う事業として継続することを前提に施設の代替を、受け皿を考えるべきではないでしょうか。サービスの後退となる本条例には賛成することはできません。

次に、第110号、平成28年度菊池市一般会計補正予算についてです。

今回の補正予算は、障がいを持つ子どもさんの支援充実の予算や、公立保育園の改修費、育成クラブの増築予算など、福祉や子育て応援の予算が反映していることは評価できますし、その点では速やかに執行されるべきであると思います。

しかし、反対する理由は、本予算にマイナンバー関連予算が含まれている点です。

この問題については、今までもる述べてきましたので繰り返しません、問題と課題を抱えるマイナンバー関連予算を含む予算には賛成することはできません。

次に、第111号、平成28年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算についてです。

理由は、補正予算同様、マイナンバー関連予算が計上されている点です。

以上で、議案第100号から第102号、議案第105号、第108号、第110号から第111号までの反対討論とします。

○議長（森 清孝君） ただいま議案第100号、議案第101号、議案第102号、議案第105号、議案第108号、議案第110号、議案第111号に対する反対討論がありました。

議案第100号、議案第101号、議案第102号、議案第105号、議案第108号、議案第110号、議案第111号について、賛成者の発言を許します。

賛成の方はいらっしゃいませんか、討論。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 清孝君） 次に、議案第100号、議案第101号、議案第102号、議案第105号、議案第108号、議案第110号、議案第111号について、ほかに討論はありませんか。

猿渡美智子さん。

〔登壇〕

○6番（猿渡美智子さん） おはようございます。猿渡です。

議案第101号、菊池市特別養護老人ホームあり方検討委員会条例について、反対の立場から討論します。

私は、民間の高齢者福祉施設に勤務したことがありますので、民間には民間のよさがあることも、厳しい状況の中にあっても志高く頑張っておられることも認識しております。

しかし、公設には公設の役割があると考えています。それはいかに経済的な困難さを抱えていようと、いかに家族の状況が厳しかろうと、本人にいかなる課題があろうと、介護の必要性がある方を受け入れていく、緊急性が高い場合は特別の措置をもって迅速に対応していくということです。

今後、そのようなケースがふえていくであろうことは十分に予想されます。最後のセーフティーネットとも言える公設の特別養護老人ホームが財政論で切り捨てられていくことには反対です。

また、つまごめ荘の総点検結果を見ますと、つまごめ荘の人件費比率が、社会福祉法人が設置している特別養護老人ホームと比べて高いことも、また問題の一つと

されています。しかし、処遇を改善していくことなしに、介護職員の確保が困難であることは言われ続けていることでもあります。処遇改善の道筋が見えずして、介護のあしたがあるようには思えません。ここにも公設のモデルケースとしての役割があるのではないかと考えます。

提案されたあり方検討委員会は、民営化ありきではないと言われるものの、民営化という終点にたどり着くための通過点になっているのではないかと感じています。6人の委員も少なく、もっと広く市民の意見を聞いていくべきです。

以上の理由をもって、議案第101号の菊池市特別養護老人ホームあり方検討委員会条例に反対をいたします。

○議長（森 清孝君） ほかに討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 清孝君） これで議案第100号、議案第101号、議案第102号、議案第105号、議案第108号、議案第110号、議案第111号に対する討論を終わります。

ほかに討論はありませんか。

平直樹君。

〔登壇〕

○1番（平 直樹君） 議案第128号、業務委託契約の締結について、反対の立場から討論を行います。

1点目、条件付きの一般競争入札で行われまして、その条件にそもそも菊池市内の業者の方が入札に入れないばかりか、せめて市内業者の方が下請で入れるかもしれない県内の業者でさえ入れない条件で行われております。

総務文教常任委員会内での説明では、今回のデザインになるとなった段階で、既に市内業者での発注は難しいという認識がありながら、議会へは菊池川をイメージしたデザインですとだけの説明であったということ。せめてこの事業くらいは菊池市内の業者に受注してほしいと考えていた我々議員とは正反対の考え方であります。なぜ執行部は市内業者の方に仕事をしていただけるように智恵を出さないのか。その土俵にさえ上がることが許さなかったそのやり方に、菊池市議会議員としてだけでなく、建築業界に身を置く者としても、納税をしている市民としても疑問が残る点。

2点目に、提案理由の中で緊急性を要するとのことでありましたが、生涯学習センターは、何もきのうきょう建ち始めたわけではなく、計画的に進められています。

さらに、現在行われている本工事建設の際の入札時、1者入札のみとして再入札を行っている経緯を考えると、その整合性もとれず、単に執行部の仕事の段取りに

問題があると言わざるを得ない点。

3点目、さらに特殊性を強調されておられますが、であるならば、完成後、修理やメンテナンスなど長くやっていく必要があることは当然想定され、その際の対応やコスト面に不安、さらに疑問が残る点。

以上、3点の理由から反対といたします。

加えて、議員の皆様にお伝えいたします。委員会内での審議の際、委員からもし否決となった場合、どれぐらいオープンが延びるのかとの問いに、執行部から、最長で1年程度であるとの答弁がありました。この答弁を受けて、委員会内では大きく賛成と流れが傾きました。ですが、よく考えていただきたいのです。我々議会はチェック機関であり、議決機関です。議会が否決したからオープンが1年延びたと表面的なことを市民に言われるのを不安がるのではなく、きちんとチェック機能を果たしたからこそ価値ある結果を出したと市民に伝えるいいチャンスだと捉えていただきたいのです。市内業者が入札にすら入れなかった今回の議案が、議会がオーケーをしたと言われるのもまた必至です。是は是、非は非です。

そもそも、議会も、執行部も、できない理由を並べ立てるのではなく、ともにどうやったら菊池市の地場産業発展のためになるのかという智恵を出すことにエネルギーを使うべきだと考えます。

どうぞ市民の代表であられる議員の皆様の良識ある判断をお願いして、反対討論といたします。

○議長（森 清孝君） ただいま議案第128号に対する反対討論がありました。

議案第128号に対する賛成者の発言を許します。

討論はありませんか、賛成討論。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 清孝君） ほかに討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 清孝君） これで議案第128号に対する討論を終わります。

ほかに討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 清孝君） これで討論を終わります。

ただいま反対討論がありました議案第100号、議案第101号、議案第102号、議案第105号、議案第108号、議案第110号、議案第111号、議案第128号を除き、一括採決します。

お諮りします。議案第103号、議案第104号、議案第106号、議案第107号、議案第109号、議案第112号から議案第121号まで及び議案第127

号の以上１６案件については、各常任委員長の報告は原案のとおり可決であります。
各常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 清孝君） ご異議なしと認めます。よって、以上１６案件については、各常任委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

次に、討論がありました議案第１００号、議案第１０１号、議案第１０２号、議案第１０５号、議案第１０８号、議案第１１０号、議案第１１１号、議案第１２８号については、起立により採決します。

お諮りします。議案第１００号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（森 清孝君） 起立多数です。よって、議案第１００号は原案のとおり可決することに決定しました。

お諮りします。議案第１０１号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（森 清孝君） 起立多数です。よって、議案第１０１号は原案のとおり可決することに決定しました。

お諮りします。議案第１０２号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（森 清孝君） 起立多数です。よって、議案第１０２号は原案のとおり可決することに決定しました。

お諮りします。議案第１０５号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（森 清孝君） 起立多数です。よって、議案第１０５号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、お諮りします。議案第１０８号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（森 清孝君） 起立多数です。よって、議案第１０８号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、お諮りします。議案第１１０号について、原案のとおり可決することに賛

成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(森 清孝君) 起立多数です。よって、議案第110号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、お諮りします。議案第111号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(森 清孝君) 起立多数です。よって、議案第111号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、お諮りします。議案第128号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(森 清孝君) 起立多数です。よって、議案第128号は原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第2 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

○議長(森 清孝君) 次に、日程第2、委員会の閉会中の継続審査並びに調査についてを議題とします。

総務文教常任委員会

- 1 一般行財政、企画開発、地域振興、情報処理、防災、教育等に関する諸問題の調査について

福祉厚生常任委員会

- 1 福祉、環境、市税、健康管理、地籍調査等に関する諸問題の調査について

経済建設常任委員会

- 1 農政、林業、商工振興、観光振興等に関する諸問題の調査について
- 2 土木、都市計画、公共下水道、水道等に関する諸問題の調査について

議会運営委員会

- 1 議会運営等に関する諸問題の調査について

議会広報特別委員会

- 1 議会広報に関すること

企業誘致促進特別委員会

- 1 企業誘致に関すること

議会改革検討特別委員会

1 議会改革に関すること

熊本地震からの復旧・復興特別委員会

1 熊本地震からの復旧・復興に関すること

議会運営委員長及び各常任委員長並びに特別委員長から所管事務調査事項について、議席に配付の閉会中の継続審査並びに調査申し出一覧表のとおり申し出がっております。

お諮りします。議会運営委員長及び各常任委員長並びに特別委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 清孝君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員長及び各常任委員長並びに特別委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査とすることに決定しました。



追加日程第1 議員提出議案第1号 上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（森 清孝君） 次に、追加日程第1、議員提出議案第1号を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

城典臣君。

〔登壇〕

○11番（城 典臣君） おはようございます。菊池市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、議員提出議案第1号について、提出理由を申し上げます。

議員提出議案をごらんください。

本市議会の予算決算の審査を充実させるため、菊池市議会委員会条例の一部を改正するものであります。

地方自治法第112条及び菊池市議会会議規則第14条第2項の規定により、議会運営委員会より提出します。

新旧対照表をごらんください。

右の改正でございます。第2条第2項に、新たに（4）としまして、予算決算常任委員会19名を加えるものです。

議案に戻っていただきまして、附則で、この条例の施行は公布の日からとなっております。

議員各位におかれましては、速やかにご賛同を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（森 清孝君） 以上で説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 清孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議員提出議案第1号については、会議規則第37条第2項の規定によって委員会付託を省略し、引き続き審議をします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 清孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。

お諮りします。議員提出議案第1号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 清孝君） 異議なしと認めます。よって、議員提出議案第1号は原案のとおり可決することに決定しました。

○

追加日程第2 意見書案第4号 上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（森 清孝君） 次に、追加日程第2、意見書案第4号を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

城典臣君。

〔登壇〕

○11番（城 典臣君） 意見書案第4号、地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書について、提案理由を申し上げます。意見書案をご覧ください。

地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書

地方創生が、我が国の将来にとって重要な政治課題となり、その実現に向け大きな責任を有する地方議会の果たすべき役割は、ますます重要となっている。

このような状況の中、地方議会議員は、これまで以上に地方行政の広範かつ専門的な諸課題について住民の意向をくみとり、的確に執行機関の監視や政策提言等を行うことが求められている。

また、地方議会議員は、議会活動のほか地域における住民ニーズの把握等様々な議員活動を行っており、近年においては、都市部を中心に専門化が進んでいる状況にある。

一方で、統一地方選挙の結果をみると、投票率が低下傾向にあるとともに無投票当選者の割合が高くなるなど、住民の関心の低さや地方議会議員のなり手不足が深

刻な問題となっている。

よって、国民の幅広い層からの政治参加や地方議会における人材確保の観点から、地方議会議員の厚生年金加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月22日

熊本県菊池市議会議長 森 清 孝

衆議院議長	大 島 理 森 様
参議院議長	伊 達 忠 一 様
内閣総理大臣	安 倍 晋 三 様
総務大臣	高 市 早 苗 様
厚生労働大臣	塩 崎 恭 久 様

別紙意見書案を菊池市議会会議規則第14条第2項の規定により議会運営委員会より提出します。

提案理由であります。意見書に記載のとおりですが、地方議会の選挙において、投票率が低下傾向にあるとともに無投票当選者の割合が高くなるなど、住民の関心の低さや地方議会議員のなり手不足が深刻な問題となっております。

国民の幅広い層から政治参加や地方議会における人材確保の視点から、地方議会議員の厚生年金加入のための法整備を早急に実現するように要望するものであります。

提出先及び意見書につきましては、お手元の資料に記載のとおりでございます。

議員各位におかれましては、意見書の趣旨にご賛同いただきますようお願い申し上げます。提案理由といたします。

○議長（森 清孝君） 以上で説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 清孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

意見書案第4号については、会議規則第37条第2項の規定によって委員会付託を省略し、引き続き審議をします。

これから討論を行います。討論はありますか。

東奈津子さん。

[登壇]

○2番（東 奈津子さん） 議席番号2番、日本共産党、東奈津子です。

意見書案第4号、地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書について、反対の立場から討論を行います。

意見書案には、議員のなり手不足が述べられています。確かにこの問題の解決に取り組むことは市民にとっても重要な問題です。しかし、この問題の本質にあるのは、社会保障制度、年金制度そのものの矛盾です。相次ぐ年金制度の改悪で、基礎年金が安過ぎて生活できないことが根本問題です。

折しも、先日閉会した国会では、年金カット法なるものが強行可決をされました。政治家であるならば、この矛盾を取り除くためにこそ声を上げるべきではないでしょうか。地方議員が厚生年金に加入すれば、保険料の半分は税金での負担となり、市民への負担へとつながります。この厳しい暮らしの現状で、市民へのさらなる負担につながるものには賛成できません。

以上の理由から、意見書第4号、地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書についての反対討論とします。

○議長（森 清孝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。賛成討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（森 清孝君） ほかに討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（森 清孝君） これで討論を終わります。

これより採決します。

お諮りします。意見書案第4号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（森 清孝君） 起立多数です。よって、意見書案第4号は原案のとおり可決することに決定しました。

○

追加日程第3 議事第8号 予算決算常任委員会委員の選任について

○議長（森 清孝君） 次に、追加日程第3、議事第8号、予算決算常任委員会委員の選任についてを議題とします。

予算決算常任委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配布しています予算決算常任委員会名簿のとおり指名します。

予算決算常任委員会名簿

平 直樹	東 奈津子	坂本 道博	水上 隆光
出口 一生	猿渡美智子	松岡 譲	荒木 崇之
柁原 賢一	工藤圭一郎	城 典臣	大賀 慶一
岡崎 俊裕	水上 彰澄	泉田栄一郎	樋口 正博
木下 雄二	山瀬 義也	境 和則	

○議長（森 清孝君） ここで、委員会条例第9条第2項の規定に基づき、予算決算常任委員会正副委員長互選のため、暫時休憩します。

○

閉会 午前10時56分

開議 午前10時57分

○

○議長（森 清孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

委員会条例第9条第2項の規定に基づき、予算決算常任委員会の正副委員長の互選の結果を報告します。

委員長、大賀慶一君。副委員長、工藤圭一郎君。

以上です。

○

○議長（森 清孝君） 予算及び決算については、予算決算常任委員長から閉会中の継続審査並びに調査の申し出がありますので、閉会中も継続審査とすることにし
たいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 清孝君） 異議なしと認めます。

予算及び決算については、予算決算常任委員会に付託の上、閉会中も継続審査とすることに決定しました。

以上をもって本日の議事日程は全部終了し、今定例会に付議されました事件は全て議了しました。

これをもちまして、平成28年第4回菊池市議会定例会を閉会します。

全員起立をお願いします。

（全員起立）

お疲れさまでした。

○

閉会 午前10時58分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

菊池市議会議長 森 清 孝

菊池市議会議員 水 上 彰 澄

菊池市議会議員 樋 口 正 博

付 録

平成 2 8 年第 4 回定例会付議事件一覧及び審議結果表

(1 2 月 5 日 ・ 1 2 月 2 2 日 議決)

議 案 番 号	件 名	審議結果
議案第 8 6 号	平成 2 7 年度菊池市一般会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
議案第 8 7 号	平成 2 7 年度菊池市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
議案第 8 8 号	平成 2 7 年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
議案第 8 9 号	平成 2 7 年度菊池市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
議案第 9 0 号	平成 2 7 年度菊池市簡易水道事業等特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
議案第 9 1 号	平成 2 7 年度菊池市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
議案第 9 2 号	平成 2 7 年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
議案第 9 3 号	平成 2 7 年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
議案第 9 4 号	平成 2 7 年度菊池市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
議案第 9 5 号	平成 2 7 年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
議案第 9 6 号	平成 2 7 年度菊池市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	原案可決 ・ 認定
議案第 1 0 0 号	菊池市債権管理条例の制定について	原案可決
議案第 1 0 1 号	菊池市特別養護老人ホームあり方検討委員会条例の制定について	原案可決
議案第 1 0 2 号	菊池市立泗水幼稚園移譲先事業者選定委員会条例の制定について	原案可決
議案第 1 0 3 号	菊池市支所設置条例及び菊池市公告式条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 1 0 4 号	菊池市議会議員及び菊池市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 1 0 5 号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 1 0 6 号	菊池市税条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決

議 案 番 号	件 名	審議結果
議案第 1 0 7 号	菊池市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 1 0 8 号	菊池市菊池ふれあいセンター条例を廃止する条例の制定について	原案可決
議案第 1 0 9 号	菊池市菊池体育センター条例及び菊池市勤労青少年ホーム条例を廃止する条例の制定について	原案可決
議案第 1 1 0 号	平成 2 8 年度菊池市一般会計補正予算（第 8 号）	原案可決
議案第 1 1 1 号	平成 2 8 年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）	原案可決
議案第 1 1 2 号	平成 2 8 年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）	原案可決
議案第 1 1 3 号	平成 2 8 年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）	原案可決
議案第 1 1 4 号	平成 2 8 年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）	原案可決
議案第 1 1 5 号	平成 2 8 年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）	原案可決
議案第 1 1 6 号	平成 2 8 年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第 2 号）	原案可決
議案第 1 1 7 号	平成 2 8 年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）	原案可決
議案第 1 1 8 号	平成 2 8 年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第 1 号）	原案可決
議案第 1 1 9 号	平成 2 8 年度菊池市水道事業会計補正予算（第 3 号）	原案可決
議案第 1 2 0 号	公の施設の指定管理者の指定について	原案可決
議案第 1 2 1 号	公の施設の指定管理者の指定について	原案可決
議案第 1 2 2 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	原案同意
議案第 1 2 3 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	原案同意
議案第 1 2 4 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	原案同意
議案第 1 2 5 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	原案同意

議 案 番 号	件 名	審議結果
議案第 1 2 6 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	原案同意
議案第 1 2 7 号	平成 2 8 年度菊池市一般会計補正予算（第 9 号）	原案可決
議案第 1 2 8 号	業務委託契約の締結について	原案可決
議員提出議案		
議員提出議案第 1 号	菊池市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議 事		
議事第 8 号	予算決算常任委員会委員の選任について	19人選任
意 見 書 案		
意見書案第 4 号	地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書	原案可決
報 告		
報告第 2 2 号	専決処分の報告について（庁用車車両事故）	原案報告